

水経注疏 卷十六

穀水

穀水^(二)は宏^(三)農郡澗池^{べんち}県の南にある^{はんちよう}潘冢林・穀陽谷から流れ出る。
『山海経』^(三)に①「傅山^ふの西に②林があつて^{えんぎやく}潘冢といひ、ここから穀水が流れ出て、東へ流れて洛水へ注ぐ。この中には珉玉^(四)が多い」といふ③。

①中次六経である(五)。

②楊・傅山は『洛水注』に詳しい(六)。

③朱は「珉」を「珉」と作る。『箋』…『山海経』は「珉」に作り、『御覽』の引く『注』は「珉」に作る。
趙・戴は「珉」に改める。

楊…『山海経』郭璞注(七)に「音は堙^い」とあるので、「珉」と作るのが正しい。宋本『御覽』卷六二も「珉」に作り、明本で「珉」と作っているのは誤りである(八)。《以上は『山海経』中次六経の文である。》

今の穀水は千嶠^{ちやう}の東にある馬頭山の穀陽谷を出て①東北に流れ、澗池川を経由する。(この川は)もとの中郷の地である②。

①朱は「千」を「于」に作る。

全・趙は朱と同じ。戴は「千」に改める。

楊・戴が（「千」に）改めたのは正しい。千嶠山は『河水注』に詳しい（九）。班固と郭璞がともに「穀水は穀陽谷より出る」としている。この『注』では「馬頭山」を冠しているが、恐らくは（漢晋より）後にできた名前であろう。故に『地形志』では「北澗池県に馬頭山がある」と記され（一〇）、『元和志』はさらに「穀陽山」に作り、「永寧県の西北五里、穀水の出るところ」という（一一）。今、穀水は澗池県西南の山から出ている。

②『漢志』に「澗池、高帝八年、澗池の中郷の民の税金を免除した」とある（一二）。

漢の景帝の中二（前一四八）年^①、初めて城郭を築いて、一万戸の民を移住させて県とした^②。嶠・眴^{べん}の池にちなんで県名をつけた^③。またあるいは（澗池を）彭池^{ほう}とも呼ぶ。そのため徐広『史記音義』は「眴」はあるいは「彭」に作る^④として、穀水が流れ出るところである^⑤。

①朱は「中」字を削り、誤って「二」を「三」とした。沈炳^{しんへい}異は「中二年である」といつている（一三）。

②楊・『漢志』の文章である（一四）。

③楊・前後漢の澗池県は弘農郡に属したが（一五）、後漢建安年間に移転・廃止された（一六）。北魏が復置して「北澗池」と改称し、澗池郡治とした（一七）。現在の澗池県の北四里に位置する。

④楊・『史記』商君伝の集解(二八)に徐広(二九)を引いて「『瞞』はあるいは『彭』に作る」とある。『史記』六国年表に「商鞅が反乱し、彫とよという地で死んだ」とある(三〇)が、(この「彫地」は)「彭池」の誤りである。『塩鉄論』(三一)に「商鞅は彭池に『困』す」と称している(三二)。

⑤朱は「穀水の処である」とし、全は「水」字の下に「所逕」の二字を増し、孫潜は「出」一字を追加し、趙・戴は(孫潜の)増す案を採用した。

(一) 穀水は現在の澗河。現在の河南省陝州市馬頭山に源を発し、東へ向かって洛陽市付近で洛河へと流れ込む全長一〇四キロメートルの河川である。

(二) 「弘」は清乾隆帝の諱「弘曆」を避けて「宏」に作っている。

(三) 『山海経』中次六経に、「又西一百四十里、曰傅山、無草木、多瑤・碧。厭染之水出于其陽、而南流注于洛、其中多人魚。其西有林焉、名曰墦冢。穀水出焉、而東流注于洛、其中多珣玉」とある。

(四) 『康熙字典』には「玉石の一種」とある。

(五) 底本には「中次六経」とあるが、江蘇本にはない。

(六) 卷一五『洛水注』に、「洛水又東、与厭染之水合、水出峽北傅山大陂。山無草木、其水自陂北流、屈而東南注、世謂之五延水。又東南流、逕宜陽故城東、東南流、注于洛」とある。

(七) 台湾本は「郭注」の前に「山海経」を付す。

(八) 「宋本御覧」から「誤」までを底本は『注』本文扱いとしている。段『校記』は、これは書写の誤りで、楊の疏文とする。それに従う。

(九) 七七頁の注(九) 参照。

(一〇) 『地形志』下に、「澠池郡、領県二、俱利、北澠池。太和十一年置。有馬頭山、俱利城、生耳山」とある。

(一一) 『元和志』卷六永寧県条に、「穀陽山、在県西北五十五里。漢書地理志、穀水出穀陽山」とある。

(一二) 「漢志」から「中郷民」までを底本は『注』文扱いとしている。江蘇本は疏文としており、それに従う。『漢志』上に、「黽池、高帝八年復黽池中郷民」とある。

(一三) 沈炳巽『水経注集釈訂訛』卷一六に、「漢景帝三年」の後に割注で「按漢書地理志、景帝中二年初城、徙万家為県」とある。

(一四) 『漢志』上・弘農県条に、「黽池、高帝八年復黽池中郷民。景帝中二年初城、徙万家為県」とある。

(一五) 『統漢志』一弘農郡条に「黽池、穀水出。有二嶠」とある。

(一六) 『寰宇記』卷五澠池県条に『周地圖記』を引いて「魏賈逵為令時、県理蠡城」とあり、また『郡国県道記』を引いて「漢澠池城、当与澠池水源南北相对。曹魏移于福昌県西六十五里蠡城。後魏初猶属弘農郡」とある。『周地圖記』にある賈逵は『魏志』卷一五賈逵伝に「後拳茂才、除澠池令。高幹之反、張琰将拳兵以応之。逵不知其謀、往

見琰。聞変起、欲還、恐見執、乃為琰画計、如与同謀者、琰信之。時県寄治蠡城、城塹不固、逵從琰求兵修城。諸欲為乱者皆不隱其謀、故逵得尽誅之。遂修城拒琰」とある。これによれば、建安年間に澠池県令として着任した際には県治が蠡城れいに置かれていたとある。『郡国県道記』の記述によれば、この蠡城は前漢景帝の設置した漢臯池城とは異なることから、遅くとも後漢建安年間には県治が移転していたと考えられる。

(一七) 『地形志』上・義州条に「澠池郡、興和中置。領県三、戸一六六、口八二八。北澠池、興和中置。俱利、興和中置。西新安、興和中置」とある。

(一八) 『史記』卷六八商君列伝の集解に「徐広曰、臯、或作彭」とある。なお索隠には「鄭臯池者、時澠池属鄭故也而徐広云、臯或作彭者、按塩鉄論云、商君困於彭池故也」とある。

(一九) 徐広は東莞とうかん姑幕こぼくの人で、東晋から劉宋期の学者。彼の著した『史記音義』はすでに散逸しているが、『史記』三家注のひとつであり、劉宋期に裴駟ばいびが著した『史記集解』には『史記音義』を引用した箇所が数多くみられる。

(二〇) 『史記』卷一五・六国年表に「大荔閉合陽。孝公薨。商君反、死彤地」とある。

(二一) 『塩鉄論』は前漢・桓寛撰。昭帝は始元六(前八一)年に広く民間から賢良・文学の士六〇名を集め、中央政府の官僚と議論させた。その会議の内容を宣帝期に桓寛が編纂したのが本書である。議論の内容が、塩鉄専売制を始めたとした武帝の制定した政策の継続・廃止であったことから、『塩鉄論』と呼ばれる。中央と地方、政府と知識人などの対立状態を反映しており、当時の政治・経済・社会・思想の実態を知ることができる。

(二二)『塩鉄論』卷五毀学に「商鞅困於彭池、呉起之伏王尸」とある。

穀水はさらに東へ向かつて秦・趙二城の南を過ぎる。

朱はこの下に「司馬彪(一)云々」の二二字(司馬彪統漢書曰、赤眉從電池、自利陽南欲赴宜陽者也)があるとし、趙・戴は同じ扱いである。全は下の「故光武」句の上に移した。

楊・全がここに移したのは非常に正しい。これは必ず趙が七校本を見ていないのであって、全(七校本)が偽造ではないことを示している。

世間はこの城を俱利城と呼んだ。言い伝えでは、昔戦国時代に秦と趙が会盟をしたときには、それぞれ別の城に拠った、という。

熊・『地形志』には澠池郡に俱利県があり、北澠池県に俱利城がある。一城に県を置き、一城は別にして北澠池に属させたのであろう。『通典』に、「澠池県には、古の東・西俱利の二城がある(三)。秦の昭王が趙の恵王と会した処で、恐らく秦・趙両国の俱利城をいうのであろう」という。『元和志』には「東城は県西一三里に、西城は県西一四里にある」とある(三)。唐代の澠池県は現在(清代)の県治。

秦王が趙王に瑟を演奏させ、藺相如が秦王に缶を撃たせた所である。

熊・『史記』藺相如伝にみえる(四)。

また馮異は赤眉をこの川^(五)の近くで打ち破った。司馬彪『統漢書』に「赤眉は黽池から動く場合、利陽から南に向かつて宜陽に移動しようとするのである」とある。

朱はこの二二字（司馬彪統漢書曰、赤眉從黽池、自利陽南欲赴宜陽者也）を前の「秦、趙二城南」の下に置いているが、全はこの箇所を選した。

熊…『後漢書』劉盆子伝に「馮異は赤眉を嶠底で大破し、光武帝は宜陽に幸し、兵力を盛んにしてその逃走路で迎え撃った」とある^(六)。また『後漢書』馮異伝に「赤眉を嶠底において大破し、その余衆は東の宜陽に逃げた」とある^(七)。宜陽県は卷一五『洛水注』に詳しい。

そのため光武帝の璽書には「最初は翅^{はね}を溪谷に休めていたが^(一)、ついに黽池で存分に翼を奮うことができた。朝失ったものを^(二)、暮れに収めたというべきである^(八)」^(三)とある。

①熊…『通典』に「永寧県の東北に回溪がある。俗に回坑と呼ばれ、長さ四里、幅二丈、深さ二丈五尺。馮異が（赤眉に）敗れた所である」とある^(九)。また今の県の東北にある。

②朱は「隅」とし、趙は朱と同じである。戴は「隅」に改めた。

熊…明抄本や黄本では「嶠」と作る。

③熊…『後漢書』馮異伝にみえる（一〇）。

- (一) 司馬彪は西晋の皇族で、若い頃から学問を好み、後漢光武帝から献帝に至る後漢王朝の史書を編纂して『続漢書』と号した。劉宋期に范曄の著した『後漢書』には本紀と列伝のみで志部が欠落していたため、北宋期には『続漢書』の志部と合刻されるようになった。志以外は散逸したが、逸文は清・汪文台輯『七家後漢書』に収められる。
- (二) 『通典』卷一七七澠池県条に、「有古東、西俱利二城。即秦昭王与趙惠文王会処。蓋云秦、趙俱利也」とある。
- (三) 『元和志』卷五澠池県条に、「穀水、南去県二百步。東経秦・趙二城、俗謂之俱利城。東城在県西十三里。西城在県西十四里。昔秦趙会於澠池之処」とある。
- (四) 『史記』卷八一藺相如伝に、「秦王使使者告趙王、欲与王為好会於西河外澠池。趙王畏秦、欲毋行。(中略)王許之、遂与秦王会澠池。秦王飲酒酣曰、寡人窃聞趙王好音。請奏瑟。趙王鼓瑟。秦御史前書曰、某年月日、秦王与趙王会飲、令趙王鼓瑟。藺相如前曰、趙王窃聞秦王善為秦声、請奉盆缶秦王、以相娛樂。秦王怒、不許。於是相如前進缶、因跪請秦王。秦王不肯擊缶。相如曰、五步之内、相如請得以頸血濺大王矣。左右欲刃相如、相如張目叱之、左右皆靡。於是秦王不憚、為一擊缶。相如顧召趙御史書曰、某年月日、秦王為趙王擊缶」とある。
- (五) 『後漢書』の記述をまとめると、馮異は「峩底」「黽池」「宜陽」などの近辺で赤眉の軍と戦ったと考えられる。このことからすると、この「川」は河川そのものではなく、自然地理的な単位を指すものと考えられる。「川」については『訳注 渭水篇上』一二八頁、参照。
- (六) 范曄『後漢書』卷一一劉盆子伝に以下のようにある。「明年正月、鄧禹自河北度擊赤眉於湖。禹復敗走赤眉、遂

出関南向。征西大將軍馮異破之於崤底。帝聞、乃自將幸宜陽、盛兵以邀其走路。赤眉忽遇大軍、震驚不知所為。乃遣劉恭乞降、曰、(中略)樊崇乃將盆子及丞相徐宣以下三十余人肉袒降。上所得伝國璽綬、更始七尺宝劍及玉璧各一。

(七) 『後漢書』光武帝紀上に「馮異与赤眉戰於崤底、大破之、余衆南向宜陽、帝自將征之」とあり、『後漢書』卷一七馮異伝に「日昃、賊氣衰、伏兵卒起、衣服相乱、赤眉不復識別、衆遂驚潰。追擊、大破於崤底、降男女八万人。余衆尚十万、東走宜陽降」とある。

(八) 東嶠とうきうと桑榆は地名ではなく、朝と晩を示す。

(九) 『通典』卷一七七永寧県条に「有三崤山。(中略)又有回溪、即馮異敗処、在今県東北、俗名回坑、長四里、濶二丈、深二丈五尺。自漢以前、春秋時、道皆由此県」とある。

(一〇) 『後漢書』卷一七馮異伝に、「璽書勞異曰、赤眉破平、士吏勞苦、始雖垂翅回谿、終能奮翼胆池、可謂失之東隅、収之桑榆。方論功賞、以答大勲」とある。

穀水はまた東へ向かい、土崤どこうの北を過ぎる。

『箋』…孫汝澄は、「土」字は誤りではないか。東西二崤があり、これはあるいは「西崤」に作ったのだろう」といふ。

趙・非である。『玉海』に『呂氏春秋』(一)を引いて「嶠」は九塞の一つとしている(二)。『左伝』に晋が秦の兵を殺で破ったとある(三)。『公羊伝』には「おまえが死ぬのは必ず」殺の壑きんである」とあり(四)、『穀梁伝』には「殺の巖壑の下(で死ぬだろう)」とある(五)。『春秋正義』には「俗に土殺・石殺と称され、道が阨きんされている所は二つの殺の間にある」とある(六)。このように、「土」字は誤りではない。

楊・『河水注』の千嶠山に関する記述の箇所に、「路の山側に石銘があつて、晋太康三年、宏農太守梁柳が旧道を修復した」とある。太嶠以東と西嶠以西は明らかに一嶠ではない」とある(七)。この嶠は東側にあり、いわゆる太嶠はこれを指している。『春秋正義』では「俗に土嶠・石嶠と呼ぶ」と対で挙げており、「土」字は正しい。孫汝澄が「あるいは西嶠に作ったのだろう」というのは、誤って東嶠を西嶠としたのであり、地形を知らない者の言である。詳しくは以下にある。

いわゆる「二嶠」である。

趙は「三嶠」と改めていう・胡渭(八)は、『河水注』で、黄河の右側では嶠水がここに注ぎ込み、水は河南の盤嶠山から出て、東北に流れ出して石嶠水と合流する。(石嶠)水は石嶠山から出ており、山には二陵があつて、それぞれ南陵・北陵と呼ぶ」という(九)。また「河水はまた東へ流れて千嶠水が注ぎ込み、この水は南の千嶠山から導かれる」という(一〇)。つまりこれがいわゆる三嶠山である。『史記正義』には「殺は三殺山であり、洛州永寧県の西北二八里にある」とあり(一一)、『北史』崔宏伝に「三殺は地險しく、人が多く寇劫される」というのは(一二)

ここを指している。

全はまた「二」から「三」に改めていう…二穀は磐嶠・石嶠をいい、三嶠は（前二つに加えて）土嶠をいう。戴は「三」に改めること同じ。

熊・胡渭は卷四『河水注』の磐嶠、石嶠、千嶠を三嶠としているが、すでにこの『注』の「土嶠」を遺している。全は磐嶠、石嶠に土嶠を加えて三嶠としていて、やはり『河水注』の「千嶠」を遺して、どの説もすべてをうまく説明してはいない。『春秋正義』の「俗に土穀、石穀と称され、道が阨されている所は二つの穀の間」という記述に依拠すれば、土穀を『河水注』の石嶠と合わせて「二嶠」としているのである。『元和志』には「二嶠山は又の名を窳釜山きんくわん。永寧県北二八里にある」とあり、『西征記』を引いて「東嶠から西嶠に達するまで三五里。

「東嶠」は長大な坂が数里にわたって続いており、早は峻険にして切り立った谷で、車は並んで通れない。「西嶠」は全て石坂で二里にわたって続き、峻険なことでは東嶠と大差はない」という（二三）。ここでいつている「東嶠」は土嶠、「西嶠」は「石嶠」を指す。盤嶠、千嶠に論究していないのは、恐らく盤嶠、千嶠は土、石二嶠の間に位置し、二嶠を挙げて全体を示したからである。『統漢志』に「電池に二嶠あり」といい（二四）、『後漢書』梁冀伝に「土を盛って山を築き、二嶠に象った」とあり（二五）、班固「西都賦」に「左は函谷・二嶠の阻に扼る」とあり（二六）、張載「叙行賦」に「二嶠の重阻を踰る」とある（二七）。このように古くは二嶠を称したことは歴然とした根拠があり、酈道元はそれに基づいたのである。『地形志』『通典』『新唐志』等が「三嶠」と作るに至っては、『北史』

崔宏伝・『史記正義』と同じで、つまり後世には名称が分出するのである、全・趙・戴が「三」に改めるのは広く考慮していないだけである。東嶠は今の永寧県の北にあり、西嶠は今の陝州の東南にある。

- (一) 『呂氏春秋』卷一三有始には「何謂九塞」とあり、『玉海』に記されている九関が挙げられている。
- (二) 『玉海』卷二四に「呂氏春秋、山有九塞。大汾・冥阨・荆阮・方城・穀(嶠)・井陘・令疵・句注・居庸」とある。
- (三) 『左伝』僖公三三年条に、「夏四月辛巳、敗秦師于穀、獲百里孟明視・西乞術・白乙丙、以歸」とある。
- (四) 『公羊伝』僖公三三年条に「百里子与蹇叔子送其子而戒之曰、爾即死、必於穀之欽巖、是文王之所辟風雨者也、吾將尸爾焉、子揖師而行」とある。
- (五) 『穀梁伝』僖公三三年条に「師行、百里子与蹇叔子送其子而戒之曰、女死、必於穀之巖陰之下。我将屍女於是」とある。
- (六) 『左伝』僖公三三年の正義に「此道見在、穀是山名、俗呼為土穀、石穀。其阨道在兩穀之間、山高而曲、兩山參差、相映其下、兩所不及、故可以辟風雨也」とある。
- (七) 卷四『河水注』に「水南導于千嶠之山、其水北流、纏絡二道。漢建安中、曹公西討巴・漢、惡南路之險、故更開北道。自後行旅、率多從之。今山側附路、有石銘云、晋太康三年、宏農太守梁柳、修復旧道。太嶠以東、西嶠以

西、明非一嶠也」とある。

(八) 胡渭(一六三三〜一七一四)は浙江德清の人。『清一統志』の編纂事業に参加した際に全ての地理書を閲覽した経験を活かし、『禹貢錐指』を著した。その卷一三中之上には「水経注、河水自華陰潼關東北流、(中略)河之右則殺水注之。(水出河南盤殺山、東北流、与石殺水。水出石殺山、山有二陵、南陵夏后臯之墓也、北陵文王所避風雨矣。殺水又北注于河。)又東千嶠之水注焉。(水南導於千嶠之山、北流注于河。河水翼岸夾山、巍峰歧脊、重嶺干霄。按嶠在今河南府永寧県北六十里(下略)」とある。

(九) 卷四『河水注』に、「河之右則嶠水注之。水出河南盤嶠山西北流、水上有梁、俗謂之鴨橋也。歷澗東北流、与石嶠水合。水出石嶠山。山有二陵、南陵、夏后臯之墓也、北陵、文王所避風雨矣」とある。

(一〇) 卷四『河水注』に、「水又東、千嶠之水注焉。水南導于千嶠之山、其水北流、纏絡二道」とある。前注(九)ともに『禹貢錐指』に引かれている。

(一一) 趙氏は「三嶠山」としているが、『史記』卷五五留侯世家の正義には「殺、二殺山也、在洛州永寧県西北二十八里」とある。

(一二) 『北史』卷二一崔宏伝に附す崔寛伝にこの二句がみえる。

(一三) 『元和志』卷五永寧県・二嶠山条に、「二嶠山、又名欽峯山、在県北二十八里。(中略)西征記、(中略)自東嶠至西嶠三十五里。東嶠長坂数里、峻阜絶澗、車不得方軌。西嶠全是石坂十二里、險絶不異東嶠」とある。

(一四) 『続漢志』一 涇池県条に「穀水出。有二嶂」とある。

(一五) 『後漢書』卷三四 梁冀伝に「又広開園囿、採土築山、十里九坂、以象二嶂。深林絶澗、有若自然、奇禽馴獸、飛走其間」とある。

(一六) 『類聚』卷六一 引の班固の「西都賦」に「漢之西都、在乎雍州。左拋函谷二嶂之阻、表以太華終南之山、右界褒斜隴首之險帶、以洪河涇渭之川」とある。

(一七) 『類聚』卷二七 引の張載の「叙行賦」に、「入函谷而長驅、歷新安之鹵阜、行逶迤以登降、涉二嶂之重阻、經欽岑之險巖」とある。

穀水はまた東に向かい、左側（北）で北溪と出会うが、北溪水は北の涇池山から出て、^①東南に流れ、穀水に注ぐ。^②

① 熊・『寰宇記』卷五 涇池県条に「広陽山は涇池県の東北二〇里にあり『元和志』に「五五里」とあるのは誤りである」、また涇池山と名づける」とある。今この川は澗河といい、涇池県の東北に出る。

② 朱は「南」を「西」と誤って作り、全・戴・趙は「南」と改めた。

《楊・大典本・黄本は「南」に作る。》

恐らくは孔安国がいう澗水か^{かん}と疑われる。

『澗水注』を参照(一)。

(一) 卷一五『澗水注』に「孔安国曰、澗水出澗池山。今新安県西北有一水、北出澗池界、東南流、逕新安県而東南流入于穀水」とある。

穀水はまた東へ流れて新安県故城(二)を過ぎる。

楊：前後漢および曹魏では(新安)県は弘農郡に属し、西晋は河南郡に属す。『地形志』には「(東魏の)天平(五三四〜五三七)初年には新安郡に属していた」とある(三)。酈道元の没後にこの城の所属先が変わったはずだが、『地形志』には詳細は記されていない(三)。

南北に(故城)を差し挟んで流れ(四)、西側は崱(山)・黽(池)と接している。昔項羽が西へ向かって秦に入ったとき、降伏した秦兵二〇万をここに埋めた。

楊：『史記』項羽本紀にみられる(五)。

(楚)国が滅亡して自身も滅んだのは当然のことである。

(一) 『紀要』卷四八河南府条に「括地志、秦新安故城今澗池県東二十五里。項羽夜擊坑秦卒二十余万人于新安城南、

蓋在其地」とある。

(二) 『地形志』には六箇所の「新安(郡、県)」が記されるが、楊守敬が挙げているのは卷一〇六中の洛州条である。同条に「新安郡、天平初置。領県三、戸四百九十、口一千九百一十一。新安、二漢属恒農、晋属河南。太和十二年改為郡、十九年復、後属」とある。

(三) 酈道元は東魏天平年間(五三四～五三七)よりも前の北魏孝昌三年(五二七)に死去している。牟發松・毋有江ほか『中国行政区画通史 十六国・北朝卷』下(復旦大学出版社、二〇一七)七〇一頁には東魏の天平初に新安県等の三県で新安郡を置き、武定年間(五四三～五五〇)にも新安県等の三県を領していたが、武定末年には新安郡は西魏の有する所となっており、北齊の洛州は実際にはこの郡を領有していなかったという。

(四) 『水経注集釈訂訛』卷一六は「南」を「故城」に続けて句読している。

(五) 『史記』卷七項羽本紀に「於是楚軍夜擊阬秦卒二十余万人新安城南」とあり、正義が引く『括地志』に「新安故城在洛州澠池県東一十三里、漢新安県城也。即阬秦卒処」とある。

穀水はさらに東へ向かい、千秋亭の南を過ぎる。

楊・『通典』に「澠池県に千秋亭がある」(一)とあり、『寰宇記』に「(千秋)亭は県の東二〇里にある」とある(二)。

この亭は石を重ねて垣と為しており、世間はこれを千秋城と呼んでいた。

朱は「千秋」二字を脱し、趙は（朱と）同じ。全・戴は（二字を）増した。

潘岳「西征賦」に①「亭に千秋の名がついているが、（我が）子には七〇日の期間もなかつた」とあるのは、この亭のことである②。

①『文選』にみえる（三）。

②楊・『御覽』卷一九四に引く潘岳（四）「弱子を傷む」の序に「元康二（二九二）年三月壬寅（一日目）（五）に弱子が生まれ、五月に私が長安に行き、壬寅（六一日目）に新安の千秋亭に宿った。甲辰（六三日目）に幼な子を失い（六）、乙巳（六四日目）に（千秋）亭の東に埋葬した」（七）とある。

（一）『通典』卷一七七澗池県条に「又有千秋亭、晋潘岳於此喪子、有澗水也」とある。

（二）底本は「三十」とあるが、『寰宇記』および江蘇本は「二十」に作る。『寰宇記』卷五澗池県条に「千秋亭、在県東二十里、潘岳喪子之処」とある。

（三）『文選』卷一〇潘岳「西征賦」に「澡孝水而濯纓、嘉美名之在茲。天赤子於新安、坎路側而瘞之。亭有千秋之号、子無七旬之期。雖勉勵於延吳、実潜慟乎余慈」とある。

（四）潘岳は字は安仁、滎陽中牟の人。西晋期の官僚で文学で知られた。詳しくは一八頁注（二二）参照。

(五) 〈日数〉は干支紀日に基づいて三月壬寅の誕生日から起算した日数。

(六) 底本および『文選』(前注(三))では「天」に作り、「わかじに」と訓むこともできるが、『御覽』に引く「傷弱子」によれば「失」とある(次注(七))。

(七) 『御覽』卷一九四亭条に「潘岳傷弱子曰、惟元康二年三月壬寅、弱子生。夏五月、余之長安、壬寅于新安之千秋亭、甲辰而弱子失。越翌旦乙巳、瘞于亭」とある。

また東へ向かつて雍谷溪を過ぎる。

朱は「逕」字の下に「于」字がある。全・趙・戴は削除した。

楊・『通鑑』唐武德三年条の注が『注』のこの箇所を引いているが(二)、「于」字はない。『晋書』河間王顥伝に「南陽王模が、將の梁臣を派遣し、新安雍谷で顥を殺す」とある(三)。

峯を回る道は曲がりくねっており、石路の険しい峡谷である。そのためまた「峽石」と呼ばれる。

楊・三つの「峽石」がある。(イ)『唐書』に「武德三年、行軍総管羅士信が王世充を硤石堡に襲い、これを抜く」とある(三)。これがこの箇所という峽石である。現在の新安県西四〇里にある。(ロ)『晋書』に「永嘉五年、度支校尉魏浚が、流民数百家を率いて河陰の硤石を保持した」とある(四)。『魏書』に「永安二年、爾朱榮が元顥

と対峙し、爾朱兆・賀拔勝に命じて馬渚ばしよの西にある硤石から夜渡河させた」とある(六)。(これも)河陰の硤石であり、現在の孟津もうしん県西にある。(八)『隋志』に「熊耳県に峽石山がある」とあり(七)、『兩唐志』に「峽石県の治所は峽石隴」とあり(八)、これも熊耳の峽石であり、現在の陝州東南にある。(口とハは)いずれもここである。石とは異なる。そのため酈氏は「この地もまた峽石と呼ばれる」といい、孟津・陝州の峽石と区別したのである。穀水は近くを過ぎ、

朱は誤って「晋水」に作る。全・趙は「嶠」に改めるが、これもまた非である。戴は「穀」に改める。

左の方で北川水と合流する。この水には二つの源があり、どちらも北山から導かれ、楊…水は現在の新安県西北にある。

東南へと流れて合流して一つの河川となり、西北から東南へと流れて穀水に入る。

楊…「乾」は西北を、「巽」は東南を指す。ここでは八卦を使って方角を表している。

(一)『通鑑』卷一八八唐武徳三年一〇月条「甲辰、行軍総管羅士信襲王世充硤石堡、拔之」の胡三省注に「水経註、穀水自新安県東流逕千秋亭、又東逕雍谷溪、迴岫縈紆、石路阻峽、故亦有峽石之称」とある。

(二)『晋書』卷五九河間王頔伝に「南陽王模遣將梁臣于新安雍谷、車上扼殺之、並其三子」とある。

(三)底本・江蘇本では「唐書」とあるが、『旧唐書』『新唐書』忠義・羅士信伝では王世充を討った記事はあるが

「千金堡」となっている。『通鑑』（前注（一））の誤りか。

（四）『晋書』卷六三魏浚伝に「永嘉末、与流人数百家東保河陰之硤石」とある。

（五）底本・江蘇本では「灑」だが、『魏書』卷七五爾朱兆伝では「顥」。後者に従つて改める。

（六）江蘇本は「後漢書」とあるが、『魏書』爾朱兆伝に「及元顥之屯於河橋、榮遣兆与賀拔勝等自馬渚西夜渡救百騎、襲擊顥子冠受、擒之」とあり、底本の「後魏書」が正しい。

（七）『隋志』中・熊耳県条に、「又有後魏嶠県、大業初廢入。有二嶠。有天柱山、大頭山、硤石山、谷水」とある。

（八）『旧唐書』地理志「峡石県条に、「隋嶠県。義寧二年省。武徳元年、復置。二年、割属函州。三年、自石隲移治鴨橋。八年、改属陕州。十四年、移治峡石隲、因改為峡石県」とある。また『新唐志』二峡石県条に「本嶠、義寧二年省、武徳元年復置。貞観一四年移治峡石塢、因更名」とある。

穀水はさらに東へ向かつて欠門山を過ぎる。

熊…『隋志』に「新安県に欠門山がある」とあり（一）、『朝野僉載』（三）には「開元八年、契丹が反乱を起こし、関中の兵は営州府を救うために澠池の欠門に至った」とある（三）。つまり（この欠門）山は唐代に改めて澠池に属していた。『金志』に「新安に闕門山がある」と称しており（四）、『明志』には「新安の西に欠門山がある」とある（五）。

現在の新安県西三〇里にある。

(両側に山が迫つて、) その山阜の接していないところは一里あまりであり、

熊…『御覽』卷四二が引くこの箇所では「二里」に作る(六)。

そのためこの(欠門という)名が付けられたのである。二つの壁は高さを競い、険しさは分かちがたく、西を見れば双阜がみえ、右側は砥石のように平らな地がみえる。

朱は「始低」に作る。『箋』…謝兆申は、一本には「如砥」に作るという。

全・趙、戴は改める。

《熊…孫潜校本は「砥」に作る》

穀水は欠門から東へ向かい、

朱は「缺(欠)」字がない。『箋』…李克家(七)は、「自」字の下に「缺(欠)」字が脱しているを疑う(八)。

全・趙はこれに依拠して「缺(欠)」字を(追加した)。

広陽川水がこれに注ぎ込む。水は広陽の北山から出ている。

熊…(広陽川) 水は現在の新安県西北にあり、世間では穀水と呼ばれている。

東南に流れて穀(水)に注ぎ込む。南に微山を望むが、

熊…(微) 山は現在の新安県西南にある。

雲と山の峰が互いに入り混じり、見分けがつかない。

(一) 『隋志』中・新安県条に「後周置中州及東垣県、州尋廢。開皇十六年置穀州、仁壽四年州廢、又廢新安入東垣。大業初改名新安。有治官。有驪山・強山・欠門山・孝水・澗水・金谷水」とある。

(二) 『朝野僉載』は唐・張鷟撰。唐代朝野の見聞を記した隨筆集で、主に則天武后の事績を記しており、当時の社会に関する具体的記述が多いとされている。

(三) 『太平広記』卷一四〇所引『朝野僉載』に、「開元八年、契丹叛、関中兵救營府、至澗池欠門、營於穀水側。夜半水漲、漂二万余人」とある。『旧唐書』卷一九九下・北狄伝・契丹条によると、開元八年に契丹の大臣可突于がその主を攻め殺し、營府は「震恐した」という。

(四) 『金志』中・新安県条に「新安有關門山・長石山、金水・谷水・陂水」とある。闕門山に関しては、『清一統志』にも、「東曰青龍、西曰鳳凰、両山相對如闕、謂之闕門、俗亦曰鉄門」とある。現在の新安県と澗池県の境界付近に位置する鉄門鎮付近（現義馬市南東四キロメートルの郭莊村付近）が該当するか。この鉄門鎮は西から東へ流れる澗河が北から流れる洪陽河と合流する地点に位置する。

(五) 『明志』三・新安県条に「新安、府西。西有欠門山。北有大河。又南有澗水、穀水自北流入焉。東有慈澗水、亦流入穀水。又有函谷新関」とある。

(六) 『御覽』卷四二欠門山条に、「注水経曰、欠門山、山阜之不相接者一里、故得名。二壁争高、升聳相乱是也」と

ある。

(七) 李克家は『注』の校訂を行い、『箋』の作成に協力した。

(八) 底本では「自下疑疑脱欠字」に作るが、「疑」字が重複しており、一字を消している。

穀水はまた白超壘(一)の南を過ぎる。

『箋』…「白超」の字は誤りで、「白起」に作るべきである。

趙…『箋』は正しくない。『元和志』(二)に「白超故城、一名は白超壘、一名は白超塢。漢末に黃巾の賊が起こると、白超がこれを築いて自守した」とある。『周書』魏元伝(三)には「白超防主に除せられた」とある。また隋の韓擒虎が嘗て白超防主であったことが、その碑文にみえる(四)。おそらく南北に兵を阻むときには、常に戍鎮であったのであろう。

戴延之の『西征記』(五)に、「次に白超壘に至る。函谷を去ること一五里のところ^①にあり、大道にあたって壘が築かれている。左右に山があつて(この壘を)挟んで立ち^②、(その間は)相去ること百余歩で、道はその間から出ている」といふ^③。

①函谷については下文に詳しい。

②朱は誤って「夾至」に作る。『箋』…宋本は「狹至」に作る。孫汝澄は「夾壘」に作るべきでないか、という。

全は「夾之」に改め、趙は「狹至」に改め、戴は「夾立」に改める。

③朱は「道」の字がない。全・趙・戴も同じである。

楊…『元和志』は「道從中出」に作っている。今それに従って訂正する。

北^(六)はすなわち故の関城であったところであり^(七)いわゆる白超壘ではない。この壘は欠門の東一五里のところにある。

熊…『元和志』卷六に、「白超壘は」新安県の西北一五里にある」とある。

壘の側に昔は塢^うがあった。もと治官があった所である。

朱は「治官」を誤って「治官」に作る。全・趙・戴は「治官」に改める。下文も同じである。

魏晋のとき、穀水を引いて水治を作り、国用に供していた。遺跡はまだ残っている。

朱は「尚存」を「尚有」に作る。趙も同じである。『箋』…「有」は「在」に作るべきである。

全・戴は「存」に改める。

楊…『後漢書』杜詩伝^(八)に、「水排を造作し、それによって鉄を鑄て農器を作った。力を用いることは少なく、生産量は多かった。百姓はこれを便とした」とある。『魏志』韓暨伝^(九)には、「監冶謁者となった。以前は冶鉄をするときに馬排によったが、一度鉞石を熱^(一〇)することに馬百匹を使用しなければならなかった。その後人排を作ったが、やはり人力^(一一)を費やした。韓暨はそこで長い流れを利用して水排を作った。その利益を計算する

と、以前の三倍にもなった」とある。桂馥^{けいふく}（二二）の『札樸』^{さつぱく}（二三）は「昔人は水排を作った。水排^{すいはい}は排囊^{はいなん}（ふいご）のことをいい、韋^{わい}（なめしがわ）（二四）でこれを作り、おこした風で炭を吹いて冶鉄の作業^{しやう}（二五）に用いた。人に代えて水を用いることから「水冶^{すいじや}」という^{（二六）}。

（一）『河南府志』卷六六古蹟志では、秦白起壘の条に、「水経注、壘在欠門東一十五里、壘側有塙、故治宮所在」と記すが、民国『新安県志』は白起城とは別に白超壘の条を設け、『元和志』と『注』を引いた後、「按府志録此文於秦白起城下、誤白超為白起、故別誌之」と記し、『河南府志』の誤りを正している。

（二）『元和志』卷五新安県の条に「白超故城、一名白超壘、一名白超塙、在県西北十五里。壘当大道、左右有山、道從中出。漢末黄巾賊起、白超築此壘以自固、東魏修築為城、因名白超城」とある。

（三）魏元は正しくは魏玄。北周の人。字は僧智。北魏末の普泰年間に、奉朝請となる。孝武帝の西遷後西魏に仕え、北周の時には洛陽令や熊州・和州刺史、伏流防主等を歴任した。『周書』卷四三魏玄伝に「天和元年、陝州総管尉遲綱遣玄率儀同宇文能・趙乾等步騎五百於鹿盧交南、邀擊東魏洛州刺史独孤永業。永業有衆二万余人、玄輕將五騎行前覘之、卒与之遇、便即交戰、殺傷數十人、獲馬并甲稍等、永業遂退。二年、進爵為侯。除白超防主」とある。

（四）韓擒虎は隋、東垣の人。字は子通。初め北周に仕え、新安太守、永・和二州刺史を歴任。隋代に廬州総管に拜された。開皇九（五八九）年隋の文帝が陳を攻めたとき先鋒となって建康を攻め陥し、陳の後主を捕えた。位は上

柱国まで進み、最後は涼州総管に終わった。『隋書』卷五二に伝がある。「隋韓擒虎碑」については現在の所在は不明である。歐陽修撰『集古録跋尾』卷五には「右韓擒虎碑、不著書撰人名氏、而以隋高祖為今上、乃隋人所撰碑文。屢言虎字、独於名下去之、若避唐諱、此不可知也。今以碑文考隋書列伝、其家世・官勲大略多同、其在齊為河長防主・大都督・車騎大將軍・開府儀同三司・白超防主、軫洪超防主、伝皆無之。又遷和州刺史、而伝為利州。皆史官之欠誤、当以碑為是。而伝載閻羅王事甚怪、而碑無之、使其実有、碑不宜不書、以此見史家之妄也」とある。

(五) 戴延之は東晋の人。劉裕の北伐に従軍して『西征記』を著した。伝はない。『隋書』経籍志二に「西征記二卷戴延之撰」とある。鮑遠航「晋戴延之『西征記』考——『水経注』徵引文献研究之一」（『東方人文学誌』三一、二〇〇四）に佚文が集成されている。

(六) 台湾本・江蘇本は「北」を「此」に作る。

(七) 台湾本・江蘇本はこの下に「朱此訛作北（江蘇本作「字なし」、戴・趙同。守敬按、大典・明抄本作此、今訂。朱は「此」を誤って「北」に作る。戴・趙も同じである。楊・大典本・明抄本は「此」に作る。今訂正する）」という疏文がある。

(八) 『後漢書』卷三一杜詩伝に、「(建武)七年、遷南陽太守。性節儉而政治清平、以誅暴立威、善於計略、省愛民役。造作水排、鑄為農器、用力少、見功多、百姓便之。又修治陂池、広拓土田、郡内比室殷足。時人方於召信臣、故南陽為之語曰、前有召父、後有杜母」とある。

(九) 『魏志』卷二四韓暨伝に、「太祖平荊州、辟為丞相士曹屬。後選樂陵太守、徙監冶謁者。旧時冶、作馬排、每一熟石用馬百匹。更作人排、又費功力。暨乃因長流為水排、計其利益、三倍於前。在職七年、器用充實。制書褒歎、就加司金都尉、班垂九卿」とある。

(一〇) 底本では「每一点」に作るが、『魏志』韓暨伝によって「每一熟」に改め、「一度石を熟（じやく）することに」と訳した。江蘇本は「熟」としている。

(一一) 江蘇本は「人力」を「功力」に作る。

(一二) 桂馥は清、曲阜の人。字は未谷、冬卉。乾隆の進士。書に巧みで考証、碑版に精通していた。書室を十二篆師精舎という。著書は『札樸』の他、『說文解字義証』『說文系統図』などがある。『札樸』は經史子集の古言、古字について考証した書である。

(一三) 『札樸』卷三水冶に、「彰德府西行四十里有地名水冶、蓋昔人作水排処、扨因以名也。排謂排囊、以韋為之、鼓風吹炭、用冶鉄巧者、以水代人、故曰水冶」とある。

(一四) 底本・江蘇本は「葦」に作るが、『札樸』卷三によって「韋」に改めた。

(一五) 底本・江蘇本は「冶鉄功」に作るが、『札樸』卷三によって「冶鉄巧」に改め、「冶鉄の作業」と訳した。

(一六) 周知のように中国では紀元前の春秋戦国時代にはすでに銑鉄を精製することに成功していた。銑鉄を精製するためには、一一〇〇〜一三〇〇度の高温で木炭を燃焼させる必要があったが、炉身の高い豎型炉や送風口から炉

内に絶えず空気を送り続ける送風設備の発明によってそれが可能となった。送風には橐たぐまたは排囊とよばれる革製のふいごが使用され、その動力として当初は人力や馬力が用いられたが、疏文にあるように後漢時代に水力による「水冶」（「水排」）設備が発明されたことによって、より効率的に炉へ送風することができるようになった。近年河南省では多くの漢代の製鉄遺跡が発見され、製鉄炉・鑄型・送風設備等の遺物が出土している（関清「中国における製鉄遺跡研究の現状と課題―主に河南省を中心に―」（王維坤・宇野隆夫編『古代東アジア交流の総合的研究』国際日本文化研究センター、二〇〇八）参照）。

穀水はまた東に向かい、石黙溪水が微山の東麓の^①、石黙溪から出て東北に流れて、穀水に入る。

①熊・石黙溪水は今の新安県の西南にある（二）。微山は上文（八五頁）にみえる（二）。

（一）『新安県志』（新安県志編集委員会編、河南人民出版社、一九八九）によれば石黙溪水は現在の土古洞水に比定される。

（二）『新安県志』によれば微山は現在の郁山に比定される。

穀水はまた東に向かい、宋水が北に流れて穀水に注ぎこむ。

熊…宋水は今の新安県の西南にある(二)。

(一)『新安県志』によれば宋水は現在の井溝水に比定される。

穀水はまた東に向かい、魏の将作大匠^{かん}毋丘興の墓の南を過ぎる。

朱は「興」の下に「盛」の字があり、下文も同じである。

趙…考えるに『魏志』毋丘儉伝および裴松之注に引く『魏名臣奏議』張既の表(三)は、ともに「毋丘興」と作り「盛」(三)の字はない。

全・戴は削る。

楊…『魏志』蘇則伝(四)もただ「興」とだけいう。まして三国時代には二字の名は非常に少ない。この墓は今の新安県治の北の慕容山(五)の下にある。

二つの碑が残っている。(興は)儉の父である。『管輅別伝』(六)に「管輅^{かんろ}は嘗て軍に随つて西征し、その墓を過ぎたとき嘆じて、

熊…『書鈔』(七)に引く『管輅別伝』は「毋丘儉の墓の下を過ぐ」に作る。『魏志』管輅伝(八)や『御覽』卷五五

七に引く『魏志』(九)(一〇)も同じであるが、みな誤りである。この『注』によって訂正すべきである。

士友(二)に、玄武は頭を蔵^{かく}し、青龍には足がない。白虎は戸を銜^はみ^①、朱雀は悲哭している。四つの危険がすでに備わっているからには、さだめとしてこの一族は必ず滅びるであろう^②と言った。果たしてその言葉の通りとなった^③とある(二二)②。

①朱は「銜」を「銜」に作る。『箋』…『魏志』は「銜」に作る。

全・趙・戴は「銜」に改める。

熊(二三)…『書鈔』に引く『管輅別伝』は「銜」に作る。『御覧』に引く『魏志』(二四)も「銜」に作る。

②熊…『書鈔』卷九四に引く『管輅別伝』はここよりも詳しい。墓相をみる術については、これが最も古い例である。

(一) 底本は注文も疏文もともに「卍」を誤って「母」に作っている。

(二) 『魏志』卷二八卍丘儉伝に「卍丘儉字仲恭、河東聞喜人也。父興、黄初中為武威太守、伐叛柔服、開通河右、名次金城太守蘇則。討賊張進及討叛胡有功、封高陽鄉侯、入為將作大匠」とあり、裴松之注に「魏名臣奏載雍州刺史張既表曰、河右遐遠、喪乱弥久、武威当諸郡路道喉轄之要、加民夷雜処、数有兵難。領太守卍丘興到官、内撫吏民、外懷羌・胡、卒使柔附、為官効用」とある。なお『魏志』の記載から、卍丘興が死亡したのは魏の黄初年間(二二)

〇〇二二六）以降と考えられ、興の墓碑が建てられたのは、建安一〇（二〇五）年に曹操がいわゆる立碑の禁を命じて以降のこととなる。この碑の建立が許されていることから考えれば、立碑の禁は必ずしも徹底したものではなかった可能性もある。

（三）底本は誤って「甚」に作る。

（四）『魏志』卷一六蘇則伝に「後（麴）演復結旁郡為乱、張掖張進執太守杜通、酒泉黃華不受太守辛機、進・華皆自稱太守以応之。又武威三種胡並寇鈔、道路斷絶。武威太守田丘興告急於則」とある。

（五）『大明輿地名勝志』卷一七新安県の条に、「慕容山在治、後燕慕容垂屯軍於此、故名」とある。慕容山は現在も新安県城の北に存在する（『新安県志』）。

（六）管輅は三国時代、魏の平原の人。字は公明。風角占相の道に精通し、正元（二五四〜二五六）の初め、少府丞となった。管輅の弟管辰が『管輅伝』三卷を作ったが、のちに晋の閻纘が遺脱していた伝承を集めて管辰の篇後に列記したという。『管輅別伝』はこの二人の書を指すと思われる。

（七）『書鈔』卷第九四に「管輅別伝、輅過田丘儉墓下、倚松哀吟、人間其故、曰、材木雖茂、無形可久。碑誄雖美、無復可守。玄武蔵頭、蒼龍無足、白虎銜尸、朱雀悲哭、四危以備、法当滅族。不過二載、其心至矣」とある。

（八）『魏志』卷二九方技・管輅伝に「輅隨軍西行、過田丘儉墓下、倚樹哀吟、精神不樂。人間其故、輅曰、林木雖茂、無形可久。碑誄雖美、無復可守。玄武蔵頭、蒼龍無足、白虎銜尸、朱雀悲哭、四危以備、法当滅族。不過二載、其

応至矣。卒如其言」とある。

(九) 底本・台湾本・江蘇本は誤って「御覽五百五十引魏略」に作る。

(一〇) 『御覽』卷五五七には「魏志曰、管輅過母丘儉墓下、倚樹哀吟曰、玄武藏頭、蒼龍無足、白虎銜尸、朱雀悲哭、四危以備、法当滅族。卒如其言」とある。

(一一) 士友が誰を指すかは不明。

(一二) 二五四年に司馬師が齊王曹芳を廢位すると、翌年母丘儉は文欽と共に挙兵して司馬師を討とうとしたが敗北して殺され、一族も皆殺しにされた。『魏志』卷二八母丘儉伝に、「安風津都尉部民張属就射殺儉、伝首京都。(中略) 儉子甸為治書侍御史、先時知儉謀將發、私出将家族逃走新安靈山上。別攻下之、夷儉三族」とある。

(一三) 台湾本・江蘇本はここから下の疏文を「大典本・明抄本作衡」と改める。

(一四) 底本は誤って「魏略」に作る。

穀水はまた東に向かい、函谷関(二)の南を過ぎて、東北に向かつて流れ、阜澗水そうかんが注ぎ込む。阜澗水は新安県から出て①、東南に向かつて流れ、母丘興の墓の東を過ぎて、また南に向かい函谷関の西を過ぎる。関は高く峻しい峡にあり②、路は関城から出ている(三)③。

①楊…阜澗水は今の新安県の北から出ている(三)。

②戴は改めて「嶮陜」に作る。

③楊・『統漢志』穀城の注に引く戴延之の『西征記』^(四)に、「函谷の左右は一〇丈の絶壁で、その中は車が二両通れるだけの幅しかない」とある。

漢の元鼎三（前一一四）年、楼船將軍の楊僕^(五)が、しばしば大功があつたが、関外に住しているのを恥じて、家僮七〇〇人をひきいて塞を築き、函谷関を新安に移すことを請うた、とされるのはこのことである。

楊・『漢書』武帝紀^(六)に、「元鼎三年、函谷関を新安に徙す」とあり、応劭の注は「当時楼船將軍の楊僕はしばしば大功があつたが、関外の民であることを恥じ、上書して、東の関を移し、自らの家財を提供してその費用に充てることを乞うた。武帝の意もまた（関中が）広闊であることを好んだ。そこで函谷関を新安に移した。弘農県を去ること三〇〇里のところである」という^(七)。もとの函谷関は弘農郡にあり『河水注』に詳しい^(八)。楊僕の家の（家僮が）築いた関塞は、南山から洛水を横断し、北に向かつて黄河に連接している。『洛水注』^(九)と互いに参照せよ。『元和志』^(一〇)に、「今新安の東に南・北の塞垣があるのは、楊僕が築いたものである」とある。『通典』^(一一)は、「新安県の東北一里に漢の函谷関がある」とあり、郭縁生の『述征記』^(一二)を引いて「今なおこれを『新関』という」という。今の県の東二里のところにある^(一三)。

昔、郭丹が西に向かつて関に入ったとき、その下で感慨して「駟馬高車^(一四)に乗つてで

なければ、二度とこの関を出ることはないであろう」といった。関を去ってから一二年の後、果たしてその志の通りになった。

『箋』…『東觀漢記』(二五)にいう…郭丹は初め長安に行くとき、宛の人の陳兆(二六)から入関のための符(通行書)(二七)を買い、それを使って函谷関に入った。入ったあと、符に封をして、人に与えて「使者の車に乗って出るのでなければ関を出ることはないであろう」と言った。そのため家に帰ることはなかった。一二年の後、使命を奉じてはじめて関を出た。『類聚』卷六にみえる」。

楊…『後漢書』郭丹伝(二八)もまた「使者の車に乗らず」に作り、「駟馬高車」とはいわない。ここはおそらく他家の『後漢書』の文をあわせて採ったのであろう。

阜澗水はまた東に向かつて流れ、穀水に入る。

(一) 函谷関は秦代に弘農県に設けられたが、『注』に述べられているように前漢武帝の元鼎三(前一四)年に東の新安県に移設され、三国魏の正始元(二四〇)年に廃されるまで使用された。秦代の函谷関の遺跡は、河南省靈宝市北坡頭郷王塚村に存在する。

(二) 原文は「路出塵郭」。塵郭は、やしきの囲いのことであるが、ここでは関城のことを示すと考える。

(三) 阜澗水は現在も同名で存在し、別名を後峪水あるいは東小河という(『新安県志』)。

(四) 『統漢志』一河南尹に「穀城、灑水出。有函谷関」とあり、韋昭注に「西征記曰、函谷左右絶岸十丈、中容車而已」とある。

(五) 楊僕は前漢宜陽の人。武帝の時樓船將軍となり、南越を征して功績があったため、將梁侯に封じられた。後に衛氏朝鮮の征討に参加したが、独断専行して多くの兵を失った罪に坐して庶人とされ、その後病死した。『漢書』卷九〇酷吏伝に載せられる。

(六) 『漢書』武帝紀に「三年冬、徙函谷関於新安」とあり、顔師古注に「応劭曰、時樓船將軍楊僕教有大功、恥為関外民、上書乞徙東関、以家財給其用度。武帝意亦好広闊、於是徙関於新安、去弘農三百里」とある。

(七) 大櫛敦弘氏はこの時の函谷関の東への移動を、武帝の「広関」(関中の拡大)政策の一環であるとし、その目的は渭水盆地の西端にあった函谷旧関を、崤山などの丘陵地帯の東辺にあたる新安に移転させることによって、それまで統制の及ぶことが比較的弱かった渭水盆地と東方平野部とを隔てる山地帯を、新たに関中に編入することによって、それとする(大櫛敦弘「前漢『畿輔』制度の展開」、『出土文物による中国古代社会の地域的研究』平成二・三年度科学研究費補助金一般研究〔B〕研究成果報告書、研究代表者・牧野修二、一九九二)。

(八) 卷四『河水注』に「門水又北逕弘農故城東、城即故函谷関校尉旧治処也。終軍棄縑于此。燕丹・孟嘗亦義動鷄鳴于其下、可謂深心有感、志誠難奪矣。昔老子西入関、尹喜望氣于此也。故趙至与嵇茂齊書曰、李叟入秦、及関而嘆。亦言与嵇叔夜書、及関尹望氣之所。異説紛紜、並未知所定矣。漢武帝元鼎四年徙関于新安県、以故関為弘農

県、弘農郡治」とある。

(九) 卷一五『洛水注』に「洛水自枝瀆、又東出関、恵水右注之、世謂之八関水。戴延之西征記謂之八関沢、即経所謂散関。郭自南山、横洛水、北属于河、皆関塞也、即楊僕家僮所築矣」とある。『訳注 洛水・伊水篇』一八七頁参照。

(一〇) 『元和志』卷五新安県の条に「函谷故関、在県東一里。漢武帝元鼎三年、為楊僕徙関於新安。按、秦函谷関在今陝州靈宝県西南十二里、以其道險隘、其形如函、故曰函谷。項羽坑秦降卒於新安、即此地。今県城之東有南北塞垣、楊僕所築」とある。

(一一) 『通典』卷一七七新安県の条に「新安県東北一里有漢故函谷関。其秦関在今靈宝県。漢武帝元鼎三年、樓船將軍楊僕数有大功、恥為関外人、上書乞東関、以家財給其用度、乃徙於新安。後周改故函谷関城為通洛防以備齊。郭縁生述征記云、新安県、漢之函谷関也。今猶謂之新関。項羽坑秦卒於新安城南、即斯地也。魏明帝景初元年、河南尹盧延上言、成皋函谷二里六十步、宜卻函谷関於嶠下。弘農太守杜恕議、以東徙潼関著郡下、省函谷関、徙蒯関盧氏県下。正始元年、弘農太守孟康上言、移函谷関、更号大嶠関、又為金関。地理志云、今按此関、正始元年廢也」とある。

(一二) 『述征記』については『隋書』経籍志二に「述征記二卷、郭縁生撰」とある。郭縁生については未詳であるが、同経籍志に「武昌先賢志二卷、宋天門太守郭縁生撰」とある。我が国における残存典籍の佚文が、新美寛・鈴木隆

一補『本邦残存典籍による輯佚資料集成 続』（京都大学人文科学研究所、一九六八）に収められている。

- (一三) 漢函谷関遺跡は、洛陽市新安县城関鎮の東方東関村に位置し、北を鳳凰山、南を青龍山に挟まれた東西に細長い谷の中に、漢代に造られた版築基壇と明清時代に造られた関楼からなる建築遺構が存在する。二〇一二年六月から二〇一三年五月にかけて関城遺跡に対する調査が実施された結果、関城が大小二つの城郭によって構成されていたこと、前漢中期に建設され後漢時代に増築されたことが判明し、また関城の建設以後使用された関城を貫通する主道と、東周時代に作られ建関時に廃棄された古道の二本の道路の存在も確認された（洛陽市文物考古研究院等「河南新安県漢函谷関遺址二〇一一—二〇一三年考古調査与発掘」〈考古〉二〇一四—一一）。塩沢裕仁氏は東周時代にすでにこの地に何らかの施設が設けられ、軍事交通の要地として活用されていた可能性を指摘する（「函谷関遺跡考証—四つの函谷関遺跡について—」〈『東洋文化研究所紀要』一六九、二〇一六〉。本書掲載塩沢論論文も参照。
- (一四) 駟馬は四頭立ての馬車、高車は蓋の高い立派な馬車。顕貴の人の乗りものをいう。
- (一五) 班固等撰『東観漢記』は後漢時代に宮中の東観で編纂された後漢時代のことを書いた歴史書。後に范曄『後漢書』が著されて盛んに読まれるようになると散佚した。輯本として『東観漢記校注』（中州古籍出版社、一九八七）がある。『類聚』巻六関に引く『東観漢記』には「又曰、郭丹初之長安、從宛人陳洮買入関符、以入函谷関。既入、封符乞人曰、不乘使者車不出関。丹自從入関後、不歸家十二年、後奉使乃出関。竟如本心」とある。
- (一六) 段『校記』に、『類聚』巻六は「陳洮」を「陳洮」に作る、という。

(一七) 符は『説文』に「符、信也。漢制以竹長六寸、分而相合」とあるように、割り符の形をした通行証で、一方を関所が持ち、もう一方を通行する者が所持する、一箇所の関所だけで用いる通行証である。符の実物は居延等から出土している。張家山漢簡「津関令」によれば、符や伝等の通行証を持たずに関所を出入したり、他人の符や伝を使った者は厳しく罰せられた(藤田勝久「張家山漢簡『津関令』と漢墓簡牘・伝と致の情報伝達」『愛媛大学法文学部論集』人文学科編二二、二〇〇七)。

(一八) 『後漢書』卷二七郭丹伝に「郭丹字少卿、南陽穰人也。父稚、成帝時為廬江太守、有清名。丹七歲而孤、小心孝順、後母哀憐之、為鬻衣装、買產業。後從師長安、買符入函谷関、乃慨然歎曰、丹不乘使者車、終不出関。既至京師、常為都講、諸儒咸敬重之。大司馬嚴尤請丹、辞病不就。王莽又徵之、遂与諸生逃於北地。更始二年、三公拳丹賢能、徵為諫議大夫、持節使歸南陽、安集受降。丹自去家十有二年、果乘高車出関、如其志焉」とある。

穀水はまた東北に向かい、函谷関城の東を過ぎ、右側から爽水(二)が合流する。

朱は誤って「桑爽之水と合す」に作る(三)。

趙・『山海経』(三)を調べると、「桑」「爽」の二字は連続していない。

全・戴は「桑」字・「之」字を削る。

『山海経』は①「白石山の②西五〇里を「穀山」という。その上には穀が多く、その下には

桑が多い、爽水がここから出ている^③。

①「中次六経」である（四）。

②白石山については『洛水注』に詳しい（五）。

③朱は「爽」の下に余計な「之」の字を加えている。全・趙・戴は削る。

楊：今は「郁山」という（六）。新安県の西南二〇里にある。練谷水がここから出ている（七）。おそらく山も水も均しく名を変えたのであろう。

世間ではこれを^{ちよまかん}紵麻澗といっている。

趙：考えるにこの句（「世謂之紵麻澗」）は酈道元が加えたものであって『山海経』の原文ではない。下文の「百答水」の句（一〇九頁）と同じである。

楊：この六字（世謂之紵麻澗）は『山海経』の郭璞の注に基づいていて、酈道元が加えたものではない（八）。下文の「百答水」の句もまた郭注の文である。

北に向かつて流れ穀水に注ぎ、

楊：『山海経』は「西北流して穀に注ぐ」に作る。朱はこの下に「山海経曰」という四字を誤って加えている。全・趙・戴は刪る。

その中には碧緑が多い」という。

朱は「緑」の字を脱している。全・趙・戴は増す。

《楊・中次六経の文である。》

(一) 『新安県志』では爽水を現在の石橋溝水に比定する。

(二) 段『校記』は、「朱にはもともと『箋』があり、後人の誤読であるという。趙氏はこれに基づいている。疏文には『箋』が録されていない」という。『箋』には、「埤按、山海経に爽水有り、而多桑爽水、蓋後人誤読、穀山其上多穀、其下多桑、爽水之句耳（埤按するに、山海経に爽水有り、而して多桑爽水は、蓋し後人の「穀山其上多穀、其下多桑、爽水」の句を誤読せるのみならん）」とあり、「桑爽水」（あるいは多桑爽水）という水名が誤りであることをすでに指摘している。段『校記』は、下文の趙の指摘はそれに基づいているとみなしている。

(三) 『山海経』中次六経に「又西四十里、曰白石之山、（中略）又西五十里曰穀山、其上多穀、其下多桑、爽水出焉。而西北流注于穀、其中多碧緑」とある。

(四) 台湾本・江蘇本はこの疏文を削る。

(五) 卷一五『洛水注』に「惠水出白石山之陽」とあり、疏文に「会貞按、山在今新安県南五里」とある。また卷一五『澗水注』には「澗水出新安県南白石山、山海経曰、白石之山、惠水出于其陽、東南注于洛、澗水出于其陰、北流注于穀。世謂是山曰広陽山」とある。白石山は現在も同名で新安県南部に存在する（『新安県志』）。

(六) 楊はここで穀山を郁山に比定するが、先述したように『新安県志』では微山を郁山に比定しており、新安県の南の青石嶺から東に五キロメートル余り続く山なみを穀山とする。

(七) 練谷水について、乾隆『新安県志』卷一山川には、「練峪口、県西南二十里有郁山、北流入澗水、清如練。一名牛口峪」とある。一方、『新安県志』では練峪水は石黙溪と同様、土古澗水の古名であるとする。

(八) 後文(一〇九頁)の引く『山海経』の波水について四庫全書本の郭璞注は「世謂之百答水」とする。

穀水はまた東に向かい、澗水がこれに注ぐ。『山海経』は(一)①「婁涿山^{ろうたく}の^②西四〇里を白石山という。澗水はここから出て、北流^③して穀水に注ぐ」という。

① 「中次六経」である(三)。

② 婁涿山については『洛水注』に詳しい(四)。

③ 《楊…これもまた中次六経の文である。澗水篇で前にすでに山海経を引いているのがみえる。》澗水については卷一五の『澗水注』に詳しい(五)。戴は『澗水注』内の「摯仲治^{しちゅうち}」以下「我卜澗水東者是也」までの一段をここに移すが、誤りである。それについての説明は『澗水注』にみえる(六)。

(澗水と合流した所から) 下流を通じて澗水といい、

全・趙・戴は「之」字を削る。

穀水の別名となる。そのため『尚書』^(七)は、

『禹貢』である。

「伊・洛・瀍・澗、既に河に入る」といい、穀水の名はない。この（澗水という）名は（穀水の）通称なのである。劉澄之^(八)は「新安に澗水があり、源は県の北から出ている。

朱は誤って「北県」に作る。全・趙・戴は「県北」に直した。

また澗水があるが、その源はわからないという。余は諸々の地記を調べてみたが、どこにも「澗水」はなかった。ただ「澗」と「澗」の字は似ているので、時には字をまちがえて「澗」としてしまうこともある。そのため闕駟^(九)の『地理志』^(九)では『禹貢』の澗水」といつているのである。このことから伝写の書き誤りが生じ、字のまちがいによって真実からはずれてしまったことがわかる。

楊・卷三一「濯水注」で「白羊澗」を誤って「白羊澗」と作っているのも同じである。

澄之はそこまで思いが至らなかつただけである。すでにこの水が存在しない以上、どうしてその源を求めることができようか。

(一)『山海経』中次六経に「又西三十里曰、婁涿之山。(中略)又西四十里、曰白石之山。惠水出于其陽、而南流注

于洛、其中多水玉。澗水出于其陰、西北流注于穀水、其中多礫石・榼丹」とある。

(二)『山海經』は「西北流」に作る。

(三)台湾本・江蘇本はこの疏文を削る。

(四)台湾本・江蘇本はこの疏文の頭に「守敬按」の三字を加える。婁涿山については卷一五『洛水注』に「瞻」水東出婁涿之山」とあり、疏文に「会貞按、中次六経、瞻水出婁涿山之陽、今日鏤脚山、在新安県東南二十里」とある。婁涿山は新安県の南部にあり、別名を鏤脚山または磨盤山という（『新安県志』）。

(五)台湾本・江蘇本は「澗水詳澗水注」の句を削る。なお、現在の澗河は穀水のことを指すが、『経』では穀水とは別に澗水の条を設けており、酈道元は『澗水注』において、各種の文献に澗水として示される、それぞれ異なる河川を挙げて併記している。『訳注 洛水・伊水篇』の『澗水注』条（四五八〜四七六頁）参照。ここでの澗水は東北流して来て磁澗鎮で澗河に合流する現在の磁河に比定される。

(六)戴は『澗水注』の「摯仲治三輔決録注云、馬氏兄弟五人、共居澗・穀二水之交、作五門客舍、因以為名。今在河南西四十里、以山海経推校、里数不殊。仲治所記、水会尚有故居処、斯則澗水也。即周書所謂我卜澗水東者是也」という文をここに移すが、それに対して楊は疏文で「御覧六十二於此経全文後称又曰、三輔決録注云、馬氏兄弟五人至言是水也。正足証此注摯仲治以下非錯簡。戴移、非也」と述べ、この文を移すべきでないとする。この楊の疏文は台湾本・江蘇本にはない。

(七) 『尚書』禹貢に「荊河惟予州。伊洛瀍澗既入于河」とある。

(八) 劉澄之は劉宋の武帝劉裕の族弟である遵考の子。驃騎長史・南予州刺史を歴任し、南斉の時、都官尚書に至った。『永初山川古今記』二〇巻、『司州山川古今記』三巻を著したが現在はともに散逸している。清、王謨輯『漢唐地理書鈔』は『注』のこの文を『永初山川記』の佚文として載せている。

(九) 闕駟は北魏、敦煌の人。初め北涼の沮渠氏に仕え、官は尚書まで至ったが、北涼が北魏に滅ぼされると北魏に入仕し、涼州に鎮する楽平王拓跋丕の従事中郎となり、その後拓跋丕が死ぬと平城に還った。『魏書』巻五二に伝がある。著書に『十三州志』がある。ここに引く『地理志』について『水経注引書考』は、「闕駟は『十三州志』を著したが『地理志』については聞かない。あるいは酈氏が題名を変えたのかもしれないが、詳しいことはわからない」という。

穀水はまた東に向かい、波水がこれに注ぐ。『山海経』(二)は、

「中次六経」である(三)。

「瞻諸山の西三〇里を、婁涿の山といい、

朱は「婁」の上に「日」の字がない。趙は増す。二山はともに『洛水注』(三)に詳しい。

草木はなく、金^(四)や玉が多い。波水がその北から出ている。

『箋』…『山海経』は「陂水」に作る。

趙…今本『山海経』の「陂」の字は伝刻の誤りである。

全(五)…予が思うに洛水から出ている「波水」とよばれる川はこの川であろう。今、酈道元は『洛水篇』において門水を波水にあてているが、恐らく誤りである(六)。考えるに王応麟はすでに以前にそのことをいつている(七)。

熊…波水は今の新安県の東南にある(八)。

世間ではこれを百答水という。

楊…これは郭璞の注の文章である(九)。

北に向かつて流れ穀水に注ぎこむ。

朱はこの下に誤って「山海経曰」の四字を加える。全・趙・戴は削る。

その中には^し苳石(紫色の石)や文石(もようのある石)が多いという。

《楊…「中次六経」の文である。》

(一)『山海経』中次六経に「又西三十里、曰婁涿之山、無草木、多金玉。瞻水出于其陽、而東流注于洛。波水出于其

陰、而北流注于穀。其中多苳石・文石」とある。

(二)台湾本・江蘇本はこの疏文を削る。

(三) 『洛水注』に「恵水出白石山之陽、東南流、与瞻水合。水東出婁涿之山、而南流、入恵水。恵水又東南、謝水北出瞻諸之山、東南流」とある。

(四) 現在この地域では金は採れない。あるいはここでの「金」は必ずしも金ではなく、鉄や銅等の金属一般を指しているのかもしれない。

(五) 全祖望七校本の疏文。

(六) 卷一五洛水篇に「洛水は又東に向かい、門水がここから流れ出る。『爾雅』にいう、洛水は枝分かれして波水となる」である」という『注』文があり、酈道元は門水を波水であると考えている。これに対して全は、波水については『穀水注』にみえ、酈説は恐らくまちがいである、といっている。『訳注 洛水・伊水篇』八七〜八八頁および日比野丈夫「孫星衍の水経注研究」(中田勇次郎先生頌寿記念論集刊行会編『東洋芸林論叢』平凡社、一九八五)参照。

(七) 王応麟(一一二二〜一二九六)字は伯厚。南宋慶元府鄞県(今の浙江省寧波市鄞州区)の人。著作に『困学紀聞』『玉海』『通鑑地理通釈』『誌地理攷』等がある。前掲日比野論文によれば、王応麟が酈道元が門水を波水にあてたことを誤りであると指摘する説は『困学紀聞』卷二にみえるところが、管見の限りではみあたらない。王応麟は『誌地理攷』卷六で「滎波」について考証する際に穀水注のこの文を引き、その後「爾雅云、水自洛出為波、在南府」と記しているが、あるいはそれを指しているのかもしれない。

(八) 波水が現在のどの河川にあたるかは不明。

(九) 袁珂『山海経校注』中次六経の郭璞注にはこの文はみあたらない。

穀水はまた東に向かい、少水がこれに注ぎ込む。『山海経』(二)は①「かい廆山の②西三〇里を瞻諸の山(三)という。その南側には金(三)が多く、その北側には文石が多い。少水がその北側から出て、多くのたにかわ溪を引き寄せ、集めて川となり③、東に流れて穀水に注ぎ込む④。世間ではこれを慈澗じかんといっている」という⑤。

①「中次六経」である(四)。

②廆山については『洛水注』に詳しい(五)。

③趙…考えるに(「控引衆溪、積以成川」)の八字もまた酈道元が書き加えたものである。

④《楊…これもまた中次六経の文である。》

⑤楊…この(「世謂之慈澗」)の句もまた郭璞の注の文である(六)。『魏書』靈徵志に「正始元(五〇四)年河南郡が、慈水のほとりて木が連理(両株の木の幹や枝が連なること)していた、と上言してきた」(七)とある。『隋志』には「寿安県に慈澗がある」(八)とある。『通鑑』には「唐武徳三(六二〇)年秦王(李)世民が軍を慈澗に進めた」(九)とある。『元和志』には「少水、今の名は慈澗、水は寿安県の北から出ている」(一〇)とある。このように

郭璞から以後は、みな世間で呼びならわしている名称に従って、この川を「慈」と呼んでいる。しかし『金志』では「宜陽に少水がある」(二)といっているが、恐らく『山海経』に基づいていっているであろう。水は今の新安県の東三〇里にある。

(一) 『山海経』中次六経に「又西三十里、曰瞻諸之山、其陽多金、其陰多文石、澍水出于焉。而東南流注于洛。少水出其陰、而東流注于穀水」とある。

(二) 瞻諸山は新安県の南部に存在し、別名を黒羊山という。

(三) 金については一一〇頁注(四)参照。

(四) 台湾本・江蘇本はこの疏文を削る。

(五) 卷一五『洛水注』に「恵水又東南、澍水北出瞻諸之山、東南流。又有交触之水、北出廐山、南流俱合恵水」とあり、疏文に「会貞按、中次六経、交触水出廐山之陽。畢、沉謂隋志新安有魏山、魏・廐同音。不知隋志之魏山、乃河水注之魏山、非此也。今日谷口山、在洛陽県西南三十里」とある。廐山は現在も同名で新安県の南部に存在する(『新安県志』)。

(六) 袁珂『山海経校注』中次六経の郭璞注にはこの文はみあたらない。四庫全書本にはみえる。

(七) 『魏書』卷一二下・靈徵志下に「正始元年(中略)八月、河南郡上言、慈水浜木連理」とある。

(八) 『隋志』中・寿安県の条に「後魏置県曰甘棠、仁寿四年改焉。有顯仁宮。有慈澗」とある。

(九) 『通鑑』卷一八八唐武徳三年の条に、「(七月) 羅士信將前軍圍慈澗、(王) 世充自將兵三万救之」とある。ただし段『校記』は、同年の四月の条に「羅士信圍慈澗、王世充使太子玄応救之」とあり、胡三省注で『隋志』や『注』のこの部分を引いていることから、疏文では四月の記事の方を引くべきであったという。

(一〇) 『元和志』卷五寿安県の条に「少水今名慈澗、水出県北」とある。なおこの『元和志』の寿安県の条に「本漢宜陽県」とあるように、宜陽県は唐では寿安県となっている。

(一一) 『金志』中・河南府の条に「宜陽有錦屏山・鹿蹄山・憩鶴山・女儿山・洛水・昌水・少水」とある。

穀水はまた東に向かい、兪ゆ随ずい水がこれに注ぎこむ。『山海経』(一)は①「平蓬山」(二)の②西一〇里を廐山けいざんといい③、

①「中次六経」である(三)。

②平蓬山については『穀水注』に詳しい(四)。

③朱は「日」の字がない。趙は増す。

その陽には、瑇ちよ瑇ふの玉が多く(五)、

趙は「瑇」を改めて「瑇」に作る。

兪随の水はその北から出て、北に向かって流れ、穀水に注ぎこむ」という。

『箋』…孫汝澄は『山海経』に「平蓬の山から西に一〇里（の山）を縞羝山しやうていといひ、さらに西に一〇里（の山）を廐山けいという。その陰（陰）には瑇瑁の玉が多く、その西には谷があつて、その名を藿谷くわく（七）という。兪随の水は廐山の陰から出て、北に向かつて流れ、穀水に注ぎこむ」とある」という。

熊…もとの『山海経』に「廐山は縞羝山の西一〇里にあり、縞羝山は平蓬山の西一〇里にある」とあるから、廐山は平蓬山の西二〇里にある。ここで一〇里といっているからには、平蓬山は縞羝山に書き改めるべきである。そうすれば合致する（八）。

世間ではこれを孝水とっている。

楊…この句も、上文の紵麻・百答・慈潤と同様に、やはり郭璞の注のようである。また『御覧』卷六三に引く『山海経』中次六経（九）も、この句を引いている。しかし今の『山海経』の注にこの句はない。また『寰宇記』（二〇）は、河南県の下に『山海経』の「北流して穀水に注ぐ」という文を引き、その下にはつきりとこの句を掲げて、「『水経注』は、世間ではこれを孝水とっている」といっている。このことは郭璞のこの説が、脱け落ちてしまつてから既に長い時間がたつていることの証拠とならう。今これを王祥河（二一）という。

潘岳「西征賦」（二二）に「孝水で手足を洗い、冠の紐を洗つた」（二三）。孝という美名がここに
ある（のをうれしく思った）」（二四）という。

趙…考えるに五臣注『文選』では、「灑」を『水経注』では「濟」に作っている（二五）といっており、唐代の官本（二六）がもとは「濟」の字に作っていたことがわかる。古隸では「齊」を「叁」と作り、形が「槩」と似ている。そのため「濟」と「灑」とをとりちがえることになったにすぎない。

楊…『寰宇記』はこの『注』に引く「西征賦」を挙げるが、今本と同じように「灑」に作っている。
この水は河南城の西一〇余里にある。

熊…『通鑑』は梁大同四（五三八）年の条の胡三省注に（二七）ここを引いて「四十里」に作っているが、誤りであろう。『寰宇記』に引く『注』は、よって「十余里」に作っている。『隋志』には「新安に孝水がある」とある（二八）。『明志』には「洛陽の西南に孝水がある」とある（二九）。今、洛陽の西三〇里にある。

そのため呂忱（りよしん）（の『字林』）は「孝水は河南（三〇）にある」という。

熊…『文選』西征賦の注に引く『字林』も同じである。

しかし戴延之（の『西征記』）は「函谷関の西にある」といい、

楊…この下には「而南入穀、今枯涸（而して南して穀に入る、今枯涸す）」の七字（三三）が入るべきである（三三）。
劉澄之（の『水初記』）（三四）もまた「檀山から出ている」という。

朱は「檀」を誤って「壇」に作っている、下文も同じである。趙は改めて、檀山は『洛水注』にみえる（三五）という。

檀山は宜陽県の西にある。穀水の南にあるからには、(孝水が)南に向かつて流れて穀水に入るわけではない。

戴・上に引用する文では「南流して穀水に流入する」とはいつていない。必ず脱文があるはずである。

この説を考え尋ねるに、郭縁生の『述征記』(二二六)が誤って記してしまったものを受け継いだだけであろう。郭縁生は軍隊に従って旅し、征途の途中に訪れたが、昔からよく知っている土地ではなかったため、詳しく調べられなかったのである。今、この川は瀾なみをたてて北に注ぎ、澄んだ水に底の泥濘がみえるほどである。どうして枯涸してしまったといえようか(二二七)。

戴・考えるに上文に引いた文には「枯涸」の語がない。必ず脱文があるはずである。

みな粗略である。

(一)『山海経』中次六経に「又西十里、曰虜山、其陰多璵璠之玉。其西有谷焉、名曰藿谷、其木多柳楮。其中有鳥焉、状如山鷄而長尾、赤如丹火而青喙、名曰鵠鷄、其鳴自呼、服之不昧。交觴之水出于其陽、而南流注于洛。兪隨之水出于其陰、而北流注于穀水」とある。

(二)『山海経』中次六経は「平逢之山」に作る。

(三) 台湾本・江蘇本はこの疏文を削る。

(四) 平蓬山について『穀水注』の他の注文にはみあたらない。二七五頁の疏文の原文で「此注前引山海經平蓬山西云云。河南王城下、又引京相璠曰、邲、山名。皆此所云芒阜。寰宇記、芒山一作邲山、在河南縣北十里、洛陽縣北二里、一名平蓬山、亦邲山之別名、是也」といつている箇所を指していると考えられる。

(五) 段『校記』に、今本の『山海經』では「陽」を「陰」に作っており、郝懿行の箋疏は『水經注』及び『御覽』卷六三はこのことを引いて「其陽に作る」という、とある。

(六) 『箋』は「陰」に作るが、『山海經』は「陽」に作る。

(七) 『山海經』と『箋』は「藿谷」を「藿谷」に作る。

(八) 台湾本・江蘇本はこの疏文を「朱箋曰、孫云、山海經平蓬之山西十里、曰縞羝之山、又西十里、曰廐山。会貞按、又中次六經文。廐山在縞羝之西十里、縞羝在平蓬之西十里。則廐山在平蓬之西二十里。此云十里、則平蓬山当作縞羝山、方合。或酈氏記憶之誤」と作る。

(九) 『御覽』卷六三河南諸水・孝水に「山海經曰、平蓬山西十里、廐山、其陽多瑇瑁之玉。兪隨之水出于其陰、北流注于穀。世謂之孝水也」とある。

(一〇) 『寰宇記』卷三河南縣の条に「孝水、山海經謂、廐山、兪隨之水出于其陰、北流注于穀水。水經注云、世謂之孝水、在河南城西十余里。故潘安仁西征賦云、澡孝水而濯纓、嘉美名之在茲」とある。

- (一一) 王祥河は現在もあり、河南省新安県石人注に源を發し、陳村より洛陽市(郊区)に入り、孫旗屯を経て紅山郷南の王湾にいたつて澗河に合流する全長一〇キロメートルの河川である(『千年帝都』四四頁)。
- (一二) 潘岳(二四七〜三〇〇)字は安仁、西晋の滎陽中牟の人。若くして司空太尉府に辟召され秀才に挙げられ、その後官歴を重ね太傅の楊駿によつて太傅主簿に任じられた。楊駿が誅されると除名されたが、選ばれて長安令となった。この時、西への旅の途中に通過した土地の人物山水について論じた文章が「西征賦」である。その後、賈謐に引き立てられ二十四友の筆頭となったが、賈謐の死後趙王司馬倫の側近である孫秀に讒言され、謀反の罪で処刑された。『晋書』卷五五に伝がある。
- (一三) 原文では「濯纓」、冠の紐を洗うこと。世俗を超越するたとえ。『孟子』離婁上に「滄浪之水清兮、可以濯我纓」とあり、『楚辭』漁父にも「滄浪之水清兮、可以濯吾纓、滄浪之水濁兮、可以濯吾足」とある。
- (一四) 『文選』卷一〇所収の潘岳「西征賦」に「澡孝水而濯纓、嘉美名之在茲。天赤子於新安、坎路側而瘞之。亭有千秋之号、子無七旬之期。雖勉勵於延異、実潜慟乎余慈」とある。
- (一五) 五臣注『文選』は、呂延濟・劉良・張銑・呂向・李周翰の五人の注を呂延祚が集めて一書とし、唐の開元六(七一八)年に上呈したもの。ただし四庫全書所収の『文選註』には李善注として「澡、水経注作濟」とあり、同じ四庫全書所収の『六臣註文選』にはこの注文はない。
- (一六) 皇帝に上呈されていたために官本といっているであろう。

(一七) 『通鑑』卷一五八梁大同四年の条に「八月、庚寅、丞相(宇文)泰至穀城、侯景等欲整陳以待其至。儀同三司太安莫多婁貸文請帥所部擊其前鋒。景等固止之。貸文勇而專、不受命、与可朱渾道元以千騎前進、夜、遇李弼・達奚武於孝水」とあり、その胡三省注に「五代志、新安県有孝水。水經注、孝水廆山之陰、北流注于穀、在河南城西四十里」とある。

(一八) 『隋志』中・新安県の条に「有治官。有驪山、強山、欠門山、孝水、澗水、金谷水」とある。

(一九) 『明志』三洛陽県の条に「又大河在北。又有洛水、源自洛南冢嶺山、東經廬氏・永寧諸県、至洛陽・偃師・鞏県入於河。又東有伊水、自廬氏県東北流至偃師県而入洛。又北有灋水、西有澗水、俱流会於洛。又西南有孝水」とある。

(二〇) 呂忱は晋の人。『字林』を撰す。『隋書』経籍志一に「字林七卷、晋弦令吕忱撰」とあり、『魏書』卷九一術芸・江式伝には「晋世義陽王典祠令任城吕忱表上字林六卷」とある。また唐の張懷瓘の『書断』下には「忱字伯雍、撰字林五篇、万二千八百余字」とある。

(二一) 江蘇本は「河南郡」と作っている。

(二二) 底本・台湾本は「六字」に作るが、実際は「而南入穀今枯涸」の七字であるため、江蘇本に従って改める。

(二三) 『注』は下文で「(孝水が)南に向かって流れて穀水に入るわけではない」といい、また「どうして枯涸してしまっただけといえようか」といつているが、『注』には「南流」や「枯涸」の語がなく、意味が通じなくなっている。故

に後の疏文で戴は脱文を指摘しているのである。楊はそれに対して「而南入穀今枯涸」の七字を補う案を提出しているわけである。

(二四)『隋書』経籍志二に「永初山川古今記二十卷、齊都官尚書劉澄之撰」とある。劉澄之は一〇八頁注(八)に既出。

(二五)卷一五『洛水注』に「洛水又東、逕檀山南。其山四絶孤峙、山上有塢聚、俗謂之檀山塢」とある。

(二六)『述征記』については一〇〇頁注(一一)に既述。

(二七)段『校記』はこの文(「何得言枯涸也」)について、朱本は「何」字を脱し、沈本も同じである。全・趙・戴は校勘して加えた。疏文はそのことを書き漏らしている、という。

東北に向かって穀城県(二)の北を過ぎる。

熊・班固の『漢志』は「城」を「成」とし(三)、『統漢志』は「城」とする(四)。惠棟(四)は「成」字と「城」字とは古は字が通じる。「城」を「成」とするのは、劉寛(五)碑の裏面および韓勅(六)の別碑にみえる」という(七)。城の西は穀水に臨んでいて、そのため県は名称をここから採っている。穀水はまた東に向かつて穀城の南を過ぎており、その北を過ぎてはいない。

楊・河漢、魏晋では「郭璞の『山海経』につけた注に、「今の穀水は穀陽谷より出て、東北に向かって穀城県に至っ

て洛河（八）に入る」ということから（九）、晋の時期にはなおこの県があつたのである。『晋志』は県を脱している（一〇）。穀城県はいずれも河南郡に属している（一一）。後に廃された。『寰宇記』によれば、西晋は省いて河南郡に併入した（一二）。おそらくそれは太康年間（二八〇～二八九）の後のことであろう。今の洛陽県の西北一八里にある。

また東に向かうと^①、洛水支流がこれに入る^②。今は水がない。

①朱はこの下に「逕」字がある（一二）。

趙は続けて「河南王城西」の五字を増して、『洛水注』に「洛水枝瀆（二四）は東北に向かつて制郷（二五）を経て、河南県の王城（二六）の西を過ぎ、また北に向かつて穀水に入る」という（二七）。また「東逕」の下に「河南王城西」の五字を脱する」という（二八）。

全・戴は「逕」字を削除する（二九）。

②『洛水注』に詳細な記載がある（三〇）。

（一）卷一五『洛水注』によれば、穀城県城の北に潜亭があり、その北の梓沢から灑水が出る（『訳注 洛水・伊水篇』四四八頁参照）。その県城の位置については、『清一統志』卷一六三に「穀城故城、在洛陽県西北。春秋故周邑也。左伝定公八年、单子伐穀城。漢置穀城県、続河南郡。後漢因之、晋省。水経注、城西臨穀水、故名在河南県西北十

- 八里苑中。寰宇記、故穀城在穀水之東岸。西晋并改置入河南。北齐天保中常山王演使裨將嚴略増築以拒周。俗亦謂之嚴城。隋大業二年、又於此置青城宮。北隔苑城、西隔穀水、与榆村店相對、後代皆因之」とあり、『紀要』卷四八に「穀城、府西北十八里故苑中。西臨穀水。左伝定八年、周大夫儋翩叛、单子伐穀城、即此。漢置穀城県、属河南郡、晋省。西魏大統四年東魏侯景困金墉、宇文泰趣救、至穀城。北齐常山王演於穀城築戍、以備周師」とある。塩沢裕仁氏は、穀城の県城を現地住民の言や遺跡の分布から、分水嶺の北側に位置する古県村周辺に比定している（『千年帝都』）。ただ、塩沢氏の比定地は穀水が県城の南を過ぎることとなり、『経』文が示す県城の北を過ぎるという表現と齟齬が生じる。このため塩沢氏は『経』文の「北」が「南」の誤字、もしくは穀城県の県城の北側を穀水が過ぎると解釈する。また、この地域には王湾遺址がある。穀水は王湾遺址の西・北・東を囲むように流れ、遺跡からは新石器時代の遺物のほか、漢代の遺物も発見されている（北京大学考古文博学院編『洛陽王湾—考古発掘報告』北京大学出版社、二〇〇二）。王湾遺址の位置を穀城県に比定するならば、『経』文の内容と合致し、洛陽県城から一八里とする清朝の地理書とも合致する。なお、この『経』文から「又北入洛陽溝」までの部分について、趙永復『水経注』記載的洛陽—『穀水注』注（『歴史地理』二四、二〇一〇）で『穀水篇』に注釈が付されている。
- (二) 『漢志』上・河南郡穀成。県条に「禹貢、灋水出替亭北、東南入洛」とある。
- (三) 『統漢志』一河南尹穀城。県条に、「灋水出。有函谷関」とある。
- (四) 惠棟、字は定宇。呉県の康熙三〇年の進士惠周惕の孫、康熙五五年進士惠士奇の子として知られ、幼少より経・

史・諸子や小学に至るまで広く学問に通じ、戴震とともに古学に通じたという。『後漢書補注』を著す。

(五) 劉寛、字は文饒。靈帝の熹平五（一七六）年に太尉となるも、日食により免ぜられた。以後復職と日食による罷免を繰り返すも、黄巾の乱を予知して事実に基づいて奏上した功績によって遂郷侯六〇〇戸に封ぜられた。『後漢書』卷二五に伝がある。劉寛碑は中平二（一八五）年の立碑。『隸釈』卷一等に著録される。

(六) 韓勅は『隸釈』卷一「魯相韓勅造孔廟礼器碑」によれば、潁川長社の人で、字は叔節である。

(七) 『後漢書集解』郡国志「穀城県条に」惠棟曰、前志作成、古字通以城為成。見劉寛碑陰及韓勅別碑」とある。宋洪适撰『隸統』卷一二劉寛碑陰門生名に、「望垣長河南穀城（闕）陸中和」とある。韓勅別碑に関しては、「韓勅孔林別碑両側題名」「魯相韓勅造孔廟礼器碑」「魯相韓勅復顔氏齋發碑」「韓勅修孔廟後碑」があるも、碑文を採録する『隸釈』『隸統』『兩漢金石記』等いずれにも「穀成」の字はみえない。宋の婁機撰『漢隸字源』卷三に「劉寛碑陰聊成、韓勅別碑穀成、義皆当作城」とあるので、『漢隸字源』を撰した宋代には確認できたか。なお清の顧藹吉撰『隸弁』卷二に「魯峻碑陰、勃海高成、又河間阜成。按、漢書地理志、後漢書郡国志、作高城。碑蓋以成為城也。劉寛碑陰亦以聊成為聊城。楊君石門頌亦以西成為西城」とある。

(八) 底本では「洛陽」となっているが、江蘇本・台湾本は「洛河」とする。次注(九)郭璞『山海經』注は洛河となっている。江蘇本・台湾本に従う。

(九) 『山海經』中次六経「穀水出焉、而東流注于洛」の郭璞注に「今穀水出穀陽谷、東北至穀城県入洛河」とある。

(一〇) 『晋志』上・河南郡条には穀城県はみえない。

(一一) 前注(二)(三) 参照。

(一二) 『寰宇記』卷三河南県条に「故穀城在県西北。古穀城即周所置、在穀水之東岸。西晋省、並入河南」とある。

(一三) 朱は「東逕洛水枝流入焉」として「東」字の下に「逕」字を入れる。

(一四) 洛水枝瀆について、熊は洛水より枝瀆が分流する地点を宜陽県東北とする。『訳注 洛水・伊水篇』一七三―一八七頁参照。また、全五校本には欄外に「按名勝志引水経注云、洛水故瀆又北入穀、是也。河南記云、城西北穀水之右云云。本文疑有欠也」とある。

(一五) 制郷は蒯郷かひのことである。卷一五『洛水注』にみえ、熊は「蒯郷」の誤りであるとする。『訳注 洛水・伊水篇』一七八頁参照。

(一六) 河南県王城については、卷一五『洛水注』にみえ、楊は「県」字が衍字であるとする。『訳注 洛水・伊水篇』一七八頁参照。

(一七) 卷一五『洛水注』に「(洛水) 枝瀆東北歷蒯郷、逕河南県王城西、歷郊鄢陌。杜預积地曰、県西有郊鄢陌、謂此也。枝瀆又北入穀」とある。

(一八) 趙『注釈』卷一六は「又東逕河南王城西、洛水枝流入焉」とし、『刊誤』に、「一清按、洛水注云、枝瀆東北歷制郷、逕河南県王城西。又北入于穀。又東逕下落河南王城西五字」とある。

(一九) 戴は「案此下近刻衍逕字」として「逕」字を削除し、全七校本も削除する。

(二〇) 卷一五『洛水注』に「洛水又東、枝瀆左出焉。東出(散)閔、絶惠水。又逕清女冢南、(中略)枝瀆又東、逕周山、上有周靈王冢。(中略)又東北、逕三王陵、東北出焉。(中略)枝瀆東北歷蒯鄉、逕河南界王城西、歷郟鄩陌。(中略)枝瀆又北入穀、蓋終始周啓、瀆久廢不修矣」とある。

(穀水は) また東に向かって河南界(二)の北を過ぎ、東南に向かって洛水に入る(一)。

河南王城の西北^①、穀水の右岸に石磧^(三)がある^②。

①朱は「王」字を脱する。全・趙・戴は増す。

②熊・今の洛陽県の西北にある。

磧の南から出るのは死穀^(四)である。北に出ると湖溝となる。魏の太和四(二三〇)年、洪水で流れ出た水の高さが三丈となった。

朱は「四年」を誤って「七年」とする。全も同じである。

趙・『魏志』をみるに、「明帝(五)太和四年九月雨が降り続けて、伊水・洛水・黄河・漢水が洪水となった(六)」とある。『晋書』五行志(七)、『宋書』五行志(八)ともに同じで、七年に洪水の記載はない。後文(一五二頁)に

「太和五（二三二）年五龍渠上に千金竭あを作った。張純と王梁によるかつての事績を修築したものである」という。すなわち太和四年に伊水と洛水との洪水があったというのが正しい。この「七年」はまさに後文（一五四頁）の「晋の泰始七（二七二）年に大洪水があった」という記載によって誤ったのである。胡渭（拙明）は「考えるに、曹魏の明帝と北魏の孝文帝（五）はどちらも太和という年号がある。曹魏明帝の太和は、六（二三二）年で終わる。そのため『紀要』に「穀水は灋水に入り、河南王城の北を過ぎるのは、北魏の時代より始まった」という（二〇）。そして灋水は穀城の山から出て、東南に向かつて河南王城の東北に至って、南に向かい洛水に流入する。周の靈王は穀水を堰き止めて東の方に注がせた。勢い穀水が灋水に流入するのは必定である。韋昭が「穀水は王城の北にあり、東に向かい灋水に流入する」（二）というのは、正しい。北魏の時に決壊した場所は、石磧の北の湖の水だけである。澗水（穀水）と灋水とが合流するのは、北魏から始まったものではない」という（二二）。

熊・胡渭が「周の靈王が穀水を堰き止めて灋水に合流させた」といっているのは、誤りである。趙はそれで混乱してしまった。この説は卷一五『洛水注』（一三三）および『穀水注』の後文（一三三頁）にみえる。

ここは土地が低く、（暴水の流れは）停まって湖となったので、東西一〇里に水路を建設して水を通し、湖を決壊させて（その水を）灋水に注がせた^②。

①趙は「停」を「澇」とする。

②朱は「決」字を誤って「洪」とする。『箋』…謝耳伯は「決」とすべきだ」という（二四）。

楊・『御覽』卷七三に地理書を引用して、「穀水は出でて湖溝を形成し、千金（堰）を置いて堰き止めた」という（一五）。『注』が前文で「北に出ると湖溝となる」といつているのは、この「溝を建設して水を通した」ということを指しているのである。『灋水注』によれば、「灋水は東南に流れて穀水に注ぎ、穀水は千金堰から東に向かつて云々」とあって（一六、千金堰はまさに灋水の下流にある。『注』は後文で「穀水は東に流れて乾祭門を過ぎる」と述べ（一五〇頁）、その後に「東に向かい千金堰に至る」とある。すなわち（この湖溝は）灋水からの距離はなお遠く、酈道元はおそらく昔の書（地理書）が「溝」の下に「置千金堰」というのに因つて、それに随つて「湖を決壊させて灋水に流した」といつて、湖溝の記事を終えているだけである。

（一）漢の河南県城は、洛陽市の東周王城内中西部に位置し、酈道元当時の死穀であつた澗河に面して築かれる。この河南県城は発掘調査により、東西およそ一四八五メートル、南北一四一〇メートル、全周五四〇メートルであつたことが確認されている（考古研究所洛陽発掘隊「洛陽澗濱東周城址発掘報告」〈『考古学報』一九五九―二二〉、『訳注 洛水・伊水篇』一九〇二頁参照）。また、河南県城については池田雄一『中国古代の聚落と地方行政』（汲古書院、二〇〇二）第八章「漢代の地方都市」、初出一九八八、参照。

（二）この付近の穀水旧河道については、『千年帝都』二二六頁参照。

（三）礫は石の堆積物のことであるが、穀水は河床に泥が堆積する河川であつて、石は流れない。つまり洛水支流か

ら流れてきたものであろうか。あるいは洛水が氾濫で溢れて死穀に流れ込んで石を運んできたものか。

(四) 死穀は穀水の旧河道で、現在の澗河に比定される。酈道元の存命当時は穀水が石の堆積物のある場所から東に流れ、南の澗河方面への河道には水が流れておらず、ここを死穀と称していた。

(五) 明帝、曹叡字は元仲は、曹魏政権の第二代皇帝（在位二二六～二三九）。曹真・陳群らの輔政の臣を辺地に逐って親政した。沈毅果断で直言を容れる器量があったが、のちに宮殿の造営や遊獵など奢侈にふけて民衆を苦しめたとされる。

(六) 『魏志』明帝紀に「九月、大雨、伊・洛・河・漢水溢」とある。

(七) 『晋書』五行志上に、「魏明帝（中略）太和四年八月、大雨霖三十余日、伊、洛、河、漢皆溢、歳以凶饑」とあり、洪水が起こったのは太和四年のこととなっている。

(八) 『宋書』五行志一に前注とほぼ同文がある。

(九) 孝文帝は北魏の第六代皇帝（在位四七一～四九九）。いわゆる漢化政策で知られ、その太和一八（四九四）年に平城から洛陽に遷都した。

(一〇) 『紀要』卷四八河南府・澗水条に、この『注』文を引用後に「然則穀水入澗而經城北、自元魏時始也」とある。

(一一) 『国語』卷三周語「穀洛闕將毀王宮」の韋昭注に「穀洛二水名也。闕者、洛在王城之南、穀在王城之北、東入于澗。闕者向水激有似于闕也。至靈王時、穀水盛、出於王城之西、而南流合于洛水、毀王城西南。將及王宮。故齊

人城郊」とある。

(一二) ここまでの疏文は、「趙云」以下、末尾までが、趙『注釈』卷一六穀水条の引用である。このうち「胡朮明曰」以下末尾までは『禹貢錙指』卷八に二字を除いて載せられている。

(一三) 卷一五『洛水注』の熊の疏に、「尚書』洛誥篇では、『澗水が王城の西で洛水に入り、灋水は王城の東で洛水に入る』、そして『漢志』上・新安県条に『澗水が東にあり、南に向かい雒水に入る』とし、澗水が合流する穀水は、胆池県条に『穀城に至って雒水に入る』といい、穀成県条には『灋水が』東南して雒水に入る』という。これらの史料を証拠とすれば、胡渭が周の靈王時期に『穀水・洛水がぶつかり、穀水を塞いで灋水に入るようにした』というのは、信頼するに足らない」とある。『訳注 洛水・伊水篇』二〇三頁参照。

(一四) 台湾本にはこの疏文がなく、楊守敬集もまた「台湾本刪以上疏文」と指摘する。

(一五) 『御覽』卷七三堰埭に、「又地理書曰、穀水出為湖溝、置千金以堰之」とある。

(一六) 卷一五『灋水注』に、「灋水又東南流注于穀、穀水自千金埭東注、謂之千金渠也」とある。

穀水はまた河南王城(一)の北を過ぎる(二)。

戴は「北」字の上に「西」字を増す。

楊…「西」字を増すのは)誤りである。前文で王城の西北を過ぎており、ここでまた西北を過ぎることはできな

い。『括地志』に、「もとの王城は一名を河南城という」とある(三三)。そのためここは(二度も)続けて河南王城と称している。

いわゆる成周(四)である。『公羊伝』に「成周とは何か、東周である」という(五)。

楊…考えるに(六)、これは宣公一六年の文章である。

何休は「名を成周としたのは、周の道がはじめて成り、王が都としたことに由来するのである」という。

楊…今本『公羊伝』は何休のこの注がない。『史記』魯世家の集解に何休の説を引用し(七)、酈道元の書と全く同じである。『統漢志』注はまた何休の説を引いて「周の道がはじめて成り、王が都としたことに由来するのである」という(八)。だから何休はもともと公羊伝にこの注を付けていたのである(九)。

『地理志』(『漢志』)に「河南郡の河南県は(一)、もとの酈^{こうしやく}の地(二〇)である」という(一一)②。

①楊…両漢・魏・晋の河南県は河南郡に属している。『地形志』に天平二(五三五)年宜遷県を設置して河南郡の治所としたとあるが(一二)、(河南郡治所を宜遷県としたのは)酈道元の死後のことであり、酈道元の存命中はなお河南県は河南郡に属していた。今の洛陽県の西北九里にある。

②楊…『左伝』宣公三年条に、「成王は鼎を酈^{こうしやく}に定めた」という。杜預の注に、「酈^{こうしやく}は今の河南である」という(一三)。

京相璠けいそうはん（四）は、「郟は山の名称であり、郟は邑の名称である」という。

朱は「郟地邑」とする。全・趙・戴も同じ（二五）。

楊…『括地志』は京相璠『土地名』を引用して「郟は山の名称であり、郟は邑の名称である」という（二六）。今訂正する。郟山は『穀水注』に詳しくみえる（二七）。

何年続くかを占つて（二八）、

楊…『左伝』宣公三年条にみえる（一九）。

周王の東都として、これを新邑という。これが王城である。王城の東南の門は名称を鼎門（二〇）という。おそらく九鼎がここから城内に入ったのであろう。そのためにこの地を鼎中とした。

楊…『御覽』卷一五五に引用する『帝王世紀』に、「孝経援神契」（二二）に、「新邑を築いて九鼎をおさめて、新邑を王の東の都とした」とある。これが王城である。いま東門を鼎門と名づけているが、おそらく九鼎がここから城内に入ったのであろう」という（二三）。『文選』の謝朓（二四）「暫しほく下都に使用するの詩」の李善注に『帝王世紀』を引用して、「また南門の名を鼎門と定めた」としている（二五）。しかし、『統漢志』の注に『帝王世紀』を引用して、「東南門を鼎門と名づけた」とあり（二六）、この「注」文と合致している。（劉昭注は）また（『帝王世紀』）を引用して、「成王が鼎を雒陽の西南に定めた。洛水のほとりの鼎中観がこれである」という（二七）。

楚子は陸渾の戎^{りくこん}（二二六）を討伐して鼎の重さをここでたずねた。

楊…『左伝』宣公三（前六〇六）年の伝文に記載がみえる（二二七）。秦と晋が陸渾の戎を伊川に遷したことについては卷一五『伊水注』に詳細な記載がある（二二八）。

『述征記』（二二九）に「穀水と洛水との二水は、もともと周王城の東北で合流し、（そのさまは）穀水と洛水が闘う（ようだ）といわれる」とある。今王城の東南部分は欠損する部分が一〇〇〇歩ほどあり、世間ではそこを穀水と洛水が闘った場所であるという。しかしどちらとも誤りである。私が文献の記載から考えるに、周の霊王の時、穀水と洛水との二水は闘って王宮を損壊し、王はこれを堰き止めようとして、太子の晋は王を諫めたが王は聞かなかった。

楊…この文は『国語』周語の霊王二二（前五五〇）年のことである（三〇〇）。

（霊王が建設した）堤防のうち三箇所の堤はなお形をとどめている。『左伝』襄公二四（前五四九）年条に^①、「齊人が郟に築城したので、穆叔^{（三）}は周に赴いて祝辞を述べた」という（三三三）^②。

①朱は「二十五年」とする。全・趙・戴同じ。

②楊…杜預注に、「郟は王城である。ここで穀水と洛水とが闘って王宮を損壊し、齊が周王のために郟に築城した」

とある (三三三)。

韋昭^(三四)は、「洛水は王城の南にあり、穀水は王城の北にあって、東に向かって瀍水に流入する。靈王^(三五)の時に至って、穀水は水量が豊富になつて王城の西に出、そして南に向かつて洛水に合流する。洛水と穀水は互いにぶつかり合い、まるで闘っているようであり、王城の西南を損壊させた」という。

楊…これは『国語』周語注の文章である (三三六)。

穎容^(三六)の著した『春秋条例』^(三七)①が、「(王城の) 西側城壁の梁門^(三八) 附近の水が涸れている場所を、世間では死穀という」と述べているのがこれ (南流した穀水のあと) にあたる。ここではじめて郭縁生^(三九)は旅行の途上で慌ただしく (調査が行き届かず) 入関したのであって、(穀水と洛水が闘う場所の) 故事を調べると、(郭縁生の説は) 実際とは異なっていることがわかる^(四〇)。

①『箋』…『隋書』経籍志一に、「漢の公車徵士^(四〇)である穎容は『春秋积例』一〇巻を著す」という。

②熊…『禹貢錐指』に (四二)、「酈道元は韋昭の文章を引用して郭縁生の誤りを指摘する。私が考えるに、郭縁生はもともと誤っているが、韋昭説もまた十分ではない。穀水は王城の西に出て、そして南の方で洛水と合流しているというのは、これは穀水の故道である。周の靈王のとき、たまたま暴れ水が大量に至り、穀水と洛水が互い

にぶつかって、格闘しているようであった、そのために「鬪う」といったのである。穀水はもともと城の北を経て瀍水に入っていたのに、今突然に河道を改めて城の西から洛水に入ったのではない。穀水がもともと城北を経て東の方に向かい瀍水に入るのであれば、『尚書』洛誥はどうして王城を指し示して澗水の東にあるとしたのか（四三）。また穀水故道がもし王城の北に位置したのであれば、周の靈王が穀水を堰き止めて北（四三）を流れるようにさせたのは、禹（四四）の治水した河道を元に戻したことになり、太子晋（四五）はどうして共工（四六）と鯀（四七）とが川をふさいだ害を引用して王を戒めたのであろうか（四八）とある。今（私が）考えるに、胡渭が穀水は王城の北にはないとしたのは、正しい。ただ周の靈王が穀水を堰き止めて瀍水に合流させたというのは正しくない。もし正しいとするのであれば、穀水が洛水に流入していた（道筋）は、周の時代にすでに故の道ではなかったことになる。（ならば、）どうして『漢志』はなお穀水が穀城に至って洛水に入るのであろうか（四九）。ましてや洛水が洪水を引き起こすことを憂えるのであれば、堰き止めて穀水を遠ざけるべきなのに、穀水が東に流れて城の西北を経て、また城の北を過ぎるようにしたなら、もし洪水があった場合に、その被害は更にひどいのではないか。おそらく周の靈王が穀水を堰き止めたのは、穀水が溢れ出ないようにさせたにすぎない。穀水が瀍水に合流したのは後漢・曹魏時期のことである。韋昭はそれをすでに誤って後世の水道を周の靈王以前の河道とし、胡渭もまた誤って周の靈王が穀水を堰き止めて流した河道としたのである。潁容が述べている死穀にいたっては、おそらく一時の洪水のあとを記載したにすぎないのに、酈道元もまた（潁容説を）強引に韋昭の穀水は城の西に

流れ出て南に向かい洛水に合流したという説の証拠としただけである(五〇)。

周の考王(五)は周の桓公(五二)をここに封建して西周とし^①、桓公の孫である恵公(五三)の時期に及んで、少子班を鞏(五四)に封建して東周とした^②。

①楊・『史記』周本紀には、「考王は弟を河南に封建した。これが桓公である」という(五五)。「世本」に、「西周の桓公は名を掲といい、河南に居た」という(五六)。

②『洛水注』の鞏原条に詳細な記載がある(五七)。

そのため東周と西周の名があるのである(五八)。

楊・趙翼(五九)は、「東周は西周の王城から分かれて出たのであって、敬王(六〇)が都とした成周ではない。鞏に分封したものは東周といい、河南の恵公はもともと王城にいたので、西周と称される。東周、西周ともに河南にあつて周王が成周を都としたことには変わりはない。『戦国策』のいわゆる「周王」は、成周を都とする王のことであり、いわゆる東周君、西周君とは、王城を都とする河南公(桓公)と、鞏に分封されたものをいうのである」という(六一)。また、高士奇(六二)は、「東周と西周の名称は、前後およそ三たび変わっている。初めに東周・西周といっていたのは、(西の)鎬京を(東の)洛邑に対していう。中間に東周・西周といっていたのは、(西の河南)王城を(東の)成周に対していう。『注』文の最後に東周・西周というのは、(西の)河南(王城)を(東の)鞏に対していうのである」という(六三)。

秦は周を滅ぼしてその土地を三川郡^(六四)とし、

全…考えるに、『史記』秦本紀によれば周を滅ぼしたのは韓を滅ぼした後である。韓を滅ぼして既に三川郡を設置し、周を滅ぼすに及んで、(周の領地を)三川に併合しただけである^(六五)。酈道元のいうところは、正確ではない^(六六)。

項羽^(六七)は瑕丘申陽を封建して河南王とした^(六八)。

楊…『史記』項羽本紀にみえる。

漢王朝はこの領地を河南郡とし、王莽はまたこれを名づけて保忠信郷^(六九)という。

趙…考えるに、『漢書』王莽伝に、「三輔^(七〇)を分けて六都尉とし、河東郡・河内郡・宏農郡・河南郡・潁川郡・南陽郡は六隊郡として、郡に大夫を置き、職掌は太守と同じく、属正の職掌は都尉と同じとした。河南大尹は名称を保忠信郷と改め、河南郡の属県を加えて満三〇県とし、六郊に州長をそれぞれ一人置いて一人が五県をつかさどった。その他の官名もまたことごとく改めた。大郡は分割して五郡とするものさえあり、郡県は亭と名づけたものが三六〇、そうして符命の文書に「應え」とある^(七一)。この王莽が改めたのは官名であって、地名ではない。そもそも王莽はまさに東都を建てて、その範囲を拡大にしようとしていたのに、どうしてあえて郡を改めて郷とすることがあるのだろうか。「郷」字は「卿」字の誤りであろう。『漢志』は「郷」字とする。酈道元もまたこれを引用して「郷」として、いるが、その由来は古いのである^(七二)。

全・戴は「卿」字に改めた(七三)。

楊・王懷祖(七四)や錢献之(七五)の諸家はみな「郷」字を改めて「卿」とする。しかし、『漢志』および『漢書』王莽伝はどちらも「郷」字とする。そのほかに「卿」字とする版本はない。当時あるいは地名としてこの地を「保忠信郷」と美称をつけたのかもしれない。もとの「郷」に従うのがよい。また『漢書』食貨志に、「五家を隣とし、五隣を里とし、四里を族とし、五族を党とし、五党を州とし、五州を郷とする。これで(郷は)一万二五〇〇戸となる」とある(七六)。大郡を分けて五つに分けることから考えれば、(その五分の一である一郷が)一万二五〇〇戸というのは決して小さくはない。また、『釈名』には「郷」は「向」であり、民衆の向かうところである(七七)というが、それもまたひとつの解釈である。

光武帝は洛陽に都を置いて、河南尹と改称した。尹とは「正」の意味であり^①、京畿を正しい姿にし、一〇〇郡の先頭に立つ故に(尹と名づけたの)である。

①楊・『統漢志』に、「世祖光武帝は雒陽を都とし、建武一五(三九)年に河南郡を改めて河南尹とした」という。その劉昭注に応劭の『漢官』を引用して、「尹は正の意味である」という(七八)。

(一) 河南王城については、卷一五『洛水注』に詳細に記されている。『訳注 洛水・伊水篇』参照、とりわけ一九〇
二二頁の塩沢論文参照。また、嘉慶一八年刊魏襄修陸繼輅纂『洛陽県志』卷七土地記・中に、「周王城、県西五里」

とある。

(二) 塩沢裕仁氏は王炬「谷水与雒陽諸城址的關係初探」(『考古』二〇一一—一〇)や現地踏査に基づいて河南王城より東流する穀水の河道を特定する(『漢魏洛陽城穀水水文考』(『東洋史研究』七一—二)参照)。

(三) 『史記』正義引『括地志』に、「故王城一名河南城、本邲鄩、周公所築、在洛州河南界北九里苑内東北隅」とある。

(四) 周の武王死後、周公旦が成王の摂政となり、鎬京を宗周とし、殷の遺民や東夷を統治するために洛邑の地に政治都市を建設して成周とした。嘉慶一八年刊魏襄修陸繼輅纂『洛陽縣志』卷七土地記・中に、「成周城縣東二十五里。帝王世紀、城東西六里十一歩、南北九里一百歩。晋元康地道紀ミヤ為地三百頃一十二畝有三十六歩」とある。

(五) 『公羊伝』宣公一六年の伝文に「成周者何。東周也」とある。

(六) 江蘇本は「按」を欠いている。

(七) 『史記』魯周公世家「其三月、周公往營成周雒邑」の集解に「公羊伝曰、成周者何。東周也。何休曰、名為成周者、周道始成、王所都也」とある。

(八) 『統漢志』一河南尹条の劉昭注に「公羊伝曰、成周者何。東周也。何休曰、周道始成、王之所都也」とある。

(九) 段『校記』はこの『注』および疏文について、「何休の『解詁』に、名づけて成周としたのは、本もと成王が定めたのに本づいた名であり、天下で初めてそのように呼ぶようになった」という。つまりこの「成」は下に続け

て「成王と訓んでいる」という。

(一〇) 郊廓については、卷一五『洛水注』に「洛水」逕河南県王城西、歴郊廓陌。杜預积地曰、県西有郊廓陌、謂此也」とある。『訳注 洛水・伊水篇』一七八頁参照。

(一一) 『漢志』上・河南郡河南県条に「故郊廓地。周武王遷九鼎、周公致太平、營以為都、是為王城、至平王居之」とある。

(一二) 『地形志』中・河南郡条に「領県一、(中略)宜遷、天平二年置」とある。

(一三) 『左伝』宣公三年条に「成王定鼎于郊廓」とあり、杜預注に「郊廓今河南也。武王遷之、成王定之」とある。

(一四) 京相璠は晋の人で、『春秋土地名』三卷を著す。『春秋土地名』は『隋書』経籍志一にみえ、撰者の京相璠は晋の裴秀の客であったという。京相璠の出身地について『水経注引書考』は、『元和姓纂』卷二および『通志』氏族略より済南の出身と考えられるとする。劉盛佳「晋代傑出的地図学家・京相璠」(『自然科学史研究』一九八七—一)参照。

(一五) 江蘇本は「趙・戴同。全作地名」とする。

(一六) 『括地志』卷三洛州河南県条に、「故王城一名河南城、本郊廓、周公所築、在洛州河南県北九里苑内東北隅。

(中略) 帝王世紀云、王城西有郊廓陌。左伝云、成王定鼎於郊廓。京相璠地名云、郊、山名、廓邑名」とある。

(一七) 郊について、『穀水注』にはこの箇所のほか後文(一三三頁)に「齊人城郊」とある。他方、卷一五『洛水注』

に、「成周于中土、南繫于洛水、北因于邠山、以為天下之大濬」「洛陽、周公所營洛邑也。(中略)其南繫于洛水、北因于邠山、以為天下之濬」とあり、邠山について述べる。乾隆一〇年刊龔崧修汪堅纂『重修洛陽臬志』卷三山川条の「邠山在原北五里許。一名邠山」の注に「周營王城、北枕邠山故名邠山。後漢書郡国志河南注、城西有邠山陌」とあり、乾隆四四年刊同治六年補刊本『河南府志』卷七山川志に、「穀城山南迤東為平逢山。即邠山」とある。『訳注 洛水・伊水篇』二〇〇頁および二〇八頁参照。

(一八) 底本にみえる「卜年定鼎」について、『刊誤』に「一清按、十当作卜」とあり、もとは「十年定鼎」となっていたが、趙は「卜」に改めている。楊も趙に従っている。

(一九) 『左伝』宣公三年の伝文に、「成王定鼎于邠山、卜世三十、卜年七百、天所命也。周德雖衰、天命未改、鼎之輕重、未可問也」とある。

(二〇) 鼎門は『紀要』卷四八に、「王城面有三門、凡十二門。南城曰圜門、東城曰鼎門、北城門曰乾祭」とあり、注に「以九鼎自此而入也。又洛陽西南洛水北有鼎中觀、亦以九鼎而名」とある。嘉慶一八年刊魏襄修陸繼輅纂『洛陽臬志』卷七土地記中に、「周鼎門、帝王世紀東南門九鼎所從入。亦武王定鼎雒陽、西南雒水九鼎中觀是也」とある。

(二一) 『孝経援神契』は『隋書』経籍志一に「孝経援神契七卷、宋均注」とある。讖緯の書である。安居香山・中村璋八編『重修緯書集成』卷五孝経・論語(明德出版社、一九七三)参照。

(二二) 『御覽』卷一五五叙京都上に引く『帝王世紀』に、「援神契曰、八方之広、周洛為中、於是遂築新邑、營定九

鼎。以為王之東都之洛邑。(中略)是為王城、名曰東周。(中略)東門名鼎門、蓋九鼎所從入也」とある。

(二三)『文選』卷二六謝朓「薨く下都に使いするの詩」一首の李善注に「帝王世紀曰、春秋成王定鼎于郊廓、其南門名定鼎門。蓋九鼎所從入也」とある。

(二四)『統漢志』一河南県の条に、「東城門名鼎門」とあり、劉昭注に引く『帝王世紀』に、「東南門九鼎所從入。又曰、武王定鼎雒陽、西南洛水北鼎中觀是也」とある。

(二五)中華書局本『統漢志』では「成王」を「武王」に作り、「上」字を「北」に作っている。

(二六)陸渾戎は、中国西北部を起源とする春秋時代の周辺民族の一である。『左伝』僖公二年条の杜預注に、「允姓之戎、居陸渾、在秦晋西北。二国誘而徙之伊川」とあり、前六三八年に秦および晋が陸渾の戎を伊川(現河南省)に移住させたという。のち昭公一七(五二五)年、晋の荀息が洛水・三塗での祭祀の際に軍を率いて黄河を渡り、洛水で祭祀した後、陸渾を攻めて滅ぼした。

(二七)『左伝』宣公三年の経文に、「楚子伐陸渾之戎」とあり、同三年の伝文に、「楚子伐陸渾之戎、遂至于雒。觀兵于周疆。定王使王孫滿勞楚子。楚子問鼎之大小輕重焉」とある。

(二八)卷一五『伊水注』に「涓水又東、逕陸渾縣故城北。平王東遷、辛有適伊川、見有被髮而祭于野者、曰、不及百年、此其戎乎。魯僖公二十二年、秦・晋遷陸渾之戎于伊川、故泉氏之也」とある。

(二九)『述征記』については、一〇〇頁注(一一)参照。

(三〇) 『国語』卷三周語下に、「靈王二十二年、穀洛鬪將毀王宮、王欲壅之、太子晋諫曰、不可。(中略) 王卒壅之」とある。

(三一) 春秋魯国の大夫叔孫得臣の子穆叔は叔孫豹とも称され、『左伝』に屢々登場する。

(三二) 『左伝』襄公二四年条に、「斉人城郟。穆叔如周聘、且賀城。王嘉其有礼也、賜之大路」とある。

(三三) 前注(三二)所掲の伝文「斉人城郟」の杜預注に、「郟、王城也。於是穀洛鬪毀王宮、斉叛晋、欲求媚於天子、故為王城之」とある。

(三四) 韋昭は字は弘嗣。呉郡雲陽の出身。孫呉政權に仕え、孫亮即位時には太史令となり『呉書』を編纂し、また『国語』に注をつけた。鳳凰二(二七三)年、孫皓と対立して投獄され、そのまま処刑された。『呉志』卷二〇韋曜伝に詳しい記載がある。高橋康浩『韋昭研究』(汲古書院、二〇一一)参照。

(三五) 周の靈王泄心は、簡王の子で前五七一年即位した。在位二七年、前五四五年に死去した。『史記』周本紀はこれのみを伝える。

(三六) 『国語』卷三周語下の韋昭注に、「穀洛二水名也。洛在王城之南、穀在王城之北、東入于瀧。鬪者、兩水激、有似於鬪也。至靈王時、穀水盛、出於王城之西、而南流合於洛水、毀王城西南、將及王宮、故斉人城郟也」とある。(三七) 潁容、字は子嚴。陳国長平の出身で、太尉の楊賜に師事して郡の孝廉に挙げられ、州に辟召されたが職に就かなかつた。『春秋左氏条例』五万言を記したとされ、『後漢書』儒林伝下に載せられる。『春秋条例』に関しては、

『隋書』經籍志一に、晋の太尉であった劉寔撰『春秋条例』一一卷とともに、撰者を記さない『春秋左氏伝条例』二五卷がみえる。また、『隋書』經籍志一には『春秋积例』一〇卷がみえ、そこには「漢公車徵士穎容撰」とある。また『新唐書』卷五七芸文志一に、「穎容（春秋）积例七卷」がある。

(三八) 梁門は、『注』にみえる『春秋条例』の文からすると河南王城の西側にある門であるが、詳細は不明。

(三九) 郭縁生については一〇〇頁注（一一）参照。

(四〇) 『後漢書』儒林伝下・穎容伝に「公車徵、不就」とある。

(四一) 『禹貢錐指』卷八に、「酈道元引韋昭語、以折縁生之謬。愚謂郭固失之、而韋亦未為得也。穀水出王城之西、而南合于洛水者、其故道也。靈王時、偶值暴水大至、河川相触如格鬪然。故謂之鬪。非穀水本由城北入灋、而今忽改道由城西入洛也。使穀水本由城北而東入于灋、則洛誥何以指王城為澗水東邪。且使穀水故道、果在城北、則靈王壅之使北出、是為復禹之迹、太子晋亦何為引共鯀防川之害、以戒王哉」とある。

(四二) 『尚書』卷一四洛誥に、「予惟乙卯朝至于洛師、我卜河朔黎水、我乃卜澗水東灋水西、惟洛食。我又卜灋水東、亦惟洛食、佯来以鬪、及猷卜」とある。

(四三) 江蘇本はこの「北」字の下に「出」字を加える。

(四四) 『史記』夏本紀によれば、夏王朝の始祖とされる禹は、舜に推挙されて黄河の治水で功績を挙げ、舜より禪讓されて帝位を受けた。

(四五) 太子晋は周の靈王の太子で、子喬とも称す。

(四六) 共は共工である。『史記』五帝本紀に、「堯曰、誰可順此事。放齊曰、嗣子丹朱開明。堯曰、吁。頑凶、不用。堯又曰、誰可者。謹兜曰、共工旁聚布功、可用。堯曰、共工善言、其用僻、似恭漫天、不可」とあり、鄭玄注に「共工、水官也」とある。

(四七) 鯀は禹の父で、堯の治世に黄河の治水を任せられたが、九年経過しても治水できなかったために、舜に誅された。『史記』五帝本紀および夏本紀に詳しい記載がある。

(四八) 『国語』卷三周語下に「靈王二十二年、穀洛鬪、將毀王宮。王欲壅之。太子晋諫曰不可。(中略)昔共工棄此道也、虞于湛樂、淫失其身、欲壅防百川、墮高湮庫、以害天下。(中略)其在有虞、有崇伯鯀、播其淫心、称遂共工之過。堯以殛之于羽山」とある。

(四九) 『漢志』上・弘農郡池阳县に、「穀水出穀陽谷、東北至穀城入雒」とある。

(五〇) ここまでの穀・洛に関する議論をまとめると次の通りである。郭縁生は穀水と洛水の流れは王城の東北で合流するという。韋昭は、穀水は王城の北を流れて灋水に入るのであって、周の靈王時期に洪水で一時的に穀水の水が溢れて南流し、王城の西南で洛水に合流したという。潁容は王城西側に水のない河道があり、死穀というとする。胡渭は、郭縁生説はもともと誤りだが、韋昭説も十分ではないという。そして靈王の時に大水があつて、王城の西を南流する穀水を塞いで、王城の北を過ぎるようにさせたという。この胡渭説に対して、熊は穀水故道が王城の北

ではないとする説は正しいが、周の靈王が穀水を堰き止めて灋水に流入させたことに問題があるとし、以下のように述べる。(イ) 穀水が洛水に流入するルートは周の時期の故道ではなかったことになり、それでは『漢志』と合わない。(ロ) 王城の西北を過ぎるようになったならば洪水の被害はかえって拡大する。(ハ) 穀水が灋水に入るのは後漢から曹魏時期のことであるが、韋昭は誤ってこれを周の靈王より前の河道とし、胡渭も周の靈王の壅殺の河道と誤解した。(ニ) 潁容は一時的な洪水の痕跡を記載したにすぎない。(ホ) 酈道元にしても潁容説を強引に韋昭の説の根拠とした。

(五一) 考王^か嵬は貞定王の子で、思王が即位した前四四一年、思王を殺害して即位した。翌年、弟の掲を河南に封じた。これが西周の桓公である。考王の在位は一五年。

(五二) 桓公は考王の弟で、河南の王城付近に封ぜられて西周君と称された。

(五三) 恵公は桓公の孫で、父の威公の跡をついだ。

(五四) 鞏は『元和志』巻五に「鞏、畿。西至(河南)府一百四十里」とある。現在の河南省鞏県の西付近。

(五五) 『史記』周本紀に、「考王封其弟子河南、是為桓公、以統周公之官職。桓公卒、子威公代立。威公卒、子恵公代立、乃封其少子於鞏以奉王、号東周恵公」とある。

(五六) 『史記』索隱引『系(世)本』に「西周桓公名掲、居河南。東周恵公名班、居洛陽」とある。王謨輯本『世本』居篇に「西周桓公掲、居河南。東周恵公班、居洛陽」とある。

(五七) 卷一五『洛水注』に、「洛水又東、逕鞏縣故城南、東周所居也。本周之畿内鞏伯國也」とある。

(五八) 東周と西周とは、もともとは周の武王が都とした鎬京を西周とし、周の東遷後に都とした洛邑を西周に対して東周と称する。王子朝の乱の際に敬王は王子朝を逐って王城に入り、周王城の東側に位置する成周の城牆の修築を行わせて、その後この成周が周王の居城となる(『左伝』昭公三二年条)。この成周の位置はのちの漢魏洛陽城に比定され、鞏は成周より東に位置し、王城は西に位置することから、ここでも東周と西周の名称が生じたのである(『訳注 洛水・伊水篇』一九頁参照)。また、『注』の記載にもみえるように、考王の時期にその弟である桓公が河南隄城付近に封ぜられ(西周)、成周は考王から威烈王に継承された。西周は桓公の子である恵公に受け継がれたが、威烈王死後にその子である恵公(西周の恵公と同名)が韓と趙との支援を受けて反乱を起こし、鞏で自立して東周と称した。王子朝については『訳注 洛水・伊水篇』一八四頁注(三〇)参照。

(五九) 趙翼、字は耘松。江蘇省陽湖の出身で、乾隆二六年の進士。『廿二史劄記』『陔余叢考』等の著述で知られる。『清史稿』卷四九〇に伝がある。

(六〇) 敬王は景王の子で、王子猛が王子朝に殺害されると、晋の頃公によって立てられて即位した。敬王四(前五一六)年、晋の頃公が諸侯を率いて周王城に入城させた。前五〇四年に敬王は晋に逃れる一幕もあったが、翌年晋の定公が再び敬王を周王城に入城させた。前四七七年死去。

(六一) 『陔余叢考』卷一六東西周に、「及考王封其弟揭於王城、是為河南桓公。桓公之孫恵公又自封其少子班於鞏、

号曰東周、則此東周。又自西周之王城分出、而并非敬王所都之成周矣。分封於鞏者、曰東周。而河南惠公本在王城、則仍西周之号。此東周西周者、皆在河南、而周王之都於成周、自若也。戦国策、所謂周王者、都於成周之王也。所謂東周君・西周君者、則河南之都於王城。及分封於鞏者也」とある。

(六二) 高士奇、字は澹人。浙江錢塘の人で詩文に通じ、礼部侍郎に登った。著作に『春秋地名考略』や『左伝紀事本末』等がある。『清史稿』卷二七一に伝がみえる。

(六三) この文は『春秋地名攷略』卷一「遷於成周」にみえる。

(六四) 『史記』秦本紀によれば秦の莊襄王元(前二四九)年に韓が成皋・鞏を献上し、秦は初めて三川郡を設置したという。なお韓の滅亡は前二三〇年のことである。

(六五) 『史記』卷五秦本紀に、「(昭襄王)五十一年、將軍摎攻韓、取陽城・負黍、斬首四万。攻趙、取二十余県、首虜九万。西周君背秦、与諸侯約從、将天下銳兵出伊闕攻秦、令秦毋得通陽城。於是秦使將軍摎攻西周。西周君走來自歸、頓首受罪、尽献其邑三十六城、口三万。秦王受献、歸其君於周。五十二年、周民東亡、其器九鼎入秦。周初亡。(中略) 莊襄王元年、(中略) 使蒙鶩伐韓、韓献成皋・鞏。秦界至大梁、初置三川郡」とある。

(六六) 趙『注釈』卷一六に、「全氏曰、按、秦本紀、滅周在滅韓之後。滅韓已置三川郡。及滅周、以其地并入三川耳。善長所言未覈」とあり、疏の文と同じである。全五校にはみえないが、全七校には、「按秦滅周在滅韓之後。秦未滅韓、已置三川郡。見秦本紀。及滅周、以其地入三川耳。非始置也。善長此未覈」とあり、本来は「秦未滅韓」とし

て「未」を入れるのが正しい。ここでは底本はじめ諸本に従って訳しておく。なお、三川郡に関わる専論として、大櫛敦弘「三川郡のまもり―秦代国家の統一支配」補論（『高知大学』人文科学研究）一五別冊、二〇〇九）がある。

（六七）項羽は羽は字で名は籍。楚の將軍項燕の孫にあたる。陳勝・呉広の乱の際に頭角をあらわし、劉邦と競って咸陽に攻めのぼり、秦を滅ぼした後、西楚霸王と称して功臣を封建したが、劉邦に敗れて自刃した（『史記』項羽本紀）。

（六八）『史記』項羽本紀に、「瑕丘申陽者、張耳嬖臣也、先下河南、迎楚河上、故立申陽為河南王、都雒陽」とある。瑕丘申陽について、『史記』項羽本紀『集解』の服虔注は、「瑕丘県属山陽。申、姓、陽、名」とあり、瑕丘出身の申陽とするが、文穎は、「姓瑕丘、字申陽」とする。臣瓚は瑕丘公の申陽として服虔説を是とする。張耳の嬖臣で、黄河の南で楚を迎えた功績で項羽によって河南王に封ぜられた。『史記』秦楚之際月表によれば、瑕丘申陽は高祖二年に劉邦に降伏し、その地は河南郡になった。

（六九）『漢志』上・河南郡条に、「故秦三川郡、高帝更名。雒陽戸五万二千八百三十九。莽曰、保忠信郷、属司隸也」とある。

（七〇）三輔は、京兆尹、左馮翊、右扶風からなる前漢長安の京畿を指す。

（七一）『漢書』卷九九王莽伝・中に、「（王）莽以周官・王制之文、置卒正・連率・大尹、職如太守。属令・属長、職

如都尉。置州牧・部監二十五人、見礼如三公。監位上大夫、各主五郡。公氏作牧、侯氏卒正、伯氏連率、子氏属令、男氏属長、皆世其官。其無爵者为尹。分長安城旁六郷、置帥各一人。分三輔為六尉郡、河東・河内・弘農・河南・潁川・南陽為六隊郡、置大夫、職如太守。属正、職如都尉。更名河南大尹曰保忠信卿。益河南属县滿三十。置六郊州長各一人、人主五县。及它官名悉改。大郡至分为五。郡县以亭为名者三百六十、以应符命文也。縁辺又置竟尉、以男为之」とある。后晓荣「新莽置郡考」(『中国史研究』二〇一三―二)によれば、三輔を分割して京尉・師尉・翊尉・光尉・扶尉・列尉の六尉郡としたという。

(七二) 以上は趙『注釈』卷一六穀水の条にみえる。

(七三) 戴は「卿」字として「近刻讹作郷」と注をつける。全五校本は「郷」とするが、全七校本では「郷」に注を付して「按、莽改下七郡、為保忠信卿耳。尊其名曰卿、則在京兆尹之上、蓋是時莽將都洛也。今作郷字誤」とある。(七四) 懷祖は王念孫の字。江蘇省高郵の出身で、乾隆四〇年の進士。水利の書に精通し、『河源紀略』『讀書雜誌』等を著した。『清史稿』卷四八一に詳しい記載がある。『讀書雜誌』卷四之六保忠信郷に、「河南郡、莽曰保忠信郷。念孫案、郷当為卿。王莽伝曰、分三輔為六尉郡。河東・河内・宏農・河南・潁川・南陽為六隊。郡置大夫、職如太守。属正、職如都尉。更名河南大尹曰保忠信卿。是保忠信卿乃官名、非地名。若作保忠信郷、則義不可通。今本水經穀水注、亦誤作郷。惟王莽伝不誤。保忠信卿乃官名而列於地理志者、京兆尹・左馮翊・右扶風同義。後漢謂之河南尹、義亦同也」とある。

(七五) 獻之は錢坵の字。錢大昕の族子で、洪亮吉や孫星衍らと訓詁学や輿地学の討論をしたという。『清史稿』卷四八一にみえる。その著した『新輯注地里志集釈』卷四に「雒陽、戸五万二千八百三十九。莽曰保忠信郷」とあり、注に「王莽伝、更名河南大尹曰保忠信卿、依義当為卿」とある。

(七六) 『漢書』食貨志上に「五家為郷、五郷為里、四里為族、五族為党、五党為州、五州為郷。郷、万二千五百戸也。隣長位下士、自此以上、稍登一級、至郷而為卿也」とある。

(七七) 『釈名』は一種の字書で、後漢の劉熙撰。四部叢刊本の卷二「釈州国」に、「万二千五百家為郷、郷、向也。衆所向也」とある。

(七八) 『続漢志』一河南尹条に「秦三川郡。高帝更名。世祖都雒陽、建武十五年改曰河南尹」とある。その劉昭注に、「応劭漢官曰、尹正也。郡府聽事壁諸尹画賛、肇自建武、訖于陽嘉、注其清濁進退、所謂不隱過、不虛譽、甚得述事之實。後人は是瞻、足以勸懼、雖春秋采毫毛之善、罰織釐之惡、不避王公、無以過此、尤著明也」とある。

穀水はさらに東へ流れ、乾祭門の北を過ぎる。

『箋』..「乾」は「軋」とも作る。

戴..考えるに王城北門は乾祭門という。

楊..『左伝』昭公二四(前五一八)年に「土景伯乾祭に立つ」とあり、杜預注は「王城の北門である」とする(一)。

『統漢志』は「北の城門の名は乾祭」とし(二)、また『通鑑』唐武徳三年条の注は、ここを引用して「乾」とする(三)。
王子朝の乱(四)で、晋が開いた門である。

全…考えるに晋はこの門を開いていない。これは『左伝』を誤読した妄言である(五)。

(穀水は)東に向かい、千金塙(六)に到達する。『河南十二県境簿』には①《河南県城の》(七)東一五里に千金塙がある、という。②

①朱は「県」を誤って「里」と作る。『箋』…「県」とすべきである。

楊…『伊水注』の引用では『十二県境簿』とする(八)。

②楊…『灋水注』では「灋水は東南流して穀水に注ぐ」と述べ、それに続けて、「穀水は千金塙から東に注ぐ」とする(九)ので、千金塙は灋水と穀水の交わるところにある。『御覧』卷七三に引用する戴延之「西征記」は「金水・灋水・谷水の三水が合するところに、千金塙がある」という(一〇)。「谷」は「穀」の誤りである。これは灋水と穀水が千金塙で合流するといっていて、『灋水注』と合致する。ただ金谷水(一一)は金墉城の西で穀水に入るのであり(一二)、戴延之がここで合流するというのは正しくない。この『穀水』注で千金塙を叙述して灋水のことを述べないのは、いささか疏略である。古灋水の下流は、今の洛陽県の北にあるので、塙は今の県の北にあるのであり、楊佺期(一三)が「塙は洛陽城の西三五里にある」「詳細は下文」というのは、(数字の)誤りであろう。古の洛陽(漢魏洛陽城)は今の県の東北二〇里にあって、塙は(洛陽城の)西三五里には存在しえない。

『洛陽記』^(二四)に「千金塙は昔は穀水を堰き止めるものであった。魏の時にさらにその塙を修繕し、千金塙といった。

『文選』卷三〇の注が引用する楊佺期『洛陽記』には「千金堰は洛陽城西の、城から三五里のところにある。堰のほとりには穀水塙がある」という。また朱超石の「兄に与うる書」を引用して「千金堤は以前は穀水を堰き止めたもので、魏の時に更に修繕し、これを千金塙といった」という^(二五)。「堰」は「塙」とも作る。

熊…この「千金堰」以下の『注』の文は全て朱超石^(二六)の語であつて、楊佺期に引用されたから、ただ『洛陽記』としているのである。「以前は穀水を堰き止めた」というのは、王梁が穀水を引いたことを指している、詳細は後^(三〇一頁)に述べる。

石を積んで塙を作り五箇所の溝渠を開いたのであり、これを五龍渠といった。渠の入口の所には塙を作り、塙のすぐ東には、一個の石人を立て、石人腹部に銘文を刻んであつて、太和五^(二三二)年二月八日庚戌にこの塙を築造し、更に溝渠を開いた。これは、水が渠に突き当たつて、水が止まる^(二七)ようにし、^(一)塙が堅固であるように助けるので、必ず年月を経て世に伝わるだろう。このゆえに部^(河南郡)は石人を立ててこれを記録する。^(二)云々」とある」という。おそらく曹魏明帝が王^(梁)^(二八)と張^(純)^(二九)の業績の跡を修築したのであらう。^(三)

①『箋』…これには誤りがある。「此水衝渠止其水」というべきである。《全、趙は『箋』により改める。》

②楊…石人腹上の文はここまでである。

③朱は「明」を誤って「文」とする。何焯かしやくは「顧炎武（亭林）二〇〇は文は明とすべきである、という」という。

全は「太和は明帝の年号であり、亭林の言は正しい」という。このことは後に詳しい。

塌は都水使者（二二）である陳協が造つたものである。

朱は「修」を「造」とする。戴は「也」の字を削除する。

全…考えるに『語林』（二三）は陳協が修堰したとしていて、造堰ではない。堰は明帝に始まるというが、王というのは即ち王梁であり、張は張純であり、（いずれも後漢の人で、魏の）明帝の造つたものではない。（そして明帝の時に）陳協が修築したというのは、誤りである。明帝の時、司馬宣王（司馬懿）はまだ国を動かしていない、まして宣王の息子の文王（司馬昭）についてはいうまでもない（二三）。

『語林』に①「陳協はしばしば阮歩兵（阮籍）に酒をすすめ、後に晋の文王（司馬昭）が九龍堰を修理しようとするとき、阮籍は陳協を推薦し、文王はこれを用いた。地を掘つて古い承水銅龍六枚を得て、堰はついに完成した」とある。②

①楊…『隋書』経籍志には「語林十卷、東晋処士裴啓撰」とある。

②熊…『御覽』卷七三が引用する『語林』も同じである。『御覽』はまた戴延之の『西征記』も引用し、「千金堰は即ち魏の陳思王の立てたもので、水を引いて東を灌漑し、民は今もこれを頼りとしている」という(二四)。「思王」の二字は「颶」の字の誤りである。『伽藍記』には、「千金堰は陳颶の造ったもの」という(二五)。『通典』職官門には、「千金堤は陳颶の設置するもの」という(二六)。「颶」と「協」は音が同じである。

水は堰を経て東に注ぎ、これを千金渠という。晋の世になって、大水が突然注ぎ込んで、溝瀆(水路)が泄れ壊れたので、また工事を広げた。(先述の)石人の東脇の文にいう。

〔晋の〕太始(＝泰始)七(二七一)年六月二三日、大水が激しくほとばしってきて、朱は「迸」を誤って「并」とする。趙は『名勝志』(二七)のこの部分の引用によって改める。

(水が)通常の流れより三丈上まで出て、二つの堰を崩壊させた。五龍渠からあふれた水は、南の方に流れ下り、加えて年月を経て(渠は)削られ、大水のたびに決壊し、かつての効果は年を経て今では失われている。

朱は「捐」を「消」と作り、「今故」を「今遏」とする。『箋』…宋本は「捐棄大功、故為今遏」とする。全、趙は宋本に従う。戴は改めて「今故無令遏」とする。

楊…戴が改めるのはまちがいである。楊慎『金石古文』(三八)が「今故為令遏」とするのも、またまちがいである。思うに宋本が正しく、大水によって決壊しているのので、(堰の跡は)残っているだけで、今は使えものになってい

ないことをいう(二九)。

そこでこれまでより更に西へ排水溝を開き、名を代龍渠とする。その地形は全く平らで、排水の原理に適合している。^①それによつて、千金は水勢を争うことはなく、決壊することはない。^②

①朱は「瀉」を「為」と作る。『箋』…宋本は「瀉」と作る。

全、趙、戴は改める(三〇)。

②代龍渠についての叙述はここまでであり、以下は千金堀について叙述する。

(千金堀が壊れるのは)その高さが足らず、水が上について削るからである。

朱は「逾」を「輸」と作る。『箋』…宋本は「逾」と作る。

全、趙、戴は改める(三一)。

今、千金堀をもとの高さより一丈四尺(三二)高くしたので、五龍渠は当然必ず年月を経ても心配はない。もし五龍渠が長い年を経てまた決壊することがあったら、目を西に向かわせて更に二碣を開くことにする。千金渠と代官渠の二渠には合わせて二三五六九八の功(三三)を用いて、その年(泰始七(二七一)年)の一〇月二三日に着工し、工事は困難で人が少なかったので、八年四月二〇日に至つて終了した」。

楊・石人の東脇下の文はここまでである。『河南志』は、「千金渠は穀水がこれを得て流れていて、その下に溝渠を五つ造り、南側に出るものを五龍渠といい、急に増えた水を排出するが、(水量が) 大きいと五龍渠では排水しきれないので、さらに西に排水溝を造り、代龍渠と名づけた。この五龍渠・代龍渠はみな千金渠に属する(三三)」という。

代龍渠はすなわち九龍渠である。

全・考えるに五龍渠は九龍渠とは違うものである。五龍渠は千金渠である。九龍渠は魏明帝の青龍三(二三三)年に造られた。この時は崇華殿に災いがあり、郡国に九龍が現れた(三五)。明帝はこのために九龍殿を建設し、穀水を引いて九龍池を作り、(そのために) 渠を築いて穀水を堰きとめた。酈道元は(その渠を) 代龍渠と考えているが、誤りである。

楊・全の説は正しくない。魏の明帝青龍三年に穀水を引いて注ぎ込ませた九龍池が九龍殿の前にあることは、明帝紀注の引用する『魏略』の文にみえる(三六)。酈道元の『注』の千秋門の箇所(三一八頁)に「穀水の支流が石づくりの水道に入りこみ、伏流して靈芝池・九龍池に注ぎこむ」とあり、(これは) 洛陽城の中である。『御覽』巻七三に引用する『九州要記』には千金渠の傍らには九龍祠があるという(三七)。また『寰宇記』が引用する『東都記』(三八)では、北魏の孝文帝が洛陽に遷都し、千金渠を修繕し、九龍祠で祭ったという文がある(詳細は下文(一五八頁)(三九)。千金渠は穀水の主流であり、洛陽城の城外にあって、九龍殿の前の九龍池とは決して相通じず、造ら

れた時期もまた違う。九龍池は張純による故渠であるので、(九龍) 祠があつてこれを祀っている。晋代になつて渠が壊れ、西園に排水溝を開いたのが、もとの九龍渠の地であり、これが代龍渠と改名されたが、九龍祠はなお残つていた。そのために酈氏が、代龍渠は九龍渠であるというのである。全氏は九龍池を九龍渠として述べるが、実は、渠は(洛陽) 城の外にあり、池は(洛陽) 城の中にあることを知らなかつたのである。

後に(西晋の) 張方^(四〇) が洛陽に入った^(四二) 時に千金堰を破壊し、

楊[・]『御覽』卷七三に引用する『晋後略』^(四三) には「張方は京邑を囲み、千金堰の水を決壊させ、溝渠は涸れて、井戸の多くでは湧水がなくなつた」とし^(四三)、『伽藍記』は「張方溝以東で^(四四)、南は洛水に臨み、北は芒山に達するまで(が寿丘里である)」とある。おそらく張方が堰を破壊して、水が分出したのであり、それでその(決壊を起こさせた) 人の名をつけたのであろう。

都の水碓^(四五) はみな涸れた。永嘉(三〇七〜三一三) の初め、汝陰太守の李矩と汝南太守の袁孚^(四六) がこれを修理し、漕運を便利にした。

朱は京師以下の二七字がない。

全[・](二七字がなければ) 張方が堰を破壊して逆に公私がこれに頼ることになつて、文意が続かない。『晋書』李矩伝により「京師水碓皆涸、永嘉初、汝陰太守李矩・汝南太守袁孚脩之、以利漕運」の二七字を補う^(四六)。

戴もまた補うが、「京師水碓皆涸」の六字は補っていない。

楊…『晋書』邵続伝にもみえる(四七)。

公私ともこれに頼っていた。年月を経て(四八)、

趙…考えるにこの部分には脱文がある。

楊…「水」の字を削除すれば納得できる。

渠も塌もくずれおちて壊れ、石積みはほとんどなくなったが、遺基は現存していたので、北魏朝廷は太和年間(四七七〜四九九)にもとの塌を修復した。

楊…『魏書』孝文帝(高祖)紀太和二〇(四九六)年九月、洛水から水を引いて穀(水)に入れようとして、帝

はみずから(その場に)臨んだ(四九)。「寰宇記」が引用する『東都記』では「北魏の孝文帝が洛陽に遷都して、

千金塌を修理し、渠は完成したが水が流れなかった。いつも龍がいて水の流れを阻んでいるので、水は流れて行かないのである。そこで(九龍祠で)これ(龍)を祭ったところ、龍が退いて水が流れるようになった」(五〇)という。

千金塌の石人の西脇の下の文をみるに、「もし溝渠が長く通水し、深く引水するときには、河南城の北、石磧の西で、^①さらに渠を開いて北へ(水を)出し、狐が死ぬときに故郷に頭を向けるように、(魏の)故瀆によって東下させる。^②故溝は東に水を流す。^③もと(の溝)によれば(新たな渠を)造りやすい。磧は堅く時間を省ける。その事業が終われ

ば、その効果がわかるだろう。さらに辺境地域では（対処すべき）事が多く、人力は甚だ少なく、また渠塌が新たに完成したので水の心配はまだない。このため前もって工事してこれ（渠）を通じることはしない。もし後に再び工事を興そうとする場合は、西磧に造るのがよい。これを石に書いて、後賢に遺しておく」とある。^④

①楊…これはつまり前述の河南王城西北の石磧のことである。

②朱は「孤立」を誤って「孤立」とする。『箋』…宋本は「役首孤邱」とする、その意味するところはよくわからない。あるいは「孤立」も宋本もどちらにも誤りがあつて、「使首孤邱」というべきであろうか。「北に渠を引いて東の方で旧瀆に合流させれば、狐死首邱（狐は死ぬときに頭をすみかの穴に向けるようなものだ）」という意味なのである。

楊…この（『箋』の）理解もまだ十分なものではない。

③楊…この故溝というのは、おそらく前に「石磧の北に出て湖溝となる」と述べた故道であろう。

④楊…石人の西脇下の文はここまでである。

石磧（の故溝）はうずもれても、もとの（溝の）跡は頼りになるはずであり、（石人西脇の）文によって、北の方に渠を引いて^①、東の方で、旧の瀆（溝）に合流させるのである。

①全は「北」の上に「穀水」の二字を加える、趙も同じく加える。

熊…この数句は、酈氏が上の石人の文を解釈したものである。上文に「渠を開いて北へ（水を）出す」というのは、穀水から別に渠を開いて水を引いて北に出すということで、穀水の北に渠を引くのではない。全、趙が「穀水」の二字を加えているのは、上（文）の意味と相反するものである。戴が旧文のままにしているのが正しい。

(一) 『左伝』昭公二四年条に「三月庚戌、晋侯使士景伯蒞周故。士伯立于乾祭、而問於介衆。晋人乃辞王子朝、不納其使」とあり、杜預注に「乾祭、王城北門、介大也」とある。

(二) 『統漢志』一河南尹条に「北城門、名乾祭」とある。

(三) 『通鑑』卷一八八唐武徳三年条「土信又困千金堡」の胡三省注に「此於古千金塢築堡也。水経注、穀水径周乾祭門北、東至千金塢」とある。

(四) 周・王子朝の乱は『左伝』昭公二二（前五二〇）年〜二九（前五二三）年条にみえる。『訳注 洛水・伊水篇』一八四頁注（三〇）参照。

(五) 前注（二）の『左伝』昭公二四年条には、晋が門を開いたとは記していない。

(六) 塩沢裕仁氏によると、千金塢は穀水が灑水を跨がなければならぬという問題克服のために灑水あるいは合流後の灑水に築かれた堰堤であるという。『訳注 洛水・伊水篇』六九頁参照。

(七) 段『校記』によると、「曰、河南具城」は底本では欠けていて、補ったという。

(八)『河南十二県境簿』(『十二県境簿』)の撰者は不明で、すでに散逸しており、『隋書』ほかの経籍志・芸文志に著録されていない。なお、三二二頁注(三九九)をも参照。

(九)卷一五『灋水注』に「灋水東南流注于穀、穀水自千金竭東注、謂之千金渠也」とある。

(一〇)『御覽』卷七三堰埭条に「戴延之西征記曰、金灋谷三水合処有千金竭。音竭。即魏陳思王所立、引水東灌、民今頼之」とある。

(一一)金水は金谷水と思われる。塩沢裕仁氏は現在の金水河を金谷水に比定している(『訳注 洛水・伊水篇』四五〇頁注(六)参照)。

(一二)一七五頁に後述。

(一三)楊佺期(？～三九九)は後漢楊震の子孫で東晋の人。『晋書』卷八四に伝がある。

(一四)『洛陽記』について『水経注引書考』は、『隋書』経籍志二に「洛陽記四卷」とあるが撰者名を欠き、その他、『文選』卷三所収張衡「東京賦」李善注、『後漢書』卷二二堅饒伝李賢注、『通典』卷二七自注等に引用されるが、全て撰者名を記していないとする。ただ、『隋書』経籍志二、『旧唐書』経籍志上に楊佺期が『洛陽記』一卷を著したとあり、『新唐書』芸文志二には『洛陽記』一卷を著したと記される。中村圭爾編『魏晋南北朝都城史料輯佚(初稿)——洛陽・鄴・建康篇——』(大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター、二〇〇四)に逸文がまとめられている。

(一五) 『文選』卷三〇沈約「三月三日率爾成篇」の「東出千金堰、西臨鴈鶩陂」に付された李善注に「楊佺期洛陽記曰、千金堰在洛陽城西、去城三十五里、堰上有穀水塢。朱超石与兄書曰、千金堤旧堰穀水、魏時更脩、謂之千金塢。広雅曰、堰、潜堰也、謂潜築土以壅水也、一作塢、音竭。塢、鳥古切。堰、一建切。然三字義同而音則異也」とある。『注』の諸本はいずれも「謂之千金塢」だが、『文選』注では「謂之千金塢」であり、この注が引く『広雅』の通り、「堰」「塢」「塢」は音は異なるが字義が同じである。これと同じ水利施設としての「塢」の用例については、村松弘一「塢から見る東アジア海文明と水利技術」(『中国古代環境史の研究』第一三章、汲古書院、二〇一六)参照。

(一六) 朱超石(三八二〜四一八)は東晋末から劉宋時期の軍人。関中での赫連勃勃かくれんの夏国との戦いで捕らえられて死去。『宋書』卷四八・『南史』卷一六に伝がある。朱超石の「兄に与うるの書」は『類聚』や『御覧』などに多く引かれる。

(一七) 疏文にみるように、ここには原文に誤りがあつて『箋』がそれを正した案を示している。底本はそれに従っている。

(一八) 王梁は後漢の人。光武帝の下で洛陽の運河工事を担うが失敗。その後済南太守、阜成侯となり建武一四(三二八)年死去。『後漢書』卷二二に伝がある。後文に詳しい。

(一九) 張純は後漢、建武二三(四七)年に大司空となり、その翌年に洛水に陽渠を作っている。『後漢書』卷二五に

伝がある。後文に詳しい。

(二〇) 亭林すわなち顧炎武による『注』の注釈書は、今に伝わっていない。山元貴尚「『水経』、『水経注』、『水経注疏』について」(『訳注 渭水篇上』一三頁及び二五頁注(二二)など)参照。

(二一) 水利を扱う官については、漢代に都水長・丞があつたが、晋には都水台が置かれて、都水使者以下の官職が属していた。

(二二) 東晋の裴啓による『語林』は下の疏にあるように一〇巻であつたが、佚し、周楞伽による輯本(北京文化芸術出版社、一九八八)がある。

(二三) 全の主張の内容は以下のようになろう。石人に刻された文によつて魏の明帝の時、後漢の渠、張純の故渠を修理したことは明らかである。「造」つたのではない。酈道元は陳協が修した事情を述べる『語林』の記事を載せる。しかし陳協は晋の文王に用いられて修した。明帝の時には文王はおろか、その父の宣王司馬懿も実権を握っていない。つまり『語林』の記事は明帝の時のこととは異なる。

(二四) 『御覽』卷七三堰埭条に「語林曰、陳協数日輒進阮歩兵酒一壺。後晋文王修九龍堰、阮拳協、文王用之、掘地得古承水銅龍六枚、堰遂成也」とある。また「戴延之西征記曰、金灑谷三水合処有千金塢。音冓。即魏陳思王所立、引水東灌、民今頼之」とある。

(二五) 『伽藍記』卷四に「長分橋西、有千金堰。計其水利、日益千金、因以為名。昔都水使者陳總所造、令備夫一千、

歳恒修之」とある。

(二六) 『通典』卷二七都水使者条に「懷帝永嘉六年、胡賊入洛陽、都水使者奚浚先出督運得免。江左省河堤。諸公賛曰、陳颺字太和、有巧思、為都水使者。洛陽記云、千金堤、颺所置」とある。

(二七) 明曹学佺撰『大明輿地名勝志』河南省卷八に「石人東脇下文曰、太始七年六月二十三日、大水迸瀑、出常流上三丈」とある。

(二八) 楊慎は明の新都の人。修撰の任にあたり、『明史』卷一九二に伝がある。『金石古文』一四卷など著書多数。

(二九) どの文字を用いるかで意味が異なる。戴や楊慎のように取れば「今は水をせき止めることはできない」の意味となる。これに対して楊守敬は堰の現在の状態を示すと解しているのである。

(三〇) 江蘇本は「朱瀉作為、戴同。箋曰、宋本作瀉。全趙改」としている。

(三一) 楊守敬集は、全祖望本は「水得輪上漱鬻故也」であり、「全、趙、戴は改める」は「全は朱と同じである。趙、戴は改める」とすべきである、という。台湾本・江蘇本はこの後に「守敬按、孫潛校本作逾」と続く。

(三二) 一丈を漢代の二・三メートルで計算すると一丈四尺は三・二三メートルとなる。

(三三) 功とは積算労働力のことを指し、人数×日数で表される。

(三四) 『河南志』は繆荃孫による藕香拾叢書本、北京図書館蔵徐松鈔本を底本とした高敏点校注中華書局排印本がある。『訳注 洛水・伊水篇』二二七頁、注(一六)参照。さらに藕香拾叢書本は『元河南志』四卷として影印が平岡武

夫『唐代の長安と洛陽』資料篇（京都大学人文科学研究所、一九五六）に載せられている。また『洛陽歴代方志集成』の一冊に洛陽市地方史志編纂委員会『元河南志』（中州古籍出版社、二〇一一）がある。但しこの『河南志』の文は上記の『河南志』にはみえない。

（三五）『魏志』卷二五高堂隆伝に「高堂隆）遷侍中、猶領太史令。崇華殿災、詔問隆、（中略）帝遂復崇華殿。時郡国有九龍見、故改曰九龍殿」とある。

（三六）『魏志』明帝紀青龍三年条の裴松之注の引く『魏略』に「通引穀水過九龍殿前、為玉井綺欄、蟾蜍含受、神龍吐出」とある。

（三七）『御覽』卷七三堰埭に「又九州要記云、洛陽千金塢傍有九龍祠存」とある。『九州要記』は『九州要紀』ともされる。撰者不明の地理書であるが、『御覽』や『寰宇記』に多く引用される。

（三八）『東都記』は佚書。『旧唐書』経籍志上には「東都記三十卷鄧行儼撰」、『新唐書』芸文志二には「鄧行儼東都記三十卷、貞觀著作郎」鄧世隆東都記三十卷」「韋機東都記二十卷」、『史通』内篇卷三には「遠則漢有三輔典、近則隋有東都記。並記一統之都」とある。張振珮箋注『史通箋注』（貴州人民出版社、一九八五）は『隋書』卷六八字文愷伝「撰東都図記二十卷」の可能性も指摘する。

（三九）『寰宇記』卷三に「九龍祠、在履順坊。按東郡記、後魏孝文遷都洛陽、修千金塢、渠成而水不流、常見有龍扼之、水不得下、於是祭之、龍退而水行」とある。

(四〇) 張方は八王の乱を起こした八王の一人である河間王司馬顥配下の軍人。三〇三年に長安に拠る司馬顥の命令により、洛陽で恵帝を擁する長沙王父を攻撃し、激戦の結果、降伏した父を焼き殺す。身分の低い武將の活躍する事例が八王の乱にみられるが、そのひとりである。三〇六年司馬顥によって殺される。『晋書』卷六〇に伝がある。

(四一) 『晋書』恵帝紀太安二年九月丙申条に「張方入京城」とあるが、河間王とともに洛陽を攻めた成都王穎の軍(陸機が指揮)が敗北したこともあり、戦鬪は長期化し、一〇月戊辰に張方は退いて洛陽の西の十三里橋に屯し、一月に千金塙を決壊させている。この「十三里橋」とは四部叢刊三編所収の『伽藍記』卷四永明寺条張元濟注に「疑即長分橋」とある。

(四二) 『隋書』経籍志二に「晋後略記五卷、晋下邳太守荀綽撰」とある。現在は散逸し、清黄奭による輯本が『漢学堂叢書』に収められている。荀綽は『晋書』卷三九荀勗伝に附伝されている。勗の孫である。

(四三) 『御覧』卷七三堰埭に「晋後略曰、張方開京邑、決千金堰水、溝渠枯涸、井多無泉」とある。

(四四) 原文は「張方溝水東」となっているが、周祖謨『洛陽伽藍記校釈』では「張方溝以東」とある。楊守敬の見た版本が「以」ではなく、「水」字だったのであろう。四部叢刊三編『伽藍記』卷四開善寺条の張元濟注には「以呉瑄本、漢魏本、真意堂本以作水」とある。『伽藍記』の文は「自延酤里以西、張方溝以東、南臨洛水、北達芒山」で意味が明白に通じる。楊疏の引用を改め、「水」字を「以」とする。

(四五) 水碓は水力によって動く臼を指す。『後漢書』卷八七西羌伝の「因渠以溉、水春河漕」の李賢注に「水春、即

水碓也」とある。張方橋近辺の水碓については、『魏書』卷六六崔亮伝に「奏於張方橋東堰穀水、造水碾磨數十区」という記事がある。張方橋は『伽藍記』卷四永明寺に「故名曰長分橋。或云、晋河間王在長安、遣張方、征長沙王、營軍於此。因為張方橋也」とあり、長分橋が元の名であったとしている。

(四六) 『晋書』卷六三李矩伝には「矩勇毅多權略、志在立功、東海王越以為汝陰太守。永嘉初、使矩与汝南太守袁孚率衆修洛陽千金塢、以利運漕」とある。これだけでは「水碓皆涸」が補えないが、それは『晋書』惠帝紀太安二年条の「十一月辛巳、星昏隕、声如雷。王師攻方壘、不利。方決千金塢、水碓皆涸」という記事を用いたのだろう。

(四七) 段『校注』は、楊のこの疏文は『晋書』卷六三邵統伝にはみえない、邵統伝と李矩伝は同巻であり、楊氏がまちがえたのだろう、削除する、という。よって江蘇本・台湾本にはこの疏文はない。

(四八) 「水積年」の「水」字は疏文の楊の見解に従い、除いて訳した。

(四九) 『魏書』高祖紀下太和二〇年九月条に「丁亥、將通洛水入穀、帝親臨觀」とある。

(五〇) 前注(三九)を参照。

もとの瀆(溝) (二) はまた東へ向かい、

熊…この句には誤りがある。思うに、石人の文は先に「渠を開いて北へ(水を)出し、故瀆は東に(水を)流す。もと(の瀆)によれば造りやすい」とあり、後に「渠碣が新たに完成したので、水の心配はまだない。このため、

前もって工事してこれ（溝）を通じることにはしない」と述べる。つまり、故瀆の道は通じやすく、新たに千金堀を修理したので、穀水はまだ水害を起こしておらず、そのためまだ造らなかつたというのである。すなわち故瀆は明らかに穀水と別のものである。酈氏が上で「北の方に渠を引いて東の方で旧の瀆と合流させる」といい、旧瀆を故瀆と理解するのは、このことを示す。この句は（この）「もとの瀆はまた東に向かう」に続いていて、後でこの句を承けて、「穀水はまた東に向かう」という。これは旧瀆を穀水の主流としていて、石人の文の意と合わない。ここは（もとの瀆はまた東に向かう）ではなく、「穀水はまた東に向かう」が正しいだろう。

晋の恵帝がその流れの上に石梁（石橋）を造っている。

朱は「梁」を誤って「渠」と作る。全・趙・戴は改める。

橋の西門の南側面の文をみると、「晋の元康二（二九二）年一月二〇日、改めて石造りの「巷」（通行部分）をもつ水門を整備する。^①縦に水底に打ち込まれた木材を取り除いて、^②あらためて木材をもって箱型とし、その上に（箱型の）木材を覆う屋根をかけ、前後を階段状にした石の壁に続け、（穀水の）南北で岸に入るようにさせて、穀水が水をかむところを整備し、石を砕いて水の勢いを殺すようにした。三年三月一五日にすべて（工事は）終了した」という。^③

①楊…『文選』西征賦の李善注はここを引用して「石卷」とする（二）。誤りである。

②朱は「豎」を誤って「堅」とする。『箋』…宋本は「豎」とする。全・趙・戴は改める。
《楊・孫潜の校本は「豎」とする。》

③朱は「訖」を誤って「記」とする。全、趙、戴は改める。

楊…以上は橋の西門南側面に刻された原文であり、以下の鞞門橋までは（それを）簡略にした文である。

（橋の西門の文は）あわせて門の幅と長さ、深浅を左右に連ねて記す。「巷」の東西の長さは七尺、南北の「龍尾」部分は広さ一二丈、「巷」の水面からの高さは三丈、これを鞞門橋という。

朱は「鞞」を誤って「鞞」とする。全は同じ。趙は「鞞」に改める、戴は「鞞」に改める。鞞、鞞は同じ意味である。

熊…『寰宇記』によると、「穀水上に鞞門橋があり、晋の恵帝の造ったものである」という（三）。故の洛陽城の西にある。

潘岳の「西征賦」に①いう②「馬を鞞門こうもんに秣まくさかった」のは③、すなわちこの場所である。

①『文選』にみえる（四）。

②朱は（潘岳西征賦の）「潘」の上に「又」の字がある。全、趙、戴は削除する。

③戴は「秣」をまちがいであるとして、改めて「駐」とする。

楊…『文選』はもともと「秣」である。『寰宇記』の引用もまた「秣」とするので、「秣」の字は誤りではない(五)。

(一) 熊がいうように穀水の誤りである。

(二) 『文選』卷一〇の潘岳「西征賦」に「爾乃越平樂、過街郵。秣馬皋門、稅駕西周」とあり、その李善注に「平樂、館名也。鄴善長水經注曰、梓沢西、有一原、古旧亭処、即街郵也。石卷瀆口、高三丈、謂之皋門橋」とある。

(三) 『寰宇記』卷三に「皋門橋、穀水上有皋門橋、即晋惠帝所造、故潘岳西征賦云、秣馬皋門」とある。

(四) 前注(二) 参照。

(五) 台湾本は「戴改作駐、何耶」(戴が改めて「駐」に作るのはどういふことか)の一文が続く。

穀水はさらに東に向かうと、再び石橋を構えてある。水を跨いで架橋し、(洛陽)城(への水流)を制御している。西梁である。

熊…『伽藍記』に以下のようにいう。「閭闔門(二)外に出て七里のところは長分橋である。中朝(三)の時、穀水は甚だ流れが急で、城下に流れこんでたくさんの民家を壊したことから、石橋を設けて流れを制御した。水かさが増すと流れを分けて洛水に流入させた。故にその名を長分橋という。あるいは、晋の河間王は長安におり、張方を遣わして長沙王(三)を征伐させたが、(その際、張方は)陣營をここに張ったので(四)張方橋と名づけた、とい

う」(五)。

(一) 閭闔門は漢魏洛陽城大城西牆北寄りの城門。『伽藍記』原序に、「西面有四門。南頭第一門、曰西明門。(中略)次北曰西陽門。(中略)次北曰閭闔門。漢曰上西門。上有銅璇璣玉衡、以齊七政。魏晉曰閭闔門、高祖(北魏孝文帝)因而不改」とある。なお、同名の門は宮城南牆にも設置されており、宮城の正門とされていた。『伽藍記』卷一城内・永寧寺条に、「永寧寺、熙平元(五一六)年靈太后胡氏所立也、在宮前閭闔門南一里御道西」とある。

(二) 「中朝」とは西晋王朝のことである。『伽藍記』卷一城内・長秋寺条に、「(長秋寺)在西陽門内御道北一里。亦在延年里、即是晋中朝時金市処」とあり、他の箇所にも「中朝」の語が散見する。また、『晋書』にも多くみられ、卷八八孝友伝には、「晋氏始自中朝、逮于江左、雖百六之災遘及、而君子之道未消、孝悌名流、猶為繼踵」とある。なお、『通鑑』卷九三晋紀一五の胡三省注も、「中朝、謂西晋」とする。

(三) 底本は「長王」に作る。台湾本・楊守敬集・江蘇本はここに「沙」を入れ、「長沙王」とする。西晋の河間王司馬顥が攻めたのは長沙王司馬乂である(次注参照)。「長王」では意味が通らないので「長沙王」に改める。

(四) 疏文に記される晋の河間王は、司馬顥(？～三〇六)である。顥は西晋の宗室で、咸寧三(二七七)年に河間王に封じられ、元康九(二九九)年に平西將軍となって長安を守った。八王の乱では、太安二(三〇三)年に洛陽で恵帝を奉じて執政する長沙王乂を張方に討たせた。長沙王乂(二七七～三〇四)は、西晋武帝の第六子である。

太康一〇（二八九）年に長沙王に封じられ、太安二（三〇三）年に齊王冏を殺害して執政を開始した。しかし翌年、河間王颙と成都王穎の攻撃を受け、その最中に東海王越の裏切りによって張方に引き渡され、殺害された。張方については一六六頁の注（四〇）を参照。

（五）『伽藍記』卷四城西・永明寺条に、「出閭闔門城外七里、有長分橋。中朝時以穀水浚急、注於城下、多壞民家、立石橋以限之、長則分流入洛、故名曰長分橋。或云、晋河間王在長安、遣張方征長沙王、營軍於此、因名為張方橋也。未知孰是。今民間語訛、号為張夫人橋。朝士送迎、多在此処」とある。

穀水はさらに東に向かい、左に金谷水を合わせる。水は太白原から出て東南流し、金谷を經る。これを金谷水という。

熊・『初学記』卷八は、郭縁生の『述征記』を引き、「金谷は谷である。この地に金水があり、太白原から南に流れてこの谷を經由して穀水に注ぎこむ」とする（一〇）。『通鑑』隋大業九年の胡三省注は、（この『注』を）引いて「これを金谷澗という」に作る（一一）。『紀要』も同様である（一二）。「水」を変えて「澗」に作ることは、「金谷詩叙」に従ったのであろう（四）。『寰宇記』には、「太白原は河南県の西北六八里にある。邨山（五）の異阜である」とある（六）。今の洛陽県の西北に位置する。

（金谷水は）東南に流れ、晋の衛尉卿石崇（七）の旧居を過ぎる。

戴は「也」字を削る（八）。

楊・『晋書』石崇伝に、「衛尉を拜受した。別館が河陽の金谷にあった」とある（九）。故の洛陽城の西北に位置する。

石崇（季倫）の「金谷詩集叙」に、「私は元康七（二九七）年に太僕卿（二〇）より（地方に）転出して征虜將軍となった。別荘が河南（県）内の金谷澗にあり、清らかな泉と茂れる樹、あまたの果物と竹や柏があり、薬草で蔽われていた」という（一一）。

『箋』…ここより上は（一二）「金谷詩集叙」の文章である。しかし、宋本から今（見ることのできる『注』の版本）に至るまで（「薬草蔽翳」の下）文をすべて脱し、誤って卷一七渭水篇の『経』文「又東過上邽県」に対する『注』文の「渭水又東（二三）から「即洋水也北」までの三三二字をここに混ぜ入れている。『渭水注』にはもとものと「渭水又東」から「即洋水也北」までの文が備わっているので、（ここに誤入された文は）削除すべきである（二四）。今、考えるに、『世説』の注（二五）に「金谷詩叙」を載せており、そこでこういつている。「私は元康六（二九六）年に、太僕卿より（地方に）出て使持節（二六）・監青徐諸軍事・征虜將軍となった。別荘が河南県内の金谷澗にあり、その地は、あるところは高く、あるところは低く、清らかな泉と木々の茂る林、竹果（二七）・竹柏、薬草の類があり、備わっていないものはない。《さらに、水力を利用して春く臼、養魚池、穴蔵があり、目を樂しませ、心を満足させる物を作って揃えていた（二八）》。折しも、征西大將軍祭酒の王詡（二九）が長安に還ることにな

り、私は諸賢とともに送って金谷澗に赴き、昼夜を通して遊び、宴を催した。しばしばその座を移し、ある時は高みに登って眼下を臨み、ある時は座を水辺に列ねた。時には琴・瑟・笙・筑を合わせて車(三〇)に載せ、道すがら一斉に演奏させた。止まると、今度は鼓や笛とかわるがわる奏でさせた。そうして、めいめい詩を作って心のうちを述べ、もし(詩が)できなければ、罰として酒三斗(を飲ませた)。命が永遠でないのを感じ、凋落がいつ訪れるかを恐れた。それゆえ、その時の人の官爵(二二)・姓名・年紀をつぶさに列記し、さらに詩を写してその後ろに書き付けた。後の好事家がこれを見るであろうよ。合わせて三〇人、呉王(三三)の師で議郎・関中侯、始平郡武功県の蘇紹、字は世嗣、年は五〇が、最初である(三三)《熊・『世説』品藻篇の注にみえる(二四)》。趙・思うにこの箇所は一葉を失っており、補い直すべがない。中尉(二五)は(石)季倫の「金谷詩叙」を引用してその欠けたところを補っているが、結局のところ、下の「西北角」の文と続かないのである(二六)。戴は「(葉草)蔽翳(葉草で蔽われていた)」を改めて「備具」に作っている。

《楊》・『升菴集』卷五三に、宋の人の石刻を書き写したとい(二七)、その文章は『世説』の注に載せるものと全く同じである(二八)。けれども蔽可均氏の『全晋文』に載せる「金谷詩集叙」は、数語を増やしている。後の人が増したのではないか(二九)。さらに、『文選』の「金谷集詩」の李善注、「別賦」の李善注、『賈字記』に載せる郭縁生の『述征記』は、「金谷詩叙」を節略して引用し、すべて「元康六年」、「太僕卿」に作っており、『世説』の注と同じ(三〇)である(三一)。したがって、『注』の「七」は「六」の誤りで(三二)、「卿」字についてはこれを脱

しているのである。「蔽翳」の字はわずかにここの『注』にみえるだけである(三三三)。それゆえ、戴は『寰宇記』に従って「備具」に作っているのである。

金谷水はさらに東南に流れ、穀水に入る。

熊…以下の穀水は分かれて二つの流れとなる。一本は東流して洛陽城(三四)の北を過ぎ、もう一本は南流して洛陽城の西を過ぎる。この『注』に続けて「穀水は東に向かって金墉城の北を過ぎる」といつているのは、洛陽城の北を過ぎる水である。後文(三一六頁)で「陽渠水は南に向かい閭闔門に至る」といつているのは、洛陽城の西を過ぎる水である。

(一)『初学記』卷八河南道に、「郭縁生述征記曰、金谷、谷也。地有金水、自太白源南流経此谷、注穀水」とある。郭縁生撰『述征記』については一〇〇頁の注(一一二)を参照。

(二)『通鑑』卷一八二隋大業九年の胡三省注に、「金谷、即晋石崇之金谷也。水経註、穀水自千金塢東経罽門橋、又東、左会金谷水、水出太白原、東南流歴金谷、謂之金谷澗。在河南界」とある。

(三)『紀要』卷四八洛陽県に、「水経注、金谷水出太白原、東南流歴金谷謂之金谷澗、東南流経晋石崇故居。又穀水自千金塢東逕罽門橋東、左会金谷水」とある。

(四)晋・石崇撰「金谷詩集叙」については、『世説』品藻篇に「謝公(謝安)云、金谷中蘇紹最勝。紹是石崇姊夫、

蘇則孫、愉子也」とあり、その劉孝標注に「石崇金谷詩叙曰、余以元康六年、従太僕卿出為使持節・監青徐諸軍事・征虜將軍。有別廬在河南界金谷澗中、或高或下、有清泉茂林、衆果竹柏、葉草之屬、莫不畢備矣。(後略)」とある。なお、後略とした箇所では、『金谷詩集』が編集された経緯が述べられている。それについては、前掲の疏文(一七三頁)を参照。

(五) 江蘇本は「邙山」を「邙山」に作る。

(六) 『寰宇記』卷三河南県条に、「太白原、其原邙山之異阜也、在(河南) 県西北六十八里。輿地志云、金水始自太白原、東南經金谷。即此原也」とあり、「邙山」ではなく「邙山」に作る。『紀要』卷四八洛陽県にも、「太白原、在城西北六十里、即邙山之別阜云」とあり、「邙山」に作る。疏文にみえる邙山と邙山の関係については、『寰宇記』卷三河南県条に、「芒山、一作邙山、在(河南) 県北十里、一名平逢山、亦邙山之別名也。都城所枕」とある。

(七) 石崇(二四九〜三〇〇)は、西晋の渤海南皮の人。字は季倫。呉の征討に功があり、安陽郷侯に封ぜられ、後に官は散騎常侍・侍中に進んだ。学問を好み、賈謐に師事した二四友の一人に数えられるが、「水碓三十余区」を所有するなど、財産家としても知られていた。賈謐の誅殺後、免官されたうえ趙王司馬倫に美妓の緑珠の献上を求められたが断つたため、倫の倖臣の孫秀に恨まれ、殺害された。『晋書』卷三三に伝がある。

(八) 戴の編纂した『注』校訂書の微波榭叢書本には「逕晋衛尉卿石崇之故居也」の「也」字があり、武英殿聚珍版本にはない。

(九) 『晋書』卷三十三石苞伝附崇伝に、「頃之、拜太僕、出為征虜將軍・仮節・監徐州諸軍事、鎮下邳。崇有別館在河陽之金谷、一名梓沢、送者傾都、帳飲於此焉。(中略)復拜衛尉、与潘岳詔事賈謐。謐与之親善、号曰二十四友」とあり、石崇が征虜將軍の号を帯びて出鎮する際、洛陽の人がこぞつて送別に繰り出し、金谷の石崇の別荘にとばりを張つて宴を開いている。また、本伝には「崇时在金谷別館、方登涼台、臨清流、婦人侍側」とあり、金谷の別館に涼台が附設していた。なお、塩沢裕仁氏は金谷水の所在を検討し、唐代墓誌にみえる埋葬地に「穀陽郷金谷里」とあることから、前掲石崇伝の「河陽之金谷」を「穀陽之金谷」(穀水北の金谷)の誤りとする。塩沢氏はこの点をも含めて複数の論拠を挙げ、金谷水を現在の河南省新安县から東南に流れて洛陽市で澗河(穀水)に合流する金水河に比定している(塩沢裕仁「漢魏洛陽城穀水水文考」『東洋史研究』七一―二、二〇一二)。

(一〇) 台湾本・楊守敬集は、「卿」を削つて「太僕」に作る。江蘇本は「太僕卿」に作る。石崇の官については、注(九) 前掲『晋書』石苞伝附崇伝に「太僕」とある。

(一一) 「金谷詩集叙」については、後注(二四)を参照。

(一二) 疏文に引用される『箋』は、底本・台湾本・楊守敬集・江蘇本全て「此以上」に作るが、実際の『箋』の文は「璋按、此葉草蔽翳以下」である。

(一三) 底本に引用される『箋』には脱誤がある。楊守敬集は、本注及び以下の注(二六)(二七)(一八)(二二)でみるように、補い正している。この箇所では、楊守敬集は「渭水又東」の後に『箋』の原文によって「得歴泉水」

を補い、「渭水又東、得歴泉水」としている。

(一四) 卷一七『渭水注』の経文「渭水」又東過上邽県」に対する「渭水又東」から「即洋水也北」までの『注』文は長文ゆえ再掲を避ける。『記注 渭水篇上』一八三～一八九頁を参照されたい。『箋』の原文は、当該部分の冒頭を引用して「渭水又東、得歴泉水」に作るが、実際は「渭水又東南、得歴泉水」である。また、『箋』は当該部分の字数を三三二字とするが、実際は三三七字である。

(一五) 台湾本・江蘇本は、「今按世説注」を「守敬按、世説品藻篇注」に作るが、当該箇所は『箋』の文章が続いており、楊の按語ではない。ただし、台湾本の頭注では、当該箇所が『箋』の文章であることを述べている。

(一六) 底本・台湾本は「侍持節」に作る。楊守敬集と江蘇本は「使持節」に作る。「侍持節」では意味が通らず、後注(二四)に掲げる「金谷詩集叙」が「使持節」に作ることから、「使持節」に改める。ただし、石崇の肩書は、注(九)前掲『晋書』石苞伝附崇伝には「仮節」とある。

(一七) 台湾本は、「竹果」を「衆果」に改める。楊守敬集は、『箋』の原文によって「衆果」に改める。江蘇本も「衆果」に作る。後注(二四)の「金谷詩集叙」は「衆果」に作る。

(一八) 台湾本は《》で示した箇所「又有水碓・魚池・土窟、其為娛目歛心之物備」の一文を加える。楊守敬集も『箋』の原文によって同様の文を入れる。江蘇本もこの文を入れるが、「又有水碓」の「碓」字を「確」に作る。後注(二四)の「金谷詩集叙」には、この文がある。

(一九) 王詡(？？)は、『世説』容止篇の劉孝標注に「石崇金谷詩叙曰、王詡字季胤、琅邪人。王氏譜曰、詡、夷甫弟也、仕至脩武令」とあるように、琅邪郡の人で字は季胤。西晋の司徒であった衍(字は夷甫)の弟である。官は「金谷詩集叙」記載の征西大將軍祭酒のほか、脩武令に就いた。

(二〇) 『箋』の原文は「其中」であるが、後注(二四)の『世説』劉孝標注所引「金谷詩集叙」は「車中」に作る。これに従い、「車中」に改める。

(二一) 楊守敬集は『箋』の原文によって「官爵」を「官号」に改める。後注(二四)の「金谷詩集叙」は「官号」に作る。

(二二) 西晋武帝の子で太康一〇(二八九)年に呉王に封ぜられた司馬晏(二八一〜三一)か(『晋書』卷六四武十三王伝参照)。

(二三) 蘇紹(？？)は、前注(四)に引いた『世説』品藻篇によれば、祖父は則、父は愉で、石崇の姉を妻としていた。また、本書の当該箇所劉孝標注所引「金谷詩集叙」(後注(二四)参照)は、蘇紹について始平武功の人で字は世嗣、呉王の師で議郎・関中侯とする。しかし、『魏志』卷一六蘇則伝の裴松之注に「臣松之案愉子紹、字世嗣、為呉王師。石崇妻、紹之女兒也。紹有詩在金谷集。紹弟慎、左衛將軍」とあり、蘇紹の姉が石崇の妻であったとする。

(二四) 『世説』品藻篇の劉孝標注に引かれる石崇の「金谷詩集叙」は、既に前注(四)で一部を掲げたが、改めて全

文を示す。「石崇金谷詩叙曰、余以元康六年、従太僕卿出為使持節・監青徐諸軍事・征虜將軍。有別廬在河南界金谷澗中、或高或下、有清泉茂林、衆果竹柏莢草之屬、莫不畢備。又有水碓・魚池・土窟、其為娛目歡心之物備矣。時征西大將軍祭酒王詡當還長安、余与衆賢共送往澗中、昼夜遊宴、屢遷其坐、或登高臨下、或列坐水濱、時琴瑟笙筑、合載車中、道路並作。及住、令与鼓吹通奏、遂各賦詩以叙中懷、或不能者、罰酒三斗。感性命之不永、懼凋落之無期、故具列時人官号・姓名・年紀、又写詩箸後、後之好事者其覽之哉。凡三十人、呉王師議郎閔中侯・始平武功蘇紹、字世嗣、年五十為首」。なお、石崇撰「金谷詩集叙」は、ここに示した『世説』品藻篇の劉孝標注にみられない文が同書容止篇の劉孝標注に引用されている。それは次の通り。「石崇金谷詩叙曰、王詡字季胤、琅邪人」(前注(一九)も参照)。

(二五)「中尉」は、鎮國中尉に封じられた朱謀璋を指す(『明史』卷一一七諸王伝二)。

(二六)一葉を失い、下の「西北角」の文と続かないというのは、『箋』と趙の依拠した『注』のテキストに脱文があり、底本の「有清泉茂樹、衆果竹柏、莢草蔽翳」に続く「金谷水又東南流、入于穀。穀水又東、逕金墉城北。魏明帝于洛陽城」の部分(後掲)がなく、「……莢草蔽翳」の直後に「西北角築之」が続くことを指す。なお、趙『水経注釈』の原文には、「結局のところ、下の「西北角」の文と続かないのである」の直後に「金谷叙為善長(酈道元)所裁取、已非其旧。故不録」とある。

(二七)『升菴集』卷五三金谷序に、「余旧得宋人石刻一本、今録於此。其辞曰、(後略)」とある。『升菴集』は明・楊

慎撰。万曆年間の四川巡撫張士佩輯。八一卷。内容は、賦・雜文が一一卷、詩が二九卷、雜記が四一卷である。楊慎（一四八八―一五五九）は、四川新都の人。字は用修で号は升菴。正徳六年の進士第一である。詩・芸術・地理等の分野に互る多数の書を著した。『明史』卷一九二に伝がある。

（二八）楊は、宋代の石刻の「金谷詩集叙」が『升菴集』に移録され、その文章が『世説』の劉孝標注に載せるものと全く同じとするが、後半に異同がある。該当箇所は次の通り。「余与衆賢共送往澗中」の「賢」が「賓」に、「屢遷其坐」の「其」が「共」に、「或列坐水滨」の「滨」が「次」に、「合載車中」の「載」が「在」になっている。

「令与鼓吹通奏」の「与」が脱落し、「通」が「送」に、「故具列時人官号・姓名・年紀」の「具」が脱落し、「後之好事者其覽之哉」の後の「凡三十人、吳王師議郎閔中侯・始平武功蘇紹、字世嗣、年五十為首」が脱落している。

（二九）嚴可均校輯の『全晋文』卷三三三石崇に、「余以元康六年、從太僕卿出為使。持節監青徐諸軍事征虜將軍。有別廬在河南界金谷澗中。去城十里。或高或下。有清泉茂林衆果竹柏菓草之属。金田十頃、羊二百口。雞猪鵝鴨之類。莫不畢備。又有水碓魚池土窟。其為娛目歛心之物備矣。時征西大將軍祭酒王詡當還長安。余与衆賢共送往澗中。晝夜遊晏。屢遷其坐。或登高臨下。或列坐水滨。時琴瑟笙筑。合載車中。道路並作。及住、令与鼓吹通奏。遂各賦詩。以叙中懷。或不能者。罰酒三斗。感性命之不永。懼凋落之無期。故具列時人官号姓名年紀。又写詩箸後。後之好事者。其覽之哉。凡三十人。吳王師議郎閔中侯・始平武功蘇紹、字世嗣、年五十為首。雜果庶乎万株」とある。前注（二四）の「金谷詩集叙」と比較すると、「有清泉茂林、衆果竹柏菓草之属」の直後に「金田十頃羊二百口。雞猪鵝

鴨之類」の一節が増され、叙の末尾に「雉果庶乎万株」の一文が加えられている。また、「昼夜遊宴」を「昼夜遊宴」とする。なお、加筆部分と同様の文章は、『弁州四部稿』卷一五八説部・宛委余編三所引『修文殿御覽』にもみえ、「吾有廬在河南金谷中。城去十里。有田十頃、羊二百口、鷄猪鶩鴨之属、莫不畢備」とある。また、『御覽』卷九一九鴨に「石崇金谷詩序曰、吾有廬在河南金谷中。城去十里。有田十頃、羊二百口、雞猪鶩鴨之属、莫不畢備」とあり、同書卷九六四果には「石崇金谷詩序曰、雉果幾乎万株」とある。

(三〇) 台湾本・江蘇本は、「同」を「合」に改める。

(三一) 『文選』卷二〇所収潘岳「金谷集作詩」の李善注に、「石崇金谷詩序曰、余以元康六年、従太僕卿出為使持節監・青徐諸軍事、有別廬在河南界金谷澗。時征西大將軍祭酒王詡當還長安、余与衆賢共送澗中、賦詩以叙中懷」とあり、同書卷一六所収江淹「別賦」の李善注に「石崇金谷詩序曰、余元康六年、従太僕卿出為使持節・青徐諸軍事・征虜將軍、有別廬在河内界金谷澗中。時征西將軍祭酒王詡當還長安、余与衆賢共送澗中」とある。『寰宇記』卷三河南県条に引く郭縁生撰『述征記』には、「崇金谷詩序云、余以元康六年、従太僕卿出為征虜將軍。有別廬在河南界金谷澗中、有清泉茂樹、衆果竹柏藥物備具、又有水碓・魚池焉。時与諸賢登高臨下、列坐水湄、遂各賦詩、感性命之不永、懼凋落之無期云」とある。

(三二) 石崇の出鎮に伴う送別の宴は、元康六年に石崇の別荘で行われたことが中国文学の研究によって指摘されている。興膳宏「石崇と王羲之―蘭亭序外説―」(『書論』三、一九七三)、長谷川滋成「石崇・王羲之・陶淵明の(詩

序)の比較考察」(宮沢正順博士古稀記念論文集刊行会編『宮沢正順博士古稀記念 東洋―比較文化論集―』青史出版、二〇〇四)等を参照。

(三三) 台湾本は、「蔽翳字僅見此」を「蔽翳二字、大典本・残宋本作斃渭、亦渭水注文、乃黃本臆改而後人沿之(「蔽翳」の二字は、大典本・残宋本は「斃渭」に作る。「斃渭」もまた『渭水注』の文である。黃本が臆測に基づいて文字を(「斃渭」から「蔽翳」に)改め、これを後人が踏襲したのである)に改める。『大典』巻一一三三・八賄・水・水経七には、「石季倫金谷詩集叙曰、余以元康七年、從太僕出為征虜將軍。有別廬在河南界金谷澗中、有清泉茂樹、衆果竹柏葉草、斃渭水又東南、得歷泉水、北歷泉溪、東南流注于渭。(後略)」とあり、台湾本の疏に記されるように、『注』の「葉草蔽翳」を「葉草斃渭」とする。傍線部とその後略部分は、前注(二四)で述べた巻一七『渭水注』の文章である(ただし、『大典』と『渭水注』との間には文字の異同がある)。また、「渭水」の前の「斃」字は、『渭水注』当該箇所直前の文字である。すなわち、「斃」字前後の『渭水注』の文は、「渭水東南、与神澗水合。開山図所謂靈泉池也、俗名之為万石灣。淵深不測、実為靈異、先後漫遊者、多離其斃。渭水又東南、得歷泉水、水北出歷泉溪、東南流注于渭。(後略)」(『訳注 渭水篇上』一八一〜一八三頁)である。黃本が文字を「斃渭」から「蔽翳」に改めたことは、黃本巻一六穀水に「石季倫金谷詩集叙曰、余以元康七年、從太僕出為征虜將軍。有別廬在河南界金谷澗中、有清泉茂樹、衆果竹柏葉草蔽翳、渭水又東南、得歷泉水、北歷泉溪、東南流注于渭。(後略)」とみえる。

(三四) ここにいう「洛陽城」は、漢魏洛陽城遺址を指す。本遺址は、現河南省洛陽市中心部の東約一五キロメートルに位置する。同遺址については本書巻頭の二論文を参照されたい。なお、前注(九)所掲塩沢裕仁「漢魏洛陽城穀水水文考」は、漢魏洛陽城遺址を中心とする洛陽盆地における穀水の流路を復元している。

穀水はさらに東に向かい、**金墉城**(二)の北を過ぎる。

熊…この『注』は、洛陽城北の穀水の本流について述べている。

魏の明帝が洛陽城の西北角にこれを築き、

朱は「金谷水」からこの句の「洛陽城」に至る合計二六字がない。全・趙も同じである(三)。戴はこれらの字を増している。

楊・戴が補う「金墉城」云々は、下文の趙の説(次『注』疏文の傍線部参照)によっている。故に(戴の)遺書本も同様である(三)。戴は、大典本に依拠したとは限らないのである(四)。今『通鑑』卷七二の胡三省注に引く『注』の文を調べると、「金墉城は洛陽城の西北角にある」に作っている(五)。また、『文選』の陸雲(士龍)の「顧彦先の為に婦つまに贈る詩」の李善注に陸機の『洛陽記』(六)を引いており、「金墉城は宮の西北角にある」とある(七)。「通典」には、「金墉城は洛陽故城の西北角に位置する」とある(八)。(二六字が)酈道元の『注』であることこの証拠である。戴がこれらの字を増しているのは正しい。洛陽城は今の洛陽県の東北二〇里に位置する。

金墉城と称した^(九)。魏の文帝が楼閣を東北隅に建てた。

趙・『寰宇記』西京洛陽県の箇所、「金墉城は（洛陽）故城の西北角に位置し、魏の明帝が築いたものである。

『洛陽地図』は、「金墉城内に百尺楼がある」とある^(一〇)。わたくし一清が考えるに、『注』前段（前頁）の「西北角」の上の文は、洛陽故城のことを述べていたはずであるが、今の本はこの部分を失っている^(一一)。

また、金墉城は^(一二)明帝によって築かれているので、楼閣は『注』のように「文帝起」というべきでなく、これもまた「明帝」の誤りであろう。

全も「文帝起楼」の語を誤りとしている。

戴は「魏文帝」の三字を削っている。

楊・『河南志』に引用される『洛陽記』に、「洛陽城内の西北隅に百尺楼がある。魏の文帝が造った」とある^(一三)。この文は、「洛陽城」の全体についていっているのである。『伽藍記』に、「金墉城の東北角に魏の文帝の百尺楼がある。年月は久しく経っているけれども、形は建設当初のようであった」とある^(一四)。この文はただ、「金墉城」を述べるのに合わせて百尺楼のことをいっているのである。そしていずれも「魏の文帝」を称しており、これは『注』と同じである。また、『御覽』卷一七九に引用される華延雋^(一五)の『洛中記』に、「金墉城の東北に百尺楼がある。魏の都水使者の陳熙が造った」とある^(一六)。陳熙は、文帝の時に楼を造った人物である。つまり、まず文帝の時に百尺楼があり、明帝が金墉城を築いてこの楼を取り込んだので、楼は金墉城の東北に位置することに

なったのである（二七）。故に酈氏は（金墉城について述べた後）続けて「文帝は層閣を東北隅に建てた」というのである。全・趙が「文帝」の字が誤っていることを疑い、そういうわけで戴がこの字を削ったのは、考えが足りない。

『晋宮閣名』に①、「金墉城に崇天堂があり、これは②土の台の上に木を組んで榭うてなを作っている。もとの百尺楼である」といつている③。

①楊…著者の名は伝わらず、書物は失われており、『隋書』経籍志に記載されていない。『類聚』『初学記』『文選』注の諸書は多くの箇所での書を引用する（二八）。

②熊…『初学記』卷二四に、「晋に崇天台がある」といい、『晋宮閣名』にみえる」と（二九）いう（三〇）ので、『注』の「堂」は「台」の誤りではなからうか。

③朱は「故」曰楼（矣）」に作る。全・戴は「曰」を改めて「白」に作る（三一）。

楊…誤りである。『洛陽記』『伽藍記』『洛中記』はいずれも「百尺楼」に作っている（三二）。この句は「故百尺楼矣」に作るべきである。今訂正する。

（北魏）皇帝の居所がはじめて（洛陽に）徙ったとき、宮殿がまだ完成していなかったため、（皇帝は）ここ（金墉城）にとどまった（三三）。

楊…『伽藍記』に、「京師を遷した当初、宮城がまだ完成しておらず、高祖（孝文帝）は金墉城にとどまった」と

ある(二四)。

高くそびえる(二五) 榭を往時の台に構える。いわゆる台が亭々として高くそびえる(二六)と
いうもの(二七)である。

全は、ここに誤文があるという(二八)。

《熊…この句の「台」字は大典本になく、残宋本は「□」に作る。黄本が初めて増した(二九)》
南を乾光門といい、

楊…『伽藍記』に、「高祖は金墉城のなかに光極殿を作った。そこで、金墉城の門に光極門と名づけた」とあ
る(三〇)。光極門とは乾光門ではなからうか。

門を挟んで二つの楼観を建て、楼観の下には朱色の浮き橋を濠に列ね、御路としている。
東を含春門といい、北に退門がある。

全・趙・戴は、「退」を改めて「遷」に作る。

楊…『初学記』卷二五(三一)はこの文を引いて「退」に作り、『紀要』は「遷」に作る(三二)。

城壁上の西面に観台を列ね、

楊…『御覧』卷一七九(三三)の引用する華延雋の『洛中記』に、「金墉城の西南角に昌都観がある」とある(三四)。

この『注』が観の名をいわないのは、省略しているのである。

五〇歩（八五メートル前後）ごとに一つのひめがきがある。屋根付きの台に一つの鐘を置き、

楊…『初学記』卷二五^{三五}はこの文を引き、「屋台」を「居屋」に作る。

（宮中で打つて）時を知らせる太鼓に合わせて（鐘を）鳴らした。西北の連なる回廊が日かげを作り、

朱は「西」を誤って「函」に作り、「廡」の下では「函」字を脱している。趙は孫潜に拠って「西」に改め、「函」を増している。

城壁は広大な高殿に似ている。

朱は（「墉は広榭に比す」の）「比」を誤って「北」に作る。趙も同じである。全・戴は「比」に改めている^{三三六}。

炎暑の日に、高祖（孝文帝）はいつもここで暑さを避けたので、

朱は「祖」を「視」に作る。『箋』…「視」字は誤っている。「高歛」に作るべきである。

全は「高祖」に改めていう…何焯は、「酈道元がどうして神武（高歛）の時代に言及できようか」という^{三七}。

施廷枢は、「高歛の避暑のための宮殿は晋陽にある」という^{三八}^{三九}。

趙もまた「視」を改めて「祖」としている。

戴…『魏書』高祖紀に、（高祖が）かつて^{四〇}洛陽に行幸したことが記されている。

緑水池を作った。(以上は)金墉城内にある。穀水は洛陽小城(四二)の北を過ぎる。(洛陽小城は)旧城壁に寄り添い、金墉城に頼り結ばれる(ように築かれている)。つまり向かい城である。

朱は「(向)城」を誤って「(向)地」に作る。全・趙・戴は「城」に改めている。

永嘉の乱のとき、

朱は「(永嘉之乱)の」之字を脱している。全・趙・戴はこれを増している。

(金墉城と)結んで壘としたもので、名づけて洛陽壘という。

趙は『名勝志』に拠って「日」字を削る(四三)。『伽藍記』に、金墉城の「東に洛陽小城がある。永嘉年間(三〇

七〜三二三)に築く」とある(四三)。

故に『洛陽記』に、「陵雲台の西に金市がある^①。金市は北に洛陽壘と向き合っている」(四四)というのである。

①楊…『魏志』文帝紀、黃初二(二二二)年条に、「陵雲台(四五)を築く」とある。『御覽』卷一七七が引用する楊

龍驤(佞期)の『洛陽記』に、「凌雲台は高さ二三丈で、これに登ると孟津がみえる」とある(四六)。『伽藍記』に、

「千秋門内、道の北に西遊園がある。園中に凌雲台がある」とある(四七)。『御覽』卷一七八が引用する『述征記』に、「凌雲台は明光殿の西に位置する」とある(四八)。それゆえ、(凌雲台は)宮城の中に位置するのである(四九)。

金市は、後文で「渠水は東に流れてもとの金市の南を経」と称するものである（三二八頁）。

(一) 金墉城は、漢魏洛陽城遺址の西北部に建設された小城である。曹魏明帝期の建設で離宮として使われたが、西晋末から五胡十六国・南北朝時代には軍事拠点とされた。太和一八（四九四）年の北魏孝文帝による洛陽遷都後の短い期間皇居となったが、南北朝後期から唐初にかけて再び軍事拠点化が進んだ。現在確認される金墉城の遺構は、北から南にかけて小規模な城が三つ連なる形を呈し、北から甲城・乙城・丙城と呼ばれている。三城を合わせた規模は、東西約二五メートル、南北約一〇四八メートルである。城門は、甲城の南牆・西牆で各一箇所、乙城の南牆・北牆で各一箇所（ただし、乙城北牆は甲城南牆と同一。したがって、乙城北牆の門は甲城南牆の門を兼ねる）、乙城の西牆で二箇所、丙城の東牆・西牆・南牆・北牆で各一箇所（丙城北牆と乙城南牆の牆壁・門は同一である）確認されている。城内からは建築基壇が検出されているが、甲城・丙城に多く、乙城は少ない。三城の建設時期については、城牆の発掘により、これまで甲城・乙城が北魏時代以降、丙城が後漢末から魏晋時代とされてきた。しかし、近年、発掘調査結果の再検討が進められ、朱岩石氏・錢国祥氏は、甲城・乙城の建設年代が北朝末から隋、あるいは唐初に下るとしている。これに加え、中国社会科学院考古研究所が二〇〇三年に発表した北魏洛陽城の平面図は、甲城・乙城・丙城の三連構造とする従来の図を訂正して丙城のみとしている。なお、金墉城の考古調査結果については、中国科学院考古研究所洛陽工作隊「漢魏洛陽城初步勘査」（『遺址研究』）、邦訳・塩沢裕仁監訳「中国

科学院《現社会科学院》考古研究所洛陽工作隊 漢魏洛陽城初期探查》（『千年帝都』）、甲・乙・丙城の建設時期については、中国科学院考古研究所洛陽漢魏故城隊「漢魏洛陽故城金墉城址發掘簡報」（『遺址研究』）、朱岩石「東魏北齊鄴城の内城の成立について」（『史観』一四五、二〇〇一）、錢国祥「漢魏洛陽城金墉城形制布局研究」（『遺址研究』）、訂正後の北魏洛陽城平面図は、中国社会科学院考古研究所洛陽漢魏故城隊「河南洛陽漢魏故城北魏宮城閭闔門遺址」（『遺址研究』）を参照。

(二) 全の五校本は「金谷水」から「洛陽城」までの二六字を欠くが、七校本では増されている。趙は二六字を欠く。
(三) 「遺書本」とは、戴の死後にその著書をまとめた『戴氏遺書』（清・乾隆四三年序『微波榭叢書』所収）に収められる『注』と思われる。戴の編纂した『注』校訂書は本書のほか、これに按語を増すなどした武英殿聚珍版本がある。両書には、「金谷水」から「洛陽城」までの二六字が記されている。

(四) 戴は『注』の校訂に当たり、多く大典本の字句に拠った。『大典』卷一一一三三水経七には、「金谷水」から「洛陽城」までの二六字がない。戴の『注』校勘については、森鹿三「戴震の水経注校定について」（『東方学報』（京都）三、一九三三）、楊応芹「戴震与《水経注》」（『江淮論壇』一九九五―三）を参照。

(五) 『通鑑』卷七二魏明帝・太和六年の胡三省注に、「水経註、金墉城在洛陽城西北角」とある。

(六) 陸機（二六一―三〇三）は呉郡の人で字は士衡。呉の丞相陸遜の孫で、大司馬陸抗の子である。呉の滅亡後は西晋に仕えた。八王の乱では、成都王司馬穎側の將軍として恵帝を擁する長沙王司馬乂を討ったが大敗した。その

直後、長沙王又への内通を讒言されて軍中で処刑された。陸機は弟の雲とともに文才があることで知られ、「二陸」と称されていた。『晋書』巻五四に伝がある。『洛陽記』については、『隋書』経籍志二に「洛陽記一卷 陸機撰」とある。

(七) 『文選』巻二五所収陸雲「為顧彦先贈婦」に「西城善雅儻、綵章饒清彈」とあり、その李善注に「陸機洛陽記曰、金墉城在宮之西北角、魏故宮人皆在中」とある。

(八) 『通典』巻一七七洛陽県条に「其金墉城在故城西北角、魏明帝築也」とある。

(九) ここにいう、曹魏明帝の建設にかかる洛陽城西北角の金墉城は、前注(一)でふれた丙城に当たる。考古調査によると、丙城は東西約二四〇メートル、南北約三二〇メートルの規模で、内城西北角の内側に構築されている。東西南北四面の城門のうち、西門の南側に馬面が設置されている。城内には建築基壇が七箇所あり、最北のものは東西約一一八メートル、南北約二五メートル、夯土の厚さ約一・六メートルと大規模で、宮殿址とみられている。前注(一)所掲銭国祥「漢魏洛陽城金墉城形制布局研究」を参照。

(一〇) 『寰宇記』巻三河南県条に、「金墉城、在故城西北角。魏明帝所築。洛陽地図云、金墉城内有百尺楼」とある。『洛陽地図』は未詳であるが、洛陽図は、『隋書』経籍志二に「洛陽図一卷 晋懷州刺史楊侗撰」とあり、『旧唐書』経籍志上に「洛陽図一卷 楊侗撰」とある。また、『新唐書』芸文志二にも「楊侗撰洛陽図一卷」とある。

(一一) 傍線部は、前段の『注』の疏文で言及される金墉城関連の二六字についての趙の考えである。趙の説は「水

経注釈』卷一六にみえ、楊の引用文と同じである。

(一二) 楊守敬集は趙により、ここに「魏」を増す。

(一三) 『河南志』魏城闕古蹟・百尺樓条に、「洛陽記曰、洛陽城内西北隅、有百尺樓、文帝造」とある。『洛陽記』については一六一頁注(一四)参照。

(一四) 『伽藍記』卷一城内・瑤光寺条に、「金墉」城東北角有魏文帝百尺樓、年雖久遠、形製如初」とある。ただし、「年雖久遠、形製如初」の「雖」「製」は、明・万曆年間刊吳琯校古今逸史本、清・乾隆五六年刊王謨校增訂漢魏叢書本等がそれぞれ「歳」「制」に作っている。

(一五) 華延雋(???)は晋の人で、「華延雋」「華延俊」「華延携」とも表記される。著書の『洛陽記』『洛中記』は散逸したが、逸文が『北堂書鈔』『類聚』『初学記』『御覧』等に引用されている。なお、これらの逸文は、中村圭爾編『魏晋南北朝都城史料輯佚』初稿、洛陽鄴建康篇(大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター、二〇〇四)にまとめられている。

(一六) 『御覧』卷一七九観に「華延携洛中記云、金墉城西南角、有昌都観、東北有百尺樓、魏都水使者陳熙造」とある。

(一七) 前注(一)で述べたように、金墉城の甲城・乙城の建設時期は北魏時代以降、あるいは北朝末から唐初と考えられ、丙城は後漢末から魏晋時代と考えられている。これに依拠すれば、『注』にいう曹魏明帝によって洛陽城西

北角に築かれた金墉城は丙城ということになり、その位置も『注』の記述に符合する。『注』はまた、曹魏文帝が金墉城の東北角に楼閣を建てたとする。考古調査（前注（一）前掲「漢魏洛陽故城金墉城址発掘簡報」）によれば、大城北牆と丙城東牆が接する地点（丙城東北角に当たる）の城牆上で東西約二四メートル、南北約三〇メートルの夯土建築の基礎が検出されており、丙城東牆より早い時期の建設であることが確認されている。調査報告は、これを百尺楼の跡とみている。したがって金墉城と楼閣の関係は、楊の主張するように、まず曹魏文帝が楼閣を建て、次いで明帝が洛陽城西北角に金墉城を築いたため、楼閣が金墉城東北角に位置する結果になったと考えられる。

（一八）『水経注引書考』は、『晋宮閣名』について『隋書』経籍志に著録されず散逸しているが、逸文が『文選』李善注、『初学記』『御覧』『書鈔』『寰宇記』に引かれ、書名を『晋宮閣名』『晋宮閣記』『晋宮闕簿』に作るとする。『水経注引書考』は、疏にみえる『類聚』の名を挙げていないが、本書にも逸文が引用されている。これらの逸文は、前注（一五）所掲『魏晋南北朝都城史料輯佚』にまとめられている。

（一九）江蘇本は、「云」の前に「注」を増す。

（二〇）『初学記』卷二四台に、「晋有崇天台・織室台。見晋宮閣名」とある。

（二一）全は五校本では「日」に作るが、七校本では「白」に作る。「故白楼矣」となる。

（二二）金墉城内の崇天堂をもとの百尺楼とする『洛陽記』『伽藍記』『洛中記』の記事は見出せない。ただ、前注（二三）に掲げた『河南志』所引『洛陽記』には「百尺楼」の語がみえる。また、前注（一四）の『伽藍記』、前注

(一六)の『御覽』所引『洛中記』にも「百尺樓」とみえる。さらに、『玉海』卷一六六観に「洛中記有昌都観、東北有百尺樓、魏都水使者陳熙造」とある。

(二三)北魏の孝文帝による洛陽遷都は、太和一八(四九四)年である。その後、宮城が整備されるまでの間、孝文帝と次の宣武帝は金墉城を居所とした。北魏洛陽における金墉城の使用状況については、角山典幸「北魏洛陽における金墉城の機能」(『人文研紀要』八二、二〇一五)を参照。

(二四)『伽藍記』原序に、「遷京之始、宮闕未就、高祖住在金墉城」とある。

(二五)底本・台湾本・楊守敬集は「宵」に作るが、江蘇本は「霄」に作る。「宵」と「霄」は通じる。

(二六)底本・台湾本・楊守敬集は「停停」に作るが、江蘇本は「亭亭」に作る。「停」と「亭」は通じる。

(二七)底本及び江蘇本には「者」字があるが、台湾本・楊守敬集にはない。

(二八)全の五校本には、「誤文がある」という句は記されていない。

(二九)台湾本は《》で示した箇所「会貞按、此句台字、大典本無、残宋本作□、黄本始增」の一文を増す。この『注』の「台」字は二箇所にあるが、大典本が欠くのは「いわゆる台」の「台」である。また、大典本は前注(二七)の「者」字をも欠く。黄本には二箇所とも「台」があるが、「者」を欠く。なお、「□」は釈文できないのではなく、熊自身が「□」にしている。江蘇本は、「会貞按、此句台字、大典本無、残宋本作□」を増す。

(三〇)『伽藍記』卷一城内・瑤光寺条に、「高祖在(金墉)城内、作光極殿、因名金墉城門為光極門」とある。

(三一) 底本・台湾本ともに「二十四」に作るが、楊守敬集は、疏文に引かれる内容が『初学記』卷二四になく、卷二五漏刻にあることから「二十五」に改めている。江蘇本も「二十五」に改める。楊守敬集・江蘇本に従い、「二十五」に改める。なお、『初学記』卷二五漏刻には、「酈善長水経注曰、洛陽金墉城、東門曰含春門、北有退門、城上西面列觀、五十步陴睨、居屋置一鐘、以和漏鼓也」とある。

(三二) 『紀要』卷四八河南府に、「金墉城、故洛陽城西北隅也。魏明帝築城、南曰乾光門、東曰含春門、北有邏門、又置西宮于城内」とある。

(三三) 底本・台湾本ともに「一百五十九」に作るが、楊守敬集は、疏文に引かれる内容が『御覽』卷一五九になく、同書卷一七九観にあることから「一百七十九」に改めている。江蘇本も「一百七十九」に改める。楊守敬集・江蘇本に従い、「一百七十九」に改める。

(三四) 『御覽』卷一七九観所引『洛中記』の文章は、前注(二六)を参照。なお、金墉城では防御設備として馬面が確認されている。甲城東牆・西牆で各三箇所、乙城東牆で四箇所、丙城西牆で一箇所合計一一箇所である。このうち丙城のものは、西門の南側の城牆に附属している。前注(一)前掲「漢魏洛陽城初歩勘査」「漢魏洛陽故城金墉城址発掘簡報」を参照。

(三五) 底本・台湾本ともに「二十四」に作るが、前注(三一)と同じ理由で改める。『初学記』の文章は前注(三一)を参照。

(三六) 全の五校本は「北」のままであるが、七校本は「比」に改めている。

(三七) 何焯(一六六一―一七二二)は、字は肥瞻で江南長洲の人である。清の翰林院編修として考書に従事した。

経史に通暁して宋・元の刻本を含む数万巻の書を所有し、字句の異同を調べ、とりわけ『漢書』の校訂で業績を残した。著書に『義門読書記』等があり、『清史稿』巻四八四に伝がある。なお、前注(四)前掲森鹿三「戴震の水経注校定について」によれば、何焯による『注』校訂本は現存しない。

(三八) 施廷枢(一七一四―一七五八)は、字は北亭で浙江錢塘の人である。清の乾隆十九年に荊州太守の葉仰高の招きに応じ、『荊州府志』を編纂した。全は『注』の校訂に際して施廷枢本の『注』を参照している。陳橋駅「全祖望与『水経注』」(同著『水経注研究』四集、杭州出版社、二〇〇三(初出一九九三))、曹之「清代幕府著書述略」(『山東図書館学刊』二〇一一―一二)を参照。

(三九) 全の按語のうち、前半の何焯の言は七校本のみに記される。

(四〇) 戴の原文は「常」ではなく「嘗」に作る。

(四一) 洛陽小城は、『伽藍記』巻一城内・瑤光寺条に「晋永康中惠帝幽於金墉城。東有洛陽小城、永嘉中所築」とあるように、西晋の永嘉年間(三〇七―三一三)に金墉城東に築かれた小城。後の『注』により、洛陽壘と呼ばれていたことが判明する。駱子昕氏は、洛陽小城を金墉城と大城北牆の大夏門、華林園、宮城とを連結する堡壘と考え、その範囲を金墉城丙城の東、大夏門内の御道の西、大城北牆の南、大城西牆の承明門内の御道の北としている。ま

た、洛陽小城は夯土ではなく木や石で構築されたもので、北魏の洛陽遷都時に修築されたとしている。駱子听「漢魏洛陽城址考弁」(『中原文物』一九八八—二)を参照。

(四二) 明・曹学佺撰『大明輿地名勝志』河南省卷八洛陽県に「水経曰、穀水又東、過河南県北、東南入于洛。酈道元云、(中略)永嘉之乱、結以為壘、号洛陽壘」とあり、「号曰洛陽壘」の「曰」字を欠く。

(四三) 前注(四一)を参照。

(四四) 『洛陽記』を出典とする記事か否か不明であるが、『河南志』晋城闕古蹟に、「三市。(中略)金市在淩雲台西北、対洛陽壘」とある。また、『玉海』卷一六四魏層樓に、「洛陽記云、陵雲台西有金市、金市北対洛陽壘・又東歴大夏門下、故夏門也」とあるが、「又東歴大夏門下、故夏門也」の記述がこの『注』の文に続く句と同一である。従つて、『玉海』の記事は『水経注』を転記したものにすぎない可能性がある。

(四五) 台湾本は、ここに「高二十」を増す。なお、『魏志』文帝紀には、「是歳(黄初二年)築陵雲台」とある。

(四六) 『御覧』卷一七七台上に、「楊龍驤洛陽記曰、淩雲台高二三丈、登之見孟津」とある。楊龍驤とは東晋の楊佺期を指す。河南太守として洛陽を守備し、前秦を撃退して龍驤將軍に進んだことから楊龍驤とも称されたのである。楊佺期撰『洛陽記』については一六一頁注(一四)参照。

(四七) 『伽藍記』卷一城内・瑤光寺条に、「千秋門内、道北有西游園、園中有淩雲台、即是魏文帝所築者」とある。

(四八) 『御覧』卷一七八台下に、「述征記曰、陵雲台在明光殿西。高八丈累博作。道通至台上、登迴迴眺究、觀洛邑

暨南望少室、亦山丘之秀極也」とある。

(四九) 考古調査によれば、宮城北半部、宮城西牆の東約六五メートルの地点で、後漢から北魏にかけて使用された一辺約二五メートル、残高約二・五メートルの夯土台基及び磚・瓦が確認されており、台基上で内径四・九メートル、外径五・六二メートル、深さ三・六メートルの円形磚組みの遺構が検出されている。報告者は遺構の状況から、ここに氷を入れて冷気を発生させ、直上の建築物内の温度を下げる施設が設けられていたとしている(馮承沢・楊鴻勳『洛陽漢魏故城円形建築遺址初探』〈『遺址研究』〉)。銭国祥氏はこの調査結果をもとに、当該の台基を曹魏文帝によって黄初二(二二一)年に建設された陵雲台としている。さらに、注(四七)前引『伽藍記』瑤光寺条の後文に「台上有八角井、高祖於井北造涼風觀、登之遠望、目極洛川。台下有碧海曲池」とあることから、北魏孝文帝が陵雲台上に涼風觀を建て、「碧海曲池」の氷を円形遺構(八角井)に運び入れて直上の涼風觀を冷気で満たして涼を得たとしている(銭国祥「漢魏洛陽故城円形建築遺址殿名考弁」〈『遺址研究』〉)。

(穀水は)さらに東に流れて大夏門(二)の下を過ぎる。

熊・『通鑑』魏の明帝の太和元(二二七)年の胡三省注に、この文を引いて「大夏」に作る(三)。「文選」の潘岳(安仁)の「河南(三) 景の作」詩に、「大厦(四)は遥かで見(五)ることができない」とあるのが、これである。「夏」と「厦」は通じる。

もとの夏門である。

熊…『続漢書』百官志は、雒陽城に夏門があるとす(六)。『伽藍記』に、「北面の西の初めの門を大夏門という。漢は夏門といい、魏・晋は大夏(七)門という」とある。『寰宇記』に、「漢は夏門といい、晋は大夏門に改めた。まさに亥の月(一〇月)に当たる」とある(八)。『河南志』に、「夏門は、あるいは夏城門に作る」とある(九)。

陸機の「弟に与うるの書」に、「(大夏)門に三層の楼があり、高さは一〇〇尺(約二四メートル)、魏の明帝が造った」という(一〇)。

朱は「楼」字を欠く。全・趙・戴も同様である(一一)。

熊…『寰宇記』が引用する『魏略』に、「明帝が三層の楼を作った。高さは一〇丈である」とある(一二)。陸機の「弟に与うるの書」に、「大夏門に三層の楼がある。高さは一〇〇尺である」という。『河南志』も同様である(一三)。今訂正する。

(大夏)門内の東側に、城壁に接して魏の明帝が起こした景陽山があり^①、基礎が今なお残っている。孫盛の『魏春秋』に、「景初元(二三七)年^②、明帝はますます宮殿を高くし、楼閣に彫刻を施して飾った。太行山・穀城山で^④白石英・紫石英や五色の模様のある石を取り^③、景陽山を華^(二五)林園に起こし^④、松・竹や草木を植え、禽獸を捕らえてその中を充たした。当時、さまざまな労役がさかんに起こされていて^⑤、(明)帝は自ら

土を掘り、群臣の先頭に立ち、三公以^(二六)下の諸臣で力を尽くさない者はなかった」という^⑥(二七)。

①朱は「明帝」を誤って「文帝」に作る。下も同様である。全・戴は「明帝」に改めている(二八)。

②朱は誤って「黄初元(二二〇)年」に作る。趙も同様である。全・戴は「景初元年」に改めている(二九)。

③朱は「文石」を「大石」に作る。全・趙・戴も同様である。

楊…『魏志』高堂隆伝は「文石」に作っており(三〇)、『河南志』も同じである(三一)。今訂正する。

④熊…(華林)園はもとの洛陽城中にあった。

⑤朱は「于」時」を「于」是」に作る。趙も同様である。全・戴は「時」に改めている(三二)。

⑥全…これは明帝の景初元(二三七)年の出来事で、楊阜(三三)・高堂隆(三四)がこもこも(明帝に)意見した際のものである。

熊…『魏志』高堂隆伝に以下のようにいう。「景初元年、明帝はますます宮殿を増築し、樓閣に彫刻を施して飾った。太行山の石英を掘鑿し、穀城山の模様のある石を採り、景陽山を芳林の園に起こし、昭陽殿(三五)を太極殿(二六)の北に建てた。さまざまな勞役がさかんに起こされ、造営に当たたる者は万をもって数えるほどで、公卿以下、学生に至るまで、力を尽くさない者はなかった。そこで、明帝は自ら土を掘り、彼らの先頭に立った」(二七)。楊阜伝には、「明帝が洛陽の宮殿・樓閣を造営した。阜は疏を奉って云々」とある(二八)。また、明帝(紀)の景

初元年の裴松之注に引用する『魏略』には以下のようにいう。「この年、（鑄造した黄龍と鳳皇を）内殿の前に置いた。土の山を芳林園の西北の隅に築いた（二九）。公卿や官僚たち全員に土を背負わせて山を作り、松や竹、さまざまな種類の草や善き樹木（三〇）をその上に植え、山鳥や種々の獣を捕えてその中に放たせた」（三一）。これもまた、孫盛説の証左としうる。

- (一) 大夏門は、後注（七）に引く『伽藍記』に記されるように、漢魏洛陽城遺址の大城北牆西寄りの城門である。以下の『注』で言及されるように、魏晉時代の大夏門には、曹魏明帝の命により高さ一〇〇尺と謳う三層構造の楼が構築されていた。大夏門上の三層楼は北魏の洛陽遷都後の宣武帝期にも建設されたとみられ、『河南志』後魏城闕古蹟に、「西有大夏門。宣武造三層楼、去地二十丈。洛陽城門楼皆兩重、去地百尺。唯大夏門臺棟峻麗」とある。なお駱子昕氏は、堡塁の洛陽小城からんで大夏門の軍事機能に言及している。すなわち、金墉城の内城、大夏門、華林園、宮城を洛陽小城によって連結することで、洛陽城北面の防衛・攻撃の能力を高め、これらの施設の連携による軍事的能力が西晉時期だけでなく、北魏の洛陽遷都後も維持されていたとする（一九七頁注（四一）前掲駱子昕「漢魏洛陽城址考弁」）。
- (二) 『通鑑』卷七〇魏太和元年条の胡三省注は、「水経註、穀水逕洛陽故城北、東歷大夏門下、枝分渠水、東入華林園、又東為天淵池」とある。

(三) 底本・江蘇本は「南」に作る。楊守敬集・台湾本は「陽」に改める。

(四) 江蘇本は「厦」を「夏」に作る。

(五) 底本・江蘇本は「觀」に作る。楊守敬集・台湾本は「覲」に改める。『文選』所收潘岳「河陽鼎作」には、「大夏緬無覲、崇芒鬱嵯峨」とある。

(六) 『統漢書』百官志四城門校尉条に、「本注曰、雒陽城十二門、其正南一門曰平城門、北宮門、屬衛尉。其余上西門・雍門・広陽門・津門・小苑門・開陽門・秣門・中東門・上東門・穀門・夏門、凡十二門。右屬城門校尉」とある。

(七) 台湾本・江蘇本は「夏」に作る。『伽藍記』原序に、「北面有二門。西頭曰大夏門。漢曰夏門、魏・晋曰大夏門」とある。

(八) 『寰宇記』卷三洛陽県条に「夏門。北面有二門、其西、漢曰夏門、晋改為大夏門、正在亥上」とある。なお、段『校記』は、前注(六)に掲げた『統漢書』百官志の「夏門」に付せられた劉昭注に、「銘曰、夏門值孟、位月在亥」とあることを指摘し、これを踏まえなければ『寰宇記』の文は理解しにくいとしている。渡辺義浩他編『全訳後漢書』(汲古書院、二〇一三)は『統漢書』百官志の文を、「銘」に、「夏門は孟(陰暦の正月・四月・七月・十月)に相当し、月に位置づけると亥(陰暦の十月)に所在する」と訳し、「銘」とは、後漢の和帝・順帝期の官僚であった李尤が書いた後漢洛陽城の城門についての銘としている。このように、城門に月や十二支を当てはめることにつ

いて、許玲氏は背景を探り、帝王が陰陽・四時・十二支の変遷に従って政治を行う天人合一思想があったとする。また、城門への季節・月・十二支の配置方法については、大城東牆最北の上東門を起点としてこれを孟春、正月(寅)と定め、以下時計回りに季節と月・十二支を進めて、北牆西側の夏門の孟冬(十月(亥))を経て、北牆東側の穀門の仲冬(十一月(子))で終わるとする。なお、季冬(十二月(丑))に当たる城門については、北牆に二門しか設置されていないため、存在しないとする(許玲「從李尤城門銘論東漢洛陽城門布局思想」『洛陽理工學院學報』社会科学版、二〇一四―五)。

(九)『河南志』後漢城闕古蹟に、「西曰夏門。一作夏城門」とある。

(一〇)『寰宇記』卷三洛陽原条に、「陸機与弟書云、大夏門有三層樓、高百尺」とある。陸機の「弟に与うるの書」は、西晋の陸機が弟の雲に与えた書信か。逸文は『寰宇記』のほか、『齊民要術』卷三首籍、『文選』卷一七所収陸機「文賦」李善注、『御覽』卷九一八雜等に引用されている。また、清・嚴可均校輯『全晋文』卷九七陸機二には、「与弟雲書」の名で逸文が集められている。陸機については一九一頁注(六)を参照。

(一一)全が「樓」字を欠くのは、五校本である。七校本には「樓」がある。

(一二)前注(一〇)の『寰宇記』卷三洛陽原条の後文に、「魏略云、董卓燒南北二宮。魏武帝更于夏門内立北宮、至明帝又造三層樓、高十丈」とある。

(一三)『河南志』魏城闕古蹟に、「魏城門十二。皆循漢名。明帝造三層樓於夏門、去地十丈。故陸機与弟書云、大夏

門有三層樓、高百尺」とある。また、「三層樓。魏略曰、武帝立北宮、明帝造三層樓、高十丈。陸機与弟書曰、大夏門、魏明帝造。有三層樓、高百尺」とある。

(一四) 底本・江蘇本は「于太行穀城之山」をここに入れるが、台湾本・楊守敬集は「五色文石」の後に入れる。なお、太行山は、『史記』卷二夏本紀の正義に、「括地志云、太行山在懷州河内県北二十五里、有羊腸阪」とあり、『元和志』卷一六懷州にも「太行山、在(河内) 県北二十五里。(中略) 述征記曰、太行山首始於河内、自河内北至幽州、凡百嶺、連亘十二州界」とあるように、河内県(現河南省沁陽市) から北上して幽州(現河北省涿州市) に連なる山脈である。穀城山については、『鄴中記』に、「孟津河東、去鄴城五里、有濟北郡穀城県。有穀城山、是黃石公所葬処。有人登此山、見崩土中有文石、石文鮮明。石虎使採取以治宮殿。又免穀城令、不奏聞故也」とあり、後趙の石虎が鄴の宮殿を建設する際、穀城山の「文石」を用いたことが知られる。また、卷一〇『濁漳水注』にも、「石氏于文昌故殿処、造東・西太武二殿、于濟北穀城之山、採文石為基」とある。穀城山が「文石」を産出したことは、卷八『濟水注』二の「魏土地記曰、(穀城) 県有穀城山、山出文石」の記事によっても知られる。穀城山の位置については、前掲『鄴中記』に「濟北郡穀城県」とあり、『史記』卷五五留侯世家の正義には、「括地志云、穀城山一名黃山、在濟州東阿県東」とある。現在の山東省東阿県東南にあたる。

(一五) 底本は「華」に作るが、台湾本・楊守敬集・江蘇本は「芳」に作り、「芳林園」とする。華林園については、『魏志』文帝紀黃初四年条の裴松之注に、「魏書曰、(中略) 是冬、甘露降芳林園。臣松之按、芳林園即今華林園、齊

王芳即位、改為華林」とあり、既に曹魏文帝期に華林園が存在したことが知られる。また、裴松之は、華林園はもとの名が芳林園であったが、齊王曹芳の即位を受けて華林園に改名されたとしている。諱を避けたのである。

(一六) 底本・江蘇本は「以」に作るが、台湾本・楊守敬集は「已」に作る。

(一七) 孫盛撰『魏春秋』の逸文は、意をもって「三公以下莫不展力」までとする。類似の文は、『御覽』卷九八七紫石英に、「魏氏春秋曰、黃初元年、明帝愈崇宮殿、彫飾觀閣、取白石英及紫石英五色文石、於太行穀城之山」とあり、書名を『魏氏春秋』とする。『魏氏春秋』は、『隋書』經籍志二に、「魏氏春秋二十卷 孫盛撰」とある。『水経注引書考』は、『晋書』卷八二孫盛伝に盛が『魏氏春秋』を著したとあり、『史通』卷四題目篇にも「孫盛有魏氏春秋」と記されることを指摘する。また、『旧唐書』經籍志上に「魏武春秋二十卷 孫盛撰」とあるが、「武」は「氏」の誤りとする。さらに、『魏春秋』を『魏氏春秋』の簡称とする。孫盛(???)は、太原中都の人で字は安国。博学をもって知られ、初め東晋の佐著作郎に任じられ、瀏陽令等を経て安西將軍桓温の參軍に就いた。永和三(三四七)年には桓温に従って成漢を滅ぼし、同一二(三五六)年には桓温の北伐軍に加わって姚襄を討ち、洛陽を奪還した。その後、秘書監に昇り、給事中を加えられた。著作には、『魏氏春秋』のほか『晋陽秋』等数十篇があるが、散逸した。

(一八) 全は五校本、七校本共に「明帝」に改めず、「文帝」のままである。『注』の下文の「明帝はますます宮殿を高くし」の「明帝」も同様である。

(一九) 楊守敬集の校勘記が指摘するように、全は五校本、七校本共に「景初元年」に改めず、「黃初元年」としている。

(二〇) 『魏志』卷二五高堂隆伝に、「(明) 帝愈増崇宮殿、彫飾觀閣、鑿太行之石英、采穀城之文石、起景陽山於芳林之園」とある。

(二一) 『河南志』魏城闕古蹟に、「華林園、即漢芳林園。文帝黃初五年、穿天淵池。六年、又於池中築九華台。明帝取白石英及五色文石於太行穀城之山、起景陽山於園中。帝躬自握土、以率羣臣」とある。

(二二) 全の五校本は「是」に作り、七校本は「時」に作る。

(二三) 楊阜(???)は天水冀県の人で字は義山。後漢末に涼州別駕となり、後に曹操に辟せられて武功を挙げ、爵位を関内侯に進められた。曹魏明帝の時に將作大匠に就き、少府に移った。明帝が洛陽の宮室を大いに営んだため、しばしばこれを諫めた。『魏志』卷二五に伝がある。

(二四) 高堂隆(??二三七?)は泰山平陽の人で字は升平。後漢末に曹操に辟せられた後、曹魏の黃初年間(二二〇〜二二六)に平原王曹叡(後の明帝)の傅となる。明帝が即位すると給事中に就き、その後、太史令・侍中に昇り、景初元(二三七)年には光祿勳となった。明帝の宮室造営に対しては、頻りに上書してこれを諫めている。『魏志』卷二五に伝がある。

(二五) 昭陽殿は、後注(二七七)に掲げる『魏志』高堂隆伝に記されるように、曹魏明帝が太極殿の北に建造した殿

舎。青龍三(二三五)年に建てられた。『御覽』卷一七五殿所引『輿地志』に「洛陽昭陽殿、魏明所治、在太極之北。鑄黃龍高四丈、鳳皇二丈、置殿前」とあるように、鑄造された黄龍及び鳳皇が殿前に据え置かれていた。西晋の時、司馬昭の諱を避けて顕陽殿に改称された。顕陽殿は『御覽』卷一七五殿所引『輿地志』に、「洛陽有顕陽殿、皇后正殿也、魏明所建」とあり、皇后の正殿であった。

(二六) 太極殿は、曹魏明帝が漢魏洛陽城に建造した宮城の正殿。昭陽殿と同様に青龍三(二三五)年に建てられた。曹魏時代の太極殿の所在については、後漢の南宮の崇徳殿址とする説がある一方、後漢の北宮址内とする説もあり、定まっていない。佐川英治「曹魏太極殿の所在について」(同著『中国古代都城の設計と思想』) 円丘祭祀の歴史的展開』勉誠出版、二〇一六)を参照。

(二七) 前注(二〇)に一部を掲げた『魏志』卷二五高堂隆伝に、「(明)帝愈増崇宮殿、彫飾觀閣、鑿太行之石英、采穀城之文石、起景陽山於芳林之園、建昭陽殿於太極之北、鑄作黃龍鳳皇奇偉之獸、飾金墉・陵雲台・陵霄闕。百役繁興、作者万数、公卿以下至于学生、莫不展力、帝乃躬自掘土以率之」とある。

(二八) 『魏志』卷二五楊阜伝に、「帝既新作許宮、又營洛陽宮殿觀閣。阜上疏曰(後略)」とある。

(二九) 底本の「是歳置内殿前起土山於芳林園西北陬」を、楊守敬集・江蘇本は「殿」と「前」の間で断句する。しかし、後注(三一)に掲げる『魏略』には、「又鑄黃龍・鳳皇各一、龍高四丈、鳳高三丈余、置内殿前。起土山于芳林園西北陬」とあり、この疏の断句は正確でない。また、『河南志』魏城闕古蹟にも「昭陽殿。見上。在太極之北、

明帝所治、鑄黃龍高四丈、鳳凰二丈、置殿前[、]とある。そこで、「鑄造した黄龍と鳳皇を」を補い、「内殿前」で断句して訳出した。

(三〇) 江蘇本は「雜草」を「雜木」に、「善木」を「善草」に作る。楊守敬集は「雜草」「善木」に作るが、校勘記で次注の『魏志』明帝紀景初元年条の裴松之注所引『魏略』が「雜木」「善草」に作ることを指摘する。

(三一) 前注(二九)で一部を引いた『魏志』明帝紀景初元年条の裴松之注に、「魏略曰、是歲、徙長安諸鐘虡・駱駝・銅人・承露盤。盤折、銅人重不可致、留于霸城。大發銅鑄作銅人二、号曰翁仲、列坐于司馬門外。又鑄黃龍・鳳皇各一、龍高四丈、鳳高三丈余、置内殿前。起土山于芳林園西北陬、使公卿羣僚皆負土成山、樹松竹・雜木・善草於其上、捕山禽雜獸置其中」とある。

(景陽) 山の東には、かつて九江があつた(一)。陸機の『洛陽記』(二)には、「九江はまもなく円水となる。水中には円壇を設けて円水を三つに分断しているが、円壇の周りの水流は互いに流れ通じることができるとある(三)。「東京賦」(四)①には②、「濯龍・芳林、九谷・八溪^③があり、芙蓉(ハス)は水を覆うように群生し、秋蘭は崖を覆うように繁茂する」とある(四)。今では景陽山といえは丘がぼつんと(五)ひとつそびえるばかりで、九江の面影もまた残されていない(五)。

①『文選』にみえる(一六)。

②朱は「東京」二字を脱し、趙も同様である。全・戴は増す。

③熊(七)・『文選』(八)薛綜注(九)に引かれる『洛陽図経』に(一〇)、「濯龍は地名である(一一)」。芳林は庭園の名である。九谷・八溪は養魚池である」とある。(一二)『御覧』卷八三四(一三)に引かれる『続漢書』百官志には「濯龍園は洛陽の西北角にある」とある。『河南志』には「芳林園は歩広里にある」とある(一四)。「歩広里は下文に登場する(二四九頁)」。九谷池・八溪池は所在がわからない。

④戴は「崖」字を改めて「涯」字に作る。おそらく『文選』に従ったものであろう(一五)。

楊・蘭が山の断崖を覆うように群生するのは、ありうることである。蘭が水辺の岸を覆うように群生するとは、かつて聞いたことがない。

⑤『箋』…謝耳伯によれば、「前出の文をみれば、江は九江あるいは溪谷に作るべきであろう」という。

趙・何焯の説をみると、「江は九江に該当し、あえて「九」字を増やす手間をかけることはない」とある。

(二) 九江は未詳。本箇所以外、『注』では専ら郡名として登場する。

(二) 陸機の『洛陽記』については、一九二頁注(六)参照。

(三) 具体的な情景はわからないが、景観を重視した宮殿建築の一部と考えれば、陳橋駅訳の「九江は複数の水流が集まって円形の池を成し、その中央に円壇をつくり、周囲の陸地の三箇所から円壇に向かって堤防を伸ばし、池を三分割する」といった形状(何らかの仕組みで堤防を貫通して水が疎通するようになっていて)が比較的近いかと思われる。

(四) 「東京賦」は後漢の張衡の作。『文選』卷三所収。『注』に引かれる賦の本文は「濯龍・芳林、九谷・八溪、芙蓉覆水、秋蘭被崖」まで。

(五) 江蘇本は「塊阜」を「瑰阜」に作る。

(六) 江蘇本にはこの疏文はみえない。

(七) 江蘇本は「朱箋云」に作り、『御覧』の前に「会貞按」を置く。

(八) 台湾本は「薛」の前(右横)に「東京賦」三字を増す。

(九) 「薛注」は三国呉の薛綜せつそうが『文選』卷二、卷三の張衡の「西京賦」「東京賦」に付した注。両賦に対する注のうち「善曰」とある以外は、基本的に薛注とされている(六臣注本では「綜曰」と明記される)。薛綜は『魏志』卷五三に伝あり。著作について、「定五宗凶述、二京解、皆伝於世」とあり、薛注は本来「二京解」と称されていたようである。李善注本・六臣注本「東京賦」の「濯龍芳林、九谷八溪」には「綜曰、洛陽凶経曰、濯龍、池名。故歌

曰、濯龍望如海、河橋渡似雷。芳林、苑名。九谷八溪、養魚池」と注がある。

なお、「濯龍」については文献により「く園」「く池」「く地」「く地」等の異同があるが、字義に鑑みれば池もしくは園であろう。『統漢書』百官志三少府には「濯龍監・直里監各一人、四百石。本注曰、濯龍亦園名、近北宮」とあり、官名でもあり園名でもあったとする。『注』に近接する時期に書かれた『伽藍記』卷三城南、崇虚寺には「崇虚寺在城西、即漢之濯龍園」とある。

(一〇) 『洛陽図経』については未詳。小尾郊一ほか編『文選李善注引書攷証』（研文出版、一九九〇）も、同書については「佚」とする（上巻二四頁）が、冒頭の「引書一覧表」には「洛陽図経」〔諸志不載 但隋志²有洛陽図一卷 晋懷州刺史楊侗撰〕とある（上巻五八頁）。

(一一) 台湾本は「地名」を「池名」に作る。

(一二) 江蘇本は「会貞按」三字を増す。

(一三) 『御覧』卷八二四園の条に「統漢書百官志曰、濯龍園在洛陽西北角」とある。『御覧』卷一九七園圃の条には「司馬彪統漢書曰、濯龍園在洛陽西北角也」とある。

(一四) 『河南志』後漢城闕古蹟に「芳林園在歩広里。明帝詔、先帝時、靈芝生芳林園。自吾建承露盤已来、甘露復降。有崇光・華光二殿」とある。

(一五) 当該箇所について、『文選』各本とも「涯」に作る。「涯」「崖」いずれでも通じるが、ここでは底本に従って

おく。なお薛注では「秋蘭、香草。生水辺、秋時盛也」とあり、『疏』とは逆のことを述べている。「蘭」は「蘭草」すなわちキク科のフジバカマを指す場合と「蘭花」すなわちラン科の植物全般を指す場合があるが、「東京賦」中の「秋蘭」は『楚辞』の「離騷」に初出する「秋蘭」と同じく、前者であろう。『本草綱目』巻一四によれば、「蘭草」は水辺にも山中にも生息するが、「蘭花」は山中にのみ生息する。

渠水はまた東に向かい、

戴は「渠」を改め「穀」に作る。

熊…誤りである。これに関する説明は後出する(二)。

本流から枝分かれした流れは南に向かつて華林園に入り、^①疏圃の南を経る^②。

①熊…華林園はすなわち、前出(二〇〇頁)の芳(華)林園である(三)。『魏志』文帝紀裴松之注(三)に、「齊王芳が即位すると、(避諱のため)華林と改名された」とある。城北を流れるこの渠水は、大夏門の東で枝分かれして城内に入る流れであり、渠水はすなわち穀水である。

②趙…「疏」はまた「蔬」に作り、この二字は通用する。

熊…『御覧』巻一八九は、『注』のここを引いて「蔬圃」に作る(四)。『初学記』巻二四の引く『洛陽宮殿簿』は、「蔬圃殿は華林園の中にある」というが(五)、この圃(菜園)の名称を採って殿の名としたものであろう。圃は華

林園の中にあり、後出の瑤華宮・景陽山・天淵池・茅茨堂も同様である。

圃の中には古くからの玉井があり、その井桁はすべて珉びん（美しい石）や玉で作られている。

楊…『寰宇記』が引く『洛陽記』には、「璇華宮せんかに玉井があり、（その井桁は）白玉を重ね整えてある」「罌」は「累」と作るべきだろう」（六）とある。この「注」文はまず（疏圃の）玉井について述べ、続いて瑤華宮について述べているので、（疏圃の玉井とは）すなわち『洛陽記』が指す（璇華宮の）井戸のことである。「瑤華」はおそらく「璇華」の異名であろう。

黒い（七）石を井桁の口の部分に用い、

朱は「績（八）」を「錙」に作る。

趙は「緇」に改めていう（九）…卷一三『湿水注』には「（北魏の太和殿の東階の下に立てられた石碑は）洛陽八風谷の緇石しできてきている。おそらく黒石であろう」とある（一〇）。また『書鈔』に引かれる穀水『注』は「績石か」に作る（一一）。

全・戴は「緇」に改める（一二）。

熊…（一三）『御覽』卷一八九・『事類賦注』卷八はこの箇所を引いていずれも「績石」（一四）に作り、『書鈔』と同様なので、「績」に作る方に分があるだろう。ここに訂正する（一五）。

そのできばえは精緻で、昔日と変わっていないかのようであり、玉の輝くさまは作り出したばかりのようである。

熊・『御覧』の引用は「璨」を「粲」に作る(二六)。

また瑶華宮(二七)の南側を過ぎ^①、景陽山(二八)の北側を経る^②。

①朱は「逕」字を脱し、全・趙・戴は増す。

②熊・『魏書』によれば孝文帝は太和(二九)一九(四九五)年、「華林園に遊び、かつての景陽山を観た」とある(一〇)。

(景陽)山には都亭(三三)がある。

朱は「有」を「在」に作る。全・趙も同様に作り、戴は改める。

楊・『御覧』卷一九四に引かれる華延儻『洛陽記』によれば、城内には都亭があったという(三三)。「河南志」に引かれる華延儻『洛陽記』によれば、城内の都亭は二四を数えたという(三三)。「通鑑」によれば、南斉の中興元(五〇)年、北魏は(謀叛を起こした)咸陽王禧を追討して捕え、華林の都亭に送ったという(三四)。胡三省注は「華林の都亭は、おそらく華林園の門の外にあったのであろう」と述べている(三五)。都亭が華林園の内側にあることを知らなかったのである。胡三省は『注』を調べなかっただけである。

都堂(三六)のほとりに方形の湖がつながり、その湖の中に皇帝の座席を石で製作した。

熊…『初学記』卷八がこの一文を引用し、「起」を「趣」に作るのは、誤りである。また、同書は「坐」を「座」に作る（二七）。『河南志』もまた「座」に作る（二八）。『事類賦注』卷四に引かれる戴延之「西征記」によれば、「天淵の南には石を積んで築いた基壇があり、三月三日、皇帝が臨席して流杯のための石溝を設け、群臣を宴に招いた」とある（二九）。『宋書』礼志によれば、「魏の明帝は、天淵池の南に流杯のための石溝を設け、群臣を宴に招いた」という（三〇）。皇帝の座席の前に蓬萊山（三一）を作り、曲がりくねる池は（群臣たちの）座席に接し、飛び跳ねる池の水がその席に降りかかる。

熊…『魏志』明帝紀青龍三年条の注に引かれる『魏略』に、「芳林園中に池を作った」とある（三二）。

南面には矢の的（三三）が（皇帝の）御座を挟むように設置され、（警護の）武士は山を背にして立つ。堂のほとりでは石を敷き詰めた道が平らかならず、岩でできた峰は高く険しく、数々の高層建築（三四）が、峰や丘をめぐりまつわるように連なっている。遊覧する人々は、四つのひさしがある高い建物（三五）を昇っては降り、

朱は「阿」を「耶」に作る。『箋』…孫汝澄はおそらく「阿」に作るべきだろうという（三六）。全・趙・戴は「阿」に改める。

高所（の宮観）へ続く石段を行ったり来たりし、そのようなすを眺めやれば、野鴨が水に潜り鳳凰が高く飛び立つかのようである。

『箋』…古本は「鳥没」に作る。謝兆申によれば、「鳥没」に作る本もあるが、呉本は改めて「鳧没」に作るとう。

その中で、水を高い丘に引き入れ^①、そこから落ちる沢は滝のようであり、あるいは曲がりくねった水際^{みぎわ}で立てる音は、さらさらと流れて途絶えることがない。竹柏は重なり合う石影を落とし、縫い取りをしたような色とりどりの草むらは泉のそばに密生し、かすかな旋風^{三三七}がしばしば起これば、かぐわしい香りが空中^{三八}に充滿し、実に神々の住まいのようである^②。

①朱は「擧」を誤って「擧」に作り、全・趙も同様である。戴は「皋^{三九}」に改める。

②朱は「実」を誤って「入」に作る。全・趙・戴は改める^(四〇)。

その水は東に流れて天淵池に注ぐ。

楊…『魏志』文帝紀に、黄初五^(二二四)年に天淵池を掘ったとある^(四一)。『後魏書^(四二)』宣武帝紀・永平四^(五一)年の条に、(旧都)平城にあった銅龍を(洛陽に)遷して天淵池に置いたとある^(四三)。『事類賦注』巻四に引く『鄴中記』に、華林園の千金堤の上に、二頭の銅龍を作り、互いに向かい合って水を吐き出し、天淵池に注ぐようにしたとある^(四四)。『鄴中記』は『洛中記』の誤りである^(四五)。また『伽藍記』に、華林園中には大海(のごとき人工池)があり、これがすなわち漢「魏」に作るべきであろう^(四六)の天淵池である、という^(四六)。

(天淵) 池の中には魏の文帝が建てた九華殿があり^①、殿の基壇はすべて洛陽城内の故碑を重ねて造ったものであり、今ではその(基台の)上に釣台が造られている^②。

①朱は「九華殿」を「九花叢」に作る。『箋』…「九華殿」に作るべきであろう。『洛陽宮殿簿』「考えるに、以下の引用箇所は『類聚』巻六二にみえる〔四七〕には明光殿・式乾殿・九華殿〔四八〕・蔬圃殿が挙げられている。一方『魏志』には、「青龍三年、(明帝は)洛陽宮〔四九〕に還り、崇華殿を復し、名を九龍殿に改めた」とある。

趙…考えるに、(九華殿とする朱説は)正しくない。程大昌『演繁露』〔五〇〕には、「水経(注)」には、洛陽の天淵(淵)池の中に魏の文帝の九華楼〔五一〕がある」とあるが、「楼」の字はまた誤りである。『魏志』には、「黃初七年三月、九華台を築く〔五二〕」とあるので、ここに校正する〔五三〕。

熊…趙説が「(九華)殿」を「(九華)台」とするのも、正しくない。『宋書』后妃伝賛には、「漢代には昭陽(殿)が壮麗にそびえ〔五四〕、曹魏〔五五〕では九華(殿)が輝かしく建てられた」とある。ここでは「昭陽」「九華」を対として挙げているので、「(九華)は」すなわちまた九華殿のことをいうのである。これは、曹魏には九華台があり、また九華殿もあったことを示している。この『注』文が続けて〔五六〕「殿基」云々と述べているのは、まさに九華殿のことをいっているのである。(また、朱のいう)九龍殿が後述する九龍池の近くにあるのなら、(九華殿は)この地に建っているのではないということである〔五七〕。『初学記』巻二四に引く『洛陽宮殿簿』には、「(曹)魏の九華殿があり、また九龍殿がある」〔五八〕とあり、(私の説を)証明してくれる。また『伽藍記』をみるに、

「天淵池の中に（曹魏）文帝の九華台があり、（北魏）の高祖（孝文帝）は台上に清涼殿を造った」とあり、おそらく北魏の時代になって、新たな殿が九華台の上に建てられ、清涼殿と名づけられたのではあるまいか。

②楊…『伽藍記』によれば、北魏の世宗（宣武帝）は天淵池の中に蓬萊山を造り、山上には釣台殿があったという（五九）。この記述と「釣台を九華殿（の基台の）上に造った」という『注』文とは、相違している。

（天淵）池の南は曹魏の文帝が建てた茅茨堂（ぼうし）に面しており、堂前には「茅茨碑」がある。これは黄初年間（二二〇～二二七）に立てられたものである。

趙・楊（六〇）銜之の『伽藍記』によれば、①「華（六二）林園の南に石碑の立つ場所が一箇所あるが、これは曹魏の明帝が立てたものである。その碑題には「苗茨之碑」とある。北魏の高祖（孝文帝）は同碑の北に苗茨堂を作った。永安年間（五二八～五三〇）に、孝莊帝が②華林園で騎射を習った（六三）ところ、百官がみな来て碑を読み、「苗」の字は誤りではないかと疑った。国子博士李同軌は、「曹魏の明帝はすぐれた才能を持ち、（祖父の太祖曹操・父の世祖曹丕と並び列祖として）世に三祖と称された。劉楨（公幹）・王粲（仲宣）は、明帝をよく輔弼した。この「苗」字を用いた）本意がどういうものであったかはわからないが、誤りということではできない」と言った。わたし（楊銜之）はこのとき奉朝請だったが、李同軌のその発言を受けてすぐに、「蒿を以てこの堂を覆ったので、苗茨（わらぶき）」と名づけたのである。何の誤りでもない」と解釈してみた。その場の人々はみな「よい解釈だ」と称え、堂名の◎旨趣を理解できたと考えた（六三）とある。陳耀文の『天中記』には①、「楊銜之は（北・

東) 魏の人で、自ら「苗茨」の意味を解釈した(それは正しい)のである。酈道元が(曹魏の)黄初年間に立てられたものである」というのは、誤りである(六四)とある。私が考えるに、天淵池は黄初五(二二四)年に掘られたものである。九華台は黄初七(二二六)年に建造されたものである。あるいは茅茨堂は文帝曹丕の建てたものかもしれないが、その堂前の碑だけは明帝曹叡の立てたものかもしれない、不明である。また、李同軌が「劉楨(公幹)・王粲(仲宣)は明帝を輔弼した」と発言したのは正しくない。劉楨・王粲とも(即位前の)文帝から賓客のように遇された人々であって、明帝の治世に至っては、(後漢末に病没した)二人の骨はすでに朽ちて久しかった。(六五)

楊(六六)・(周嬰の)『扈林』に、「魏書」任城王澄伝によれば、孝文帝は洛陽に遷都して茅茨堂を作り、その東側の建物を歩元廡、西側の建物を遊凱廡と名づけ、群臣に命じて詩を賦させた(六七)。この碑は曹魏の時代(六八)に立てられ、堂は北魏の孝文帝が建てたものである」という。周嬰の説は『伽藍記』と合致する(六九)。(七〇)思うに茅茨堂も堂前の碑も、曹魏の文帝曹丕(字は子桓)が建立したものである。もし茅茨堂が北魏の孝文帝のときに初めて建てられたものならば、どうして「苗茨碑」がありえようか。北魏の孝文帝の時期には、堂は損壊していたものの碑は存しており、故に再び堂を新しく建てたのみであろう。(また、曹魏の皇帝の記述について)わたしは『伽藍記』の古鈔本をみてみたが、二箇所「明」字はいずれも「文」字に作っており、この『注』文と同じである。陳耀文は誤本『伽藍記』に依拠して酈道元を非難したが、趙もまた(誤本『伽藍記』の内容、すなわち

碑は曹魏の明帝が立てたという前提に) 依拠した上で、李同軌を批判した。誤った答えを李同軌が好き勝手に述べたことについて、楊銜之はその議論を『伽藍記』中に載せたが、趙は結局、前提とする時代がかみ合っていない(すなわち、本来の『伽藍記』中の李同軌は文帝のこととして論じていたのに、陳耀文や趙自身は明帝のこととして論じている)ことを理解していなかったのだろうか。

その水は天淵池から東に流れ、華林園を出て、聴訟観の南側を過ぎる^①。以前の平望観である。魏の明帝は、「裁判は、天下の重大事である」と常に言っていた^(七二)。重大な犯罪が裁かれるたびに、明帝は常にこの建物に赴いて、聴取を行った。太和三(二一九)年、今の名称へと改めた^②。

①熊…この観は故洛陽城の城内にある。

②熊…『魏志』明帝紀によれば、「太和三年一〇月、平望観を聴訟観と改称した。明帝は常に、〃裁判は、天下の重大事である〃と言っていた。重大な犯罪が裁かれるたびに、明帝は常にこの建物に赴いて、臨席して聴取を行った」とある^(七二)。『魏書』宣武帝紀によれば、「永平元(五一〇)年、洛陽の旧囿にもとづき、聴訟観を修築せよ」という詔が出されたとある^(七三)。おそらく、曹魏期の旧囿に倣おうとしたものであろう^(七四)。

観の西北部は華林隸簿^(七五)に接しており^①、昔、劉楨が石を磨いたところである。『文士伝』^②によれば、文帝が太子であったころ、文学^(七六)の官にある人々を宴会に招いた。酒

がたけなわのころ、(文帝は)甄后(七七)に宴会場へ出てきて出席者に拝礼する(七八)ように命じ^③、その場にいた者はみな平伏したが、劉楨(七九)ひとりだけは甄后を直視した(八〇)④。

①『箋』…『唐六典』によれば、「都官はもともと漢代に置かれたもので、司隸校尉の属官である。諸奴の子どもや、男子で罪隸に(八一)入る者を配し、女子で白づき(八二)や炊事労働を課せられる者を管理する。(唐の)都官郎中は、没官(罪人として官に没収されること)や罪人を諸々の部署に分配すること、囚人を帳簿に記録し、衣服・食料や薬品・医療などの手当を与え、再審を求める訴えや冤罪を処理する」とある(八三)。

②熊…『隋書』経籍志に「文士伝五十卷、張隱撰」とある(八四)。『新唐書』芸文志は「張鷟(八五)に作り、『魏志』裴松之注は「鷟」(八六)に作る。

③朱は「出拝」を「拝坐」に作り、戴は「出拝」に作る。

楊…『御覽』卷五一は本箇所を引用して「拝坐者」に作る(八七)(八八)。

④朱は「平仰觀之」に作り、趙も同じ、戴は改める。

楊…『世説』言語篇の劉孝標注に引く『文士伝』原文は「平視」に作り、『書鈔』も同箇所を引用して同様に作る(八九)(九〇)。

太祖(曹操)は(劉楨のふるまいを)不敬だと考え、彼を徒刑囚として隸簿に送った(九一)。後日、太祖が歩牽車(九二)に乗って城壁に登り、隸簿での作業のようすを上から見下ろす^①

と、刑徒たちはみな平伏したが、劉楨だけは衣の裾をかかげて座り、^(九三)石を磨いたまま動かなかつた^(九四)^(九五)^(九六)②。

①朱は「閱」を誤って「関」に作る。『箋』…「観」に作るべきである^(九六)。

趙は「観」に改め、全・戴は「関」に改める^(九七)。

楊…『御覧』は本箇所を引用して「関」に作る^(九八)。

②朱^(九九)『箋』…一本は「匡坐」に作る。

趙…考えるに、「摠坐」とは衣の裾をからげて座ることである。徒刑囚は石を磨くのであるから、彼らの座り方はそのようになる。もし「匡坐」であれば、正座のことであるから、どうやって石を磨くことができようか。

戴は「拒^(一〇〇)」に作り、未詳という^(一〇一)。

楊…黄本・呉本・朱本はいずれも「摠」に作り、「拒」に作るものはない。大典本が「拒」に作るのは誤字にすぎないのではないか。にもかかわらずまた「未詳」というのは、どういうわけか。『御覧』は同箇所を引用するが、「摠」字はない^(一〇二)。

太祖は言った。「これは劉楨ではないか^①。(おまえの磨いている)石はどのような性質をしているか」と。劉楨は言った。「石は荆山^(一〇三)の黒い大岩の下から産出し、外側には五色^(一〇四)の美しい文様をまとい、内側では操を堅く守るうとしております^②。これを彫

琢しても文様が増えることはなく、これを磨いても明るさが増すことはありません。生まれつき志操正しく^③、天性そのままの状態であります」と。太祖は、「(楨(木質が堅いさま)という)名は実質を備えたものだ」といい、(赦免して)文学の官に戻した^{(二〇五)④}。

①『箋』…「也」は「邪」に作るべきである。

趙…考えるに、閻若璩(一〇六)は「『唐韻正』によれば、古くは^レ也^レ字と^レ邪^レ字とは通用していた」と述べている(一〇七)。

楊…『御覽』は同箇所を引用して「也」に作る(二〇八)。

②朱は「堅」を誤って「賢」に作る。『箋』…「堅」に作るべきである。

楊…『御覽』は同箇所を引用して「堅」に作る(二〇九)。

③『御覽』は本箇所を引いて「氣質」に作る(二一〇)。

④『箋』…『世説』劉孝標注に引用される『文士伝』には、「石は荆山のそりたつ岩山の頂(一一)から産出し、表面には五色の文様があり、内側には^{べんか}下和の玉の美質を備えております。これを磨いても明るさがこれ以上になることはなく、これを彫琢しても文様がこれ以上増えることはありません。生まれ持ったの堅く正しい性質は、自然から授かったものです(一二)とある。

楊…『世説』注と穀水『注』本箇所に引用される劉楨の発言中には、異なる語がいくつかある。また『書鈔』卷

一六〇(二三)・『類聚』卷八三(二四)・『御覽』卷四六四(二五)に引用される『文士伝』も、やはり互いに詳細な箇所と粗略な箇所がある。書き写しているうちに変更が加えられたものであろう。ただ『御覽』(卷五一)に引用されている文章はこの『注』と同じである(二二六)。ただ(『御覽』卷五一は)最後の一句(復為文学)が欠けているため、(他の諸本に基づいて)校訂した。

(一) 五一五頁の熊の疏文にみえる。塩沢裕仁「漢魏洛陽城穀水水文考」『東洋史研究』七一―二、二〇一二)は、『水経注』穀水条には(中略)、さらに穀水からの引水に係る水系を穀水の本流(陽渠、陽渠水、千金渠とも記される)として扱っている。酈道元の時代には穀水の流れが漢魏洛陽城の西北へと導かれていたことは明確である」として、穀水すなわち陽渠を一つの水系として捉える。

(二) 二〇〇頁の「華林園」は諸本で「芳林園」となっていたのを改めたのである。よって熊疏は「芳林園」とここので称している。

(三) 底本は「裴」に作るが、江蘇本・楊守敬集・台湾本は「裴注」に作る。後者に従う。『魏志』文帝紀・黃初四年九月条「行幸許昌宮」の裴松之注に「臣松之按、芳林園即今華林園、齊王芳即位、改為華林」とある。

(四) 一九三五年商務印書館影印本『御覽』卷一八九井の条には「水経注曰、華林園疏、圃中(下略)」とあり、『注文』と同じ。四庫全書本『御覽』は「蔬圃」に作る。

(五) 『初学記』卷二四殿に同文がある。『洛陽宮殿簿』は『隋書』經籍志二に「洛陽宮殿簿一卷」とある。『隋書經籍志詳攷』(汲古書院、一九九五)によれば選者未詳、『旧唐書』『新唐書』『通志』のほか、『日本国見在書目録』にも記載がある。

(六) 疏文の割注に従って「累」として訳したが元字は「墨」とある。なお、『寰宇記』卷三洛陽県の条に「洛陽記云、璇華宮有玉井、皆以白玉罌飭、是也」とある。

(七) 江蘇本は「績」を「緇」に作る。台湾本は「績」の右横に「緇」を添える。「績」の原義は「織物の余剩部分」だが、「緇(＝黒、黒絹)」の異体字ともされる。

(八) 前注(七)と同じく江蘇本は「緇」に作る。台湾本は「績」の右横に「緇」を添える。

(九) 江蘇本・台湾本は「趙改緇」を「戴作緇趙同」に作る。

(一〇) 『注』の「卷十三」を底本は『漂水注』と題し、朱・趙は『湿水注』と題するが、同一の河川を指す。『漂(湿)水注』本文には「堂之四隅雉列榭・階、(中略)悉文石也。檐前四柱、採洛陽之八風谷黒石為之、雕鏤隱起、以金銀間雲矩、有若錦焉。(中略)東堂東接太和殿、殿之東階下有一碑、太和中立石、是洛陽八風谷之緇石也」とある。なお、趙の原文は「湿水注」の後に「云」がある。「洛陽八風谷」については未詳。前引の「採洛陽之八風谷」の後の『疏』文に「八風山見伊水注」とある(『訳注 洛水・伊水篇』三九六頁注(四〇)参照)。

(一一) 四庫全書本『書鈔』卷一五九「井三十二 統補」に「華林績石【以下割注】水経註云、華林園中有古井、悉

以珉玉為之。續石為口、工作精密」とあるが、光緒一四年南海孔広陶校注本『書鈔』卷一五九には「井三十二」篇がない。

(一二) 江蘇本・台湾本には「全戴改緇」四字はない。

(一三) 江蘇本・台湾本は「大典本殘宋本作緇」八字を増す。

(一四) 『事類賦注』卷八「華林堯玉」の注に「水經注曰、華林園中有古井、悉以珉玉為之。續石為口、工作精密」とある。

(一五) 江蘇本・台湾本は「並作續石与書鈔同、則以作續為長、今訂」を単に「作續」に作る。

(一六) 一九三五年商務印書館影印本『御覽』卷一八九井の条には「有古井、悉珉玉為之、以續石為口、玉作精密、獨不變古、粲焉如新」とある。なおこの引用では「工」を「玉」と作るが、四庫全書本は「工」に作る。

(一七) 明抄本は「瑶」を「遙」に作る。瑶華は玉のように美しい花。『楚辭』九歌、大司命「折疏麻兮瑤華」の王逸注に「瑶華、玉華也」とある。宮殿の名としては北魏華林園が初出。

(一八) 景陽山は二〇〇頁にみえる。なお後注(四六)をも参照。

(一九) 底本・台湾本は「大和」に作り、江蘇本・楊守敬集は「太和」に作る。後者に従う。

(二〇) 『魏書』卷六四郭祚伝に「高祖曾幸華林園、因觀故景陽山」とあるが、同書卷七下・孝文帝紀には太和一九年条を含め該当する記事はみえない。ただし、『通鑑』卷一四〇南齊建武二(四九五)年八月条に「魏高祖遊華林園、

観故景陽山」とある。

(二一) 亭は行旅の宿泊所であるとともに姦盗の取り締まりにあたり、「十里一亭」というように一定の間隔をおいて設けられていた。『後漢書』卷一〇皇后紀下・靈思何皇后伝の「封都亭侯」につけた李賢注に「凡言都亭者、並城内亭也」とあるように、都亭は城内の亭を指すと考えられる。

(二二) 『御覧』卷一四四亭の条には「華延雋洛陽記曰、城内都亭華林。奉常、(中略)、清明、二十四亭」とある。華延雋(雋)『洛陽記』については一九三頁注(一五)参照。

(二三) 『河南志』後漢城闕古蹟に「華延雋洛陽記曰、城内都亭二十四」とある。本書と前掲注『御覧』所引の華延雋(雋)『洛陽記』はいずれも「二十四都亭」とするが、そのうちの一つが都亭の可能性も考えられよう。

(二四) 『通鑑』卷一四四齊の中興元年五月条に「咸陽王禧 濟洛、至柏谷塢、追兵至、擒之、送華林都亭」とある。

(二五) 前注(二四)の『通鑑』本文に対する胡注に「華林都亭、蓋在華林園門外」とある。

(二六) 都堂は都亭とは別の建物であり、皇帝が執務を行った場所。『伽藍記』によれば流杯の池があった(卷一城内・景林寺「柰林西有都堂、有流觴池」。同箇所周祖謨校釈は、『魏書』卷二一上・北海王詳伝「詳常別住華林園之西隅、与都亭・宮館密邇相接、亦通後門」に抛り、「都堂即都亭」と解する)。

(二七) 『初学記』卷八河南道第二の条には「方湖曲洛」の項があり、「酈元注水経曰、華林園、景陽山北、経方湖、湖中趣御座石、前建蓬萊山」と記される。

(二八) 『河南志』 魏城闕古蹟の華林園条には「景陽山北結方湖、湖中起御坐石」とある。

(二九) 『事類賦注』 卷四歳時部・春の条に「天淵則壇名積石」とあって、「戴延之征西記曰、天淵之南、有積石壇、云三月三日御坐流杯之処」と記される。『事類賦』三〇卷は宋の呉淑撰。一題を以て一賦(本文)を作り、自注によって典故を示す。呉淑は『宋史』卷四四一に伝あり。字正儀、潤州丹陽の人。太宗・真宗朝の官僚として、『御覽』など四大類書のうち三種の編纂事業に携わった。太宗からその博学を激賞され、献上した『事類賦』一〇〇篇に対して自注を付すように命じられたが、そこで完成したのが現在の『事類賦』三〇卷とされる。

(三〇) 『宋書』 礼志二に「自魏以後但用(三月)三日、不以(上)巳也。魏明帝天淵池南、設流杯石溝、燕群臣」とある。

(三一) 蓬萊山は単に蓬萊ともいう。東海の東にあつて、仙人が住んでいたという山。『山海經』海内北経「蓬萊山在海中」の郭璞注に「上有仙人宮室、皆以金玉為之、鳥獸尽白、望之如雲、在渤海中也」とある。

(三二) 『魏志』 卷三明帝紀青龍三年三月条「是時、大治洛陽宮、起昭陽・太極殿、築總章觀」に對する裴松之注に「魏略曰、是年起太極諸殿、築總章觀、高十余丈、建翔鳳於其上。又於芳林園中起陂池、楫權越歌」とある。

(三三) 『周礼』 天官・冢宰に「天子大射、則共虎侯・熊侯・豹侯、設其鵠。諸侯則共熊侯・豹侯、卿大夫則共麋侯、皆設其鵠」とあり、これによれば「射侯」とは「鵠」(的の中心部分である「侯」の最も中心になる部分)が描かれているのである。また、『礼記』射義篇には「故天子之大射、謂之射侯。射侯者、射為諸侯也」とあり、ここでいう

「射侯」は天子が行う「大射」の礼を指す。経書上で示される射礼は、大きく分けて、①大射礼（祭祀に際して、射の成績によって天子が有能な人材を見いだしたり諸侯に封じたりする）、②燕射礼（宴席で射を披露してお互いに楽しむ）、③賓射礼（天子が来朝した諸侯とともに朝廷で射る）、④郷射礼（各地域で郷飲酒礼のあとに行う郷党儀礼）の四つがあった（三上順「中国古代の射礼に就いての一考察」〈広島哲学会『哲学』二一、一九七〇〉）。

穀水『注』本箇所で言及される「射侯」の場所は庭園中の宴席であるため、「射侯」とは射術の成績を測る儀式としての「大射礼」ではなく、おそらく物体としての矢の的であり、それを射るための「燕射礼」がこの会場にて行われたものと考えられる。『魏書』で「燕射」と明記されている二度の射礼のうち、一度は「華林都亭」で行われていることも、その仮定に対応するものである。（卷一一前廢帝紀、普泰元年条「夏四月癸卯、幸華林都亭燕射」）。

漢魏晋南北朝隋唐期に実践された射礼の沿革については、丸橋充拓「中国射礼の形成過程…『儀礼』郷射・大射と『大唐開元礼』のあいだ」（鳥根大学法文学部紀要社会文化学科『社会文化論集』一〇、二〇一四）に整理され、伝統的な北族文化の影響を受けた五胡北朝期の射礼の特殊性、すなわち東晋南朝の射礼とは対照をなす軍事演習的な性格についても指摘されている。

西晋洛陽でおこなわれた射礼については、『晋書』および「西晋辟雍碑」の記述によれば、西晋一代を通じて辟雍での行礼は六回実施されたが、そのうち三回は射礼（泰始三年一〇月に郷飲酒とともに郷射礼、泰始六年正月と咸寧四年二月に大射礼）であり、かつ、郷飲酒と大射礼は別々に行われていた。「辟雍碑」に列記された行礼随員の官

名等から、郷飲酒礼が王肅説を採用したのに対し、大射礼は鄭玄説に依拠していたことが窺われる（李艷婷「從辟雍碑看西晉時期的教育和禮儀制度」〈『中原文物』二〇一三—一六〉）。

(三四) 「雲台」は後漢洛陽城の南宮にあった高台。ここでは、そのように高い建物の例え。『後漢書』卷二四馬援伝「顯宗图画建武中名臣、列將於雲台」の李賢注に「雲台在南宮也」とある。「風觀」も高い台觀をいう。

(三五) 『文選』卷二九「古詩一十九首」の「交疏結綺窓、阿閣三重階」の李善注に「周書曰、明堂咸有四阿、然則閣有四阿、謂之阿閣」とあり、『逸周書』作雒解に「乃立太廟・宗宮・路寢・明堂、咸有四阿反坻、重九重廊」とある。

(三六) 底本・楊守敬集・台湾本は「孫云」二字を脱している。『箋』には「孫云、耶閣疑作阿閣」とあり、江蘇本に従う。

(三七) 底本・楊守敬集・台湾本は「颺」に作り、江蘇本は「颺」に作る（「颺」が正字）。後者に従う。

(三八) 仏教に「六空」という用語はあるが、本箇所「六」はもともと衍字だった可能性もある。

(三九) 「擧」と「皋」は同じ。「擧」は「高く大きい」という意味において「皋」と通じる。

(四〇) 全・趙は「実」に作り、戴は「寔」に作る。

(四一) 『魏志』文帝紀黃初五年条に「是歲穿天淵池」とある。

(四二) 底本は「後漢書」に作り、江蘇本・楊守敬集・台湾本は「後魏書」に作る。後者に従う。

(四三) 『魏書』世宗紀・永平四年五月条に「遷代京銅龍置天淵池」とある。中華書局本の校勘記は、「北史卷四、冊

府卷一三・一五〇頁池下有西字、疑脱」と指摘する。

〔四四〕『事類賦注』卷四「華林則隄号千金」条の注に「鄴中記曰、華林園千金隄上、作両銅龍、相向吐水、注天淵池、上已臨池会賞」とある。

〔四五〕『御覽』卷三〇に「陸翹か鄴中記曰、華林園中千金堤上作両銅龍、相向吐水、以注天泉池、通御溝中。三月三日、石季龍及皇后・百官、臨池会賞」とあり、誤りではない。本箇所は鄴に造られた華林園を指すものであろう。

〔四六〕『伽藍記』卷一城内・景林寺の条に「華林園中有大海、即漢天淵池。池中猶有文帝九華台。高祖於台上造清涼殿、世宗在海内作蓬萊山」とある。よってここでいう「大海」「海内」は、蓬萊山を取り巻く海を意識して造った大きな池のような場所を指す。外村中「古代東アジアの『池と島の園林』と『池と築山の園林』」（『仏教芸術』二八六、二〇〇六）は、秦漢く隋朝皇帝の園林造営の沿革について論じるなかで、曹魏明帝期洛陽・南朝建康・北魏洛陽の華林園にそれぞれ置かれた天淵池と景陽山についても採りあげ、曹魏明帝の完成させた華林園が、それ以降の王朝の園林造営においても意識されてきたことを指摘する。

〔四七〕底本・台湾本は「六十四」に、江蘇本・楊守敬集は「六十二」に作る。後者に従う。『洛陽宮殿簿』については二二六頁注（五）参照。

〔四八〕『類聚』卷六二殿に「洛陽宮殿簿曰、明光・徽音・式乾・暉章・含章・建始・仁壽・宣光・嘉福・百福・芙蓉・九華・流圃・華光・崇光。並殿名」とある。

(四九) 底本・楊守敬集・台湾本は「宮」一字を脱する。『魏志』卷三明帝紀青龍三年八月条には「丁巳、行還洛陽宮。命有司復崇華、改名九龍殿」とあり、江蘇本に従う。

(五〇) 程大昌は南宋、休寧の人。高宗の紹興二十一年の進士。孝宗朝に吏部尚書に昇る。『演繁露』のほか、『禹貢論』『詩論』などを著す。『宋史』卷四三三に伝あり。『演繁露』は一六卷。程大昌は紹興年間(一一三一―一一六三)に現れた董仲舒の『春秋繁露』を偽本とみなし、本書において事物・制度の起源等を考証した。続編として『続演繁露』六卷がある。

(五一) 『演繁露』卷一碑厄の条に「案水経、洛陽天淵池中、有魏文帝九花楼殿基」とある。

(五二) 『魏志』文帝紀黃初七年三月条に「築九華台」とある。

(五三) 『刊誤』には「一清按、非也。程大昌演繁露云、水逕、洛陽天淵池中有魏文帝九華楼。楼字亦誤。抛魏書、黃初七年三月、築九華台。今校正」とあり、傍点部は『疏』における引用文と異なる。

(五四) 底本・楊守敬集・台湾本は「輪輿」に作る。『宋書』卷四一順帝謝皇后伝の史臣評には「自漢氏昭陽之輪奐、魏室九華之照曜、曾不能概其万一」とあり、江蘇本に従う。

(五五) 底本・楊守敬集・台湾本は「魏氏」に作り、江蘇本は「魏室」に作る。江蘇本に従う。

(五六) 底本・江蘇本は「按」に作り、楊守敬集・台湾本は「接」に作る。後者に従う。

(五七) これによれば熊は、九華台と九華殿の両者とも天淵池の中にあつた、と考えており、『箋』に対し反駁してい

る。

(五八) 『初学記』卷二四殿に「洛陽宮殿簿有魏太極・九龍・芙蓉・九華・承光諸殿。(中略)洛陽宮殿簿曰、九華殿・百福殿」とある。

(五九) 底本・楊守敬集・台湾本は「上有釣台殿」を「山有釣台」に作る。『伽藍記』卷一城内・景林寺の条には「世宗在海内作蓬萊山、山上有僊人館。上有釣台殿」とあり、江蘇本に従う。周祖謨によれば、「上有釣台殿」の上に、九華台を意味する「台」を補うべきとする。なお、『類聚』卷六二殿の条に「漢宮閣名曰、長安有臨華殿・神仙殿・(中略)飛雲殿・昭陽殿・鴛鴦殿・釣台殿・合歡殿。蕭何・曹參・韓信並有殿」とあり、釣台殿が漢代の宮闕の名稱としてみえる。

(六〇) 底本ほか諸本は「楊」を「羊」に作る。

(六一) 江蘇本は「華」を「奈」に作る。

(六二) 底本・楊守敬集・台湾本は「習」一字を脱する。「習」は「演習」の意であり、江蘇本に従う。

(六三) 『伽藍記』卷一城内・景林寺の条には「柰林南有石碑一所、魏明帝所立也。題云、苗茨之碑。高祖於碑北作苗茨堂。永安中、莊帝馬射於華林園、百官皆來誦碑、疑苗字誤。国子博士李同軌曰、魏明英才、世称三祖。公幹・仲宣、為其羽翼、但未知本意如何、不得言誤也。銜之時為奉朝請、因即积曰、以蒿覆之、故言苗茨、何誤之有。衆咸称善、以為得其旨歸」とある。楊勇『洛陽伽藍記校箋』(中華書局、二〇〇六再刊)によれば、明帝と文帝について、

各本はみな「明帝」に作るが、呉若準の『洛陽伽藍記集証』を引いて「文帝」に改めるとする。なお冒頭の「柰」は「カラナシ、紅林檎」を指す。「柰」は「柰」から転じた別字。

(六四) 四庫全書本『天中記』卷一四堂の条にみえる。『天中記』は六〇卷(五〇巻本もある)。書名は陳耀文の居所が天中山に近かったことにちなむ。内容は乾坤・歳時から虫魚甲介・鳥獸に至るまで多岐に及び、弁証を付している。陳耀文は明代、確山の人。字は晦伯。嘉靖年間の進士。楊慎・胡応麟らとならび、博学をもって聞こえた。著書に『天中記』のほか、『經典稽疑』などがある。

(六五) 「羊氏銜之」から「二人之骨朽久矣」まで趙『注釈』卷一六に同じだが、四箇所のみ異同あり・趙原文は(A)「曰」を増す、(B)「於」に作る、(C)「指」に作る、(D)「曰」を増す。

李同軌は『魏書』卷三六に伝あり。經書に通じ、仏教にも造詣が深かった。二二歳のときに秀才に挙げられて奉朝請に除せられてから、国子助教、著作郎、国子博士などを歴任する。北魏の官品(太和後令)では、国子博士は五品。

劉楨(字公幹)は東平の人。『魏志』卷二二に伝あり。曹操に辟せられ、丞相掾属となる。次の王粲とともに建安七子に数えられ、文才によって曹丕・曹植兄弟らと親しく交遊する。後述の『注』にみるように、不敬の罪によって投獄される。建安二二(二一七)年に病没する。

王粲(字仲宣)は山陽高平の人。『魏志』卷二二に伝あり。長安の戦乱を避けて荊州の劉表に身を寄せたが、のち

に曹操に帰して丞相掾となり、魏国が建てられると侍中に昇った。博学多識で知られたが、建安二一（二二六）年、征呉戦の途上で病没した。

（六六）底本・楊守敬集は「守敬按」三字を脱する。江蘇本・台湾本に従う。

（六七）『魏書』卷一九中・任城王澄伝に「高祖曰、名目要有其義、此蓋取夫子閑居之義。不可縦奢以忘儉、自安以忘危、故此堂後作茅茨堂。謂李冲曰、此東曰歩元廡、西曰遊凱廡。此堂雖無唐堯之君、卿等当無愧於元・凱。冲対曰、臣既遭唐堯之君、不敢辞元・凱之譽。高祖曰、（中略）即命黄門侍郎崔光・郭祚、通直郎邢巒・崔休等賦詩言志」とある。これによれば、「歩元廡」「遊凱廡」の名は上古に名声を博した八元八凱（高辛氏の八人の才子と高陽氏の八人の才子）にちなむ。「廡」は堂の本体から東西に延びる通路。

（六八）「当塗」は曹魏のこと。『魏志』文帝紀、延康元年一〇月癸卯条の裴松之注に引く『猷帝伝』に、「当塗高者、魏也。象魏者、両観闕是也。当道而高大者魏」とある。

（六九）『扈林』卷一茅茨の条には「魏書任城王伝、孝文還洛、作茅茨堂、東曰歩元廡、西曰遊凱廡、命群臣賦詩。扈此則碑立於当塗、而堂乃元魏孝文帝作」とある。『扈林』は明の周嬰の著。体例は類書に近い。子部・史部の遺文などを校訂したもので、その弁証はきわめて該博といわれる。

（七〇）江蘇本・台湾本は「守敬」を「窃」に作る。

（七一）底本は「常」を脱する。江蘇本・楊守敬集・台湾本に従う。

(七二) 『魏志』 明帝紀・太和三年一〇月条に「改平望曰聽訟觀。帝常言、獄者、天下之性命也。每斷大獄、常幸觀臨聽之」とある。

(七三) 『魏書』 世宗紀・永平元年六月壬申詔に「慎獄重刑、著於往誥。朕御茲玉曆、明鑑未遠、斷決煩疑、實有攸愧。可依洛陽旧凶、修聽訟觀、農隙起功、及冬令就。当与王公卿士親臨録問」とある。

(七四) 魏晋南北朝時代の皇帝親裁による聽訟（裁判）については、渡辺信一郎「宮闕と園林―三〇六世紀中国における皇帝権力の空間構成」（『中国古代の王権と天下秩序―日中比較史の視点から』校倉書房、二〇〇三）所収、初出二〇〇〇）が宮城の空間構造という観点から、辻正博「魏晋南北朝時代の聽訟と録囚」（『法制史研究』五五、二〇〇五）が歴代聽訟の場と実践者に対する観点から詳しく論じる。

(七五) 後続の『注』によれば、「隸簿」は徒刑囚の作業場を指す。

(七六) 文学は官名。『通典』卷三〇東宮官・文学の条に「漢時郡及王国並有文学、而東宮無聞。魏武置太子文学、魏武為丞相、以司馬宣王為文学掾、甚為世子所親信」とある。

(七七) 甄后は文帝の最初の正妻、明帝の生母。中山無極の人。もともと袁紹の子袁熙の妻であったのが、曹操の冀州攻略に伴い、鄴で曹丕に娶られる。曹丕即位後も皇后には立てられず、黄初二（二二二）年に死を賜る。明帝の即位後、「文昭皇后」と諡される。『魏志』卷五に伝あり。

(七八) 台湾本は「出拝」を「拝坐」に作る。

(七九) 劉楨は前注(六五)に既出。なお、『魏志』卷二本伝には「(応) 瑒・(劉) 楨各被太祖辟、為丞相掾屬。瑒為平原侯庶子、後為五官將文學。楨以不敬被刑、刑竟署吏」とあり、裴松之注にも「楨辭旨巧妙皆如是、由是特為諸公子所親愛。其後太子嘗請諸文學、酒酣坐飲」とあるのみで、「以不敬被刑」時点で劉楨が曹丕の「諸文學」の一人であったことは明記されない。一方、『後漢書』卷八〇下・劉梁伝の「孫楨、亦以文才知名」に付された李賢注には「魏志楨字公幹、為司空軍謀祭酒、五官郎將文學、与徐幹・陳琳・阮瑀・応瑒俱以章知名、転為平原侯庶子」とあり、五官中郎將曹丕の文学を経てから平原侯曹植の庶子(官名)に転じたという。また、『世説』言語篇、「劉公幹以失敬罹罪」に付された劉孝標注には「典略曰、劉楨字公幹、東平寧陽人。建安十六年、世子為五官中郎將、妙選文學、使楨随侍太子。酒酣坐飲」とあり、建安一六(二二)年に曹丕の文学として選ばれ、酒宴時点でもその身分であったとする。兪紹初輯校『建安七子集』(中華書局、一九八九)附録「建安七子年譜」は、上記の『後漢書』『世説』等に基づき、「劉楨約三十七歳、為五官將文學、(中略)失敬被刑、刑竟復為文學」という一連の経緯を建安一六年条に繋げる。

(八〇) 底本・楊守敬集は「平仰觀」に作り、江蘇本・台湾本は「平視」に作る。次の疏文が述べるように、本来の『文士伝』は「平視」に作っていたとみられるため、後者に従う。なお、「平視(衡視)」は大夫と対面する作法の一種として、『礼記』曲礼下「大夫衡視」に対する鄭玄注に「視大夫、又弥高也。衡、平也。平視、謂視面也」とある。(八一) 底本・楊守敬集は「於」を脱する。注(八三)に引く『六典』本文には「於」がみえるので、江蘇本・台湾

本に従う。

(八二) 底本・江蘇本・楊守敬集は「春」に作り、台湾本は「春」に作る。明万曆四三年李長庚刻本『箋』は次注

(八三) に引く『唐六典』本文と同じく「春」に作る。台湾本に従う。

(八三) 『唐六典』卷六尚書刑部都官郎中条の原注として「都官者、本因漢置司隸校尉、(中略) 都官者、義取掌中都官。中都官者、京師官也。至魏明帝青龍二年、尚書陳矯奏置都官郎曹郎中。晋・宋・齊(中略) 並掌京師非違得失事、非今都官之任。後周置秋官府、有司厲之職、掌諸奴男女、男子入於春籩之事、蓋比今都官郎中之任也」とあり、後統の本文に「都官郎中・員外郎、掌配没隸、簿録俘囚、以給衣糧・藥療、以理訴競・雪免、凡公私良賤必周知之」とある。

ただし『漢書』卷一九上・百官公卿表「司隸校尉、周官。武帝征和四年初置。持節、從中都官徒千二百人。捕巫蠱」の顔師古注に「以掌徒隸而巡察、故云司隸」「中都官、京師諸官府也」とあり、漢代の「(中) 都官」は、首都や首都近郊の囚人を管轄する官府として言及される。秦々前漢期の都官の権能については、工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』(創文社、一九九八) 第二章「秦の都官と封建制」および高村武幸「秦漢時代の都官」(『東洋学報』八七―二、二〇〇五) に詳論される。

なお、「罪隸」は罪を犯して官府の雑役に服する奴隸。「春籩」は穀物を乾燥させて白で搗く女囚用の刑罰。

(八四) 『隋書』經籍志二に「文士伝五十卷、張鷟撰」とある。

(八五)『新唐書』芸文志二に「張鷟文士伝五十卷」とある。

(八六)『魏志』卷二阮瑀伝の裴松之注には『文士伝』の著者を「張鷟」として論じている。ただし同書卷九曹肇伝の裴注には「張隱文士伝」とあり、同書卷一〇荀彧伝の裴注には「張衡文士伝」とある。『水経注引書考』七二頁によれば、『文士伝』の撰者名は張隱が正しく、両『唐書』経籍／芸文志および鍾嶸『詩品』の「張鷟」は誤りであり、また『御覧引書目』に挙げられる張駟『文士伝』・張鷟『文士伝』は張隱『文士伝』と同一の書であるとする。

(八七)『御覧』卷五一石上には「文士伝曰、魏文帝之在東宮也、宴諸文学、酒酣、命甄后拜坐者。坐者咸伏、惟劉楨平仰觀之。太祖以為不敬、送徙隸簿」とある。また、『魏志』卷二劉楨伝の裴松之注所引『典略』に、『文士伝』とほぼ同じエピソード「其後太子嘗請諸文学、酒酣坐飲、命夫人甄氏出拜。坐中衆人咸伏、而楨独平視。太祖聞之、乃収楨、減死輸作」がみえる。なお、江蘇本・台湾本には『書鈔』が引かれるが、版本により異同がある。光緒一四年南海孔広陶校注本『書鈔』卷一六〇石の事例のみ挙げる。「張隱文士伝曰、魏文帝嘗請諸同好、為主人、使甄夫人出拜坐者。皆伏、而劉楨独平視如故。武帝大怒、命収之輸作部、使磨」

(八八)この疏文は諸本の異同が大きいので、全文を以下に比較する(同種の傍線部同士は文字が一致)。

●底本・楊守敬集・朱出拜作拜坐、趙同。全・戴改。守敬按、御覧五十一引作拜坐者。

●江蘇本・朱出拜作拜坐、趙・戴改。守敬按、書鈔一百六十引原書、作出拜。御覧五十一引作拜坐者、此脱者耳。

●台湾本・戴作出拜。守敬書抄一百六十引原書、作出拜。御覧五十一引作拜坐者、此脱者耳。守敬按、書鈔一百六

十引原書、作出拜。

底本・楊守敬集・江蘇本にみえる「朱出拜作拜坐」は正しいが、『注』の「出拜」を趙・全（五校・七校本）は「拜坐」、戴は「出拜」に作るため、底本・楊守敬集の「趙同、全・戴改」および江蘇本の「趙・戴改」は誤り。同箇所は台湾本に従う。

（八九）この疏文は底本・楊守敬集では「戴改仰觀之三字、作視之。守敬按、御覽引作仰觀之」となっている。戴は朱の「平仰觀之」に相当する箇所を「平視之」に作る。ここでは江蘇本に従う。なお台湾本は最後の一字「作」以外は江蘇本に同じ。

（九〇）『世説』言語篇「劉公幹以失敬罹罪」に付された劉孝標注に、「文士伝曰、楨性弁捷、所問応声而答。坐平視甄夫人、配輪作部、使磨石」とある。『書鈔』当該箇所については前注（八七）参照。

（九一）劉楨が徒刑（勞役刑）に課せられたのは後漢末であるが、漢代の勞役刑については浜口重国「漢代の將作大匠と其の役徒」「漢代に於ける強制勞働刑その他」（同『秦漢隋唐史の研究（上）』東京大学出版会、一九六六）に詳論があり、『唐六典』尚書刑部卷六「刑部尚書・侍郎之職、掌天下刑法及徒隸・句覆・閔禁之政令」の「徒隸」に対し、『唐六典』卷六・尚書刑部詔註稿 上」（『宋元時代の刑事政策とその展開』研究班（代表者・徳永洋介）科研報告書、二〇一三）は、前掲浜口論文を参照して「漢代、隸の範疇のなかでも、とくに徒（刑徒）を意味する語」と解する。

(九二) 歩牽車は、歩輦のように人が引く車のことか。

(九三) 江蘇本はこの箇所以下を挿入する(傍線部は疏文②と相違する部分)。疏文②の箇所には、江蘇本は疏文がない。

朱作摠坐、箋曰、一作匡坐。趙云、按摠坐、摠衣而坐、作徒磨石、故其坐若此、若匡坐則正坐也、何以磨石。戴作拒坐、云未詳。守敬按、世説注・書鈔引作匡、大典本・殘宋本作拒。黄本始作摠、疑注本作匡、伝鈔變作摠、後人又改為摠也。戴・趙未深考耳(朱は「摠坐」に作る。「箋」…一本は「匡坐」に作る。趙…考えるに、「摠坐」とは衣の裾をからげて座ることである。衣をからげて座るとは、徒刑囚は石を磨くのであるから、彼らの座り方はそのようになる。もし「匡坐」であれば正座のことであり、どうやって石を磨くことができようか。戴は「拒坐」に作り、未詳であるという。楊…『世説』注・『書鈔』は〈張隱『文士伝』を〉引いて「匡」に作り、大典本・殘宋本は「拒」に作る。黄本ははじめ「摠」に作るが、『注』はもともと「匡」に作っていたのが、伝鈔の過程で變じて「摠」に作るようになり、後世の人がさらに改変して「摠」に作るようになったのではないかと疑っている。戴・趙は深く調べ考えなかつただけであろう)。

台湾本は疏文②のうち「黄本」以下の部分を、江蘇本の前掲疏文の後半と一字を除きほぼ同文である。

(九四) 台湾本は「磨石不動」四字を次の『注』(「太祖曰、此非劉楨也」)の直前に置く。その右横に「六字」二字を増す。

(九五) 段『校注』は次のようにいう…楊は「大典本が〔拒〕に作るはずが」であろうか」と述べるが、今、大典本を調べてみると、楊の推測が正しい。また、趙は『箋』のいう「一本」が「匡坐」に作るの誤りであるとするが、しかし『書鈔』卷一六〇石は(張隱『文士伝』を)引いてまさしく「匡坐磨石」に作っている。『箋』はこれに依拠したのであろう。

(九六) 『箋』は「当作降観」に作る。

(九七) 全五校本は「観」に作る。

(九八) 『御覧』卷五一石上には、前引の「文士伝曰、(中略) 送徒隸簿」に続けて「後太祖乗步牽車乘城、降関簿作、諸徒咸敬、而楨坐、磨石不動」とある。

(九九) 江蘇本・台湾本は「朱」の下に「作楯坐」三字を増す。なお『世説』劉孝標注は「匡坐」に作る。

(一〇〇) 台湾本は「坐」一字を増す。

(一〇一) 戴には「案拒坐未詳。近刻作楯坐。朱謀埜言、一作匡坐」とある。

(一〇二) 『御覧』当該箇所は前注(九八)参照。「楯」はなく、「坐」一字に作る。

(一〇三) 荆山と称する山は中国各地にあるが、比較的古い記述としては、『尚書』禹貢の孔安国伝「北捩荆山南及衡山之陽」などがある。「荆山」は美石を産出する山として言及されていることから、「荆玉」こと和氏の璧を産出した山が想定されていよう。『韓非子』和氏篇には「楚人和氏得玉璞楚山中、奉而献之厲王、厲王使玉人相之、玉人曰、

石也」とあり、ここには「楚山」とあるが、『後漢書』卷七〇孔融伝「雖忠如鬻拳、信如卞和」に付された李賢注には「琴操曰、荆王封和為陵陽侯、和辞不就而去」とあり、『韓非子』の「楚山」も「荆山」と互換できよう。

(一〇四) 五色は青・黄・赤・白・黒の五種から成る正しい色。五采。

(一〇五) 『魏志』卷二劉楨伝本文には「楨以不敬被刑、刑竟署吏」(楨は不敬を以て刑を科されたが、刑期が終わると吏に任せられた)とある。赦免後の処置を「署吏」とするのは、後出の『書鈔』『類聚』も同じ。

(一〇六) 底本は「捩」に作り、江蘇本・楊守敬集・台湾本は「璩」に作る。後者に従う。

(一〇七) 閩若璩『潜邱劄記』卷一に「唐韻正、古也与邪通用」とある。閩若璩(一六三六―一七〇四)は字百詩、号は潜邱、太原の人。『清史稿』卷二六八に伝あり。康熙年間に博学鴻詞に応じ、高官や皇族からもその学識が高く評価された。著書に『古文尚書疏証』『潜邱劄記』のほか、『孟子生卒年月考』『毛朱詩說』などがある。

『唐韻正』は顧炎武撰。二〇卷。いわゆる『音学五書』(『音論』『詩本音』『易音』『唐韻正』『古音表』)の一。古音によって唐韻の誤りを正そうとしたもの。今音が古音と異なる場合は注を付し、経伝の文を引用して古音を実証する。

(一〇八) 『御覽』卷五一石上には、前引の「後太祖乘步牽車乘城(中略)磨石不動」に続けて「太祖曰、此非劉楨也」とある。

(一〇九) 『御覽』卷五一石上は「内秉堅貞之志」に作る。

(一一〇)『御覽』卷五一石上は「稟氣真正」を「氣質真正」に作る。

(一一一)江蘇本は「顛」を「巔」に作る。

(一二二)『世説』言語篇「劉公幹以失敬罹罪」に付された劉孝標注に、「文士伝曰、(中略)楨因得喻已自理、跪而对曰、石出荆山懸巖之顛、外有五色之章、内含卞氏之珍、磨之不加瑩、雕之不増文、稟氣堅貞、受之自然、顧其理枉屈紆繞、而不得申。帝顧左右大笑、即日赦之」とある。

(一二三)光緒一四年南海孔広陶校注本『書鈔』卷一六〇石篇には「張隱文士伝曰、(中略)楨因得喻已自理、跪対曰、石出自荆山玄巖之顛、外有五色之章、内含卞氏之性、磨之不加瑩、彫之不増文、稟氣堅貞、受茲自然、顧其理枉屈行、独不得申。武帝顧左右大笑、即日赦、楨復署吏」とある。なお、四庫全書本『書鈔』卷四五「劉楨輪作」の条は「典略云、(中略)乃収楨減死、輪作也」までで完結しており(前引)、この箇所に対応する文はない。

(一二四)『類聚』卷八三玉の条には「文士伝曰、(中略)楨因得喻已自理、跪対曰、石出自荆山、外有五色之章、内含和氏之珍、磨之不加瑩、雕之不増文、稟氣堅貞、受茲自然、顧其理枉屈紆繞、猶不得申。武帝顧左右大笑、赦楨、復署吏」とある。

(一二五)『御覽』卷四六四弁下の条には「文士伝曰、(中略)楨因得喻已自理、跪対曰、石出自荆山玄巖之下、外有五色之章、内含卞氏之珍、磨之不加瑩、彫之不増文、稟氣堅貞、受茲自然、顧理枉屈紆繞、独不得申。武帝顧左右大笑、即日還宮、赦楨、復署吏」とある。

(一一六) 楊守敬集の注に、「(この句は) 指御覽卷五十一所引文士伝与注文同、此句御覽下当有五十一卷数」とある。

(天淵) 池の水はまた東に流れて、洛陽県の南の池に入るが、

朱は「入」を「于」に作る。趙も同じ。全・戴は改める(一)。

熊…『伽藍記』に「高祖(孝文帝)が翟泉の北に河南尹の庁舎を置いた」(二)とある。ここで「洛陽県の南の池」と称するのは、思うに洛陽県は河南尹とともに池の北に庁舎があったからだろう(三)。故の洛陽城中の東北隅にある。

その池はもとの狄泉^(四)である。南北は一一〇歩、東西は七〇歩ある。

熊…『伽藍記』に「建春門内の太倉^(五)の南^(六)には翟泉があり、周回三里であった。その水はまだ澄んでいて、底まで透き通っており、魚類が住み隠れているが、その魚類の種類まで見分けられる。高祖(孝文帝)は翟泉が華林園^(七)の東にあるので、それに因んで蒼龍海^(八)と名づけた」(九)とある。

皇甫謐^(一〇)は「悼王^(一一)が景王^(一二)を翟泉に葬った。今の洛陽の太倉の中の大きな塚がこの陵である」という。

熊…『続漢志』の劉昭注引く『帝王世紀』に「太倉の中に大きな塚がある、周の景王の陵である」(一三)とある。

『寰宇記』も『帝王世紀』を引いて「景王は翟泉に葬られた。今の東陽門の内に大街があり、北に太倉があり、そ

の中に景王陵がある。北に翟泉を眺める」(二四)という(二五)。太倉は後(三七六頁)に、閭闔門より枝分かれする水が「太倉の南を過ぎる」と述べるものである。

『春秋』定公元(前五〇九)年条(の伝文)に「晋の魏献子(二六)が諸侯の大夫を翟泉に召集し、始めて盟約して周に城壁を築いた」とある。

熊・『左伝』の定公元年条に「晋の魏舒が諸侯の大夫を狄泉に召集し、成周の城壁修築に取りかかった」(二七)とある。そもそも「尋いで盟す」とされるのはこの一年前のことであるから、この『注』文の「盟城周」は「城成周」に作るべきである(二八)。

班固(の『漢志』)・服虔(の『春秋』の注)・皇甫謐(の『帝王世紀』)はみな、「翟泉は洛陽の東北にあり、それは周の墓地である」という。

『漢志』が引く『春秋』(昭公三二年)に「晋は諸侯を狄泉に集めた」(二九)とある。その続きはただ、「その地をもつて成周の城を大きくして、周の敬王を居らせた」とだけいう(三〇)。こここの『注』文と(『漢志』の)この部分を照らし合わせると、『漢志』には必ず脱文があるに違いない。服虔の説は、(『水経注』以外の)他の書ではみられない(三一)。「続漢志」の注が引く『帝王世紀』には「狄泉はもと殷(この字は恐らく誤りである、下も同じ)の墓地であり、成周の東北にあった。今、城中に殷王の塚があるのがこれである」(三二)とある。

今、考えるに、周の威烈王(三三)は洛陽城内の東北隅に葬られ、

熊…『史記』周本紀・威烈王二四（前四〇二）年条の集解に「徐広がいう、考えてみるに、宋忠は、威烈王は洛陽城中の東北隅に葬られた」という（二四）とある。また、『統漢志』の注が引く『晋太康地道記』（二五）に、「城の東北隅に周の威烈王の塚がある」（二六）とある（二七）。

景王の塚は洛陽の太倉の中にあり、翟泉は（周の威烈王と景王の）二つの塚の間にあり、広莫門道の東、建春門路の北に沿っている。

熊…広莫門は北面の一番東側にあり、建春門は東面の一番北側にあり、以上は下文（二七三・二八〇頁）に詳しくい。

その路がすなわち東宮街である（二八）。（つまり翟泉は）洛陽城の東北にある。

熊…『御覽』卷一五五叙京都上が引く『帝王世紀』に「翟泉は成周の東北にある」とある（二九）。

のちに秦が呂不韋（三〇）を封じて洛陽の一〇万戸侯とし、その城を拡大させた時に（三一）、あわせて景王の塚を取りこんだ。

熊…『史記』卷八五呂不韋伝には、秦の莊襄王元（前二四九）年に「呂不韋を」封じて文信侯とし、河南・洛陽の一〇万戸を食ましめた」（三二）とある。（『史記』周本紀（景王二〇年）の集解が引く『皇覽』に「景王の塚は洛陽の太倉の中にあり、秦は呂不韋を雒陽の一〇万戸に封じ、そのためその城を拡大させ、景王の塚を取りこんだ」（三三）とある。

これがその墓地である。

熊…呂不韋伝の集解に引く『皇覽』に「呂不韋の塚は、河南・洛陽にあり、北邙の道の西の大きな塚がこれである」(三四)とある。

晋の永嘉元(三〇七)年になると、洛陽の東北にある歩広里の地面が陥没し、二羽の鶯鳥が出てきた。蒼色の鶯鳥(三五)は天高く飛翔し(三六)、白色の鶯鳥はその場にとどまった。陳留の孝廉である董養が言うには、「歩広は周の狄泉であり、会盟を行った地である。今、色が蒼いのは胡の象徴である(三七)。(縁起が悪くて)言い尽くすことができようか」と。五年後に、劉曜(三八)と王弥(三九)が入洛し、(懐)帝は(彼らに連行され)平陽に居ることになった(四〇)。

熊…『晋書』五行志中に「永嘉元(三〇七)年二月、洛陽の東北にある歩広里の地面が陥没し、蒼白二色の鶯鳥が出てきた。蒼色の鶯鳥は天高く飛翔し、白色の鶯鳥はその場にとどまった。陳留の董養が言うには、歩広は周の狄泉であり、会盟を行った地である。白色は金徳を表し、つまり(西晋の)行次を示す。色が蒼いのは胡の象徴である。(縁起が悪くて)言い尽くすことができようか」と。この後、劉元海(四二)と石勒(四三)が、相次いで中華を乱した」とある(四三)。末句(の「五年後」以下の文)はその後に起こったことをまとめて述べたもの。

『晋書』孝懷帝紀に「劉曜・王弥が都(洛陽)に入り、懷帝は出奔し、劉曜等に逐われ、平陽に蒙塵した」とい

う(四四)。また、『晋書』隱逸伝に歩広里のことを載せ、「養、字は仲道、陳留浚儀の人」と称しているが、しかし孝廉になったといわないのは、疏略である(四五)。

陸機の『洛陽記』(四六)は「歩広里は洛陽城内の宮の東にある」という(四七)。

《熊・河南志》に、「歩広里は上東門の内にある」(四八)とある。》

これは狄泉の所在地であつて、(下文〈三七四頁〉で杜預がいうような)太倉の西南にはありえない。京相璠と司空の裴秀(彦季)(四九)とは『晋輿地図』(五〇)を編集し、『春秋地名』を作つて^②、また、「今の太倉の西南の池水の名は狄泉である」という^③。

①趙は「土」の字がある(五一)。

②熊・『晋書』卷三五裴秀伝に「字は季彦、司空となり、『禹貢地域図』一八篇を作り、皇帝に献じた」とある。

その(『禹貢地域図』)の序に「古くは『禹貢』にある山海や川の流れ、原野や低湿地や池や沢、古の九州(五二)から今(西晋)の一六州、郡国や県邑、境界やまちやさと、および昔の国の会盟した旧名や、水陸の経路に及び、地図一八篇を作つた」という(五三)。『隋書』経籍志は「『春秋土地名』三卷、晋裴秀の客、京相璠(五四)の撰」とする。

③朱は「池」を誤つて「地」に作る。全・戴・趙は改める(五五)。

(一方で)また、「旧説がいうには、翟泉はもとは洛陽の北にあつたが、^{ちよう}菎弘^(五六)が成周

の城壁修築をした時にこれ（翟泉）を城内に入れた」という。

朱は「萇」を「長」に作り、「城」の字を脱す。『箋』…「萇弘城成周」に作るべきである。

趙は「成」を「城」に改め（五七）、戴は「城」の字を増す。

楊…『国語』『周語、下』に「敬王一〇（前五一〇）年、劉文公と萇弘とは成周の城壁修築をしようとし、これを晋に告げて云々」とある（五八）。『左伝』昭公二三年の正義に「『土地名』には、或いは、定公元（前五八八）年に成周の城壁修築をし、そこでこれを取り囲んで城内に入れたという」とある（五九）。おそらく『土地記』の文を鈔略したのであろう。考えてみると鄭玄が「狄泉はもとは下都（洛邑）の城北にあった。成周の城壁修築をした時に、狄泉を取り込んで城内に入れた」といつており、（これが）おそらく『土地記』のいう旧説なのであろう。

杜預は、『春秋土地名』一つの証拠によって、必ずこれ（太倉西南の水）が狄泉だとい
うが^①（六〇）、しかし実は誤りである^②。

①朱は「謂」の字を脱す、全・趙・戴は増す。

趙…「狄泉」は伝文により「翟泉」に作るべきである（六一）。

熊…『春秋』では、僖公二九年の経文は「翟泉」に作り、伝文も同じである（六二）。昭公二三年の経文は「狄泉」に作る（六三）。（昭公）三二年の伝文は「狄泉」に作る（六四）。定公元年の伝文は「狄泉」に作る（六五）。この経文・伝文はみな、「翟」と「狄」の字を交錯して使っている。この『注』文はこのことに基づいており、前後にもまた

「翟」と「狄」の字が互いにみえるのは、おそらく「翟」と「狄」の字が通用するからであろう。趙は「伝により翟」に作るべきである」といい、併せて前後の「狄」の字を改めすべて「翟」に作り、全・戴がこれに従ったのは、余りに考えが足りない。杜預の説は後の「杜元凱所謂狄泉」の下に詳しい（三七四頁）。

②熊…ここはただ反駁するだけの一句であつて、後でその（杜預の）誤りの内実を示している。
後に（狄泉は）遂に東宮池となつたのである。

熊…『寰宇記』が引く戴延之『西征記』に「太子宮の東に翟泉があり、今は乾いていて、水がない」とある（六六）。
『晋中州記』（六七）①は「恵帝（六八）が太子となつた時に、外に出て蝦蟇がまの声を聞き、人にこれは官蝦蟇であるか私蝦蟇であるか質問した。侍臣の賈允（六九）が答えて、官地にあれば官蝦蟇であり、私地にあれば私蝦蟇です」と言つた。そこで（太子は）令を下していうには、もし官蝦蟇であれば、（役所から）食糧を支給すべし」と。これより先に、蝦蟇は高貴な身分になるであろう」という予言があつた」とある。

①楊…『中州記』は『隋書』経籍志では著録していない。

②楊…『御覽』卷四九九が引く王隱『晋書』では「予言書に、蝦蟇が高貴な身分になるだろう」とある。恵帝が（東）宮にある時、外に出て左右の者に、この鳴き声は官蝦蟇であるか、私（蝦蟇）であるか」と質問した。賈胤が、官地の中にあれば官蝦蟇であり、私地の中にあれば私蝦蟇である」と言つた。そこで世間に遂にこの話が

伝わった」(七〇)という。(『御覽』卷九四九が引く)『晋書』には「華林園で鳴く蛙がいた。惠帝が左右の者に質問し、侍中の賈允が答えて云々」(七一)という。今の『晋書』惠帝紀でもまた「(惠帝は)かつて華林園において、蝦蟇の声を聞いた」と称しており(七三)、惠帝が太子の時のことである。「侍臣」は「侍中」に作るのが正しいであろう(七三)。

昔、西晋では愍懷太子を後池に収監したが^①、それはこの池である^②。

①熊…『晋書』に「愍懷太子遜^い」(七四)は惠帝の長子である。賈后は彼を殺害しようとし、尚書和郁らを東宮に参上させ、太子を廢位して庶人とした」とある。ただ、(『晋書』では)「この日、太子は玄圃に遊ぶ」といっており、『注』のように「後池に収監した」とはいつていない(七五)。

②熊…『注』の大夏門の東から枝分かれして(洛陽)城に入る水の叙述はここで終わってしまい、狄泉水の流れが行きつく場所を明らかにしておらず、それは後に述べる靈芝・九龍池(三一八頁)もまた同様である。『伽藍記』卷一城内・景林寺をみると「華林園の中の池にはみな地下をくぐらせた石組みの水路があり、西は穀水に通じ、東は陽渠に連なり、また翟泉とも通じていた。早魃が起きてひどい被害が出るときには、穀水が華林園の池に注ぎこんで涸れず、大雨が降り続く時期になると、陽渠が華林園の池の水を流し出して溢れることはなかった」と称している(七六)。これは狄泉及び靈芝・九龍池の下には、みな石組みの水路があって水が流れている(ことを示している)が、『注』が(この点について)いわないのは、粗略である。

(一) 江蘇本は「趙・全同、戴改」とする。全の五校本の方は「入」を「于」としている。

(二) 『伽藍記』卷一城内・景林寺に「建春門内御道南、有句盾・典農・籍田三署。籍田南有司農寺。御道北有空地、擬作東宮。晋中朝時太倉処也。太倉西南有翟泉、周廻三里。即春秋所謂王子虎・晋狐偃盟於翟泉也。水猶澄清、洞底明淨、鱗甲潜藏、弁其魚鼈。高祖於泉北置河南尹。中朝時歩広里也。泉西有華林園。高祖以泉在園東、因名蒼龍海」とある。なお「中朝」は西晋が洛陽に都した時を指す。

(三) 『注』文の洛陽県とは西晋の洛陽県廨を指し、河南尹廨とともに洛陽城内の東北隅にあった。ところが北魏では『伽藍記』卷二城東・景興尼寺に「建陽里東有綏民里。里内有洛陽県、臨渠水」とあり、洛陽城の東の綏民里に洛陽県廨が置かれた。これは景明二(五〇一)年九月に旧来の城壁の外側に外郭城が建設されたことが背景にある。詳細については佐川英治「唐長安城の朱雀大街と日本平城京の朱雀大路―都城の中軸道路に見る日唐文化の差異―」(『唐代史研究』二一、二〇一八)参照。

(四) あるいは翟泉ともいう。後述するように、古来「狄」と「翟」は通用した。現在の翟泉村は河南省洛陽市孟津県平樂鎮の東に位置する。

(五) 太倉は都に設置された中央政府の穀物の倉。『後漢書』卷二二竪鐔伝の李賢注引く『洛陽記』に「建始殿東有太倉、倉東有武庫、藏兵之所」とあり、漢魏洛陽城の内に設置されていた。中国科学院考古研究所洛陽工作队「漢魏

洛陽城初歩調査」(『故城研究』)によれば、大城の東北隅に平坦な場所があり、その地点からは二つの建築遺址が発見され、第一建設遺址の北側に位置する第二建築遺址を漢晋時代の太倉遺址であると比定している。

(六) 底本は「御道北」を消して「太倉南」に改め、欄外に「依如隱堂本改」という書き込みがある。なお下の「蔵」も、底本はもとは「泳」となっていた。

(七) 華林園については二〇五頁注(一五)参照。

(八) 蒼龍は東方の星宿であるため、その「東」に因んでの命名である。

(九) 前注(二)参照。なお疏文では「太倉南有翟泉」「洞底明浄」となっているが、周祖謨校釈『洛陽伽藍記校釈』は「太倉西南有翟泉」「洞底明浄」となっている。これは周祖謨の校訂によるものであり、太倉と翟泉の位置関係について、『注』の後文に「京相与裴司空彦季修晋輿地図、作春秋地名、亦言、今太倉西南池水名狄泉」とあり、また『寰宇記』卷三河南府条に「翟泉、左伝曰、王子虎会諸侯之大夫於翟泉。今城中大倉西南池水是也」などとあることから、周祖謨は「西南」に改めたとしている。

(一〇) 皇甫謐(二二五〜二八二)は西晋の安定朝那の人。字は士安、号は玄晏先生。漢の太尉皇甫嵩の曾孫。博学をもって知られ、著述に志して生涯出世しなかった。『帝王世紀』『高士伝』『列女伝』『玄晏春秋』などを著した。『晋書』卷五一に伝がある。

(一一) 周の悼王は二五代目の王であり、景王の子である。同母兄が早世したため太子となり、父が亡くなると即位

した。前五二〇年、王位継承権に不満を持った庶長兄の王子朝とその一派に殺害された。

(一二) 周の景王は靈王の子であり、前五四四年に即位した。二四代目の王である。即位後一八年に庶長子王子朝を差し置いて嫡子を太子に定めたが、早世したため、その同母弟の王子猛(悼王)を太子にした。しかし即位後二〇年頃より王子朝を寵愛して太子にしようとしたが、その意思半ばで急逝した。

(一三) 『続漢志』一雒陽県条に「有狄泉、在城中」とあり、劉昭注に「帝王世記曰、狄泉本殷之墓地、在成周東北。今城中有殷王家是也。又太倉中大家、周景王也」とある。

(一四) 『寰宇記』卷三河南府の翟泉条に「又帝王紀云、景王葬於翟泉。今東陽門内有大街、北有大倉、中有景王陵、西南望歩広里、北眺翟泉、二処相距遠近略均之也」とある。

(一五) 太倉の位置について、『帝王世紀』の記述によれば楊『水経注図』の東陽門の北にある太倉に該当するが、『漢魏洛陽城初歩勘査』は東北隅から王陵および太倉が発掘され、それを景王陵に比定することからこの場所に太倉が位置するとする。しかし楊『水経注図』は威烈王陵としている。

(一六) 魏舒(？前五〇九)を指す。春秋時代の晋の武将。晋の平公・昭公・頃公に仕えた。「猷」を諡されたため魏猷子と呼ばれる。成周での城壁建設の工事にあたり余興として狩りを行ったが、獲物を山から燻り出そうとして野焼きをし、引き返す途中に火災に巻き込まれて死去する。

(一七) 『左伝』定公元年条の伝文に「春王正月辛巳、晋魏舒合諸侯之大夫于狄泉、将以城成周」とある。なお、成周

については一三〇頁を参照。

(一八)『左伝』昭公三二(前五一〇)年条の伝文に「冬十一月、晋魏舒韓不信如京師、合諸侯之大夫于狄泉尋盟、且令城成周」とある。この伝文の盟とは、平丘の盟(昭公二三年八月)を温め直し、あわせて成周築城の指令を出したものである。なお晋が成周の城壁修築を行ったのは、同年八月に周の敬王が晋に使者を派遣し城壁修築を請求したからである。

(一九)台湾本はこの疏文の前に「公貞按」の三字を加える。

(二〇)『漢志』上・雒陽県条に「周公遷殷民、是為成周。春秋昭公三十二年、晋合諸侯于狄泉、以其地大成周之城、居敬王」とある。

(二一)服虔注の輯本である『春秋左氏伝解詁』の定公元年条に「翟泉在洛陽東北、周之墓地」とあり、その注に「水経注卷十六引班固・服虔・皇甫謐」とある。

(二二)前注(二三)の劉昭注を参照。

(二三)威烈王(在位・前四二六〜四〇二)は周の第三二代の王。考王の子。前四〇三年に晋の大夫の韓虔・趙籍・魏斯をそれぞれ諸侯に封じ、三家分晋と称される。

(二四)『史記』周本紀・威烈王二十四年条の「(威烈王二十四年)崩」の集解では「徐広曰、皇甫謐曰元丙辰、崩己卯。(裴)駟案、宋衷曰、威烈王葬洛陽城中東北隅也」となっている。楊守敬集は「この疏文は徐広曰の下に、皇甫

謚曰〃の一連の文が脱落し、さらに下の〃案〃は〃駟案〃に作るべきであり、〃宋忠〃は〃宋衷〃に作るべきである」と指摘する。宋衷は前漢の人であり、司馬遷が『史記』を編纂した際に参考としたことでも知られる『世本』を編纂したとされる。

(二五) 『晋太康地道記』は『晋太康地記』であり、『旧唐書』経籍志上に「地記五卷、太康三年撰」とある。佚文が王謨輯『漢唐地理書鈔』に収められている。また清の畢沅による輯本『晋太康三年地記』一卷がある。

(二六) 江蘇本は「周」の前に「有」字がある。

(二七) 『統漢志』一雒陽県条に「有狄泉、在城中」とあり、劉昭注に「晋元康地道記曰、城内南北九里七十歩、東西六十歩、為地三百頃一十二畝有三十六歩。城東北隅、周威烈王冢」とあり、『晋太康地道記』が『晋元康地道記』となっている。

(二八) 東宮の位置については岡部毅史「六朝建康東宮攷」(『東洋史研究』七二—一、二〇—三)に詳しい。

(二九) 『御覽』卷一五五叙京都上は「帝王世紀曰、(中略)翟泉地在成周東北」となっている。

(三〇) 呂不韋(？前二三五)は戦国末の商人・政治家。趙の人質であった秦の子楚を王に即位させた功績により宰相となる。子楚の子・政(後の始皇帝)が即位すると、仲父と呼ばれ政治の中樞を担った。また、食客を集め『呂氏春秋』を編纂させた。しかし、最後は失脚し自殺した。『史記』卷八五に伝がある。

(三一) 楊守敬集は「底本は〃大〃を脱するので、今補った」とする。江蘇本・台湾本も「大」を補う。

(三二) 『史記』 卷八五呂不韋伝に「莊襄王元年、以呂不韋為丞相、封為文信侯、食河南雒陽十万户」とある。

(三三) 『史記』 周本紀に景王は二〇(前五二五)年に崩じたとあり、その集解に「(裴)駟案、皇覽曰、景王家、在雒陽太倉中、秦封呂不韋雒陽十万户、故大其城、并閉景王家也」とある。

(三四) 『史記』 卷八五呂不韋伝に「呂不韋自度稍侵、恐誅、乃飲酖而死」とあり、集解に「徐広曰、十二年。駟案、皇覽曰、呂不韋家在河南洛陽北邙道西大家、是也。民伝言、呂母家。不韋妻先葬。故其家名呂母也」とある。

(三五) 台湾本は「蒼色者色者」に作るが、「色者」は恐らく衍字である。

(三六) 底本は「飛翔冲天」とするが、江蘇本は「飛翔冲天」とする。疏文も同様である。なお中華書局標点本『晋書』五行志中は「沖」とする。

(三七) 白は金徳である晋を示す。蒼が胡の象徴である点について、劉淵は漢の後継を称するので火徳(赤)となり、劉曜の前趙は水徳(黒)であるため、青(蒼)とならない。蒼は東方も意味するため、おそらく西晋の都・洛陽からみて東方の平陽に拠点を置いた劉淵・劉曜を指して胡の象徴と述べたとも考えられるが、詳細は不明である。

(三八) 劉曜、字は永明。漢王を称して五胡十六国時代を切り開いた劉淵の族子。永嘉五(三一)年六月、命ぜられて王弥らと共に西晋の都・洛陽を陥落させ、その後、陝西や山西北部の経営を担った。三一八年一〇月、皇帝に即位し、翌年四月に都を平陽から長安に遷して国号を趙(前趙)とした。東方で勢力を拡大した後趙の石勒と対峙したが、三二八年に石虎の軍に大敗し、殺害された。『晋書』卷一〇三劉曜載記参照。

(三九) 王弥は漢人名族であり、劉淵が漢王を自称した後、河東地方を収めた際にその配下となった。劉聰の即位後、三一年に劉曜らとともに西晋の都・洛陽を陥落させたが、同年に石勒に殺された。

(四〇) 劉聰が昭武帝として即位した永嘉五(三一)年六月、劉曜・王弥らを派遣して西晋の都・洛陽を陥落させ、懷帝を捕らえて平陽に遷した永嘉の乱を指す。懷帝はその二年後に殺害された。

(四一) 劉淵は、『晋書』では唐の高祖・李淵の避諱のため、字を用いて劉元海と表記される。匈奴南单于の末裔とされる。八王の乱に乗じて西晋から独立し、三〇四年に漢室劉氏が匈奴と兄弟関係にあることから、漢朝の復興を標榜し、漢王を自称した。三〇八年になると漢皇帝に即位し、永鳳元年と改元した。翌年に平陽に遷都したが、三一年に死去した。『晋書』卷一〇一劉元海載記および『魏書』卷九五匈奴劉聰伝にみえる。

(四二) 石勒は五胡十六国時代の後趙の建国者。上党武郷出身の羯族。当時の羯族は経済的に自立できず漢族に依存しており、西晋の太安年間(三〇二〜三〇三)には并州(山西省)の飢饉に遭い部落は解体した。石勒も出奔し、その途中で奴隸狩りにあう。耕作に従事した後、解放され群盗に身を投じ、その首領となり頭角を現した。三〇七年一〇月に劉淵に帰順し、前趙から地位を得、服属しつつ勢力を拡大した。そして前趙におけるクーデターを機に、三一九年一月に趙王を称し、後趙を成立させた。官僚機構を整備し、仏教を崇拜し、仏図澄を信奉し、混乱した河北の秩序を回復させていった。三三三年七月に六〇歳で病没する。『晋書』卷一〇四、一〇五の石勒載記参照。

(四三) 『晋書』五行志中に「此羽虫之孽、又黑白祥也」の二句を除いて同文がみえる。なお『晋書』孝懷帝紀・永嘉

元年五月の条に「洛陽歩広里地陷、有二鵝出、色蒼者沖天、白者不能飛」とある。これらの記載は二月と五月になっているが、二と五は書きまちがいやすい文字である。

(四四) 『晋書』孝懷帝紀・永嘉五年六月の条に「丁酉、劉曜・王弥入京師。帝開華林園門、出河陰藕池、欲幸長安、為曜等所追及。曜等遂焚燒宮廟、逼辱妃后、吳王晏・竟陵王楙・尚書左僕射和郁・右僕射曹馥・尚書閭丘沖・袁粲・王緄・河南尹劉默等皆遇害、百官士庶死者三万余人。帝蒙塵于平陽、劉聰以帝為公稽公」とある。なお底本は「于」を「言」に作るが、江蘇本に従う。

(四五) 『晋書』卷九四隱逸・董養伝に「董養字仲道、陳留浚儀人也。(中略) 永嘉中、洛城東北歩広里中地陷、有二鵝出焉、其蒼者飛去、白者不能飛。養聞歎曰、昔周時所盟会狄泉、即此地也。今有二鵝、蒼者胡象、白者国家之象、其可尽言乎。顧謂謝鯤・阮孚曰、易称知機其神乎、君等可深藏矣。乃与妻荷担入蜀、莫知所終」とある。

(四六) 陸機『洛陽記』については一九一頁注(六) 参照。

(四七) 底本は「歩広里在洛陽城内宮東」の句の欄外に「洛陽伽藍記卷一、高祖於翟泉北置河南尹、晋中朝時歩広里也」という書き込みがある。江蘇本は「会貞按」という疏の後に、この文を置く。

(四八) 『河南志』後漢城闕古蹟に「歩広里在上東門内。有翟泉」とある。『河南志』については一六四頁注(三四)を参照。

(四九) 段『校記』は次のようにいう…『要刪補遺』卷一六に「『魏志』卷二三裴潜伝附裴秀伝の裴松之注が引く『文

章叙録』では、秀、字は季彦」となっており、『晋書』卷三五の本伝もまた「字は季彦」となっているため、彦季ではなく季彦に字順を入れ替えるべきである」とある。

なお『文章叙録』は趙翼『廿二史劄記』卷六「裴松之三國志註」では荀勗の著作とする。『隋書』經籍志二では「雜撰文章家集叙十卷 荀勗撰」、『旧唐書』經籍志上は「新撰文章家集五卷、荀勗撰」、『新唐書』藝文志二は「荀勗新撰文章家集叙五卷」とする。

(五〇) 陳『校證』はこの『晋輿地図』を後述する裴秀の『禹貢地域図』一八篇であるとするが、特に論拠は示さない。『水経注引書考』ではそのような指摘はない。

(五一) また全にも「土」の字がある。陳『校證』は、『水経注』でこの書が引用される場合、書名が『春秋地名』と記されることもあれば『春秋土地名』と記されることもあると指摘する。

(五二) 台湾本は「古今九州」に作る。『晋書』卷三五裴秀伝は「古之九州」に作る。

(五三) 『晋書』卷三五裴秀伝に「又以職在地官、以禹貢山川地名、従来久遠、多有變易。後世説者或強牽引、漸以闕昧。於是甄擿旧文、疑者則闕、古有名而今無者、皆隨事注列、作禹貢地域図十八篇、奏之、藏於秘府。其序曰、(中略) 今、上考禹貢山海川流、原隰陂沢、古之九州、及今之十六州、郡国県邑、疆界鄉陬、及古国盟会旧名、水陸徑路、為地圖十八篇」とある。また『魏志』卷二三裴潜伝附裴秀伝の注が引く『文章叙録』に「著易及楽論、又画地域図十八篇、伝行於世。盟会図及典治官制皆未成」とある。

(五四) 底本は「京相等」とするが、江蘇本・楊守敬集は「京相璠」に改める。台湾本は「京相等」に作る。『隋書』経籍志一に「春秋土地名三卷、晋裴秀客京相璠撰」とある。京相璠については一三九頁注(一四)参照。

(五五) 台湾本・江蘇本はこの疏の後に「守敬按、明抄本、黄本作池」を加える。

(五六) 萇弘(？前四九二)は春秋時代の人、周の敬王の大夫。敬王二八(前四九二)年、晋の大夫・范吉射と中行寅の乱が起き、萇弘もこれに関与し、晋人が周王室を責めたことにより殺された。『国語』周語下にみえる。萇弘は萇宏とも表記される場合があるが、それは清の乾隆帝の諱・弘暦の避諱である。

(五七) 楊守敬集は「東潜趙氏本『注釈』は『萇弘城成周乃繞之』に作り、疏の説とは異なっている」と指摘する。

(五八) 『国語』周語下に「敬王十年、劉文公与萇弘欲城成周、為之告晋。魏献子為政、説萇弘而与之。将合諸侯」とある。

(五九) 『左伝』昭公三年の「天王居于狄泉」の経文に対する正義に「狄泉、今洛陽城内大倉西南池水是也。若在城内宜云、王居成周、知此時在城外也。今在城内者。土地名云、或曰、定元年、城成周、乃遶之入城内也」とある。

(六〇) 『左伝』昭公三年の「天王居于狄泉」の経文に対する杜預注に「敬王辟子朝也。狄泉今洛陽城内大倉西南池水也。時在城外」とある。

(六一) 趙『刊誤』卷六は「狄泉、当依伝文作翟泉」と述べる。

(六二) 『左伝』僖公二九年条の経文に「夏六月、会王人・晋人・宋人・齐人・陳人・蔡人・秦人、盟于翟泉」とあり、

その伝文に「夏、公会王子虎・晋孤偃・宋公孫固・齐国帰父・陳轅濤塗・秦小子憖、盟于翟泉、尋踐土之盟、且謀伐鄭也」とある。

(六三) 『左伝』 昭公二十三年条の経文に「天王居于狄泉」とある。

(六四) 『左伝』 昭公三十二年条の伝文に「冬十一月、晋魏舒韓不信如京師、合諸侯之大夫于狄泉尋盟、且令城成周」とある。

(六五) 『左伝』 定公元年条の伝文に「春王正月辛巳、晋魏舒合諸侯之大夫于狄泉、將以城成周」とある。

(六六) 『寰宇記』 卷三翟泉に「戴延之西征記云、太子宮東有翟泉、今乾無水」とある。

(六七) 『晋中州記』 は、『水経注引書考』によれば、『隋書』 経籍志・『旧唐書』 経籍志・『新唐書』 芸文志には著録されておらず、また他の書籍にも引用されておらず、誰が著したかも不明である。

(六八) 恵帝(司馬衷、在位・二九〇～三〇六) は西晋の二代目の皇帝。武帝の第五子。二九〇年に即位するが、武帝の皇后であった楊皇太后が自らの父である楊駿に輔政させた。二九一年三月には楊太后の一族が肅清され、賈皇后の専権に移った。その後、八王の乱が始まり、趙王司馬倫に一時讓位させられたこともある。非常に暗愚であったとされ、民衆が飢餓で苦しんでいる際に「穀物がなければ肉粥を食べればいい」と言ったとされる。『晋書』 恵帝紀ではそのエピソードの直前に今回の蝦蟇の話を書き、恵帝の暗愚さを強調する逸話として用いている。

(六九) 楊守敬集は「賈允」は朱・全・戴は「賈胤」に作る」と指摘する。江蘇本も「賈胤」に作る。なお『晋書』

では賈允なる人物は載せられておらず、賈胤は『晋書』卷四八閻纘伝に恵帝即位後の記載として「侍郎・賈胤」とあるが、他の記載はなく詳細は不明である。また他の類書でこの逸話が引用される際には「賈徹」「賈裔」と表記される場合もあり、名が一定しない。

(七〇) 中華書局一九六〇年影印本『御覽』卷四九九真愚に「王隱晋書曰、讖書有、蝦蟆当貴。恵帝在宮時、出問左右、此鳴是官蝦蟆、為私乎。賈胤対曰、在官地中為官蝦蟆、在私地中為私蝦蟆。於是世間遂伝此語」とある。

(七一) 『御覽』卷九九九蝦蟆に「晋書曰、有蛙鳴于華林園。恵帝問左右曰、為官乎、為私乎。侍中・賈胤対曰、在官地為官、在私地為私」とある。

(七十二) 『晋書』恵帝紀に「帝又嘗在華林園、聞蝦蟆声。謂左右曰、此鳴者為官乎、私乎。或対曰、在官地為官、在私地為私」とある。

(七三) 段『校記』は「考えるに『晋書』職官志によれば、東宮官には中庶子四人がおり、その職務は侍中のようにであると記されている。これによれば侍中に作るべきではないだろう」と指摘する。

(七四) 司馬遷(二七八〜三〇〇)、字は熙祖。愍懷太子を諡される。疏文にもあるように恵帝の長子である。父とは異なり若い頃から聡明であったことから、武帝は彼が恵帝の後を継ぐことを非常に期待していたとされる。二九一年に皇太子となるが、恵帝の賈后は二九九年一二月、司馬遷に反逆の罪を負わせ、庶人の身分へ落とし、許昌に送り幽閉した。翌年三月、皇太子復位の動きがみられたため、賈后により暗殺された。『晋書』卷五三愍懷太子伝にみ

える。

(七五)『晋書』卷五三愍懷太子伝に「賈后使董猛矯以長広公主辞白帝曰、事宜速決、而群臣各有不同、若有不從詔、宜以軍法從事。議至日西不決。后懼事變、乃表免太子為庶人、詔許之。於是使尚書和郁持節、解結為副、及大將軍梁王彤・鎮東將軍淮南王允・前將軍東武公澹・趙王倫・太保何劭詣東宮、廢太子為庶人。是日太子遊玄圃、聞有使者至、改服出崇賢門、再拜受詔、步出承華門、乘粗犢車」とある。なお玄圃は東宮にあった池を指す。崑崙山上にあるという玄圃園があり、南朝にも継承されていたことが『宋書』符瑞志下の「元嘉二十二年七月、東宮玄圃園池二蓮同幹」にみえる。

(七六)『伽藍記』卷一城内・景林寺に「奈林西有都堂、有流觴池。堂東有扶桑海。凡此諸海、皆有石竇流於地下、西通穀水、東連陽渠、亦与翟泉相連。若旱魃為害、穀水注之不竭、離畢滂潤、陽穀泄之不盈」とある。

その(穀水の)一水は①、大夏門から、東に向かって宣武観を過ぎる②(一)。

①熊…これは城北の穀水の正流である。

②楊…『寰宇記』卷三洛陽県の条下に引く『晋宮闕簿』に「宣武観は大夏門の内の東にあり、北が正面である」とある(三)。

とある(三)。「河南志」が引く文には「上」の字はない(三三)。^③だから(後文では、「南に天淵池を望み、北に宣武場をみる」というのである。

(宣武観は) 城壁上に組み立てられ、城壁(の幅)を増してはいない。

楊…(宣武) 観はもとの洛陽の北の城壁の上にある。

(宣武観の) 左右は歩廊がはさみ列なり、軒が幾層にも重なっていて、(観からは) 南に天淵池を望み^①、北に宣武場をみる^②。

①(天淵) 池は前に詳しく述べた(二二七頁)。

②楊…『晋書』武帝紀泰始一〇(二七四)年一月条に「宣武観に臨み、諸軍を大閲した」とある(四)。思うに宣武場において軍を訓練し、(武帝は宣武) 観に臨んでこれをみたのであろう。だから『晋書』山涛伝にまた、「武帝の太康年間(二八〇〜二八九)に、宣武場で軍を訓練したことがある」というのである(五)。「宣武場は曹魏の明帝が猛獸を闘わせた場所である」とあり(六)、ただ囲いを作つて虎を闘わせたことについていっていないのである。『伽藍記』に「晋朝の時、宣武場は大夏門の東北にあった。今は光風園となり、うまごやしが生えてい」とある(七)。(宣武場は)もとの洛陽城外にある。

『竹林七賢論』に^①いうには、「王戎^(八)は幼い時から優れていて俗な様子はなかった。魏の明帝が^②、宣武場に囲いを作つて、虎の牙を包み隠して(囲いに入れ)^(九)」^③、

①熊…『隋志』に「竹林七賢論」二卷、晋の戴逵撰」(二〇)とある(一一)。

②熊…『事類賦』卷二〇の注が(この文を)引くが、「明」を「文」に作るのは(一二)、誤りである(一三)。

③戴は「阱」を改め「牙」に作る。

熊…『事類賦』注は（この文を）引いて「鬪虎」に作る（二四）。また、『世説』「雅量篇」は「断虎爪牙」に作る（二五）。『河南志』は「苞虎爪牙」に作る（二六）（二七）。

力士を裸にさせ、虎と格闘させ、人々にこれを自由に見物させた（二八）。（王）戎も（当時）年齢は七歳であつたが、

熊…『世説』もまた七歳に作る。『晋書』本伝は六、七歳に作る（二九）。考えてみると、王戎は西晋・惠帝の永興二（三〇五）年に卒し、（その時の）年齢は七十二歳であり、これを逆算すれば、曹魏・明帝の青龍二（二三四）年に生まれたことになる。青龍年間は計四年であり、その後に景初となり、その二（二三八）年一二月に明帝は病気で寝つき、三年正月に崩御した。王戎は明帝の病気で寝込んだ時でさえ、まだわずか五歳であり、（それ以前とすればさらに年少となることからすれば）ただ『竹林伝』および『世説』の（年齢）記載が正しくないだけでなく、（『晋書』の）本伝もまた正しくない。

また行つてこれを見た。虎は隙に乗じて囲いに迫つて吼え、

熊…『事類賦』の注が（この文を）引いて「乗」を「承」に作っており（三〇）、『世説』もまた同じである（三一）。

その声は地を震わせ、見る者は恐れ驚いて退いて倒れない者はいなかった。（しかし王）戎は、真つ直ぐ立つたまま動かず、

熊…『事類賦』の注が（この文を）引いて「亭」を「安」に作っており（二二）、『世説』は「湛」に作る（二三）。
明帝は、閣（たかどの）の上からこの様子を見ていて、

朱は（閣上を）「門上」に作る。

熊…『世説』の注が（この文を）引いて「門」を「閣」に作り（二四）、『事類賦』の注も同じであり（二五）、『晋書』の本伝もまた同じなので（二六）、この「門」は「閣」の誤りである。今訂正する。

姓名を問わせて、王戎が常人とは異なっていると思つた」とある。

《熊…『事類賦』注二〇が引く『竹林七賢論』の文である。》

（宣武）場の西は、賈充（二七）のもとの宅である。

《熊…『晋書』賈充伝では平陽襄陵の人となっている。これは官人であつた時の旧居であろう。》

（一）穀水は枝分かれして城内に入ったが、ここからは枝分かれた地点に戻り、東流する穀水について叙述する。

（二）『寰宇記』卷三洛陽県条に「又按、晋宮闕簿云、宣武観在大夏門内東北」とのみある。『晋宮闕簿』については一九四頁注（一八）参照。

（三）『河南志』晋城闕古蹟に「宣武観在大夏門内東北、故云南望天淵池、北瞻宣武城」とある。

（四）『晋書』武帝紀、泰始一〇年一月条に「庚午、帝臨宣武観、大閱諸軍」とある。大閱とは軍事演習の儀礼を示

す。

(五) 『晋書』卷四三山涛伝に「帝嘗講武于宣武場、涛時有疾、詔乘步輦從」とある。

(六) 『寰宇記』卷三洛陽県条に「宣武場、魏明帝闘猛獸処」とある。

(七) 『伽藍記』卷五城北・禪虚寺に「中朝時、宣武場在大夏門東北、今為光風園、苜宿生焉」とある。

(八) 王戎（二三四～三〇五）は琅邪臨沂の人。西晋の重臣にして、竹林の七賢の一人である。三公の地位にありながら晋室の混乱を成り行きに任せ、節度を越えて母の死を悼み、田畑を拡張して蓄財を樂しんだとされる。『晋書』卷四三に伝がある。

(九) 底本は「阱（わな）」だが「牙」を採用する。後注（一七）参照。

(一〇) 『隋書』経籍志二では「竹林七賢論二卷、晋太子中庶子戴逵撰」、『旧唐書』経籍志上は「竹林七賢論二卷、戴逵撰」、『新唐書』芸文志二は「戴逵、竹林七賢論二卷」とする。『水経注引書考』は次のようにいう。『隋志』では「竹林七賢論二卷、晋の太子中庶子・戴逵撰」とあり、唐書の経籍・芸文志も卷数は同じである。『御覽』引書目は誤って「戴勝」に作る。『群輔録』竹林七賢目は「袁宏・戴逵が伝を作る」というが、伝とはこの論であり、この書が袁・戴の二名の合作としてしているようにみえる。これ（熊疏）は、論は戴の撰であるとし、また（卷九）『清水注』では伝は袁の撰であると称す。『類聚』『御覽』もこれを引いて「七賢伝」に作り、『史通』雑述篇は「戴逵の『竹林名士』と称するが、名は異なっているが実は同一の書である。『世説』の劉孝標注には二〇余引かれており、『御覽』

人事部は袁宏の「七賢序」を引く。古を好む者が一つ一つ調べていけば、かつての状態が復元できるかもしれない。

なお『旧唐書』経籍志上は「名士伝三卷、袁宏撰」とする。この戴逵・袁宏の関係については松浦崇「袁宏『名士伝』と戴逵『竹林七賢論』」（『中国文学論集』六、一九七七）参照。

(一) 台湾本は「西唐志同」の四字を追加する。

(二) 四庫全書本『事類賦』卷二〇虎の本文「王戎逼欄而不懼」の割注に「竹林七賢伝曰、魏文帝於宣武場上為欄闘虎、使力士逆与之搏。戎年七歳、亦往觀焉。虎乘間薄欄而吼、其声震地、觀者無不辟易顛仆、戎安然不動。帝於閣上見之、使問姓名而異焉」とある。『事類賦』については二二九頁注（二九）参照。

(三) 楊守敬集は「底本は『注引』の二字を脱するが、今補う」という。江蘇本もこの二字はない。

(四) 前注（一二）参照。

(五) 『世説』雅量篇に「魏明帝於宣武場上断虎爪牙、縦百姓觀之。王戎七歳、亦往看。虎承間攀欄而吼、其声震地、觀者無不辟易顛仆。戎湛然不動、了無恐色」とある。

(六) 『河南志』魏城闕古跡・宣武觀に「明帝于宣武場上為欄、苞虎爪牙。使力士袒裼、迭与之搏、縦百姓觀之」とある。

(七) 江蘇本・台湾本は③の疏を以下のようにしている。訳文のみを掲げる。

朱は誤って（苞虎牙の「牙」を）「阱」に作る。趙も同じである。戴は「牙」に作る。

熊・大典本・残宋本は「牙」に作る。『世説』〔雅量〕が「断虎爪牙」に作っていることから、「牙」の字が正しい。思うにこの（「苞虎牙」の）三字は文意としては下文に続くが、後の人がわからずに「苞虎阱」に改めて作つたため、文意としては上文に続くようになった。「阱」とはつまり虎を落とし穴に陥らせるためのものであり、この場所は何故に「阱（わな）」が作られるのか知らなかったのである。理が通じない。

（一八）江蘇本・楊守敬集は「搏」を「博」に作り、「注」を「之」に改める。それに従う。

（一九）『晋書』卷四三王戎伝に「年六七歳、於宣武場觀戯、猛獸在檻中虓吼震地、衆皆奔走、戎独立不動、神色自若。魏明帝於閣上見而奇之」とある。

（二〇）前注（一二）参照。四庫全書本では「乘」となっている。

（二一）前注（一五）参照。

（二二）前注（一二）参照。

（二三）前注（一五）参照。

（二四）『世説』卷中の上・雅量篇の「戎湛然不動、了無恐色」の劉孝標注に「竹林七賢論曰、明帝自閣上望見、使人問戎姓名而異之」とある。

（二五）前注（一二）参照。

（二六）前注（一九）参照。

(二七) 賈充(二一七〜二八二)は西晋の人。字は公闓。平陽郡襄陵の出身。司馬昭(文帝)の腹心となり、魏晋革命に活躍した。また彼が中心となり、本格的な法典である泰始律令が制定された。武帝の信頼も厚く、呉の平定作戦には総司令官に任命された。娘は皇太子時代の惠帝の妃(賈皇后)となり、惠帝期に朝政を専断した。『晋書』卷四〇に伝がある。

穀水はまた東に向かい、広莫門(二)の北を過ぎる。これは漢の穀門である。

楊…『続漢書』百官志に「洛陽城に穀門がある」とある(一)。『伽藍記』に「北城壁の最も東側の門は『広莫門』という。漢は『穀門』といったが、魏晋は『広莫門』といい、高祖(孝文帝)がそのままにして改めなかった」とある(三)。『寰宇記』に「漢は『穀門』といったが、晋は『広莫門』に改め、まさに北北東の方角にある」とある(四)。『河南志』に「『穀門』は『穀城門』にも作る」とある(五)。

北は芒山ほうざんの丘(六)に向かい合い、

『箋』…「邙阜」に作るべきで、「北邙」のことである。

趙…考えるに「北邙」の「邙」は「芒」にも作る。晋の太安二(三〇三)年、成都王穎が鄴より挙兵して内(洛陽)へ向かい、皇帝は芒山に陣してこれを阻止したのが(七)、この場所である。後述の「芒壟」「北芒」も「芒」

の字のままであり。

戴・「芒」「邙」は、古は字が通じていた。

楊・『説文』に「邙は河南洛陽の北の芒（山）（八）上の邑である」とある（九）。『文選』所収の庾璠「従弟君苗君胃に与うるの書」の注に引く『説文』は「芒は、洛北の大丘である」とある（一〇）。段玉裁は「山は本来「芒」の字を使っており、山上の邑は「邙」に作った。後世の人はただ「北邙」のみを知り、「芒山」を知るものは少ない」という（一一）。

嶺々が長く連なり、

朱は「巨」を「垣」に作る（一二）。趙は黄省曾本によって改める（一三）。全・戴は同様に改める（一四）。

多くの山々を包みこみ、（東は）洛口から、

洛水が黄河に流入する場所である。

西は平陰（一五）を踰えるところまで、

「平陰県」は『河水注』に詳しい（一六）。

すべて邙山の丘である。

朱は「壠」を誤って「龍」に作る。全・戴・趙は改める（一七）。

楊・（一八）『文選』所収の潘岳（安仁）「河陽県詩」の注に郭縁生『述征記』を引いて「北芒は、大夏門より一里末

満のところにある」といい(二九)、広莫門からも遠くない。『河水注』は「河水は南の方で首陽山に對する」の下に「曹魏は芒垂に玄武觀を建てるとある(三〇)」。『洛水注』は『逸周書』を引いて「周公は都を成周につくり、北は邲山によつた」とする(三一)。『澗水注』は離山水を「邲山を經る」とする(三二)。この『注』は前に『山海經』を引いて「平蓬山の西(に鹿山がある)」「(一一三頁)とある。また「河南王城」の下に「京相璠は、邲は山名だという」を引いている(三三)。すべてここである。「芒阜」のことである。『寰宇記』に「芒山」は、邲山とも作り、河南県の北一〇里、洛陽県の北二里にある。平蓬(蓬)山ともいい、邲山の別名でもある」とあるが、このことである(三四)。『文選』所収の沈約(休文)「詔に應じ樂遊苑にて呂僧珍を餞する詩」の注に『述征記』を引いて「洛陽北の芒嶺、長阜を靡迤し、滎陽山より嶺を連ねて脩く巨り、東垣に暨ぶ」とある(三五)。『元和志』に「北邲山は、西は洛陽県界から東は鞏県界までである。旧説は隴山の尾であり衆山の總称であるという」とある(二六)。いずれも酈道元のいうところと合致する。(邲山は)今の洛陽県の北及び孟津・偃師・鞏三県の境にまたがる。

『魏志』に①「明帝が北芒を平地にして②、台に登つて孟津を見ることができるといふようにさせた時③、侍中の辛毗が諫めて、もし九つの河川が④溢れて⑤、害をなそうとし、丘陵がすべて平坦であれば、どうやってこれを防ぐことができましょうかと言つたので、明帝はその工事を中止にした」とある(二九)。

①辛毗伝(三〇)である。

②『箋』…「邛」に作るべきである。

熊…『魏志』はもともと「芒」に作る。

③「孟津」については『河水注』に詳しい(三一)。

④熊…辛毗伝は「溢涌」を「盈溢」に作る(三二)。

(一) 広莫門は二四八頁に既出。

(二) 『統漢書』百官志四・城門校尉に「本注曰、洛陽城十二門、(中略)穀門(後略)」とある。

(三) 『伽藍記』原序に「北面有二門、(中略)東頭曰広莫門。漢曰穀門、魏晋曰広莫門、高祖因而不改」とある。

(四) 『寰宇記』卷三洛陽原条に「夏門。(中略)次東者、漢曰穀門、晋改為広莫門、正在丑上」とある。

(五) 『河南志』後漢城闕古蹟に「北面二面、東曰穀門」とあり、「一作穀城門」という注が付せられる。

(六) 「芒」は邛山、「阜」は丘の意味である。『説文』卷一下に「芒、艸蒞」とあり、もともと尖った葉先の意味である。

(七) 『晋書』惠帝紀太安二年八月条に「河間王颙・成都王穎拳兵討長沙王义、帝以义為大都督、帥軍御之」、同年九月条に「甲申、帝軍于芒山」とある。

(八) 江蘇本は「芒山」を「芒山上」に作る。

(九) 『説文』卷六下に「邛、河南洛陽北芒山上邑」とある。ここでは「河南洛陽の北の邛山」とするが、『元和志』卷五僊師県条に「北邛山、在県北二里、西自洛陽県界東入鞏県界。旧説云、北邛山是隴山之尾、乃衆山総名、連嶺脩亘四百余里」とあり、『伽藍記』卷五城北の末尾に「天平元年遷都鄴城、洛陽余寺四百二十一所。北邛山上有馮王寺、齊献武王寺」とあるように「北邛山」のいい方もある。

(一〇) 『文選』卷四二所収の応璩「従弟君苗君胄に与うるの書」に「登芒濟河、暄若發矇」とあり、李善注に『説文』を引いて「芒洛北大阜也」とある。応璩(一九〇～二五二)は、字は休璉、汝南南頓の人で、三国魏の文人。「建安七子」の一人である応瑒の弟で、「百一詩」などの著作がある。『魏志』卷二二の応瑒伝に付せられている。

(一一) 段玉裁『説文解字注』第六篇下に「水経注穀水篇曰、広莫門、北対芒阜、是則山本名芒、山上之邑則作邛、後人但云北邛、眇知芒山矣」とある。

(一二) 台湾本・江蘇本は「朱訛作垣、戴作巨」に作る。

(一三) 底本は「趙捫黄省曾本校改」に作るが、江蘇本は「趙捫黄本改」とする。

(一四) 江蘇本は「守敬按、大典本、残宋本作巨」に作る。台湾本は「守敬按」を「守敬、子奎按」に作り、「大典本、残宋本作巨」を加える。

(一五) 漢に置かれた県で、古城は河南省孟津県の東にある。『漢志』上・平陰県条の顔師古注に「応劭曰、在平城南、

故曰平陰」、卷四『河水注』に「地理風俗記曰、河南平陰県、故晋陰地、陰戎之所居。又曰、在平城之南、故曰平陰也」とある。

(一六) 卷四『河水注』に「河水又東、逕平陰県北」とあり、その疏に「守敬按、西漢県属河南。錢坫云、在今河南府城北五十里」とある。

(一七) 江蘇本は「戴作壠、趙同」に作る。

(一八) 台湾本・江蘇本は「守敬按」の下に「大典本、残宋本作壠」を加える。

(一九) 『文選』卷二六所収の潘岳「河陽県作」の「大厦緬無覲、崇芒鬱嵯峨」の李善注に「郭縁生述征記曰、比芒、去大夏門不盈一里」とある。郭縁生の『述征記』については一〇〇頁注(一一)参照。

(二〇) 卷五『河水注』の「河水南对首陽山」の下に「魏氏起玄武観于芒垂、張景陽玄武観賦、所謂高楼特起、竦峙峒嶢、直亭亭以孤立、延千里之清颯也」とあり、その箇所につせられた段『校記』は『通鑑』胡三省注により「垂」を「尾」の意味にとる。玄武観については、『通鑑』卷七六高貴郷公正元元年一〇月癸丑条に「高貴郷公至玄武館」とあり、胡三省注に「酈道元曰、魏氏立玄武館於芒垂。蓋館在芒山之尾、其地直洛城北」とある。楊『水経注図』には「芒垂」が記されている。

(二一) 卷一五『洛水注』に「周書称、周公将致政、乃作大邑成周于中土、南繫于洛水、北因於邲山」とある。『逸周書』は『周書』『周志』ともいう。晋代に汲冢から出土したという説から『汲冢周書』ともいう。今本は一〇卷七〇

篇（うち一篇は編目のみ）、文王・武王・周公・成王・康王・穆王・厲王・景王の時期のことが記されている。

（二二）『卷一五『澗水注』に「河南有離山水、謂之為澗水。水西北出離山、東南流、歷邲山于穀城東、而南流注于穀、旧与穀水乱流、南入于洛」とある。

（二三）『注』に「山海経曰、平蓬山西十里、曰虜山」（一三三頁）とあり、『括地志』卷三河南県に「故王城一名河南城、（中略）京相璠曰、邲、山名」とある。

（二四）『寰宇記』卷三河南県条に「芒山、一作邲山、在県北十里、一名平蓬山、亦邲山之别名也」、同書洛陽県条に「北邲山、在県北二里」とある。

（二五）『文選』卷二〇所収の沈約「詔に応じ楽遊苑にて呂僧珍を餞する詩」の「伐罪芒山曲、弔民伊水潯」の李善注に「郭縁生述征記曰、北芒、洛陽北芒嶺、靡迤長阜、自滎陽山連嶺脩亘、暨于東垣」とある。滎陽山は現在の河南省滎陽市にある山である。

（二六）前注（九）『元和志』参照。『漢志』下・隴西郡条の注に「応劭曰、有隴坻、在其西也。師古曰、隴坻謂隴阪、即今之隴山也」とあるから、隴山は陝西省隴県の西北にある山の名である。

（二七）『魏志』卷二五辛毗伝に「帝又欲平北芒、令於其上作台觀、則見孟津。毗諫曰、天地之性、高高下下、今而反之、既非其理。加以損費人功、民不堪役。且若九河盈溢、洪水為害、而丘陵皆夷、將何以御之。帝乃止」とある。

『注』では「於其上作台觀」を省いて「令」字だけ残しているので、臣下を登らせる意味と取られかねないが、『魏

志』の叙述では、登り見るのは明帝であるから、そのように訳した。

(二八) 『注』の「九河」は九つの河川をいう。『後漢書』卷六〇蔡邕伝に「夫九河盈溢、非一出所防」とあり、李賢注に「九河、謂河水分為九道。爾雅曰、徒駭・太史・馬頰・覆鬴・胡蘇・簡・絜・鉤般・鬲津、是謂九河也」とある。

(二九) 前注(二七)『魏志』参照。

(三〇) 辛毗は、字は佐治、潁川陽翟の人である。後漢末期から三国魏の政治家で、袁紹・袁譚に仕え、後に曹操・曹丕・曹叅に仕えた。五丈原の戦いでは蜀軍と交戦した。

(三一) 卷四・卷五『河水注』参照。ここでは引用を避ける。

(三二) 前注(二七)『魏志』参照。

穀水はまた東に向かい、南に曲がり、

朱は誤って「又東出屋南」に作る(二)。『箋』…謝兆申(三)がいうには、宋本は「又東屈而逕建春門」に作る(三)。

趙は(四)「屋」を改めて「屈」に作り、「南」字は誤りでないとする。全は同様に改める(五)。

戴は「出」字を削り、同様に改める(六)。

熊(七)城の北側を流れる穀水の正流は、ここで曲がって城の東を過ぎ、南に向かう。

建春門（八）の石橋の下を過ぎる。

熊…『御覽』卷七五に引く戴延之『西征記』に「建春門の外に二橋あり、一つは縦に、一つは横にかけられている」とみえる（九）。「縦」橋というのはこの石橋を指し、「横」橋というのは後述の馬市の石橋のことである。『寰宇記』に引く『晋書』に「洛陽一二門はすべて双闕と石橋があり、（橋は）陽渠水（二〇）を跨ぐ」とある（一一）。「注」はここと閭闔門・東陽門の石橋について述べるだけで、門にすべて石橋があると記していないのは疎略である（一二）。

（この門は）上東門である。阮籍（嗣宗）「詠懷詩」（二三）に①「歩いて上東門を出る」とある。また「上東門」ともいい②、晋では「建陽門」といった③。

①本集（一四）と『文選』にみえる。

②楊…根拠がわからない。必ずや俗称であろう。

③楊…『統漢書』百官志に「洛陽城に上東門がある」とある（二五）。『伽藍記』に、「東城壁の最も北側の門は建春門という。漢は上東門といい、魏晋は建春門といい、高祖（孝文帝）はそれに因って改めなかった」とある（二六）。『注』文のいう建陽門はない。考えるに、東晋の孝武帝の鄭太后の諱が「春」であることから（二七）、蕪春を「蕪陽」に、寿春を「寿陽」に、富春を「富陽」と改めた（二八）。『晋書』孝武帝紀（二九）に「太元一六（三九一）年、慕容永（三〇）が河南（郡）に侵攻し、太守楊佺期（三一）が撃破した」とあるのは太元の時であるから、（この時に

は) 必ずや「建春」を改めて「建陽」としていたのであろう。(東晋の) 安帝の隆安三(三九九)年に姚興が洛陽を陥し(二三)、義熙中(四〇五〜四一八)に劉裕が(北伐して)潼関と洛陽を平らげたが、すぐにまたこれらの地を失った(二三)。(このような経緯からすると)「建春」を「建陽」に改めた期間は長くないので、『伽藍記』には「建春」と記し、戴延之『西征記』も同様であった(二四)。酈道元は奇を好むから、「建春」といわないで「建陽」といったのである。宋本『初学記』は「定陽」に作るが「建陽」の誤りである(二五)。「寰宇記」に「晋は昌門といい、建春門ともいう」とある(二六)。「昌門」もまた必ずや晋時の俗称であろう。

〔『統漢書』〕百官志に「洛陽の一二門は、門ごとに候(二七)一人を置いた。(秩石は)六百石である」とみえる。

朱は「毎門」の二字がない(二八)。「箋」…『統漢書』の志に、「洛陽城には一二門あり、門ごとに候が一人いて、(秩石は)六百石である」とある(二九)。「漢官儀」には、「一二門にはみな亭がある」とある(三〇)。

楊…『寰宇記』に引く陸機『洛陽記』に「洛城に一二門がある」とある(三一)。「統漢書」百官志と同じである。

これらは漢晋の旧門である。『伽藍記』によると、高祖(孝文帝)は金墉城の西に「承明」一門を増やした(三二)。これは北魏の時にあたっては、洛陽に一二門があったことになる。この『注』は東面三門、南面四門、西面三門、北面二門について述べるが、すべて『統漢書』百官志の旧制の通りで、承明門を含めていない。酈道元の意図は古を記すことにあるから、北魏の時の制度については、往々にして省略するのであろう。

『東觀漢記』に「鄧暉は上東門候しつうんとなった。かつて光武帝が城外に出て夜戻ったとき、詔を出して開門させて入城しようとしたが、暉は入れなかった。光武帝は門の間より（従者の）顔を見せようとしたり。しかし、暉は火の光が遠い（ので顔が見えない）と言って、ついに詔を拒絶して開門しなかった。これにより光武帝はますます鄧暉を重用した」とある（三三三）。

楊…『寰宇記』に引く『東觀漢記』に「鄧暉が上東門候となった。光武帝が夜還った時、暉は門の中に入れなかった」とある（三四）。『後漢書』鄧暉伝にもほぼ同じ記載がある（三五）。

また、袁紹（本初）が（司隸校尉の）節を掛けた場所でもある。

楊…（三六）、『後漢書』袁紹伝をみると（三七）、「挂」を「懸」に作る。『御覽』卷六八一に引く張璠『後漢紀』および『御覽』卷三四五に引く『英雄記』も「懸」に作る（三八）。

橋のたもとに二つの石柱が立ててあり、橋の右側の柱の銘に①、「陽嘉四（一三五）年乙酉・壬申の詔書には（三九）、城下の漕渠は、東は黄河・濟水に通じ（四〇）、南は長江・淮水につながっており、地方からの貢物を運搬する場合にはここを通ってくる。中謁者の魏郡清淵の馬憲に石橋の梁・柱はりを監督して建造させ（四一）②、工匠を厚く戒めて精微の技を尽させ、重い石を集め立て（四二）、高く積み上げて周りから隔てた。橋の造りは精巧で道も広

く、流れは万里に通じた。云々」とあり、

①『刊誤』…橋の「石」は「右」に作るべきである（四三）。

楊・朱はもともと「右」に作っていて、誤っていない。これもまた趙がまだ朱の原本を見ていない証拠である（四四）。
 ②楊…『伽藍記』に「明懸寺は建春門外にある。穀水は城壁をめぐり、この門の外に至って、東に向かい陽渠に入る（四五）。石橋（四六）に四柱あり（四七）、道の南にある（柱の）銘に『漢の陽嘉四年、将作大匠馬憲が造った』とある（四八）。

「河南尹の邳^ひ（県）の崇隗^い（四九）①、丞の渤海重合の双福、水曹掾（五〇）の中牟（県）の任防^{（五）}、（水曹）史の王蔭と趙興、将作吏^{（五二）}の睢陽（県）の申翔、道橋^②掾^{（五三）}の成寧^{（五四）}の卑^③国^{（五五）}④、洛陽令の江双、丞の平陽（県）の降^{（五六）}、監掾^{（五七）}の王騰之、主石作の右北平郡の山仲は、三月に着工し、八月に竣工した^⑤」とある。

①趙…河南尹は官名、邳は郡望（出身地）、崇隗は姓名である。『漢志』魯国薛県条に「夏の車正の奚仲が都としてたところで、後に邳に遷った」とあり、東海郡の下邳県条に「臣瓚がいうには、『上邳があるから下邳という』」とある（五八）。『漢書』王子侯表に「呂后三（前一八五）年、楚元王の子の郢客を封建して上邳侯とした」とある（五九）、これは薛のことである。『統漢志』の注に「臨淮郡は永平一五（七二）年に改められて下邳国となる」とある（六〇）。ここには単に「邳」といつているが、銘に陽嘉年と刻されているのだから、「下邳」であることは

疑いない。

②楊…「道橋」の二字は誤りであろう。

③楊…姓氏に関する書籍に「卑」姓がないのはおそらく（書籍の）まちがいである。後述の「降」も同様である。

④朱は「擧」を「畢」に作る。全・趙は同じ。戴は「臯」に改める（六一）。

⑤楊…『伽藍記』に「孝昌三（五二七）年になって、大雨が橋を壊し、柱がはじめて埋没した（六一）。道の北の二柱は今でもなお存在する」とある（六三）。

その水は石柱の間を流れ、また^①楽里道^{（六四）}より曲がって東に向かい、陽渠に流れこむ^②。

①朱は「文」に作る。全・戴は改めて「又」に作り、（上の「柱」ではなく）下に続ける。

②熊…『伽藍記』に「穀水は城の周囲を回り、建春門外に至って東に向かい陽渠に入る」とある（六五）。思うに、穀水は城壁に沿って南流し、建春門の楽里道で、後述の城壁の東南隅より枝分して北流してきた穀水と合流するが（六六）、それ（南流してきた穀水）は「曲がって東に向かい、陽渠に流れこむ」というのであるから、二度と城壁には沿うことはない。

昔、陸機は成都王穎のために洛陽に入ろうとしたが、（ここで）敗北して引き返した^{（六七）}。

朱は「北」を「此」に作る。全・趙・戴は改める。陸機のことについては、後の「七里澗」（五一〇頁）の下の『晋後略』の説にもみえる（六八）。全は「昔陸機は」から「敗北して引き返した」までの一四字を『晋後略』（五一

○頁)の上に移し、また続けて「水の南側は馬市である」(次頁)から「ともに文字は刻まれていない」(三〇一頁)までの七七字を後の「折楊の歌はその予兆として現れたのである」(五一三頁)の下に移す。董沛(六九)は、全が語句を移して言葉の意味が繋がったとし、確かな見解であると推している。

熊・(七〇)全は陸機のことを移して『晋後略』の陸機のことと並べて記しているが、これは正しいようにみえる。ただし、ここからの陽渠は七里澗の水であり、酈道元は故意に前後に陸機のことを分けて記して陽渠と七里澗を「ひとつの水である」との意を示したのであって、錯簡ではない。建春門から馬市・白社まではわずか二里であり、馬市の石橋は建春門の石橋の東にあるので東石橋と称するから、『注』ではここに続けて述べたのである。後述の七里澗の橋(五一一頁)に至っては洛陽宮から六、七里離れている。全は馬市・白社および馬市の石橋などの諸事を後述の「折楊」句の下に移したので、七里澗の橋の記述の後にしてしまい、これは遠近が逆になっているから大きなまちがいである。

水(陽渠)の南側は馬市である。

戴は「也」字を削る。

昔洛陽に三市があったが、これ(馬市)はその一つである。

『箋』…陸機の『洛陽記』によると以前洛陽に三市あり、一つは「金市」で宮城の西側の大城内にあり(七二)、二つは「馬市」で城の東側にあり、三つは「羊市」で城の南側にあった(七三)。

熊…『箋』で引く『洛陽記』は、『御覧』卷八二七と卷一九一にみえ、「羊市」を「陽市」に作る。『初学記』卷二四も同様である（七三）。この『注』は金市・馬市をいうが、陽市には言及せず、疎略である。『河南志』に引く華延儒『洛陽記』は「陽市」を「南市」に作る（七四）。

つまり嵇康（叔夜）が司馬昭に殺された場所である（七五）。

朱は「即」字を脱している。趙は『名勝志』により、「亦」字を増す（七六）。

楊…『御覧』卷一九一と『寰宇記』が引く文は、いずれも「即」に作る（七七）。『御覧』卷五三二の引く戴延之『西征記』に「建春門から二里離れたところに、牛馬市がある。嵇公が処刑された場所である」とある（七八）。

北は白社故里である（七九）。

戴は「也」字を削る。

昔、孫楚（子荆）^(八〇)が白社で董京（威輦）^(八一)に出会ったとされるが、この場所である。（孫楚は）車に同乗したことを荣誉としたので、「威輦図」^(八二)が描かれた。

『箋』…『晋書』によれば「董京は、字は威輦である。初め隴西郡の上計吏とともに洛陽に行き、被髪して行吟し、常に白社中に泊まっていた。時に市で物乞いし、絹や真綿の端切れをもらい、それをつなげて体を覆った。孫楚は当時著作郎であったが、しばしば白社に行つて話をし、董京に仕官を勧めたが、董京は詩を作つて返答し、後に遁去してしまつた」とある（八三）。

楊・『類聚』卷三九に引く戴延之『西征記』に「洛陽の建春門外の御道の北に白社があり、董威輦の住んだ所である。門から二里離れたところにある」とある（八四）。『伽藍記』は「環珞寺は建春門外の御道の北にあり、ここがいわゆる建陽里、つまり西晋時の白社の地であり、董威輦が居た場所である」という（八五）。これは旧洛陽城の東側にある。

- (一) 江蘇本は「又」字を削る。
- (二) 謝兆申（字は耳伯）は明の人。『注』の校訂を行い、『箋』の作成に協力した。
- (三) 江蘇本は「又」および「建春門」字を削る。
- (四) 江蘇本は「趙」の下に「仍出字」を加える。
- (五) 江蘇本は「全改同」を削る。
- (六) 江蘇本は「戴刪出字、改亦同」を「戴作東屈南」に作る。
- (七) 台湾本・江蘇本は「会貞按」の下に「大典本作屈南」を加え、台湾本は「城北」以下の全文を削る。
- (八) 建春門は漢魏洛陽城内城（大城）の東城壁最北の門である。考古調査によると、建春門外に二本の渠が出て、一本は東城壁に沿って南に向かい、一本は建春門外の大道の北側を道に平行して東に向かい、門から八〇〇メートルのところまで南に曲がって大道を越え再び東に向かっている（中国社会科学院考古研究所洛陽漢魏故城工作隊「北

魏洛陽外郭城和水道的勘査」(『故城研究』)。

(九)『御覽』卷七五渠条に戴延之「西征記」を引いて「洛陽城外、四面有陽渠水、周公所制池。建春門外二橋最大、一從一横」とある。建春門の近くの穀水は南北方向に流れるから橋は東西方向であるが、熊はこの橋を「縦」としている。縦橋については用例がみあたらない。なお、横橋の用例として『三輔黃圖』卷一咸陽故城条に「渭水貫都、以象天漢、横橋南渡、以法牽牛」がある。同書卷六橋条に「横橋。三輔旧事云、秦造横橋、漢承秦制、広六丈三百八十歩、置都水令以掌之、号爲石柱橋」、卷一都城十二門条に「長安城北出西頭第一門曰横門。漢書髀上小女陳持弓走入光門、即此門也。門外有橋、曰横橋」(『漢書』成帝紀および五行志の成帝建始三年一〇月条は「走入光門」を「走入横城門」に作る)とあり、秦咸陽城の南側、漢長安城横門近くの渭水に架かる橋を横橋といった。これは南北方向の橋である。

(一〇)江蘇本は「跨陽渠水」の上に「橋」を加える。

(一一)『寰宇記』卷三洛陽渠条に引く『晋書』に「洛陽十二門皆有双闕・石橋、橋跨陽渠水」とある。陽渠については五一―五二頁を参照。

(一二)後文三一六頁と三七五頁を参照。閭闔門と称する門は二つあるが、これは漢魏洛陽城内城の西城壁の門である。

(一三)『文選』卷二三所収の阮籍「詠懷詩十七首」の第一〇首に「歩出上東門、北望首陽岑」とあり、李善注に「河

南郡図経曰、東有三門、最北頭曰上東門」とあるが、上升門の記載はない。阮籍は、字は嗣宗、陳留尉氏の人である。三国魏の文人、竹林七賢の代表人物で、『晋書』巻四九に伝がある。自ら求めて歩兵校尉となったので、阮歩兵とも称される。「詠懷詩」「大人先生伝」などで知られる。

(一四)『隋書』経籍志四によると『阮籍集』一〇巻があり、「本集」はこれを指す。

(一五)『統漢書』百官志四・城門校尉に「本注曰、洛陽城十二門、(中略)上東門(後略)」とある。

(一六)『伽藍記』原序に「東面有三門、北頭第一門曰建春門、漢曰上東門。阮籍詩曰、歩出上東門、是也。魏晉曰建春門、高祖因而不改」とある。

(一七)『晋書』卷三二簡文宣鄭太后伝に「諱阿春」とある。

(一八)『晋志』上・安豊郡条に「孝武改蕪春県為蕪陽県」とあるが、同志には寿春と富春については記載がない。ただし、同志下・春穀原条の原注に「孝武改春為陽」とある。

(一九)底本は「記」に作るが、江蘇本の「紀」に作るに従う。

(二〇)『晋書』孝武帝紀太元一六年六月条に「慕容永寇河南、太守楊佺期擊破之」とある。慕容永は、字は叔明、本貫は不明。五胡十六国時代に鮮卑族慕容部が建てた前燕の實質上の開祖慕容廆の弟運の孫で、西燕の第七代皇帝である。『魏書』巻九五に伝がある。

(二一)楊佺期は弘農華陰の人。若くして軍府に仕え、広威將軍・河南太守となった。のち雍州刺史となったが、東

晋の実力者桓玄と対立し、攻められて敗死する。『晋書』卷八四に伝があるが、伝には慕容永の河南侵攻の記事はない。河南太守となっているから、この「河南」は地域名ではなく、郡名である。

(二二) 姚興は五胡十六国の一つ後秦の第二代君主（在位三九四～四一六）。『晋書』載記一七・一八に載せられる。同書安帝紀隆安三年一〇月条に「姚興陷洛陽」とある。

(二三) 『晋書』安帝紀義熙一二年一〇月条に「姚泓將姚光以洛陽降」、一三年五月条に「劉裕克潼関」とあり、続いて長安を占領した。劉裕の北伐については『訳注 洛水・伊水篇』の五四～五六頁を参照。

(二四) 『類聚』卷三九社稷条に「戴延之西征記曰、洛陽建春門外迎道北、有白社、董威輦所住也。去門二里」とある。戴延之の『西征記』については九〇頁の注(五)を参照。

(二五) 中華書局の排印校点本の卷二四・校勘表によると、嚴可均・陸心源校宋本では「建陽門」を「定陽門」に作る」とある。

(二六) 『寰宇記』卷三洛陽原条には「上東門、洛陽東面門也。在寅地、晋改為昌門〔注…一作建春門〕」とある。なお、楊守敬集の校勘記には「『寰宇記』卷三洛陽原条の上東門の下には『晋曰昌門』がないから、楊守敬の誤記である」とある。

(二七) 門候は官名で、時刻により門の開閉を行う。

(二八) 江蘇本は下に「趙同、全・戴増」を加える。

(二九) 『統漢書』百官志四・城門校尉に「城門每門候一人、六百石。本注曰、雒陽城十二門」とある。

(三〇) 『漢官儀』上に「十二門皆有亭」とある。「亭」については二二八頁注(二二)を参照。なお、『墨子』卷一五号令に「諸城門若亭、謹候視往來行者符、符伝疑、若無符、皆詣県廷言、請問其所使」とある。

(三一) 『寰宇記』卷三洛陽県条に「十二門。陸機洛陽記云、洛城十二門」とある。

(三二) 『伽藍記』原序に「承明者、高祖所立、當金墉城前東西大道」とあり、同書では「東面有三門」「南面有四門」「西面有四門」「北面有二門」と記し、合計一三門となっている。なお、この原序には金墉城前の東西大道にあたるという。大道は金墉城の南側を走るものであり、その道が西大城にぶつかる所に承明門が開かれる。よって疏文の「金墉城の西」は正確な言い方ではない。

(三三) 『東觀漢記』卷一五鄧暉伝に「為上東門候、光武嘗出夜還、詔開門欲入、暉不内。上令從門問識面。暉曰、火明遼遠。遂拒不開。(中略)由是上特重之」とある。なお、『通鑑』卷四三光武帝建武一三年正月条に同様の記事がある。鄧暉は、字が君章、汝南西平の人である。王莽の怒りにふれて南方に地を避け、光武帝のもとで郡功曹になるが、病にかこつけて去り、江夏郡で教授していたところを、郡が孝廉に察挙して、上東城門候となったのである。のち太子に韓詩を講じ、長沙太守となった。『後漢書』卷二九に伝がある。

(三四) 『寰宇記』卷三洛陽県条に「東觀漢記云、鄧暉為上東門候。光武夜還、暉不納」とある。

(三五) 『後漢書』卷二九鄧暉伝に「暉遂客居江夏教授、郡挙孝廉、為上東城門候。帝嘗出獵、車駕夜還、暉拒関不開。

帝令從者見於門間。憚曰、火明遼遠。遂不受詔。帝乃迴從東中門入」とある。

(三六) 江蘇本は「本初、袁紹字、事」を加える。

(三七) 『後漢書』卷七四袁紹伝に「懸節於上東門、而奔冀州」とある。少帝(劉弁)を廢位して劉協(獻帝)を立てようとする董卓に、袁紹は非を唱え、冀州へ逃奔した時のことである。

(三八) 『御覽』卷六八一節に張璠『後漢紀』を引いて「董卓謂袁紹曰、(中略)懸節於上東門而奔冀州」、『御覽』卷三四五刀に『英雄記』を引いて「董卓謂袁紹曰、(中略)懸節於上東門而奔冀州」とある。なお、『隋書』經籍志二には袁宏の撰による『後漢紀』三〇卷と張璠の撰による『後漢紀』三〇卷が載せられている。張璠は東晋の人で、伝は立てられていない。『英雄記』については『隋書』經籍志二に王粲の撰による『漢末英雄記』八卷(梁で一〇卷)が載せられている。王粲(一七七〜二一七)は後漢の人で、字は仲宣、『魏志』卷二に伝がある。「漢末」という語について『四庫全書總目提要』は後世の人が追加した題であろうと考察している。

(三九) 後漢順帝の陽嘉四年は乙亥年である。乙酉を月とすると該当するのは一二月であるが、この年の一二月には壬申の日はない。乙酉と壬申の日に出された詔と解しておく。『後漢書』に該当する記事はない。

(四〇) 濟水は現在河南省濟源市王屋山から發し黄河に入る川であるが、故道は黄河を過ぎて南流し、東流して山東省に至り、黄河と平行して海に注いだ。

(四一) 中謁者は中書謁者のことで、漢の中書省で尚書奏事を扱う職務を中書謁者令として宦官を用いたが、成帝の

とき中謁者令と改めて士人を用いた。馬憲は伝がない。

(四二) 江蘇本は「攢」を「撰」に作る。

(四三) 江蘇本は「橋之右当作石」に作る。

(四四) 台湾本・江蘇本は「此亦趙氏未見朱氏原本之証」を削る。

(四五) 底本は「内外」の下に「石橋」が繰り返して記されている。その下は「有四柱」である。底本の地脚に「穀水遼城至門外、東入陽渠。依如隱堂本改」とあるので、江蘇本に従い、本文として扱う。

(四六) 底本は初め「石檻」に作り、「橋」に改める。

(四七) この柱は、漢代の画像磚に描かれた華表に類似するものである(下図参照)。

(四八) 『伽藍記』卷二城東・明懸尼寺条に「彭城武宣王總所立也。在建春門外石橋南」とあり、その原注に「穀水周圜巡城、至建春門外、東入陽渠石橋。橋有四柱、在道南銘云、漢陽嘉四年將作大匠馬憲造。逮我孝昌三年、大雨頽橋、柱始埋沒。道北二柱、至今猶存」とある。なお、当該石柱銘は明の梅鼎祚『東漢文紀』卷三二に「洛陽建春橋石柱銘」として収録されている。

(四九) 崇隗以下、ここにみえる工事関係者については伝がない。



山東省博物館・蒼山県文化館「山東蒼山元嘉元年画像石墓」『考古』1975-2、図七-1をもとに作成(右端部分のみ、イラスト：中村威也)

(五〇) 水曹は漢代地方行政を担う郡県の列曹の一つであり、水利関係の土木工事を担当し、掾と史がある。水曹史は『注』文では史が二人記載されているが、他の事例は史が一人となっている。嚴耕望「兩漢郡県属吏考」(『中国文化研究彙刊』二、一九四二)、同『中国地方行政制度史』(上編・卷上・秦漢地方行政制度、中央研究院歷史語言研究所、一九六二)および安作璋・熊鉄基『秦漢官制史稿』(下冊、齊魯書社、一九八五)に詳しい。

(五一) 江蘇本は「防」を「仿」に作る。

(五二) 将作吏は土木工事を担当する官吏であり、掾と史がある。郭俊然「出土資料所見の漢代地方工官考」(『南昌航空大学学报・社会科学版』二〇一五一一)は、将作吏は道橋建設の監督あるいは施工を担当する下級官吏であるとしている。

(五三) 道橋掾は道橋の建設および修理を担当する郡県の官吏である。黄留珠「漢碑所見『道橋掾』考」(『文博』一九八八—六)に詳しい。なお、②の疏文で楊は「道橋掾」を誤りとする。森『注抄』は「申翔道橋掾」を「申翔道(人名)、橋掾(職名)」とするが、後注(五七)の通り「道橋掾」という役職があることから、「申翔(人名)、道橋掾(職名)」とすべきである。

(五四) 成臯は成皋とも書く。

(五五) 卑国は人名。唐の林宝『元和姓纂』卷二に「卑、卑耳国人之後、或云、鮮卑種類。漢有北平太守卑躬、河間人」とある。

(五六) 平陽は河東郡に属する県名。③の疏文は「降も同様である」というから、「降」は姓と解していることになる。慕容翊編撰『中国古今姓氏辞典』（黒龍江人民出版社、一九八五）に「降」は姓として記載されている。

(五七) 監掾は、工官に関する用例として監津渠漕水掾、監都水掾があり、土木工事関係の名称を省略した官職と思われる。前注(五二)所掲郭俊然論文によると、太僕監掾と同類の道橋監掾があり、施工を監督する官吏であったとする。

(五八) 『漢志』下・魯国薛原条に「夏車正奚仲所国、後遷于邳、湯相仲虺居之」とある。『史記』項羽本紀「項梁乃引兵入薛」の『正義』に「括地志云、故薛城古薛侯国也、在徐州滕県界、黄帝之所封。左伝曰、定公元年薛宰云、薛之祖奚仲居薛、為夏車正、後為孟嘗君田文封邑也」とする。『漢志』上・下邳県条の顔師古注に「臣瓚曰、有上邳、故曰下邳也」とある。

(五九) 『漢書』王子侯表には「上邳侯郢客、楚元王子、二年五月丙申封、七年為楚王」とある。『通鑑』卷一三漢高后二年条に「夏五月丙申、封楚元王子郢客為上邳侯」とあり、その胡三省注に「考異曰、史記高后紀在元年、今從漢書王子侯表」とある。楊守敬集の校勘記に「趙の文中の『呂后三年』は王子侯表と照合すると『呂后二年』に作る」とある。

(六〇) 底本にはもともと「也」の字があったが、欄外には「从原注刪也字」という書きこみがある。楊守敬集には、「更為下邳国」の下に、「也」の衍字があった。趙の文により、すべて削る」とある。『統漢志』三・下邳国条の劉

昭注に「武帝置為臨淮郡、永平十五年更為下邳国。洛陽東千四百里」とある。

(六一) 台湾本・江蘇本はこの疏文を「掾成寧」の下に置く。

(六二) 底本は「頽」の下に「橋」を加え、「如」を「始」に修正し、欄外に「依如隱堂本増改」を書き加える。台湾本は「頽柱如埋没」に作る。

(六三) 前注(四八)『伽藍記』参照。

(六四) 樂里道は『注』にしかみられない。

(六五) 前注(四八)『伽藍記』参照。

(六六) 塩沢裕仁「漢魏洛陽城穀水水文考」(『東洋史研究』七一―二、二〇―二二) 七二頁には、「北高南低にして一七メートルもの高低差を有する漢魏洛陽城では水は北から南に流れるのである。(中略) 構造的にも水流は南行していると考えるべきである。(中略) 渠水が北に流れるという理解は錯誤である」として、城の東南隅から枝分かれして北流する流れを否定している。しかし、洛陽市文物考古研究院「洛陽漢唐漕運水系考古調査」(『洛陽考古』二〇一六―四)の考古調査の結果では、この河道の底はほぼ水平であったことが明らかになっている。穀水の支流が護城河として人工的に作られた濠である以上、高低差を調節すべく北側を深く掘り、東南隅と北支流との合流点の水面を同じ標高つまり水平にすれば、北流することは可能である(『中国水利史研究』四六(二〇一八)所収の宇都宮美生の訳註(5)参照)。合流点の旧穀水の水面は地表面よりかなり低くなるが、ここは東方からの運河の起点であり、

低い位置に埠頭を作っても地形上問題はない。酈道元の時代の陽渠の河道は北流していたのではないだろうか。後述五〇一頁注(二二) 参照。

(六七) 『晋書』卷五四陸機伝によると、太安二(三〇三) 年成都王穎が河間王頤とともに長沙王乂を攻めた時、陸機を河北大都督として軍を率いさせた。それに続けて「列軍自朝歌至於河橋、鼓声聞數百里、漢魏以來、出師之盛未嘗有也。長沙王乂奉天子与機戰於鹿苑、機軍大敗、赴七里澗而死者如積焉、水為之不流、將軍賈榘皆死之」とある。(六八) 台湾本・江蘇本は「陸機事互見後七里澗下晋後略説」を削る。七里澗については、『晋書』卷三武帝紀泰始一〇年一二月条に「立城東七里澗石橋」とある。

(六九) 董沛(一八二八〜一八九五)、字は孟如。清代、浙江鄞県の人。『明州繫年録』『竹書紀年拾遺』などを著した。

(七〇) 江蘇本は「陸機事詳晋書本伝」を加える。

(七一) 江蘇本は「内」を「中」に作る。

(七二) 『御覽』卷八二七市条に「陸機洛陽記曰、三市、大市名金市、在大城中、馬市在城東、陽市在城南」とあり、

「羊市」に作らず、「陽市」に作る。『御覽』卷一九一市には該当記事はない。これについては後注(七四) 参照。

(七三) 『初学記』卷二四市・滌器の注に謝承『後漢書』を引いて「王充字仲任、会稽人也。家貧無書、常游洛陽市肆、閱所売書、一見輒能誦憶、遂至博通衆經」とあり、疏文の「陽市」は「洛陽市」となっている。なお、『御覽』卷八二七市条にも謝承『後漢書』を引いて「王充家貧無書、常遊洛陽市肆、閱所売書、一見輒能誦憶、遂博通衆經」と

みえる。

(七四) 『河南志』後漢城闕古蹟に「華延儁洛陽記曰、大市名金市、在城中。南市在城之南。馬市在大城之東」とある。なお、『御覽』卷一九一市条には「洛陽記曰、三市、大市名也。金市在大城西、南市在大城南、馬市在大城東」とある。段『校記』は「『御覽』卷一九一に引く『洛陽記』は「南市」に作り、これは華延儁の『洛陽記』(一九三頁注(一五)参照)であって、陸機の『洛陽記』ではない」とする。なお、楊『水経注函』に南市は記されていない。

(七五) 嵇康(二二三〜二六二)は、字は叔夜、譙国銍県の人である。三国魏の文人、竹林の七賢の一人。老莊的精神の持ち主で、当代随一の思想家と目された。『晋書』卷四九に伝がある。司馬昭は、司馬懿の次子で、魏から晋王に封ぜられた。武帝司馬炎の父で、のち文帝を贈諡され、『晋書』卷二に文帝紀が立てられている。嵇康は呂安の事件に連座して、司馬昭のために殺された。嵇康伝に「康将刑東市」とある。

(七六) 明の曹学佺が撰した『大明輿地名勝志』(全二〇八卷)河南府志勝卷八洛陽県に「亦嵇叔夜為司馬昭所害処」とある。

(七七) 『御覽』卷一九一市条および『寰宇記』卷三洛陽県条にはともに「又酈道元注水経云、馬市即嵇康為司馬昭所害之処」とある。

(七八) 『御覽』卷五三二社稷条に「戴延之西征記曰、洛陽建春門外道北有白社、董威輦所住也。去門二里、有牛馬市。嵇公臨刑処也」とある。段『校記』に「底本は「稽」とするが「嵇」に改めるべきであり、今それに改めた。『伽藍

記』卷二城東・崇真寺条に「橋南有中朝時牛馬市、刑嵇康之所也」とある」という。

(七九) 白社は西晋の白社里をいう。『寰宇記』卷三洛陽県条に「白社里、在故城建春門東、即董威輦旧居之地」とある。『注』が『御覽』卷五三二社稷条に引用されていることから、里名はかつてこの地に社があったことに由来する可能性がある。なお、後世では孟浩然の「李氏園林臥疾」に「年年白社客、空滞洛陽城」、王維の「輞川閑居」に「一從歸白社、不復到青門」のように、白社は董京の故事を踏まえて洛陽の逍遙吟詠の隱遁生活の場所として詠われるようになる。

(八〇) 孫楚は字が子荆、太原中都の人である。西晋の政治家・武將で、『晋書』卷五六に伝がある。

(八一) 董京は字が威輦、本貫は不明、『晋書』卷九四隱逸伝に載せられる。

(八二) 張彦遠『歴代名画記』卷五晋の項に付せられた明の毛晋注に、戴逵の画として「董威輦詩図」が記されている。戴逵も『晋書』隱逸伝に載せられ、書画に巧みであったとされる。

(八三) 『晋書』卷九四隱逸・董京伝に「董京字威輦、不知何郡人也。初与隴西計吏俱至洛陽、被髮而行、逍遙吟詠、常宿白社中。時乞於市、得殘碎繒絮、結以自覆、全帛佳縣則不肯受。或見推排罵辱、曾無怒色。孫楚時為著作郎、数就社中与語、遂載与俱歸、京不肯坐。楚乃貽之書、勸以今堯舜之世、胡為懷道迷邦。京答之以詩曰、(中略)後数年、遁去、莫知所之、於其所寢處惟一石竹子及詩二篇」とある。

(八四) 前注(二四)参照。

(八五)『伽藍記』卷二城東・環珞寺条に「在建春門外御道北、所謂建陽里也。即中朝時白社地、董威輦所居処」とある。

(穀水は)また東に向かい、馬市の石橋(二)を過ぎる。橋の南に二つの石柱があるが、ともに文字は刻まれていない。

楊…『伽藍記』に「建春門の外に出て一里あまりで、東の石橋に至る。橋は南北に通じており(三)、西晋の太康元(二八〇)年に造られた。橋の南は中朝(西晋)の牛馬市である(四)とある。橋はもとの洛陽城の東にあった。

後漢の司空(四)で漁陽の人である王梁が河南尹(五)となると、穀水を引いて京師に水を流し入れようとしたが、渠が完成しても水が流れず、そのため罪に陥って官を免ぜられた。

楊…『後漢書』王梁伝に「建武元(二五)年に拔擢されて大司空に任命され、五(二九)年に河南尹となり、渠を穿つて穀水を引き、洛陽城のもとに注ぎ、東に向かって鞏川(六)に流し込ませようとした。渠が完成するに及んでも水は流れなかった。七(三二)年に役人が弾劾文を奏上し、梁は上書して辞職を願ひ出た(七)とある。

のちに張純が洛(八)水に堰を築いて水運を通じさせ^①、洛中の官民は豊かとなった^②。

①朱は「以」を「而」に作り、趙は『御覽』卷七五(九)の引用によって改める(一〇)。

②朱は「穰」を「懷」に作り、全は「穰」に改める。『後漢書』張純伝に、「建武二三(四七)年に大司空となり、

陽渠（二）を穿ち、洛水を引いて水運をなすよう上書し、人民はその利を得た」（二二）とある。

この渠がいま穀水を引き入れているのは、思うに張純が創始したものである。

楊・王梁が穀水を引いて洛陽に流しこむというのは、穀水を引いて（周の）王城の北を過ぎ、そこで穀水に堰を築き、東に向かって洛陽城のもとに注がせようとしたことをいうのである。渠が完成しても水が流れず、張純はそこで別に（三）洛水に堰（四）を築いて水運を通じさせた。そうして後漢の時、京師は専ら洛水をたのみとし、穀水をたのみとはしなかった。しかしながら穀水が上の方で王城の北を過ぎていたことに変わりはない。だから韋昭は「穀水は王城の北にある」といったのである（五）。ただ穀水は洛陽城のもとに注ぎこむことができなかったため、穀水の堰はついに廃され、穀水は灋水の河道に沿って洛水に流入しただけであった。張純が洛水に堰を築いて水運を通じさせてからは、（穀水の堰が）いつまた壊されたのかはわからない。曹魏はこの堰を再び修復すると、これを千金堰（六）といい、穀水をせきとめて五龍渠（七）に入らせ、分（八）流して洛陽城を過ぎさせたが、晋を経て後魏（北魏）（九）に至るまで改められなかった。酈氏は「この渠がいま穀水を引き入れているのは、張純が創始したものとすることにより、その第一等の功績が失われないようにしたのである。

陸機『洛陽記』（一〇）・劉澄之『水初記』（一一）をみるに、「城の四（一二）面に陽渠があり、周公旦がこれをつくったのである」とする^②。

①朱は「四」を誤って「西」に作り、全・趙・戴も同じで、今訂正する。下文に詳しい。

②楊…『類聚』卷六三に引く陸機『洛陽』記に、「洛陽城は、周公が造り、東西一〇里、南北一三里である。城壁上には一〇〇歩ごとに一つの樓櫓(二三)があり、外には溝渠がある」とある(二四)。「御覽」卷一九三は「洛陽記」を引くに同じである(二五)。陸機の説はもともと城の四面についていっているものであり、西面だけについていっているのではない。劉澄之『水初記』の説は陸機と同じであるはずで、『御覽』卷七五に引く戴延之『西征記』に、「洛陽城外の四面に陽渠水があり、周公がつくったものである」とある(二六)ことがそれを証明している。『寰宇記』に引く『輿地志』(二七)には、「洛陽城外の四面に陽渠水があるのは、周公のつくったもので、源流は函谷関に注いで、東に向かい流れて城の西北角に注ぎこみ、そのまま分流し、城を巡って建春門外に至り、合流し、また折れて東流し、洛水に注ぐ」とある(二八)。「伽藍記」に、「穀水は周回して城を巡り、建春門外に至り、東に向かい陽渠に入る」とある(二九)。つまり「西面」は「四面」の誤りであることはまちがいない。この一字は洛陽城の四面に穀渠があるという案の拠り所となる。この字が誤れば周回して城を巡る河道のことは全て不明瞭なものとなる。『後漢書』張純伝の注に「陽渠は洛陽城の南にある」とあるが(三〇)、これは張純が水運を通じさせたのが城の南だったので、ただ南面の陽渠についていたのである。『御覽』卷一九〇に引く『述征記』(三一)に「もともと王城の東北で渠を開いて洛水を引き、陽渠と名づけ、(陽渠は)東に流れて洛陽城の東南を経て(三二)、その後北に回り、水運を通じさせて建春門に至り、常満倉(三三)に運送した」とある(三四)。すなわち張純の通漕を指していったものである。

昔、周は殷民を洛邑に遷したが^①、城内は狭くて低い場所にすぎなかった。そのため晋は成周に築城して敬王^(三五)を居らせ、秦はまたこれを広げ、呂不韋を封じたのである^(三六)。^②このことによつて推し量るに、(陽渠をつくつたのは)ただ周公旦だけではなかつたことがわかる。

①熊…このことは『尚書』洛誥にみえる(三七)。

②いずれも前文に詳しい(三八)。

またこれ(陽渠)を「九曲瀆」という。『河南十二県境簿』^(三九)には^①、「九曲瀆は河南鞏県の西にあり、西は洛陽に至る」とある^(四〇)。

①朱は「河」の上に余分な「故」字があり、さらに「境」字を脱する。全・趙・戴は「故」を削り「境」を増す。

また傅暢^(四一)『晋書』^(四二)をみるに、^①「都水使者^(四三)の陳狼^②が運^(四四)渠を開鑿し、洛口より入つて九曲に注ぎ、東陽門へと至らせた」とある^③。

①楊…『隋書』経籍志に、「『晋諸公讚』二二卷、秘書監傅暢撰」とある^(四五)。『晋書』本伝は^(四六)『晋諸公叙讚』に作り^(四七)、『唐志』(新旧唐書の経籍・芸文志)・『冊府元龜』とともに「二十二卷」に作る^(四八)。

②朱は「良」に作る。『箋』…旧本は「狼」に作る。《趙・戴は同じ》。

楊…《大典本・明抄本は「狼」に作る。》『紀要』が「陳協」に作るのは（四九）、恐らくこの『注』の前文（五〇）（一五三頁）によって改めたのだろう。

③太倉は東陽門外にある。後文（四九六頁）に詳しい。

それで阮籍（五二）（嗣宗）「詠懷詩」に「朝に上東門から出て、遥かに首陽山のふもとを眺める」といい^①、また「遥かな九曲（瀆）の間、徘徊してどこに行こうとしているのか」という（句がある）のである（五二）^②。

①『箋』…「基」は「岑」に作るべきであり、各本はみな改める。

熊…『阮嗣宗集』詠懷の五言詩は合わせて八二首で、「歩出上東門、北望首陽岑（歩いて上東門から出て、北方に首陽山の峰を眺める）」の二句は第九首にある。『文選』はこれを採録し、『注』が前文「上東門」（二八一頁）の下に引く阮籍の詩「歩出上東門」はこれである。一方で「朝出上東門、遙望首陽基」の二句は第六四首にあり、「遙遙九曲（五三）間、徘徊欲何之」の二句もまたこの一首の中の語であるが、『文選』は収録していない（五四）。『注』はここで後の一首の語を正しく引いていて、「首陽の基」に作るのは誤りではない。つまり朱は『文選』が採録した前の一首であると誤認し、「基」は「岑」に作るべきだといったのである。全・趙・戴は本集（『阮籍集』）を調べずに（朱が）改めるのに従った。「遙遙」の二語が『文選』（所収の「詠懷詩」）にないとは考えなかったのである。

②熊・本集『阮籍集』が「遙遙」を「逍遙」に作っているのは正しい。(また)「裴徊」を「徘徊」に作る。『説文』をみるに「徘徊」もとは「裴」に作る」とある(五六・五七)。

熊^(五八)…(上文の)『注』(二八五頁)に「棗里道より曲がって東に向かい、陽渠に流れこむ」と述べる水(についての叙述)は、ここに至ってしばらく止まる。この水は「九曲瀆」ともいい、またの名を七里澗という。下文(五一〇頁)に城南の穀水が東流して左方で七里澗と合流する、と述べるのは^(五九)、すなわちこの水である。

(一)二八九頁注(九)に既引の戴延之『西征記』に「建春門外二橋最大、一従一横」とあるうち、この石橋は「横」の石橋にあたる。

(二)次注に引く『伽藍記』の「南北而行」に、周祖謨は「南北而行者、謂橋通向南北也」と校釈をつける。

(三)『伽藍記』卷二城東・崇真寺条に「出建春門外一里余、至東石橋。南北而行、晋太康元年造。橋南有魏朝時馬市、刑嵇康之所也」とある。「馬市」とあることに関し、周祖謨の校釈は「(古今)逸史本作橋南即中朝牛馬市。案文選潘岳問居賦云、面郊後市。李善注引陸機洛陽記曰、洛陽凡三市、馬市、在大城之東」とする。なお、同書同卷魏昌尼寺条には「魏昌尼寺、闍官瀛州刺史李次寿所立也。在里東南角。即中朝牛馬市処也、刑嵇康之所。東臨石橋。此橋南北行。晋太康元年中朝時市南橋也」とある。

(四)後漢の司空について『統漢書』百官志一に「司空、公一人。本注曰、掌水土事。凡宮城起邑・浚溝洫・修墳防

之事、則讓其利、建其功。凡四方水土功課、歲尽則奏其殿最而行賞罰。凡郊祀之事、掌掃除糞器、大喪則掌將校復土。凡国有大造大疑、諫争、与太尉同」とある。

(五) 河南尹について『統漢志』一に「秦三川郡、高帝更名。世祖都雒陽、建武十五年改曰河南尹」とあり、劉昭注の引く応劭『漢官』に「尹、正也」とある。洛陽付近の二二県を統括した地方長官。

(六) 鞏川に関して、清・沈欽韓『後漢書疏証』卷二東瀉鞏川に「方輿紀要洛水在鞏県城西。元和志洛水東經洛汭、北对琅琊渚入河、謂之洛口、亦名什谷。鞏川、即洛水也。以其自鞏県入河、故云鞏川。水經注陽渠亦謂之九曲瀆、在河南鞏県西、此後來東瀉鞏川之事也」とあるように、鞏川とは実際には洛水のことであり、鞏県から流れ来ることから鞏川といった。

(七) 後漢・王梁は要陽の人で、字は君巖。光武帝に従って王莽を滅ぼし、符命によって野王令より大司空となり、武強侯に封ぜられる。のち濟南太守に遷り、阜成侯に封ぜられる。『後漢書』卷二二王梁伝に「拜山陽太守、鎮撫新附、將兵如故。数月徵入、代歐陽歛為河南尹。梁穿渠引穀水注洛陽城下、東写鞏川、及渠成而水不流。(建武)七年、有司劾奏之、梁慙懼、上書乞骸骨」とある。王梁の「引穀」事業については後注(一一)を参照。

(八) 江蘇本は「洛」の後に「水」を増す。

(九) 『御覽』卷七五渠に引く『注』に「漢司空漁陽王梁之為河南也、將引穀水以漑京師。渠成而水不流、故以坐免。後張純堰洛以通漕、洛中公私懷贍。是以渠今引穀水、蓋純之創也」とある。

(一〇) 台湾本では上の欄外に「落五字」とあり、そのうえで「引改」を「引此改」とし、下の欄外には「全戴改同、共五字」とある。

(一一) 江蘇本は「陽渠」を「洛渠」に作る。

(一二) 後漢・張純は京兆杜陵の人で、字は伯仁。光武帝の時、武始侯に封ぜられる。官は大司空。故事に明るく、郊廟・婚冠・喪紀・礼儀等、制定するところが多かった。『後漢書』卷三五張純伝に「(建武)二十三年、代杜林為大司空。在位慕曹參之迹、務於無為、選辟掾史、皆知名大儒。明年、上穿陽渠、引洛水為漕、百姓得其利」とある。上述の王梁、ここにいう張純の水利事業はそれぞれ「引穀」「堰洛」と並称され、穀水を漢魏洛陽城に導くための溝渠、すなわち陽渠に関わるものとして研究者の注目を集めてきた。ただし、陽渠が穀水と洛水いずれを引いたものであったかという点に関しては、史料によって見解が異なる。すでにみたように、『後漢書』王梁伝では渠を穿って穀水を洛陽城下に引きこもうとしたとあり(三〇一頁)、『伽藍記』にも穀水が洛陽城の周囲を巡り、建春門外に至り東に向かって陽渠に入ったとある(二八五頁)。一方で上述のように張純伝では陽渠とは洛水を引いたものとされており、郭縁生『述征記』にも東周王城の東北で渠を開いて洛水を引き入れ、陽渠と名づけたとある(『御覽』卷一九〇倉に引く『述征記』に「旧於王城之東北、開渠引洛水、名曰陽渠」とある)。塩沢裕仁氏は、以下のように従来の説を整理したうえで自説を述べる。すなわち、「引穀」「堰洛」を別個の溝渠とする見方として、洛陽城南の洛水を引き、東流して偃師に至って再び洛水に入るとする説(a)、あるいは洛陽城の外部の東南角において洛水を引い

て北上させ、漢上東門の東七里で西に折れ、上東門外に至って環城の河流に繋がる説（c）がある。ただし別個の渠道があるならば『注』『伽藍記』がそのことに言及するはずであるが、そうした記事が見受けられないこと、また地勢上の問題から考えてもこれらの説は成立し難い。その点、陽渠の渠首を漢の河南県城の西南に設け、洛水を引いて同県城の南を経て、北に穀水を穿った後、元々存在していた王梁の開鑿による旧渠道を利用して京師に引き込み、太倉、鴻池陂を経て偃師で洛水に入るとする説（b）は、「引穀」「堰洛」事業を同一の溝渠を指すとみるものである。これは現時点では決定的な根拠を欠くものの、妥当な解釈であるといえる（以上、「漢魏洛陽城穀水水文化考」『東洋史研究』七一一二、二〇一二）。なお、最近公表された洛陽市文物考古研究院「洛陽漢唐漕運水系考古調査」『洛陽考古』二〇一六―四）は、漢の津陽門外の古洛河における堰と北上する渠の遺跡を確認しており、これは張純が洛水を陽渠に引きこんだものであった可能性が高いとしている。

（一三）江蘇本は「別」を脱す。

（一四）台湾本・江蘇本は「堰」を「堰」に作る。

（一五）『国語』卷三周語下に「靈王二十二年、穀・洛鬪將毀王宮」とあり、韋昭注に「穀・洛、二水名也。洛在王城之南、穀在王城之北、東入於灋」とある。なお、前文の『穀水注』（一三三頁）にも「韋昭云、（中略）穀水在王城之北、東入于灋」と韋昭の言が引かれている。

（一六）千金埒は一五一頁に前出。

- (一七) 五龍渠は一五二頁に前出。
- (一八) 江蘇本は「分」を「令」に作る。
- (一九) 台湾本は「後」の後ろに誤って更に「後」を増す。
- (二〇) 陸機『洛陽記』については一九一頁注(六)参照。
- (二一) 劉澄之は劉宋武帝(劉裕)の族弟である劉遵考の子で、『永初山川古今記』二〇巻を著し、『御覽』巻六〇五硯に「劉澄之宋初山川古今記」としてみえる。「永初」は劉宋武帝の元号(四二〇〜四二二)。
- (二二) 台湾本は「四」を「西」につくる。
- (二三) 樓槽は敵軍の動静を窺うために設けられた、覆いのない物見やぐら。一〇〇歩ごとに一樓を造るという規定については『墨子』巻一四備穴にも「城上百歩一樓」とある。
- (二四) 『類聚』巻六三槽に引く陸機『洛陽記』に「洛陽城、周公所制、東西十里、南北十三里、城上百歩有一樓槽、外有溝渠」とある。
- (二五) 『御覽』巻一九三壕に『洛陽記』同前注文が引かれている。
- (二六) 『御覽』巻七五渠に引く戴延之『西流記』に「洛陽城外四面有陽渠水、周公所制」とある。
- (二七) 『輿地志』は梁の顧野王の撰。清王謨による輯本が『漢唐地理書鈔』に収められる。
- (二八) 『寰宇記』巻三洛陽県に引く『輿地志』に「洛陽城外四面有陽渠水、即周公所制。池上源注函谷、東流注城西

北角、仍分流、繞城至建春門外合流。又折而東流注于池」とある。

(二九) 『伽藍記』 卷二城東・明懸尼寺条に「穀水周圜遶城、至建春門外、東入陽渠石橋」とある。

(三〇) 『後漢書』 卷三五張純伝に「(建武二四年) 上穿陽渠、引洛水為漕、百姓得其利」とあり、李賢注に「陽渠在洛陽城南」とある。

(三一) 『述征記』 については一〇〇頁注(一一) 参照。

(三二) 台湾本は「経」を「逕」につくる。

(三三) 常満倉は常平倉に端を発し、常平倉は前漢の宣帝の時に米穀の価格平均を維持するために設けられた公設庫。『通典』 卷二六には常平署の沿革について「漢宣帝時、耿寿昌請於辺郡皆築倉、穀賤時增価而糶、貴時減価而糶、名曰常平倉。常平之名、起於此也。後漢明帝置常満倉。晋又曰常平倉、自後無聞。梁亦曰常平倉、而不糶糶。陳因之。後魏太和中、雖不名曰常平、亦各令官司糶貯、儉則出糶。隋曰常平倉。大唐武徳中、置常平監官、以均天下之貨」とある。なお、『伽藍記』 卷二城東・明懸尼寺条には「寺東有中朝時常満倉、高祖令為租場、天下貢賦所聚蓄也」とあり、北魏孝文帝のときには貢賦の集積場として利用された。

(三四) 『御覽』 卷一九〇倉に引く『述征記』に「東城二石橋、旧於王城之東北開渠、引洛水、名曰陽渠、東流経洛陽於城之東南、然後北廻、通運至建春門、以輸常満倉」とある。

(三五) 周の敬王は景王の子で、王子猛が王子朝に殺害されると、晋の頃公によって立てられ即位した人物である。

『訳注 洛水・伊水篇』一八三頁注(二五) 参照。

(三六) 秦が呂不韋を洛陽に封じたことについては二四八頁を参照。

(三七) 『尚書』洛誥には殷民を成周に遷したことを示す直接の記事は見当たらず、「考朕昭子刑、乃單文祖徳。俾来 毖殷乃命寧、(中略) 殷乃承」を指すのかもしれない。

(三八) 『洛水注』の記事を指すのであろう。「洛陽、周公所營洛邑也。故洛誥曰、我卜瀍水東、亦惟洛食。其城方七 百二十丈、南繫于洛水、北因于邙山、以為天下之漕。方六百里、因西八百里、為千里」とあり、晋による成周の築 城については『洛水注』に「春秋昭公三十二年、晋合諸侯大夫成周之城、故亦曰成周也」とある。それぞれ『訳 注 洛水・伊水篇』二〇七～二〇九頁および同二〇九頁・二一八頁注(二二) 参照。

(三九) 『河南十二県境簿』の撰者は不明で『隋書』経籍志には載せられず、他の経籍志・芸文志にも著録されない。 『寰宇記』卷三河南道三に同名の書が、『初学記』卷二四苑囿・『太平御覧』卷一九六苑囿に『河南十二境簿』がみえ る。『訳注 洛水・伊水篇』三七八頁注(二六) もあわせ参照。

(四〇) 「九曲瀆」とはくねくねと曲がる水流を指す表現である。ただこの九曲瀆の記され方が唐突である。環城河で ある穀水・陽渠を述べる前は建春門から東に流れる陽渠について述べているから、その延長と考えることができる。 後にみえるように疏はこの見方をとっている。偃師市文物管理局「漢魏洛陽城東陽渠・鴻池陂考古勘察簡報」(『華 夏考古』二〇一一―一) もこの水路上にあると想定しているが、環城河の東南角から東に流れるもうひとつの流れ

の上にあるとする考えもあり、塩沢裕仁「漢魏洛陽城穀水水文考」(『東洋史研究』七一―二、二〇一二)がそうである。

(四一) 傅暢は西晋の人で、傅祗の次子、字は世道。東宮に侍講して秘書丞となり、後に石勒のもとで大將軍右司馬となる。『晋諸公叙讚』二二卷、『公卿故事』九卷を撰したとされる。『晋書』卷四七に伝あり。

(四二) 書名が『晋書』とされていることについて、『水経注引書考』はただ『水経注』だけが『晋書』に作るとする。(四三) 都水使者に関し、『晋書』卷二四職官志には「都水使者、漢水衡之職也。漢又有都水長丞、主陂池灌溉、保守河渠、属太常。漢東京省都水、置河隄謁者、魏因之。及武帝省水衡、置都水使者一人、以河隄謁者為都水官属。及江左、省河隄謁者、置謁者六人」とあり、漢から東晋にかけての灌溉や河渠の管理等に携わる官職のひとつであった。

(四四) 底本は「運」字を脱するが、台湾本・江蘇本が増すに従って補う。

(四五) 『隋書』経籍志二に「晋諸公讚二十一卷 晋秘書監傅暢撰」とある。

(四六) 底本は「伝」を「讚」に作るが、台湾本・江蘇本に従い「伝」に訂正する。

(四七) 『晋書』卷四七傅暢伝に「(傅暢) 作晋諸公叙讚二十二卷」とある。

(四八) 『旧唐書』経籍志上に「晋諸公讚二十二卷傅暢撰」とあり、『新唐書』芸文志二に「傅暢晋諸公讚二十二卷」とあり、『册府元龜』卷八三八に「傅暢、祗子也、為秘書丞、作晋諸公叙讚二十二卷」とある。また他にも別の表記

があり、統一をみない。これについて清・章宗源『隋経籍志考証』卷三は「水経穀水注、都水使者陳狼鑿運渠事、題傳暢晋書。左伝莊公正義、司隸傳祇於王愷家得鳩鳥、奏焼於都街、題晋語諸公讚。語字誤増。他書徵引、或稱傳暢晋讚、省諸公二字」とし、また呉士鑑『晋書斠注』卷四七は「水経穀水注引都水使者陳狼鑿運渠事、稱傳暢晋書。疑即諸公叙讚之文。暢未嘗著晋書也」とする。楊学娟『傳暢著述考』（『寧夏社会科学』二〇一五―一五）は以上の議論を踏まえたうえで、『晋諸公讚』またの名を『晋諸公叙讚』は『晋贊』や『諸公叙讚』とも省略され、『晋語諸公贊』は誤称であると、さらに『晋書』と称するのは明らかな誤りで、『晋贊』の誤りである可能性があるとする。

また卷数について、『隋書』経籍志には二二卷とあるが、清・沈涛『銅熨斗斎随筆』卷五は「案、晋書暢伝作晋諸公叙讚二十二卷、卷数不同。蓋隋志不数其叙之一卷」とする。前掲楊学娟『傳暢著述考』は、『三国志』裴松之注・『世説新語』劉孝標注・『文選』李善注・『御覧』など多くの資料に引用されている状況に鑑みて、少なくとも宋代までは通行していたとみる。そのため『隋書』経籍志で「二二卷」とされたのは沈涛の推測する通りであるか、あるいは誤記であるとする。なお『隋書』経籍志のみ傳暢を「秘書監」とするが、『晋書』本伝には傳暢が「秘書丞」になつたとはあるものの、秘書監となつたことは見出せない。

(四九) 『紀要』卷四八千金塚に「傳暢晋書・河南十二県簿言、陳協鑿運渠從洛口入、経鞏県西至九曲瀆、又西至洛陽東陽門会于陽渠、是也」とある。

(五〇) 底本は「水」に作り、台湾本は「文」に作り、江蘇本は「水」を脱し、楊守敬集は台湾本に従つて「文」に

作る。台湾本に従う。

(五二) 阮籍については二八九頁注(二三) 参照。

(五二) 『阮步兵集』所収「詠懷八二首」(『漢魏六朝一百三家集』卷三四所収) 中の第九首に「歩出上東門、北望首陽岑。下有采薇士、上有嘉樹林」とあり、『文選』卷二三所収「詠懷詩一七首」中の第一〇首に同文を載せる。

(五三) 江蘇本は「曲」を「州」につくる。

(五四) 『阮步兵集』所収「詠懷八二首」(『漢魏六朝一百三家集』卷三四所収) 第六四首に「朝出上東門、遙望首陽基。

松柏鬱森沈、鸚黃相与嬉。逍遙九曲間、徘徊欲何之。念我平居時、鬱然思妖姬」とあるが、楊守敬が指摘するよう
に『文選』卷二三所収「詠懷詩一七首」にこの一首は収められていない。

(五五) 底本は「排」に作るが、台湾本・江蘇本・楊守敬集が「排」に作るに従って改める。

(五六) 『説文』卷一五下に「左文二十八俗書譌謬、不合六書之体」とあり、その左に「徘徊、本作裴回。寬衣也。取其裴回之状」とある。

(五七) 「按説文本作裴」を江蘇本・台湾本は全文を削る。

(五八) 「会貞按」の「会貞」を江蘇本は脱し、台湾本は「按」をも脱する。

(五九) ここで疏文は樂里道から折れて東に向かい、陽渠に出る水を九曲瀆とみなし、さらにそれは七里澗ともいうとする。これについては下文(五一〇頁)の熊会貞の疏文にも詳しい。

陽渠水は南に向かい、閭闔門しやうかつかうに至るが①、漢の上西門にあたるものである②。

①《戴…西城壁の北門は閭闔門という。》

熊…ここは洛陽城の西の陽渠水の正流について述べている(一)。陽渠とは穀水のことである。

②楊…『統漢書』百官志に、「雒陽城に上西門がある」(二)とある。『伽藍記』に(北魏洛陽城の)西面の「次の北側の門は閭闔門という。漢代には上西門といい、魏・晋は閭闔門といい、高祖(孝文帝)はそれに因って改めなかつた」(三)とある。『寰宇記』に、「上西門は戌(西北西)④の方角にあり、晋代には改めて閭闔門といった」(五)とある。

『漢官儀』に①「上西門が純白ではないのは、漢朝が戌の方角(西北西)に苦しみ、そのためこの門に丹漆(赤いうるし)②を塗りちりばめたからである」とある。(北魏)太和年間の遷都で、この門を南側に移した③。

①朱は『漢官記』に作る。『箋』…「官」は「宮」に作るべきである。恐らく『玉海』に基づいたのであろう(七)。
全・趙・戴はみな従って「宮」に改めた。

楊…『統漢書』百官志の劉昭注に引く応劭『漢官』に「上西門が純白ではないのは、(火徳の王朝である)漢朝が初めて成立し、そのためこれに赤をちりばめたからである」(八)とある。これ(『箋』)とそれぞれに誤りがある。

この〔箋〕の『漢官記』は『漢官儀』の誤りであり、かれ（劉昭注）もまた「儀」字を脱している。かれの「初成」は「厄戌」の誤りである。『寰宇記』『河南志』がともに『漢官儀』に作り、「厄戌」に作っている（九）のは証拠とすべきであり、今訂正する。

②楊…『河南志』に「北魏は旧の門をやや南に移した」（二〇）とある。

その水（陽渠水）は北側が高い渠道を利用して、上下（東と南）に枝分かれし、（東の渠は）もとの石橋の東を過ぎて城内に入り、瑤光寺^②を過ぎる。中には碑があり、碑の側面は「子丹碑」（二）を手本としていて、龍形の様式につくっており^④、今日の作としてはよいが、古のものと比べるならばやはり劣る。

①熊…これは城西の陽渠水であり、閭闔門より初めて枝分かれして城内に入るものである。

②朱は「望先寺」に作り、全・趙・戴は同じである。

楊…『伽藍記』に「瑤光寺は、世宗宣武皇帝が建てたもので、閭闔門の御道の北にあり、東に千秋門を二里隔てた場所にある。寺の北には金墉城があり、東には洛陽小城がある」とある（二二）。地勢によって推し量るに、『注』が述べる寺とよく合う。「望先」は「瑤光」と字形が近く、「瑤光」の誤り（二三）であることは疑いなく、今訂正する（二四）。『通鑑』齊建武三（四九六）年に、「北魏は皇后馮氏を廃し（二五）、后は瑤光寺に居り練行尼となった」とあり、注に、「瑤光寺は洛陽宮の側にある」とある（二六）。

③楊…「子丹」とは曹真をいう。『灤水注』にも(一七)みえる(一八)。

④『箋』…「龍距」に作るべきではないかと疑われる。龜趺のようなものである。《趙は、よって「距」と改める。》
戴…『注』の中には「雲矩」「螭矩」「龍矩」がしばしばみられる(一九)。朱が「龍距」に作るべきではないかとするの誤りである。

渠水はまた東に向かい、もとの金市の南を経て^①、千秋門につきあたるが、これはもとの宮門である^②。

①楊…金市が洛陽三市の一であるのは、上文(二八六頁)に詳しい。『御覽』卷一九一の引く『洛陽記』に、「金市は臨商觀の西にあり(二〇)、(易の卦で)兌(すなわち西)の方角は金にあたるから、故に金市という」とある(二二)。酈氏が述べるところによれば閭闔門の内側にある。しかしながら『伽藍記』には、「長秋寺は西陽門内の御道の北一里にあり、これは晋中朝の時に金市があった場所である」とある(二三)。つまり西陽門の内にあると考えているが、恐らく楊銜之(二三)が誤っているのであろう。

②朱は「古」を「右」に作り、全・趙(二四)は改める。

楊…『御覽』卷一八三に引く『洛陽故宫名』は、「洛陽に千秋門がある」という(二五)。『通鑑』晋太安元(三〇二)年の注に、「千秋門は、宮の西門である」とある(二六)。

また(ここで枝分かれした)支流が石づくりの水道に入りこみ^①、伏流して靈芝池・九龍

池に注ぎいむ^②。

①熊…これは間闔門より^(二七) 枝分かれた水が初めて分かれ出る箇所である。

②^(二八) 『魏志』文帝紀・黃初三^(二二二) 年に「靈芝池を穿つ」とある^(二九)。『御覽』卷六七に引く『晉宮閣名』^(三〇) に、「靈芝池は長さ幅一五〇歩、水深二丈^(およそ四・八メートル)、そのほとりに楼を連ねた飛閣があり、閣道・釣台が四方に出ていて、池中に鳴鶴舟・指南舟がある」とある^(三一)。また『魏志』明帝紀の裴松之注に引く『魏略』に、「穀水を引いて九龍殿^(三二)の前を過ぎるようにし、白玉で飾った井げたや美しい模様をついた欄干をこしらえ、蟾蜍^(ヒキガエル)の彫像にその水を受けさせ、神龍の彫像にそれを吐き出させた。博士の馬均^(鈞)に司南車^(常に南を指し示す像を置いた車)や、水転百戲^(水で動くからくり人形)^(三三)を作らせた」とある^(三四)。九龍は九龍殿をいい、穀水を引きその前を過ぎさせたと述べている。すなわち九龍池である。『伽藍記』に「凌雲台の下に碧海^(三五)・曲池があり、台の東に靈芝^(池)の釣台があり、木を積み重ねてこれを造り、水上に屹立していた」とあるのがこれを証明している^(三六)。この海とはすなわち靈芝池である。また『伽藍記』に「釣台の南に宣光殿があり、殿の西に九龍殿があり、前で龍が水を吐いて一海を形成している」とある^(三七)。この海とはすなわち九龍池である。二池はともに宮城の中にあり、互いに距離を隔てておらず、だから『注』は支流が伏流して池に注ぐことを述べるにあたって、連続してこれをいったのである。

北魏太和年間、洛陽に遷都すると^①、宮殿を営み構え、街路や溝渠を修理し、細かいとこ

ろの隅々まで及ぼそうとした^②。

①『魏書』孝文帝紀に、「太和一七（四九三）年九月、洛陽に行幸し、遷都の計を定めた」とあり（三八）、「一九（四九五）年九月、後宮および文武の官は尽く洛陽に遷った」とある（三九）。

②朱には「幽」字がない。《戴は同じ》。『箋』…「幽」字を脱しているのではないか。
全・趙は増す。

石材を掘り出してこれを見たところ、全く損壊したところがなく^①、また石細工は細密で、今日のものとは比べものにならず^{（四〇）}、また至ってすぐれた^{（四二）} つくりで、そこでもとのままこれを用いた。

①朱は「曾」を「嘗」に作り、全は校正して改め、趙・戴は同様に改める（四二）。

（一）ここまで叙述してきたように、穀水の正流は洛陽城の北側を流れ、広莫門を過ぎて南に曲がり、洛陽城の東側を南流して、楽里道から東に曲がって陽渠に流れ込む。その穀水正流から陽渠が分かれるのがここからの記述である。陽渠はさらに枝分かれするので、熊は「陽渠水の正流」といつている。

（二）『統漢書』百官志四に「本注曰、雒陽城十二門、其正南一門曰平城門、北宮門、属衛尉。其余上西門・雍門・広陽門・津門・小苑門・開陽門・秬門・中東門・上東門・穀門・夏門、凡十二門」とある。

(三) 『伽藍記』原序に「西面有四門。南頭第一門、曰西明門。(中略)次北曰西陽門。(中略)次北曰閭闔門。漢曰上西門、上有銅璇璣玉衡、以齊七政。魏晉曰閭闔門、高祖因而不改。次北曰承明門」とある。

(四) 江蘇本は「戊」につくり、底本も同字にみえる。しかし後段にもあるように意味のうえから「戊」に作るべきである。以下同じ。

(五) 『寰宇記』卷三広陽門に「又次北曰上西門、在戊上、晋改曰閭闔門」とある。

(六) 江蘇本はここに「漆」を増す。これについて段『校記』に「考えるに、もと『丹』の下に『漆』字を脱しており、『統漢志』も同じである。標点本はすでに校補し、『寰宇記』『名勝志』河南八にもこれがあり、証拠とすべきである。今補う」とあり、これに従って補う。『統漢志』及び『寰宇記』の原文は疏文参照。

(七) 『玉海』(光緒九年浙江書局刊本)卷一六九漢雒陽十二門の上西門の割注は「漢宮」ではなく「漢官」に作る。

(八) 『統漢書』百官志四の「其余上西門」に対する劉昭注に「応劭漢官曰、上西所以不純白者、漢家初成、故丹(漆)鏤之。李尤銘曰、上西在季、位月惟戊」とある。『後漢書集解』に「惠棟曰、注丹下脱漆字」とあり、中華書局標点本が「漆」字を補うのは惠棟の説による。

(九) 『寰宇記』卷三広陽門に「按漢官儀云、上西門所以不純白者、漢家厄于戊、故以丹漆鏤之」とある。また、『河南志』後漢城闕古蹟に「応劭漢官儀曰、上西所以不純白者、漢家厄於戊、故以丹飾之。門上有銅璿璣・玉衡。李尤銘曰、上西在季、位月惟戊。菊黃豺祭、号令嚴悉」とある。

- (一〇) 『河南志』後魏城闕古蹟に「次北閭闔門」とあり、「北旧徙門稍南」と説明する。
- (一一) 子丹は『魏志』卷九に立伝される曹真の字。曹真は曹操の族子である。曹操が起兵すると曹真の父の曹邵が徒衆を募ったが州郡の人々に殺されてしまい、哀れんだ曹操が真を諸子とともに養ったという。また裴松之注所引『魏略』によれば、本姓は秦であったという。
- (一二) 『伽藍記』卷一城内・瑤光寺条に「瑤光寺、世宗宣武皇帝所立。在閭闔城門御道北、東去千秋門二里。(中略)瑤光寺北有承明門、有金墉城、即魏氏所築。(中略)東有洛陽小城、永嘉中所築」とある。
- (一三) 底本は「誤」を脱するが、台湾本・江蘇本が「誤」を増すに従って補う。
- (一四) 楊守敬は字形の近似から「望先」は「瑤光」の誤りであると考える。墓誌等には遙光寺がみられ、一例として北魏宣武帝の後である高氏は『魏書』卷一三皇后列伝に「及肅宗即位、上尊号曰皇太后。尋為尼、居遙光寺」とあり、同人の墓誌である「世宗后高英墓誌」(趙万里『漢魏南北朝墓誌集積』科学出版社、一九五六、図版二八)にも「魏遙光寺尼慈義墓誌銘」とある。
- (一五) 底本・台湾本等は「魏廢皇后為馮后」に作るが、江蘇本が「魏廢皇后馮氏」に作るに従って改める。
- (一六) 『通鑑』卷一四〇建武三年条に「秋、七月、魏廢皇后馮氏。(中略)后素有德操、遂居瑤光寺為練行尼」とあり、胡三省注に「瑤光寺在洛陽宮側」とある。練行尼とは修練戒行をする尼である。
- (一七) 江蘇本は「互」を脱す。

(一八) 卷一三『灑水注』に「其水又逕寧先宮東。獻文帝之為太上皇、所居故宮矣。宮之東次、下有兩石柱、是石虎鄴城東門石橋柱也。按柱勒、趙建武中造、以其石作工妙、徙之于此。余為尚書祠部、与宜都王穆巖同拜北郊、親所逕見、柱側悉鏤雲矩、上作蟠螭、甚有形勢、信為工巧、去子丹碑則遠矣」とあり、疏に「守敬按、酈書不載子丹碑所在。書鈔二百二引術征記云、曹真祠堂在北邙山、刊石既精、書亦甚工」とある。『書鈔』の卷数は正しくは一〇二で、また書名は『述征記』が正しい。『水経注碑録』卷三「寧先宮石柱建武題刻」条には「曹真祠碑」への言及があり、清・道光年間に西安から出土した「曹真殘碑」があり諸書に著録されているが、これは「曹真祠碑」とは別であるという。ただし曹真殘碑の碑側にも『注』本文にあるような龍の文様がみえ、参考に供する(左図参照)。



曹真殘碑(部分)
神田喜一郎・西川寧監修、
伏見冲敬解説『魏・曹真殘
碑』(二玄社、1970) 3～
4頁をもとに作成(イラスト:
中村威也)。

(一九) 「雲矩」については「檐前四柱、採洛陽之八風谷黑石為之、雕鏤隱起、以金銀間雲矩、有若錦焉」(卷一三

『灑水注』(「余為尚書祠部、与宜都王穆熙同拜北郊、親所逕見、柱側悉鏤雲、矩、上作蟠螭、甚有形勢、信為工巧、去子丹碑則遠矣」(同)、「廟北有二石闕双峙、高一丈六尺、檜櫺及柱皆雕鏤雲、矩、上學罍已碎、闕北有圭碑」(卷二 三『陰溝水注』)とあり、「螭矩」については「又北逕建春門、石梁不高大、治石工密、旧橋首夾建兩石柱、螭、矩、跌勒甚佳」(卷九『洹水注』)とある。

(二〇) 底本は「作」に作るが、台湾本・江蘇本・楊守敬集が「在」に作るに従って改める。

(二一) 『御覽』卷一九一市に引く『洛陽記』に「三市、大市名也。金市在大城西、南市在大城南、馬市在大城東。按金市在臨商觀西、兌為金、故曰金市」とある。同文は劉緯毅『漢唐方志輯佚』(北京図書館出版社、一九九七)にみえる陸機・華延儁・楊佺期の『洛陽記』、および撰者不詳の『洛陽記』にも収録されておらず、ここで引かれている『洛陽記』の作者を特定することはできない。

(二二) 『伽藍記』卷一城内・長秋寺条に「劉騰所立也。(中略)在西陽門内御道北一里。亦在延年里、即是晋中朝時金市処」とある。

(二三) 疏は「羊氏」に作るが楊銜之を指す。

(二四) 江蘇本は「戴」を増す。

(二五) 『御覽』卷一八三門下に引く『洛陽故宮名』に「洛陽有飛兔門、(中略)千秋門(下略)」とある。『洛陽故宮名』は撰者不明。清・姚振宗『隋書經籍志考証』卷二一史部一一に「洛陽故宮名・洛陽宮舍記(中略)以上一百十

六部、見諸書所引、莫詳其篇卷」とだけある。劉緯毅『漢唐方志輯佚』に佚文が収められている。

(二六) 『通鑑』卷八四太安元年一二月条に「縱火燒千秋神武門」とあり、胡三省注に「千秋神武門、宮西門也」とある。

(二七) 江蘇本・楊守敬集は「自」を「有」に作る。

(二八) 台湾本はここに「守敬按」を増す。

(二九) 『魏志』文帝紀・黃初三年条に「是歲、穿靈芝池」とある。

(三〇) 底本・台湾本・楊守敬集は「銘」に、江蘇本は「名」に作るが、後者に従い改める。後注(三一)参照。

(三一) 『御覽』卷六七池に引く『晉宮閣名』に「靈芝池、広長百五十歩、深二丈、上有連樓飛觀、四出閣道・釣台、

中有鳴鶴舟・指南舟」とある。『晉宮閣名』について、清・姚振宗『隋書經籍志考証』卷二史部一に「以上一百十六部、見諸書所引、莫詳其篇卷」とあり、そのうちのひとつとされる。なお一九四頁注(一八)参照。

(三二) 底本・台湾本・楊守敬集は「九龍」に作るが、江蘇本は「九龍殿」に作る。段『校記』は以下のようにいう
・『魏志』注は「九龍殿」に作っており、楊氏が拠った本は「殿」字を脱しているようであり、故に「九龍は九龍殿である」というのである。いま「殿」字を補う。

(三三) 水転百戯は水力によって様々な動きを見せる人形のこと。これについては『魏志』卷二九方技・杜夔^ト伝の裴松之注に引く、西晋・傅玄の馬鈞を序した文にも「其後人有上^ト百戯者、能設而不能動也。帝以問先生、可動否。对

曰、可動。帝曰、其巧可益否。対曰、可益。受詔作之。以大木彫構、使其形若輪、平地施之、潛以水發焉。設為女樂舞象、至令木人擊鼓吹簫。作山岳、使木人跳丸擲劍、緣絙倒立、出入自在。百官行署、春磨鬪雞、變巧百端」とある。

また、『太平広記』卷二二六伎巧二・水飾図経には「若此等総七十二勢、皆刻木為之。或乘舟、或乘山、或乘平洲、或乘盤石、或乘宮殿。木人長二尺許、衣以綺羅、裝以金碧。及作雜禽獸魚鳥、皆能運動如生、隨曲水而行。又間以妓航、与水飾相次、亦作十二航。航長一丈闊六尺。木人奏音声、擊磬撞鍾、彈箏鼓瑟、皆得成曲。及為百戲、跳劍舞輪、昇竿擲繩、皆如生無異。其妓航水飾、亦雕裝奇妙。周旋曲池、同以水機使之。奇幻之異、出於意表」とある。馬鈞の發明品については譚良嘯「『三国志』裴注『傅玄序』解説―機械製造大師馬鈞の幸与不幸」(『湖北文理学院学报』三四―七、二〇一三)参照。

(三四)『魏志』卷三明帝紀・青龍三(二三五)年条に引く『魏略』に「通引穀水過九龍殿前、為玉井綺欄、蟾蜍含受、神龍吐出。使博士馬均作司南車、水転百戲」とある。

(三五)台湾本は「海」を「池」に作る。

(三六)『伽藍記』卷一城内・瑤光寺条に「千秋門内道北有西游園、園中有凌雲台、即是魏文帝所築者。台上有八角井、高祖於井北造涼風觀、登之遠望、目極洛川。台下有碧海曲池。台東有宣慈觀、去地十丈。觀東有靈芝鈞台、累木為之、出於海中、去地二十丈」とある。

(三七) 『伽藍記』 卷一城内・瑤光寺条に「釣台南有宣光殿、北有嘉福殿、西有九龍殿。殿前九龍吐水成一海」とある。
(三八) 『魏書』 卷七高祖紀下・太和一七年条に「九月庚午、幸洛陽、周巡故宮基趾。(中略) 仍定遷都之計」とある。

(三九) 『魏書』 卷七高祖紀下・太和一九年条に「九月庚午、六宮及文武尽遷洛陽」とある。

(四〇) 台湾本・楊守敬集が「之」と「擬」の間に「所」を増すに従つて補う。

(四一) 江蘇本は「奇」を「可」に作る。

(四二) 江蘇本は「戴・趙同」に作る。

その一水^①は千秋門より南流し、神虎門の下を過ぎ、東に雲龍門に対する^②。

①熊…これは閭闔門から枝分かれする水である(一)。

②楊…『文選』東京賦に、「雲龍門を飛龍のごとく東方の道に立て、神虎門をたむろする白虎のごとく西方の道に設けた」とある。薛綜注には、「德陽殿の東門は雲龍と称し、西門は神虎と称す」とある。李善注が引く『洛陽宮殿簿』には、「北宮に雲龍門・神虎門(二)がある」とある(三)。

二門の梁には^①みな雲龍や風虎の姿が刻まれ^②、美玉でこれを飾つてある(四)。

①朱は「二水」に作る。『箋』…「二門」に作るのではないか。

全・趙・戴は改める。

熊…『初学記』卷二四はこれを引いて「二門」に作る(五)。

②朱は「刻」を「列」に作る。『箋』…『初学記』はこれを引いて「刻」に作る。

全・趙・戴は改める。

熊…『御覧』卷一八三はこれを引いて「刻」に作る(六)。

朝日をはじめて出て、夕日が差し込むたびに、白の模様が緑色に照り輝き(七)、その色鮮やかなさまは目を眩ませるほどである。(渠水は)また南に向かい通門^①・掖門の西を過ぎる^②。

①全本は趙を引き、「通門」とあるのは疑わしい」という。

②楊…『初学記』が引く『洛陽故宮記』に、「洛陽に南掖門・北掖門・東掖門・西掖門がある」(八)とある。この水が通過したのは、西掖門である。

(一) 閭闔門から枝分した水が、さらに枝分したものである。

(二) 底本は「神龍門」に作るが、台湾本・江蘇本が「神虎門」に作るに従って改める。

(三) 『文選』卷三張衡「東京賦」に「飛雲龍於春路、屯神虎於秋方」とあり、薛綜注に「德陽殿東門称雲龍門、德陽

殿西門称神虎門」とあり、李善注に「宮殿簿、北宮有雲龍門。(中略)宮殿簿、北宮有神虎門」とある。

(四) 風虎は嘯いて風を起こす虎で、雲龍と対をなす。火斉は美玉の名。『文選』卷二張衡「西京賦」に「翡翠火斉、絡以美玉」とあり、李善注に「火斉、玫瑰珠也」とある。また、『梁書』卷五四諸夷伝・中天竺国条に「火斉状如雲母、色如紫金、有光耀、別之則薄如蟬翼、積之則如紗縠之重沓也」とある。

(五) 「二門」と作る版本もあるが、四庫全書本『初学記』卷二四門に引く『注』に「神獸門、東対雲龍風虎二門、衡楸之上、皆刻雲龍風虎之状」とある。

(六) 『御覽』卷一八三門下に引く『注』に「神獸門東対雲龍門、衡楸之上、皆刻雲龍風虎之状」とある。

(七) 底本は「照翠」に作るが、台湾本・江蘇本が「翠照」に作るのに従い改める。

(八) 『初学記』卷二四門に引く『洛陽故宮記』に「洛陽有上西門(中略)南掖門・北掖門・東掖門・西掖門(後略)」とある。

(陽渠水は) また南流して、東に転じ、閭闔門の南を過ぎる。

戴・考えるに「閭闔門」は宮城の南正門のことで、後文(三三二頁)で「雉門を改めて閭闔門とする」と記述されているのがこれで、前と後で言及されている「閭闔門」は、名を同じくするが別の場所である(一)。

楊・『洛陽故宮名』には「洛陽には閭闔門がある」とある(二)。「魏書」前廢帝紀に、群臣が拝賀して(禪讓の)

儀礼が終わり閭闔門に登った、とあるのは、この門のことである(三)。全が『寰宇記』を引用して「西晋は上西門を閭闔門と改名した」とするのは(四)、誤って宮城南門のことを大城(洛陽城)の西門にあてているからである。『礼記』によると、王に五門あり、皋門・庫門・雉門・応門・路門をいう。

楊…『礼記』明堂位の鄭玄注によると、天子の五門とは、皋・庫・雉・応・路をいう(五)。路門は一名を畢門ひつといい①、また虎門ともいった②。

①楊…『尚書』顧命には、(康王の即位にあたり、武人の)二人が雀の頭の色のような弁を被り恵(みつめほこ)を執り、畢門の内側に立った、とある。正義によると、畢門とは即ち路寝の門のことで、一名を畢門という(六)。②楊…『周礼』には、師氏は王の媿(美)を告げることを職掌とし、虎門の左に控えて、王が朝を視ることを觀察する、とある。鄭玄注によると、虎門は路寝門のことである(七)。

魏の明帝は、上は太極を洛陽南宮に象りかたど(八)、

『熊…』『史記』高祖紀の六年の条によると、「高祖は雒陽の南宮に酒宴を設けた」とあり(九)、正義は『括地志』には「南宮は(唐の)雒陽県の東北二六里の洛陽故城の中にある」とある」という。『輿地志』は「秦代にはすでに南宮と北宮があった」という(一〇)。『後漢書』光武帝紀上によれば、「光武帝は南宮の却非殿に行幸した」とある(一一)この後文にある南宮・北宮は、みな曹魏の時代のものである。思うに秦が南宮・北宮を造営して以降、漢魏はこれを継承したのであろう(一二)。」

太極殿を漢の崇徳殿の址に造営し（二三三）、

楊…『文選』卷三所収の張衡「東京賦」は、「崇徳殿は後漢の明帝が造営した」という。薛綜の注は、「崇徳殿は東にあり、徳陽殿は西にあり、その間の距離は五〇歩である」という（二四）。『魏志』明帝紀には、青龍三（二三三）年に、大いに洛陽宮を修築し、太極殿を起こしたとある（二五）。『類聚』卷六二に引く戴延之『西征記』には、太極殿の側には、黄金で作った井欄・博山・轆轤ろくろがあり、井戸の上で蛟龍が博山を背にしている、また、蛟龍の下方には黄金の獅子がいる、という（二六）。

雉門を改めて閭闔門とした（二七）。

楊…『御覽』卷一八三に引用される『漢宮殿名』では、洛陽に閭闔門があるとあるので、漢にはすでにこの門があったのであり、魏の時代の故名ではないようである（二八）。

昔、後漢時代には、洛陽宮殿の門の題額の多くは大篆だいてん（二九）で書かれていた。蔡邕さいようら諸子が書したものとわわれている。

楊…『後漢書』蔡邕伝によると、（蔡邕が）撰した『篆勢』が、世に流布しているという（三〇）。『晋書』衛恒伝は『四体書勢』（二二）を載せていて、それには、「秦の時に李斯は篆書が巧みだったといわれている。後漢の建初年間（七六〜八四）に、扶風の曹喜が李斯と書法を少し異にしたけれども、上手とされた。蔡邕は李斯と曹喜の書法を採用して、古今を融合させた書体を作った」という（三三）。（『注』文の）「諸子」とは、師宜官・梁鵠りょうこくら（三三）を

指すのであろう。

董卓が（洛陽の）宮殿を焼き払ってから^①、魏の太祖（曹操）は荊州を平定したが^②、漢の吏部尚書で安定郡出身の梁鵠（孟皇）は、師宜官の八分体^③（三五）を得意としたので、これによって死罪を贖いたいと太祖に申し出た。太祖は彼の書法を気に入り、その書を常に軍幕の中の高い場所に懸けて鑑賞し、師宜官の書よりも優れていると思っていた。北宮の榜題は、すべて梁鵠の筆である^④。

①楊…『後漢書』董卓伝によると、董卓は（洛陽の）宮殿や官序を全て焼き払ったとある（二六）。

②朱は「善」の字を誤って「蓋」に作る。『箋』…「善」に作るべきである。

全・趙・戴は「善」に改めている。

③楊…『書断』（二七）によると、「後漢の師宜官は、南陽の人である。靈帝は書を好み、天下の能書家を鴻都門に徴集すると、数百人も集まってきたが、八分体については、師宜官が最上と評価された」という（二八）。『晋書』に載せられる衛恒の『四体書勢』によると、「師宜官は時々酒屋で酒を飲んで、店の壁に字を書き、書き終わると（字を書きつけた）柎（板）^①（二九）を削って燃やした。梁鵠は、そこで版をさらに作って師宜官に酒を飲ませて、彼が酔うのをうかがって柎を盗んだ（盗んだ柎で師宜官の書風を学んだ）。梁鵠は、遂に書（が巧みなる）をもって選部尚書に昇進した。時に魏の武帝（曹操）は、洛陽令になることを望んでいたが、（その希望に違えて）梁鵠

は北部尉（洛陽北部都尉）に任命した。後に（武帝が台頭すると）梁鵠は（荊州に割拠する）劉表のもとに身を寄せたが、武帝は荊州を平定すると彼の行方を追った。故に梁鵠は恐れて自らを縛って武帝の軍門に至り、秘書として書の道に精励して自らの力を尽くすこととなった。武帝は常に梁鵠の書を軍幕に掲げ、または、その作品を壁に釘で固定して愛でたが、師宜官の書より優れていると評した。今の宮殿の題署は、多く梁鵠の書である」という（三〇）。『魏志』武帝紀の注には、「梁鵠の字は孟黃、「宋本は「皇」と作り、これ〔注〕文の表記」と同じ。安定郡の出身」とある（三一）。

南宮が建設されると（三二）、（魏の）明帝は侍中で京兆尹出身の韋誕に命じて、古篆（三三）の書法を用いて榜題を書かせた。

楊・『魏志』では韋誕を劉劭りゅうしやう伝に附伝し、「光祿大夫・京兆の韋誕」という（三四）。『晋書』に収録される衛恒の『四体書勢』には、「韋誕の篆書は邯鄲かんたん淳じゆん（三五）を手本としている。太和年間（二二七〜二三三）に韋誕は武都太守となったが、能書であるが故に中央に留められて侍中に任命された。曹魏の宝器の銘題はみな韋誕の書である」という（三六）。また、『書断』によれば、「誕の諸々の書はいずれも巧みであるが、題署は特に優れていた」という（三七）。

（北魏の）帝都が洛陽に遷ると、始めは中書舍人沈含馨しんかんけいに①、隸書を用いて宮殿の榜題を書かせた。景明（五〇〇〜五〇三）・正始（五〇四〜五〇八）年間に、また、符節令②の

江式に勅命を下して隸書の榜題を大篆に改めた。今の諸々の桁けたにかけられた榜題は、みな江式の書である^③。

①楊…沈含馨については、不詳である（三八）。

②楊…『魏書』官氏志によると、符節令は第八品である（三九）。

③熊…『魏書』宣武帝紀によれば、永平二（五〇九）年に詔が下って宮城の諸門闕なの名を定めたという（四〇）。この時、門の名が定められ、その後に書かれたのであろう。酈道元は、「今の諸々の桁にかけられた榜題はみな江式の書である」というので、明らかに永平（五〇八〜五二二）年間以後に見た（門に書かれた）題名を指して、江式の書としている。しかしながら、一方で景明（五〇〇〜五〇三）・正始（五〇四〜五〇八）年間に書かれたものだという。（ここでは）永平二年に宮門の名を定める以前のこととなるので、道理に合わない。この部分には誤りがあるであろう。『魏書』江式伝によると、「（江式は）符節令に任命された。江式は篆書体が最も巧みで、洛京の宮殿諸門の板題は、みな式の書である」とある（四二）。

『周礼』によると、大宰は（四二）、正月を以て（統治の方針となる）治法（四三）を象魏しやうぎに掲示し天下に布告した。『広雅』^①によると、闕を象魏ともいう^②。

①楊…『隋書』経籍志によれば、『広雅』は全三卷、魏の博士張揖ちゆうが撰した（四四）。

②楊…『広雅』積宮によれば、象魏とは闕のことである（四五）。『玉篇』も同じ（四六）。

『風俗通』には、「魯の昭公が二つの觀を門に設置し、これを闕と呼称した。(部首は)門であり、音は歛^{けつ}である^①」という。『爾雅』^②によれば、「觀」を「闕」とも呼称するとい^う^(四七)。『説文』によると、闕とは門觀のことである^(四八)。『漢官典職』^③^(四九)には「偃師^{えんし}県は洛陽城より四五里離れている^④。そこから朱雀闕を望めば、その頂上は鬱然として天へと連なっている」という^⑤。これは極めて高いことを明らかにしたものである。『洛陽故宮名』によると、朱雀闕・白虎闕・蒼龍闕・北闕があつたが^(五〇)、これらは南宮の闕である^⑥。

①朱は「歛」を「厥」に作る。趙は同じくしているが、全・戴は改めた。

楊・今本の『風俗通』にはこの文はない(五一)。

② 釈宮篇にある。

③ 楊・『隋志』によると、『漢官典職』は全二巻で、漢の蔡質の撰である(五二)。

④ 偃師については、後文(五一六頁)で詳しく述べる。

⑤ 熊・『類聚』卷六二・『河南志』はいずれも『漢官典職』のこの条を引き、『注』文の「四十五里」とは異なり「三十五里」としている。『注』文の「鬱然」については、『類聚』は「鬱樸」として、『河南志』は「鬱律」とする(五三)。「類聚」卷八の引く(『漢官典職』の)別の一条をみると、「徳陽殿は、敷地内は万人を容れ、偃師から

宮までの距離は四五里で、殿の下では洛水をせきとめてある」とある（五四）。なお「三」を「四」に作ることは、

『注』文と一致する。『注』文の「鬱然」についても「鬱樸」「鬱律」とするよりも妥当である（五五）。

⑥楊…この（これらは南宮の闕である）という）句は酈道元の解釈で、上の四闕がすべて南宮の闕であることを述べているのである。

『東觀漢記』が、「更始帝が洛陽を出発しようとした時に、李松が帝の馬車の御者であったが、馬が暴走して、北闕の鉄柱門にぶつかり、（四馬のうち）三匹の馬が死んだ」というのは、即ちこの闕のことである（五六）。

楊…『後漢書』劉玄伝も、馬が奔走した事件を載せているが、北闕を北宮としており、酈道元が北闕を南宮の闕とした見解と異なっている（五七）。

『白虎通』によると、「門には必ず闕があるのは何故か。闕は、門を飾って身分の尊卑を区別する故である」という^①。今閭闔門の外側に、門を挟むように巨闕を建てて、天宿に対応させている^②。これは礼の通りではないが、象として魏として、門闕を高くして^③、（その）上に復思（衝立・屏風状の器物）を加えて^④、楼観の代用としてしているのである（五九）。

①楊…現行本の『白虎通』には、この文がない（六〇）。

②楊…朱雀は、南方の星宿の名前である（六一）。

③『箋』…孫汝澄がいうには、この部分は「猶象而魏之上加復思以易觀矣」ではなく「猶象魏之上而加復思以易觀矣」とすべきである、という。鍾譚・項綱・黄晟本は全て孫に拠って字句を改めた。

趙…『困学記聞』をみると「楊植 許由廟碣」には（許由のことを）堯而許之、日而月之（堯に匹敵すること
を認め、日があれば彼は月だ）とある。独孤及 仙掌銘（六一）では、（山河を創造した蟲眉について）日而月之、
星而辰之（日であればこれは月であり、星であればこれは辰である）とある。これは同一の句法である」とあ
る（六三）。楊慎によると、『莊子』に「戸而祝之、社而稷之（神として彼（庚桑楚）を祀り、社（土地神）として
も稷（穀物の神）としても祭祀しよう）」とあるという（六四）。『注』文の、「象而魏之（象として之を魏とす）」の
句は、古い言い回しによったもので、誤文ではない。

④楊…『魏志』明帝紀、青龍三（二三五）年の条の注引用の『魏略』には、「是の年、閭闔門などの諸門闕の外側
に學思（衝立状の器物）を築かせた」とある。則ち北魏は前代の制度を踏襲したのである（六五）。

『広雅』①は「復思」②とは「屏」のことであり③（六六）『釈名』④には、「屏とは、
自ら立ち止まって考えること」という（六七）。學思は門外に立てられ、「學」は「復」と同
義である。臣下が門をくぐって参内して君主に請願をする際に、この⑤場所において再考
するのである。

①『積宮』篇にある。

②楊…現行本の『広雅』は「復思」を「學憲」に作っている（六八）。

③楊…『礼記』明堂位の鄭玄注には「屏」は「樹」のことをいい、今の桴思ふしのことである」とある（六九）。崔豹『古今注』によると、「粟憲」とは、「昔の」屏の名残りである」という（七〇）。

④『積宮』篇の室にある。

⑤朱は「請」を「言」に作る。『箋』…『積名』では「請」に作る。

全・戴・趙は改めた。

前漢末に兵乱が起こると、（王莽は使者を派遣して）陵園の學思を壊し、人民が再び漢朝を思慕することがないようにした^①。故に『塩鉄論』には^②、「（墓園に）垣闕えんけつ學思ふし（が設けられた）」^{（七）}という語句があるが、屏を（垣の）隅に設置したことを指していつているのである。また、穎容によれば、「闕は、君主に過失があれば、臣民はこれを闕に書くことができる、それで論譽を人に求める故に、（この門闕を）闕というのである」と述べている（七二）。

①楊…この事件は『漢書』王莽伝にみえる、その文をみるに、「壊」の上には「王莽遣使」の四字を補うべきである（七三）。

②『散不足』篇にある。

今、閭闔門の闕の前、渠水の南の御道の右側（西側）に、登聞鼓を設置して諫言を受け付ける場所とした。

戴は「也」の字を削除している。

楊・『玉海』「二字空格の下である」には、『後魏書』によると、世祖（太武帝）は闕の左に登聞鼓を懸けて臣民に冤罪を訴えさせた（七四）。『水経注』によると、闕の右に登聞鼓を置いて臣民の諫言を受け入れた」とある。『扈林』では（『玉海』の説を）非とし、「闕の左で冤罪を治めたのは、乃ち桑乾（平城での制度）であり、闕の右で諫言を求めたのは、則ち洛陽の朱雀闕での制度である」という（七五）。『魏書』刑法志マヤに拠れば、「神麤年間（四二八〜四三一）に、崔浩に詔して律令を定め、闕の左に登鼓を懸けた」とあり（七六）、闕の右側の制度には言及していない。故に王応麟（伯厚）は『注』を引用して（闕門の右の制度を）補足したのであって、『魏書』刑罰志にみえる）闕の左の制度が、桑乾（平城）のものであることを知らなかったのではないか。

昔、黄帝は明堂議を立て、堯は衢室くしつの間を発し、舜は告善の旗があり、禹は立鼓の訊があり、湯は総街の誹があり、武王は靈台の復があったが^①、それらはみな君主が過失を犯した時の備えを広く設けようとするためであった。

①楊・以上の六句は『管子』桓公問篇にみえる。今本『管子』で「明堂」を「明台」に作るのは、誤りである（七七）。

- (一) 前に閭闔門に言及した箇所は、三一六頁である。この『注』文が述べる閭闔門は同名であるが前述されたものと異なり、北魏洛陽城の宮城の南側に設けられた正門にあたる。
- (二) 『御覽』卷一八三門下に引く『洛陽故宮名』では、洛陽の諸門を列举する中に「閭闔門」の名がみえる。
- (三) 『魏書』前廢帝紀には、「建明二年）春二月己巳、（中略）（元）曄進至邛南、（爾朱）世隆等奉（広陵）王東郭之外、行禪讓之礼、（中略）太尉公爾朱度律奉進靈綬袞冕之服、乃就輅車、百官侍衛、入自建春・雲龍門、昇太極前殿、群臣拜賀、礼畢、登閭闔門」とある。
- (四) 楊が指摘するように、全本では「閭闔門」の下に割注を付し「太平寰宇記曰、晋改上西門為閭闔門。按上文亦以為漢之上西」とあり、誤って、この『注』文にある「閭闔門」を漢の上西門を晋が改称したものとみなしている。なお、全が出典とした『寰宇記』卷三洛陽県には「広陽門、西面有三門、在申上。（中略）次北、漢曰雍門、在西上。晋改曰西明門。又次北曰上西門、在戌上。晋改曰閭闔門」とある。
- (五) 『礼記』明堂位に「周公・諸侯）大廟、天子明堂。庫門、天子臯門、雉門、天子応門」とある。これに鄭玄が注して「言廟及門如天子之制也。天子五門、皋・庫・雉・応・路」という。「天子（王）の五門」は、周代の宮城に設置された門で、外側から内側に向かって皋門・庫門・雉門・応門・路門と配置されていたという。路門は、『周礼』考工記・匠人に「路門不容乗車之五个」とあり、鄭玄注では「路門者、大寝之門」とあって、王宮最深部で天子が

政治を行う大寝の門である。ここの『注』文の直後にあるように、一名を畢門あるいは虎門ともいった。その外側が応門で、『爾雅』積宮篇によれば「正門、謂之応門」とあり、宮城の正門にあたる。庫門・雉門については、『礼記』郊特牲に「献命庫門之内、戒百官也」とあり、鄭玄注に「庫門、在雉門之外、入庫門則至廟門外矣」とあって、庫門は雉門の外側にあり門を抜けると廟門の外に出るといふ。

このように「五門」の具体的な位置関係については経書中には断片的記述しかないので不明な点が多く、清代の考証学者である戴震が五門説を否定して、路門・応門・皋門の三門説を唱えている。経書中にみえる周代の門闕制度に関する歴代の解釈については、貝塚茂樹『中国の古代国家』（中央公論社、一九七六）第一章「朝と闕―門と広場」に整理されている。

(六)『尚書』顧命に「二人雀弁、執惠、立于畢門之内」とある。また、正義には「天子五門、皋・庫・雉・応・路也。下云、王出在応門之内。出畢門始至応門之内、知畢門即是路寝之門、一名畢門也」とある。畢門は天子五門に数えられる路門の別称である。

(七)『周礼』師氏に「師氏掌以媯詔王、以三德教国子。(中略)居虎門之左、司王朝」とある。「媯」は「美」と同義。楊は「掌詔王媯」と引用するが、原典では「掌以媯詔王」となっており、楊の引用に誤りがある。また、鄭玄の注には「虎門、路寝門也。王日視朝於路寝門外。画虎焉、以明勇猛、於守宜也」とあり、「司猶察也」とある。

(八)駒井和愛「唐長安式都城の起源についての小考」(同『中国都城・渤海研究』、雄山閣出版、一九七七)では、

この『注』文を引き、「太極」には形而上学的な観念を反映した陰陽万物の根源「太一」の意味があり、天文占星思想を反映して北極星、天上の紫微宮の意味もあつたとする。「太極殿」という宮殿名は、これら二つの思想・観念を込めたものと指摘する。

(九)『史記』高祖本紀、高祖五(前二〇二)年五月の条に「高祖置酒雒陽南宮」とある。熊が高祖六年とするのは誤り。

(一〇)前注に付された正義に引く『括地志』には「南宮在雒州雒陽東北二十六里洛陽故城中」とある。同じく『輿地志』には「秦時已有南北宮」とある。

(一一)『後漢書』光武帝紀上・建武元(二五)年条に、「冬十月癸丑、車駕入洛陽、幸南宮却非殿、遂定都焉」とある。李賢注に「蔡質漢典職儀曰、南宮至北宮、中央作大屋、複道、三道行、天子從中道、從官夾左右、十步一衛。南宮相去七里。又洛陽宮閣名有却非殿」とある。

(一二)現在の研究では、次注(二三)で指摘するように、漢洛陽城の南宮・北宮が、そのまま曹魏に継承された可能性は低く、熊の疏は妥当ではない。

(一三)南宮については議論が多い。後漢から魏晉時代にかけて洛陽城内には南宮・北宮と二箇所(二箇所)の宮城があり、南宮の漢德陽殿址に魏・明帝が太極殿を建設し、これを北魏が継承したとみなされていた。ところが、近年の研究では、魏晉洛陽城の宮城制度については二宮説ではなく一宮説が有力視されており、必ずしも単純に後漢の宮城を曹

魏が継承したとはみなせない。また、これに関わって、この『注』文で言及される太極殿の所在も二説に分かれている。

まず、北魏の閭闔門に比定される宮城門址（洛陽市平樂鎮金村南一キロメートル）の発見を契機として、錢国祥氏は「由閭闔門談漢魏洛陽城宮城形制」（『遺址研究』）を著し、発掘成果と文献史料を結合させて一宮説を提唱した。これによると、曹魏では後漢の北宮を修築して洛陽宮を営み、明帝は後漢の崇徳殿址に太極殿を建設したとする。そして、その場所を閭闔門址の北側にある巨大な基壇を有する四号建築遺址に比定した。この錢国祥説は、外村中「魏晋洛陽都城制度攷」（『人文学報』九九、二〇一〇）、向井佑介「曹魏洛陽の宮城をめぐる近年の議論」（『史林』九五―一、二〇一二）、村元健一「漢魏晋南北朝時代の都城と陵墓の研究」（汲古書院、二〇一六）第一篇第五章「後漢雒陽城の南宮と北宮の役割について」、田中一輝「西晋時代の都城と政治」（朋友書店、二〇一七）第一章「魏晋洛陽研究序説」、第二章「魏晋洛陽研究序説補遺」で基本的には支持されている。これに対して佐川英治『中国古代都城の設計と思想―円丘祭祀の歴史的展開―』（勉誠出版、二〇一六）第四章「曹魏の太極殿の所在について」（初出二〇一〇）では、二宮説を採り、後漢洛陽城南宮址に太極殿が築かれたと考えている。ただし補記では一宮説が有力であることを認めてもいる。

なお、閭闔門と太極殿を含む北魏時代の洛陽宮城の発掘報告が続々と公刊されており、中国社会科学院考古研究所洛陽漢魏故城隊「河南洛陽漢魏故城北魏宮城閭闔門遺址」（『遺址研究』）、同「河南洛陽市漢魏故城発現北魏宮城

三号建築遺址」〔『考古』二〇一〇—一六〕、同「河南洛陽市漢魏故城発現北魏宮城五号建築遺址」〔『考古』二〇一二—一〕、同「河南洛陽市漢魏故城発現北魏宮城四号建築遺址」〔『考古』二〇一四—一八〕、同「河南洛陽市漢魏故城発現北魏宮城太極東堂遺址」〔『考古』二〇一五—一〇〕、同「河南洛陽市漢魏故城太極殿遺址的発掘」〔『考古』二〇一六—七〕がある。最新の二〇一六年の報告では、これまでの発掘成果を総括して太極殿を含む北魏宮城が魏晉・北魏・北周末と破壊と再建を繰り返しながら一貫して継承されたことを再確認し、改めて魏晉以降は一宮制を採ったと主張する。

(一四) 『文選』卷三張衡「東京賦」に「逮至顛宗、六合殷昌、乃新崇德、遂作德陽」とあり、薛綜の注には「崇徳・德陽、皆殿名也。崇徳在東、德陽在西、相去五十歩」とある。

なお、『注』では、後漢の崇徳殿は南宮にあつたとされるが、『後漢書』靈帝紀・中平六(一八九)年六月条に「庚午、張讓・段珪等劫少帝及陳留王幸北宮德陽殿」とあるなど、東西に並列して建設された德陽殿が北宮にあつたとする史料が多い。従つて、崇徳殿も北宮にあつたと考えることもでき、前述の太極殿の所在をめぐる議論の争点の一つとなっている。

(一五) 『魏志』明帝紀・青龍三(二三五)年三月の条に「是時、大治洛陽宮、起昭陽・太極殿、築総章觀」とある。

(一六) 戴延之『西征記』については、九〇頁注(五)を参照。『類聚』卷六二殿に「戴延之西征記曰、太極殿上有金井欄・金博山・金輓轡。蛟龍負山於井上。又有金師子、在籠下」とある。井欄は井戸を囲うための井字状の囲い。

博山は伝説にある海中の山、あるいは博山を象った香炉のこと。轆轤は車輪の軸を利用して井戸より水を汲み上げる装置をいう。

(一七) 曹魏時代に洛陽宮城の南門を「雉門」と称したことは、ここの『注』文にしかみえない。前注(五)によると、雉門は天子の五門に数えられている。また、改名後の「閭闔門」とは、紫微宮の門名であり、これは「太極殿」の名が紫微宮に由来していることと対応している。前注(八)を参照。

(一八) 『御覧』巻一八三門下に「漢宮殿名(中略)、又曰、洛陽有(中略)、閭闔門、(下略)」とあり、これをふまえて楊は閭闔門という名称が曹魏以前の漢代にまで遡るとしている。なお、『漢宮殿名』は『漢宮闕名』の名で『御覧』序、引書目に著録されるが成立年代や撰者名不詳。『御覧』のほかに『類聚』『後漢書』李賢注に佚文がみえる。

(一九) 大篆は後文(四五〇頁)にみえる籀文ちゆうぶんにあたる。秦の統一以前の各国で使用された。

(二〇) 『後漢書』巻六〇下蔡邕伝には「所著詩・賦・碑・誄・銘・讚・連珠・箴・弔・論議・独断・勸学・积誨・叙衆・女訓・篆訣・祝文・章表・書記・凡百四篇、伝於世」とあり、「篆勢」を「篆訣」に作る。『晋書』巻三六衛恒伝に引く『四体書勢』では、「篆勢」に作る。

(二一) 『四体書勢』は西晋の衛恒が撰した書論。『晋書』巻三六衛恒伝に全文の引用がみえる。『隋書』経籍志一に著録される。全一卷。衛恒は祖父衛覲み・父衛瓘けんともに能書家と知られる。官は黄門郎。

(二二) 『晋書』衛恒伝に引く衛恒撰『四体書勢』には、「秦時李斯号为工篆、(中略)漢建初中、扶風曹喜少異於斯、

而亦称善。(中略) 漢末又有蔡邕、采斯喜之法、為古今雜形、然精密閑理不如淳也」とある。

曹喜は後漢、扶風郡の人。南齊・王僧虔（そうけん）が撰した『古来能書人名』によると、篆書・隸書が巧みで、若くして李斯と異なる篆書の書風を編み出し後学の手本となった、という。

なお、『晋書』が「篆」と作ることにについては、中華書局本では校勘記を付して、「工篆」の誤りと指摘する。

(二三) 師宜官・梁鵠については、後掲の『注』文・疏文に詳しい。いずれも蔡邕と同じ後漢末の能書家として、『四体書勢』のほか、南齊・王僧虔『古来能書人名』、唐・張懷瓘撰『書断』にその名がみえる。

(二四) 三国魏の実質上の建国者である曹操は、魏帝国が成立すると太祖の廟号を得る。『魏志』武帝紀によると、曹操は、建安一三(二〇八)年九月に劉表を継いだ劉琮（りゅうそう）を降し、荊州を平定した。その直後に赤壁の戦いで孫権・劉備に敗北するが、荊州の北半は維持した。

(二五) 八分体は隸書の一。前漢の後半期に起こったもので、線が波形で筆端をはねる「波磔（はな）」をもつ書体。主に碑刻に用いられた。

(二六) 董卓については、『後漢書』卷七二に伝がある。隴西郡臨洮（りんたう）県の出身で、後漢末に黄巾の乱や涼州の王国・韓遂の反乱の鎮圧に武功を挙げて頭角を現した。霊帝が崩御した直後に麾下の軍を率いて洛陽に入城し、献帝を擁立して朝廷の実権を握った。しかしながら、袁紹を盟主とする地方軍閥の進攻を支えきれず、その矛先を避けるため、初平二(一九一)年四月、洛陽を焼き払ったうえで、数百万の住民を引き連れて長安に遷都した。伝には「悉燒宮

「廟官府居家、二百里内無復孑遺」とある。

(二七) 『書斷』は、唐の張懷瓘撰、全三卷。古代からの各種書体の沿革と能書家を記した書物。張懷瓘は開元年間(七一二〜七四一)に盛王府司馬・幹林院供奉。唐・張彥遠輯録『法書要録』卷七〜九、宋の朱長文撰『墨池編』、さらに『百川学海』などに収録される。

(二八) 『書斷』中・妙品に「師宜官、南陽人也。靈帝好書、徵天下工書於鴻都門、至數百人、八分称宜官為最」とある。

(二九) 諸本ともに「柎」を「耐」とする。「耐」は、新たな死者を先祖とともに祀る祭祀のこと、あるいは合葬の意であり、「柎」とは、字を書きつけた板のこと。文意に沿っていえば、「耐」は「柎」の誤りである。

(三〇) 『晋書』卷三六衛恒伝に載せられる『四体書勢』に、「至靈帝好書、時多能者、而師宜官為最。大則一字徑丈、小則方寸千言、甚矜其能。或時不持錢詣酒家飲、因書其壁、顧觀者以酬酒、討錢足而滅之。每書輒削而焚其柎。梁鵠乃益為版而飲之酒、候其醉而窃其柎。鵠卒以書至選部尚書。宜官後為袁術將、今鉅鹿宋子有耿球碑、是術所立、其書甚工、云是宜官也。梁鵠奔劉表、魏武帝破荊州、募求鵠。鵠之為選部也、魏武欲為洛陽令、而以為北部尉、故懼而自縛詣門、署軍假司馬。在秘書以勤書自効、是以今者多有鵠手跡。魏武帝懸著帳中、及以釘壁玩之、以為勝宜官。今宮殿題署多是鵠篆」とある。

(三一) 『魏志』武帝紀・建安一三(二〇八)年九月の条の裴松之注に引く『四体書勢』にもこれに相当する記事があ

り、それに続けて「鵠字孟皇、安定人」とある。

(三二) 明帝が南宮を造営した正確な年代は不明であるが、青龍三(二三五)年三月に太極殿を建てたのと同時期のことと思われる。『魏志』卷二文帝紀・黄初元(二二〇)年一二月の条に「初宮洛陽宮、戊午幸洛陽」とあり、裴松之は注釈を加えて「諸書記是時帝居北宮、以建始殿朝群臣、門曰承明。陳思王植詩曰、謁帝承明廬、是也。至明帝時、始於漢南宮崇德殿処起太極・昭陽諸殿」と述べる。文帝期に北宮が、明帝期になって南宮の大規模な修築が行われた。

(三三) 古篆とは、漢魏以前、特に先秦の篆書体を指す。後注(四一)参照。

(三四) 『魏志』卷二劉劭伝に「光祿大夫京兆韋誕、(中略)等亦著文賦、頗伝於世」とある。裴注引用の『文章叙録』には、「誕字仲将、太僕端之子。有文才、善属辞章。建安中、為郡上計吏、特拜郎中、稍遷侍中・中書監、以光祿大夫遜位、年七十五卒於家」と略伝がある。

(三五) 邯鄲淳については、『魏志』卷二王粲伝の裴松之注に引く『魏略』に事跡がまとめられている。それによると、字は子叔といい、博学で文章に秀でており、古今のあらゆる書体に通じていた。曹操が荊州を支配下に置くと召し出されて文学官属中となった。黄初年間(二二〇～二二六)の初め頃に博士給事中となり、文帝に「投壺賦」を上奏し、布帛千匹を賜与された。

(三六) 『晋書』卷三六衛恒伝に引く衛恒撰『四体書勢』には、「韋誕師邯鄲淳而不及也。太和中、誕為武都太守、以

能書、留補侍中。魏氏宝器銘題、皆誕書也」とある。

(三七) 『書断』中・妙品には「誕字仲将、太僕端之子、官至侍中。伏膺於張芝、兼邯鄲淳之法、諸書並善、題署尤精。明帝時凌雲台初成、令誕題榜」とある。

(三八) 『魏書』卷九一術芸・江式伝の末尾に「先是太和中、兗州人沈法会能隸書、世宗之在東宮、勅法会侍書。已後隸迹見知於閭里者甚衆、未有如崔浩之妙」とあり、沈含馨と同時代かつ同姓の隸書を得意とした沈法会なる人物がみえる。

(三九) 『魏書』官氏志所掲の太和後令によると、符節令は従八品、つまり第八品である。なお、符節令は地方長官や勅使に与える符や節の片方を管理する官職。『通典』職官三・符宝郎条に「後魏御史台領符節令、符節令領符璽郎中」とある。

(四〇) 『魏書』世宗紀・永平二(五〇九)年八月壬午の条に「詔定諸門闔名」とある。

(四一) 『魏書』卷九一術芸・江式伝に「尋除殄寇將軍・符節令。以書文昭太后尊号諡冊、特除奉朝請、仍符節令。式篆体尤工、洛京宮殿諸門板題、皆式書也」とある。

江式は篆書に秀でた能書家。『魏書』本伝に収録する江式が字書を自ら編纂することを求めた延昌三(五一四)年三月の上表文によれば、彼の六世祖江瓊^{けい}は従父兄江応元とともに古篆の法を衛覬に学んだ。また、祖父江文威は世祖太武帝の時代に「五世伝掌之書」「古篆・八体之法」を奉じて北魏に出仕し、以降、これを代々の家学としたとい

う。同上表文の前段で、「八体之法」とは、秦の李斯や趙高により整備されたという大篆・小篆・符書・虫書・摹印・署書・爰書・隸書の八つの書体を指す、としているので、これと並列される「古篆」は、秦統一以前の篆書体の意味と思われる。

参考…『水経注』にみえる洛陽宮殿及び門の題字書体の変遷

時代	書者	書体	場所	備考
後漢・靈帝	蔡邕ら諸子	大篆	洛陽宮殿（門題）	蔡邕は篆書を得意とした秦の李斯と後漢の曹喜の書法を融合
後漢・曹操	梁鵠（孟皇）	八分体（漢隸）	北宮	
魏・明帝	韋誕	古篆	南宮・凌雲台	邯鄲淳を師とした
北魏・孝文帝	沈含馨	隸書	南宮	太和年間、隸書が流行
北魏・宣武帝	江式	大篆	洛京宮殿諸門（板題）	古篆八体の法を家学とする

また、上表文によると、江式自身も先祖の家業を継承したことを自負し、北魏の時代になり、史籀しちゆうの大篆、孔子の古文、『説文解字』、「三体石経」などの字体とは合致しない字が流行することを嘆き、字書の編纂を宣武帝に願った。その字書（『古今文字』四〇巻、未完）は『説文』の体例に従い、篆書を上とし隸書を下としたという。従って、江式が宮殿諸門に書いた「大篆」は、秦代以前の篆書体を強く意識したものと思われる。

(四二) 『周礼』 大宰に「大宰之職、掌建邦之六典、以佐王治邦国。(中略) 正月之吉、始和、布治于邦国都鄙、乃臧治象之法于象魏、使万民觀治象、挟日而斂之」とある。

(四三) 底本は「法」を「書」に作る。江蘇本は「書」を「法」に作る。台湾本は「書」とし、初稿本では「法」としたとする。楊守敬集は、諸本に合わせて「書」の字を誤りとし、「法」説を採る。『周礼』卷二の出典をふまえるのと、「法」の字が正しいので、「書」を「法」に改める。

(四四) 『隋書』経籍志一にみえる。『広雅』は一種の字書で『爾雅』の体例に従い積詁・釈言・釈訓など一九編に分け、訓詁を示し、『爾雅』以降の用例を増補したもの。『漢魏叢書』『五雅』『小学彙刊』に収められる。また、清・王念孫と王引之による疏証を合わせた『広雅疏証』一〇巻がある。なお、顔師古が撰した『漢書叙例』によると、撰者の張揖は清河郡もしくは河間郡の出身で、曹魏の太和年間(二二七～二三三)に博士となり、『漢書』司馬相如伝に注を加えたという。

(四五) 『広雅』卷七上・釈宮には「象魏、闕也」とある。

(四六) 『玉篇』は南朝梁・顧野王が編纂した字書。全三〇巻。唐の上元元(六七四)年に孫強らが増補し、北宋の大中祥符六(一〇一三)年に陳彭年らの手で上元本を増訂した『大広益会玉篇』が編纂されたが、原形は失われているという。日本に古鈔本の残巻が現存し、影印本が出版されている(中華書局、一九八五)。同書卷二〇魏に「象魏、闕也」とある。

(四七) 『爾雅』卷五積宮篇に「觀、謂之闕」とあり、注には「宮門双闕」とある。

(四八) 『說文解字』卷二上・門部には「闕、門觀也。从門、歛声。去月切」とある。

ここまでの『注』文では経書・字書等を引用して、闕の語義や由来について述べられている。それらをふまえてまとめると、闕とは天子・あるいは諸侯の宮門の左右に設置された觀のことで、門觀、双闕とも呼称された。觀には樓觀・高台の意味もあり、門觀、門闕とは、門の左右に置かれた門樓のことをいう。特に、『周礼』大宰にあるように、正月に治法を掲げるための王宮の門闕を特に象魏と呼称した。

(四九) 底本、江蘇本は「漢官典職」の下に「曰」の字がない。台湾本は「曰」の字を補う。楊守敬集は各本に拠って「曰」を補う。

(五〇) この『洛陽故宮名』の佚文は他にみえない。

(五一) 『風俗通義』は後漢末の応劭撰。事物、人物に解説を施し、当時の俗説による誤りを正した書。宋以降散逸、現行本は一〇巻。王利器氏の校注による『風俗通義校注』（中華書局、一九八一）では、該当箇所「是謂之闕」までを「宮室」篇の佚文として収録する。

(五二) 『隋書』経籍志二「漢官典職儀式選用二卷、漢衛尉蔡質撰」とあり、こちらが正式の書名である。そのほか、『漢官典職儀』『漢官典儀』『漢職儀』などの異称がある。本書の輯本は『漢官六種』に収められる。蔡質は蔡邕の叔父。『後漢書』卷六〇下蔡邕伝に「叔父衛尉質」とその名が言及され、李賢注に「質字子文、著漢職儀」とある。

(五三)『類聚』卷六二宮室に引く『漢官典職』には「偃師去宮三十五里、望朱雀闕、其上鬱、樸、与天連」とある。また、『河南志』後漢城闕古跡の「朱雀・蒼龍・白虎・玄武闕」に付した注に引く『漢官典職』には、「偃師去宮三十五里、望朱雀五闕、其上鬱、律、与天連」とある。

(五四)『類聚』卷八洛水に引く『漢官典職』には「德陽殿、周遊容万人。自偃師去宮四十五里、激洛水於殿下」とある。德陽殿は前注(一三)(一四)参照。

(五五)「鬱律」は地形が入りくんで深く険しいことをいい、朱雀闕の高さを形容するのにふさわしくない。また、「鬱樸」の語は『類聚』以外に用例がみえない。「樸」は「朴」に通じ純朴の意で、「鬱樸」は文意にそぐわない。「鬱然」は物事が盛んなことを形容する語で、楊が述べるように、朱雀闕を形容するに適している。

(五六)『東觀漢記』は後漢時代の国史。明帝の時代に編纂が始まり代々編纂事業が引き継がれ、最終的には後漢末に楊彪が完成させた。唐代以降に散逸し、現行本は輯本で、呉樹平『東觀漢記校注』(中州古籍出版社、一九八七)がある。本文引用部分については、『東觀漢記』卷八劉玄伝に「更始遂西奔洛陽、李松奉引、車馬奔、触北闕鉄柱門、三馬皆死。更始至長安、居東宮」とある。

(五七)『後漢書』卷一一劉玄伝には「(更始)二年二月、更始自洛陽而西。初發、李松奉引、馬驚奔、触北宮鉄柱門」とあり、楊の指摘が裏付けられる。司馬彪『統漢書』五行志・馬禍には「更始二年二月、發雒陽、欲入長安、司直李松奉引、車奔、触北宮鉄柱門、三馬皆死。馬禍也。時更始失道、將亡」とあり、『東觀漢記』が「北闕」とするの

を「北宮」としている。

(五八) 底本の原文は「上加復思、之易観矣」とある。江蘇本では「之」を「以」に作る。

(五九) この『注』文は、北魏時代の洛陽宮城の南門閭闔門について記録した貴重な史料となる。「復思」とは、『注』後文で『広雅』『塩鉄論』を引いて解説されているように、「罍罝」と同義。『漢書』文帝紀七(一五七)年の条に「六月癸酉、未央宮東闕罍罝災」とあり、顔師古注には「罍罝、謂連闕曲閣也。以覆重刻垣墉之处、其形罍罝然、一曰屏也」とある。あるいは「罍罝」ともいい、門闕に連なった曲閣(湾曲して連なっている楼閣)をいう。しかしながら、発掘報告(前注(一三)を参照)によると、閭闔門の門闕は門の上に置かれた左右の楼閣ではなく、左右に門を挟むように配置され、宮城城壁に取り込まれており、『注』文の「復思」を曲閣の意では取れない。ここでは、門闕の上に置かれた屏風上の器物と考え、それをもって門観の代用としたと考える。

なお、発掘報告によると、閭闔門門闕の基礎の大きさは、西闕が東西三六メートル、南北三七・五メートル、東闕が東西三六・五メートル、南北三七・五メートルである。

(六〇) 『白虎通』(『白虎通義』)は、後漢班固の撰、全四巻。章帝が白虎観に儒学者を集めて五経の解釈を討論させた内容を整理した書物。清・陳立撰『白虎通義疏証』(呉則虞点校、中華書局、一九九四)では、巻一二闕文・雜録において、この『注』文によって補っている。

(六一) 朱雀は朱鳥ともいい、二八宿のうち、南方七宿(井、鬼、柳、星、張、翼、軫)の総称。

(六二) 江蘇本では「仙掌銘」の下に「云」の字がある。

(六三) 王応麟『困学紀聞』卷一七評文に「楊植許由廟碣云、堯而許之、日而月之。独孤及仙掌銘云、月而日之、星而辰之。同一句法」とある。楊植「許由廟碣」は『唐文粹』卷五二に収録され、内容は堯の禪讓を拒んだ高士許由を讃えたもの。これには「唐堯之道何尊、是知天地間。堯而許之、日而月之。生人以来、避讓之大、未有如先生者也」とある。独孤及「仙掌銘」は同書卷六六に収録。仙掌は華山東方の名勝。同文では山河を創造した巨靈鼉肩を「曾不知創宇宙、作万象、月而日之、星而辰之」と讃える。

(六四) 『莊子』雜篇・庚桑楚篇にみえる。楊慎は『明史』卷一九二に立伝。新都の人で、翰林学士となるも武宗の怒りを買ひ、流罪となる。『明史』卷九八芸文志によると、『莊子闕誤』一卷の著作がある。

(六五) 『魏志』明帝紀・青龍三年正月の条、裴松之注に引く『魏略』に「是年起太極諸殿、築総章觀。(中略) 築闕諸門闕外罽」（罽）とある。なお、疏文の引用と字の異同があり、「闕」の下に「門」の字がある。

(六六) 『広雅疏証』卷七上積宮に「罽、謂之屏」とある。

(六七) 『積名』は一五〇頁注(七七) 参照。四庫全書本『積名』卷五に「屏、自障屏也」とある。

(六八) 『広雅疏証』卷七上積宮も「罽」に作る。

(六九) 『礼記』明堂位に「疏屏、天子之廟飾也」とあり、鄭玄の注に「屏謂之樹、今桴思也。刻之為雲氣虫獸、如今闕上為之矣」とある。樹は門の扉のこと。桴思は門外に設置した屏風。

(七〇) 『古今注』は西晋・崔豹撰、全三卷。事物の由来について、輿服、都邑、音楽、鳥虫、草木、雑注、問答積義の八篇に分けて、説明を加えたもの。楊が引用した箇所については、『古今注』巻上都邑に「罍、屏之遺象也」とある。

(七一) 『塩鉄論』巻六散不足篇では、富者以下の墓園を描写して「屏閣・中春祠堂、垣闕學思」とある。『塩鉄論』は前漢・桓寬撰、一〇巻六〇篇。始元六(前八一)年、昭帝が招集した經濟政策會議における討議を記録した書。武帝以来の塩鉄専売の是非が議題の中心であったことが書名の由来である。

(七二) 穎容については一四二頁注(三七)参照。この『注』文は彼の著作である『春秋積例』の引用であろう。この書は『隋書』經籍志一に「春秋積例十卷、漢公車徵士穎容撰」とある。現在は散逸しており、清・馬国翰輯『玉函山房輯佚書』に収録される輯本では、この『注』文を用いて昭公二六年条を補っている。

(七三) 『漢書』巻九九下王莽伝によると、光武帝に大敗した知らせを聞いた王莽が厭勝を行った記事に、「遣使壞渭陵・延陵園門罍、曰、毋使民復思也」とある。

(七四) 『玉海』巻一一〇晋登聞鼓・唐登聞鼓に「後魏書、世祖闕左懸登聞鼓以達冤人。水経註、闕右置登聞鼓以納諫」とある。

(七五) 明・周嬰撰『卮林』(二二六頁注(六九)を参照)巻三登聞鼓に「玉海曰、云々」と前注の文字を引き、次に「附曰」として自らの見解を「魏書刑罰志、神廡中、詔崔浩定律令、闕左懸登聞鼓。人有窮冤則搗鼓、公車上其奏。」

玉海所以知其年月、闕左平枉乃在桑乾。闕右求言、則洛城朱雀闕也。案、道武天興元年、都代郡桑乾之平城。下至太武、尚屏恒朔。及太和十七年始遷洛陽、上距神麿六十餘載、雖器同事合、而地迥年乖、援平城之故實、伝雒邑之新模、非矣」と述べる。

〔七六〕『魏書』刑罰志に「世祖即位、以刑禁重、神麿中、詔司徒崔浩定律令。（中略）闕左懸登聞鼓、人有窮冤則擣鼓、公車上奏其表」とある。

〔七七〕楊が指摘するように、『管子』桓公問第五六に「黃帝立明台之議者、上觀於賢也、堯有衢室之間者、下聽於人也。舜有告善之旌、而主不蔽也。禹立諫鼓於朝、而備訊咎。湯有綏街之庭、以觀人誹也。武王有靈台之復、而賢者進也。此古聖帝王所以有而勿失、得而勿忘者也」とある。また、「明堂」を「明台」としている。「立明台之議」は、黃帝が諸侯と議するための台を建てたこと。「堯有衢室之間」は、堯が衢室（明堂）に諸侯に対して質疑の場所を設けたこと。「舜有告善之旌」は、善事を朝廷に報告する者に旗を持たせる制度を舜が作ったこと。「禹立諫鼓於朝」は、庶民が君主に諫言を行う際に打ち鳴らす太鼓を、禹が朝廷に置いたこと。「湯有綏街之庭」は殷の湯王が人通り多い十字路を広場に作り民衆の不満（誹）に耳を傾けたこと。「武王有靈台之復」は周の武王が諸侯の意見を広く聞く場所を靈台に設けたこと。

渠水^①はまた枝分かれして^②、路の両脇を挟んで南流し、太尉府・司徒府（のある）両坊

の間を通る^③。これを銅駝街^{どうだ}（二）という。

①熊…これは閭闔門より枝分かれして南に流れる渠水を指す。

②熊…これは閭闔門の前で枝分かれた水が更に枝分かれするものである（二）。

③朱は「出」の字を誤って「逕」の字の下に置く。全、趙、戴は改めた。

楊…『続漢書』百官志の注では、伏侯『古今注』を引用し、「永平一五（七二）年に太尉・司徒・司空府を開陽城門内に建てた」と述べる（三）。『伽藍記』によると、宮城の前の閭闔門の南一里の御道の西に永寧寺があり、寺の

東には太尉府がある。閭闔門前の御道の東には、左衛府があり、左衛府の南には司徒府があった（四）。

かつて、曹魏の明帝は銅駝諸獸^①を閭闔門の南街に置いた。陸機が、駱駝の高さは九尺で、その脊（こぶ）が太尉坊より出ている、と述べたものである^②。

①『箋』…「獸」の字を古本では「獵」とし、呉本は改めて「獸」とした。

②朱は「脊」を誤って「即」とし、趙も同じ。全、戴は改めた。

楊…『寰宇記』の銅駝街の条の引く陸機の『洛陽記』には、「漢は銅駝二頭を鑄造したが、（それらは）宮南の四つの道が集まる所の端に、路を挟んで向かい合っている。俗語には、金馬門の外に群賢が集まり、銅駝陌^{ばく}のほとりに少年が集まる」とある。人材が盛んなる様子を用いのである（五）。しかしながら、この『注』文に引用される（駝高九尺、脊出太尉坊）の二語はない。それぞれに省略したのであろう。『類聚』巻九四の引く

『洛中記』には、「銅駝の二頭が、宮城の南側の四つの道が集まる所の端にあり、高さ九尺、肉鞍（こぶ）があり、二頭が向かい合っている」とあり（六）、『寰宇記』の引用と前半はほぼ同じである。『洛中記』は『洛陽記』の異文であって、駱駝の高さを九尺とするのは、『注』文の引用（する『洛陽記』）と合っている。ただ、駱駝の脊が太尉坊より出ているという文を省略しただけである。また、『晋書』載記によれば、「石季龍（石虎）は洛陽の銅駝を鄴に移した」とある（七）。故に陸翻（りくか）の『鄴中記』には、二頭の銅駝が（鄴の）中陽門外に置かれた」とある（八）。ここの『注』文は、かつて、銅製の駱駝を（洛陽の）南街に置いていたことを述べているので、酈道元の時代には既に（鄴へ移されていて）銅駝が洛陽になかったことがわかる。

(一) 銅駝街とは、北魏洛陽城宮城の閭闔門から大城南門の宣陽門を繋ぐ御道のこと。

(二) 洛陽西の城壁にある閭闔門の西で枝分かれして城内に入った渠水は、千秋門の西でも分かれて、その一水は南に流れ、次いで曲がって東に流れたが、ここでさらに枝分かれするのである。「路を挟んで南流」とあるように、御道の左右両側を流れる。

(三) 『統漢書』百官志「太尉に「建武二十七年、改為太尉」とあり、李賢注に引く『古今注』には「永平十五年、更作太尉・司徒・司空府開陽城門内」とある。伏侯の『古今注』は、後漢・伏無忌撰。『後漢書』卷二六伏湛伝ふくたんのによると、博学で古今のことを採集して『伏侯注』として一書にまとめたとあり、伏侯『古今注』はこの書のことである。

全八卷。散逸して叢書集成三篇に蔽一萍編輯『伏侯古今注』として収録される。

(四)『伽藍記』卷一城南・永寧寺には「永寧寺、熙平元年、靈太后胡氏所立也。在宮前閭闔門南一里、御道西其寺東有太尉府。西对永康里。南界昭玄曹、北鄰御史台。閭闔門前御道東、有左衛府、府南有司徒府」とある。太尉府がある坊を太尉坊と呼んだのである。司徒府も同様。左衛府は近衛軍の將領の左衛軍が拠る府。

(五)『寰宇記』卷三洛陽県に「銅駝街、陸機洛陽記云、漢鑄銅駝二枚、在宮南四会道、頭夾路相對。俗語云、金馬門外聚群賢、銅駝陌上集少年。言人物之盛也」とある。『洛陽記』はこの疏の後文にあるように『洛中記』ともいう。なお底本の「少年」を江蘇本は「年少」に作る。

(六)『類聚』卷九四駱駝に引く『洛中記』には、「有銅駝二枚、在宮之南四会道、高九尺、頭似羊、頸身似馬、有肉鞍兩箇、相對」とある。

(七)『晋書』卷一〇六石季龍載記上に「咸康二年、使牙門將張弥徒洛陽鍾虜・九龍・翁仲・銅駝・飛廉于鄴」とある。

(八)『御覽』卷九〇一橐駝に引く陸翹『鄴中記』に「二銅駝如馬形、長一丈、高一丈、足如牛尾、長二尺、脊如馬鞍。在中陽門外、夾道相向」とある。『隋書』經籍志二によると、『鄴中記』は全二卷、晋の国子助教陸翹撰。曹魏では五都に数えられ、五胡十六国時代にはしばしば首都が置かれた鄴の宮殿や歴史を記録したもの。既に散佚しており、『四庫全書』『叢書集成初編』に輯本が収められている。

(渠水)の西に永寧寺(二)があり、熙平年間(五一六〜五一八)に建造が始まった。九層の浮図(仏塔) (三)を建て^①、仏塔の基部は一四丈四方で、金露杵(三)から^②下って地面に至るまで四九丈(約一三二メートル)あり、代都(四)に建造した七層(の仏塔)を手本にして^③、それよりも高さや広さを増した^④。

①趙…『魏書』衛芸伝(五)をみると、「永寧寺の九層浮図は、郭安興が工匠であった」とある(六)。

②戴は「杵」を「槃」と作る。

《楊…「杵」の音は「槃」。杜甫の詩に「蔗糖幸一杵」とある(七)》。

③趙…考えるに七層の仏塔が代都にあったが、これは元魏(北魏)が初めて造ったものである。九層が前にあって、七層が後にあるとすると、どうして手本にしたといえるのか。

楊…代都の七層は(洛陽への)遷都以前の作である。洛陽の九層は洛陽遷都以後(八)の作である。趙が「九層が前にあって、七層が後にある」といったのはどういうことか。

④『箋』…『伽藍記』によれば、永寧寺は熙平元年に靈太后胡氏が建てたものである。中にひとつの九層の仏塔があり、木を架けて建設し、高さは九〇丈(約二四三メートル)(九)。刹(仏塔の頂部の相輪)があつて、さらに高さは一〇丈、(両方合わせると)地上から一〇〇〇尺(約二七〇メートル)の高さになる。京師(洛陽)から百里離れても、もう見ることがができる。初め基壇(二〇)を掘って黄泉にまで至ったところ、金の像三〇体を見つけ、

太后はこれを（仏）法を信仰した証とした。刹の上には金の宝瓶があり、容量は二五石。宝瓶の下には承露金盤三〇重があり、周りにはみな金鐸を垂らしていた（二二）。

熊・『魏書』 釈老志に「熙平年間に、（洛陽）城内の太社の西側に永寧寺を建てた。仏塔は九層で、高さは四〇余丈（二三）とあり、（この記述は）酈道元の『注』と合致する。しかし『通鑑』の梁・天監一五年条には、北魏の永寧寺にあった仏塔は高さ九〇丈、その上にある刹の高さが一〇丈と称して（二三）、『伽藍記』の記述と合致している。見聞したことの言い方が異なっている。

二京（二四）の盛んさや五都（二五）の富、優れた寺院（二六）や霊妙な仏塔（二七）でも、まだこのよ
うな構造物はない。『釈法顕行伝』をみるに①、西域に②爵離寺の仏塔があるというが③、
その高さはこれ（永寧寺の仏塔）と互いに似通っている。東都と西域で、ともにおごそ
かで立派である。

①熊・『隋書』 経籍志に『法顕伝』二巻とあり、すなわち『仏国記』である。また『法顕行伝』一巻とあるが、
現在伝わっていない（二八）。

②戴が「域」を改めて「国」としたのは誤りである。

③『箋』…「爵」は「鬱」とも作る。

趙・考えるに、この説は正しくない。爵離寺は『河水注』に引く『釈氏西域記』にみえている（二九）（三〇）。

その（永寧寺の）地は曹爽（二二）の故宅があった所である。（寺の）建設を始めたその日に、寺院の西南角の地で曹爽の地下室を見つけたが、地下に下ること一丈（約二・七メートル）ばかりであった。

全・趙は「地」を改めて「土」と作る（二三）。

地の壁はすべて方形の石を積み重ねており、石の細工は非常に細密で、すべて欠けているところがなく、それらの石は悉く規矩通りに用いられている。曹爽の雇用した工人でなければ作るのが困難である。これについては桓範（二三）が「曹真（子丹）（二四）は豚や牛（のような子を）生んだ（二五）」と言ったが、本当だった。

『箋』…『魏志』に「曹爽は専制政治を行って威圧し、飲食や車馬衣服は皇帝に似せており、尚方（皇帝の御物を造りまた所蔵する官庁）の貴重な財物を自家の建物いっばいのため込み、妻妾は後庭に満ちていた。地下室を作つて四方を彫刻で飾り立て、屢々何晏（二六）らとその中で宴会を開き、酒をほしのままにし、音楽を演奏した」とある（二七）。『魏氏春秋』には、「曹爽は軍を解散させてから、自分はそれでも富家の旦那でいることができる」と言った。桓範は慟哭して「曹真（子丹）は優れた人物だったが、生まれた兄弟たちは子牛でしかない。今日、おまえたちに連座して族滅されるとは思わなかった」と言った（二八）とある。

(一) 永寧寺は北魏・熙平元(五一六)年に靈太后胡氏により建立された北魏洛陽最大の仏教寺院。一九九四年一〇〜一二月にかけて中国社会科学院考古研究所と日本の奈良文化財研究所が発掘調査を実施し、以下の発掘報告が発行された。

〔中国〕中国社会科学院考古研究所『北魏洛陽永寧寺…一九七九—一九九四年考古発掘報告(考古学専刊・丁種五 一、中国田野考古報告集)』、中国大百科全書出版社、一九九六

〔日本〕奈良国立文化財研究所『北魏洛陽永寧寺…中国社会科学院考古研究所発掘報告(奈良国立文化財研究所史料四七)』、奈良国立文化財研究所、一九九八

(二) 浮図とは梵語Buddhaの音訳。仏をいう。仏陀、浮屠とも書く。また仏塔をも指す。

(三) 金露椀の椀は槃、盤に同じ。『伽藍記』には「承露金盤」とある。『通鑑』漢武帝元鼎二年条に「春、起柏梁台。作承露盤、高二十丈、大七围、以銅為之、上有仙人掌、以承露、和玉屑飲之、云可以長生。宮室之修、自此日盛」とあり、前漢武帝が建造した「柏梁台」という建造物に設置したとされる。

(四) 代都とは北魏・道武帝が平城(現山西省大同市)に置いた都。『魏書』積老志に「其歲(皇興元年)、高祖誕載、於時起永寧寺、構七級仏図、高三百余尺、基架博敞、為天下第一」とあり、孝文帝誕生時に永寧寺と七層の仏塔が建造されたことをいう。なお、積老志のこの部分が底本の欄外に書き込まれている。

(五) 江蘇本では『魏書』の表記に合わせて「術芸伝」とする。台湾本・楊守敬集は底本と同じ。

(六) 『魏書』卷九一術芸・蔣少游伝に「世宗・肅宗時、予州人柳儉・殿中將軍閔文備・郭安興並機巧。洛中製永寧寺九層仏図、安興為匠也」とある。

(七) 杜甫の詩の一句である。『九家集注杜詩』卷三三の「十月一日」と題する詩に、「有瘴非全歇、為冬亦不難。夜郎溪日暖、白帝峽風寒。蒸裏如千室、焦糟幸一椽。茲辰南国重、旧俗自相歡」とあり、「糟」について「一作糖」と注がある。

(八) 太和一八(四九四)年に孝文帝が平城から洛陽に遷都する。

(九) 一四丈は北魏の尺(約二七センチメートルとしておく)で換算すると約三八メートル。中国社会科学院考古研究所『北魏洛陽永寧寺・一九七九—一九九四年考古発掘報告』(中国大百科全書出版社、一九九六)によれば、木塔の地基(基址)部分は東西一〇・二メートル、南北九七・八メートルとある。新井宏氏は前述の「方一四丈」という記述と発掘された基壇部分のサイズから当時の营造尺を逆算し、二六〇二七センチメートル前後であるとしている。丘光明等編著『中国科学技术史 度量衡卷』(科学出版社、二〇〇二)・新井宏「北魏洛陽の永寧寺木塔の造営尺」古韓尺のルーツを求めて(『計量史研究』三八—二、二〇一六)を参照。

(一〇) 江蘇本は「基」の上に「墓」字がある。

(一一) 『伽藍記』卷一城内・永寧寺条に、「中有九層浮図一所、架木為之、举高九十丈。上有金利、復高十丈、合去地一千尺。去京師百里、已遙見之。初掘基至黄泉下、得金像三十軀、太后以為信法之徵、是以营建過度也。刹上有

金宝瓶、容二十五斛。宝瓶下有承露金盤一、一重、周匝皆垂金鐸。復有鉄鎖四道、引刹向浮図四角、鎖上亦有金鐸、鐸大小如一石甕子。浮図有九級、角角皆懸金鐸、合上下有一百三十鐸」とある。

(一二) 『魏書』積老志に、「肅宗熙平中、於城内太社西、起永寧寺。靈太后親率百寮、表基立刹。仏図九層、高四十余丈、其諸費用、不可勝計。景明寺仏図、亦其亜也」とある。なお、底本には欄外に「開元釈教録作九十余丈」という書き込みがある。

(一三) 『通鑑』卷一四八梁天監一五年一二月条に「初、魏世宗作瑤光寺、未就、是歲、胡太后又作永寧寺、皆在宮側。又作石窟寺於伊闕口、皆極土木之美。而永寧尤盛、有金像高丈八者一、如中人者十、玉像二。為九層浮図、掘地築基、下及黃泉。浮図高九十丈、上刹復高十丈、每夜靜、鈴鐸声聞十里」とある。

(一四) 前漢の都・長安と後漢の都・洛陽を指す。

(一五) 三国魏に栄えた長安・譙・許昌・鄴・洛陽（『魏志』文帝紀黃初二年正月条の裴松之注引『魏略』）。または、『文選』卷一九宋玉「登徒子好色賦」の「足歴五都」につけた李善注に、「五都、五方之都」とあるように、非常に栄えている都市の意か。

(一六) 「利刹靈図」の句は、卷一二『澠水注』にもみえる。「池水東北、際水有漢中山王故宮処、台殿觀榭、皆上国之制。簡王尊貴、壯麗有加。始築両宮、開四門、穿城北累石為竇、通涿唐水流于城中、造魚池・釣台・戲馬之觀。歲久頽毀、遺基尚存、今悉加土為利刹靈図」。

(一七)「囟」は仏塔を指す。前注(二)参照。

(一八)『隋書』経籍志二に「法顕伝二卷、法顕行伝一卷」とある。法顕は東晋の僧侶。三九九年に陸路インドへの求法の旅に立ち、四一二年に海路帰国した。旅行中の見聞が『仏国記』(『法顕伝』ともいう)にまとめられている。

(一九)卷二『河水注』には、黄河上流が亀茲国を過ぎるとあつて、その後に「其水南流逕赤沙山。釈氏西域記曰、国北四十里、山上有寺、名雀離、大清浄」とある。『河水注』と寺名の表記が異なるが、そこに付せられた楊守敬疏は『集古録』や『後漢書』班勇伝などを引いて、「爵離寺」が正しいとしている。『釈氏西域記』は僧道安の撰。『西域志』の名で『說郛』に収められる。道安(三一四〜三八五)は鄴で仏囟澄から仏教を学び、後趙末の混乱を避けて襄陽に遷ったが、前秦の捕虜となつて苻堅に尊ばれた。この時期の漢人の僧侶では慧遠と並んで最も著名である。

(二〇)爵離寺は『伽藍記』卷五に附載される『宋雲行紀』に、「王怪此童子、即作塔竈之。糞塔漸高、挺出於外、去地四百尺、然後止。王更広塔基三百余歩。従地構木、始得齊等。上有鉄柱、高三百尺、金盤十三重、合去地七百尺。(中略)塔内仏事、悉是金玉、千変万化、難得而称、旭日始開、則金盤晃朗、微風漸発、則宝鐸和鳴。西域浮囟、最為第一」とある。僧宋雲は恵生とともに北魏の靈太后により西域に派遣されて、修好・国情視察と仏典の取得を行おうとした。角山典幸『洛陽伽藍記』の撰者楊銜之と執筆の動機(『中央大学アジア史研究』四一、二〇一七)参照。

(二一)曹爽は字は昭伯。後注(二四)の曹真の子。明帝の死去に際して司馬懿とともに少主の輔政を委ねられた。

司馬懿と対立し、二四九年に明帝の陵に出向いた時に司馬懿のクーデターによって官を解かれ、謀反を理由に一族もろとも滅ぼされる。『魏志』巻九に伝がある。

(二二) 台湾本・江蘇本は「朱土作地、趙同、戴作土。守敬按、大典本、殘宋本作土」とする。楊守敬集は底本と同じ。

(二三) 桓範は字は元則。曹操の丞相府に仕え、高官を歴任する。司馬懿がクーデターを起こして曹爽を葬ろうとしたとき、曹爽のもとに脱出して献策するが、用いられず、捕らえられて廷尉に送られた。『魏志』巻九曹爽伝の裴松之注引『魏略』に略伝が載せられる。四三一頁注(五)をも参照。

(二四) 曹真是字は子丹。曹操の族子。父が曹操の挙兵に従い戦死したため、曹操は自らの子とともに育てたという。諸葛亮と対峙したことで知られる。『魏志』巻九に伝がある。

(二五) 江蘇本は「先」に作るが、底本の「生」に従う。

(二六) 何晏は字は平叔。後漢靈帝期の大將軍何進の孫。何進が中常侍らに殺害された後に曹操に引き取られ、曹操の息子たちといっしょに育った。談論で知られ、曹爽の側近となるが、その失脚に伴い、族滅される。『魏志』巻九曹爽伝に附伝される。

(二七) 『魏志』巻九曹爽伝に「爽飲食車服、擬於乘輿。尚方珍玩、充牣其家、妻妾盈後庭、又私取先帝才人七八人、及將吏・師工・鼓吹・良家子女三十三人、皆以為伎樂。詐作詔書、發才人五十七人送鄴台、使先帝婕妤教習為伎。

擅取太楽楽器・武庫禁兵。作窟室、綺疏四周、数与晏等会其中、飲酒作楽」とある。

(二八)『魏志』卷九曹爽伝の裴松之注引の『魏氏春秋』にみえる。『魏氏春秋』は東晋の孫盛撰。二〇六頁注(二七)参照。

渠の左側(東側)は魏・晋の故廟があつた場所で、

熊…『魏志』三少帝紀の注(一)に、「(私が)これについて長老に尋ねたところ、晋は禅譲を受けたばかりの頃は、魏の廟をそのまま使用していた、と言つた」とある。『宋書』礼志(二)には、「晋は泰始元(二六五)年に(魏から)禅譲を受け、二年に有司が七廟を建設するよう上奏したが、武帝はその労役(が過重であること)を憚つて、仮に一廟を建てるよう詔した。そこで臣下たちは、舜は堯の禅を承け、その終を(堯の太祖の廟である)文祖で受けました(三)。つまり舜は堯の廟を改めることなく、もとの建物をそのまま使用したのです。舜の故事に依拠して、魏の廟をそのまま使用すべきです」と奏議し、その上奏は裁可された」とある(四)。

今は尽く民居となつていて、もう壁の跡も残っていない。渠水は①また西に向かい、太廟と太社の間を経て、②南に向かい南渠に注ぐ。③

①熊…この渠水は(西の)閭闔門から枝分した水が再び分かれ出たものを指す(五)。

②熊…「西」は「南」に作るべきである。『伽藍記』(六)に、「司徒府の南には国子学堂があり、国子学の南には宗

正寺があり、宗正寺の南には太廟がある。太尉府の南には將作曹があり、將作曹の南には九級府があり、九級府の南には太社がある」(七)とある。この『注』では、渠水は枝分かれして南に出て、太尉坊と司徒坊(八)を過ぎ、また廟社を過ぎて南に向かい南渠に注ぐ、と叙べる。すなわち渠水は南に向かい(東の)太廟と(西の)太社の間を過ぎるのであり、西に向かうのではない。

③熊・南渠は下文(四〇一頁)に「穀水は西明門の左を過ぎ、枝渠が東に分かれて城内に入る」という所の水である。

廟と社(九)はそれぞれ犠牲の色(一〇)によって方角を分けている。『周礼』(一一)には、廟と路寝にはみな明堂のように燕寝(一二)があるが、ただ祧廟(一三)には燕寝がない、とある。後代にはまとめ一廟とし、正室を下に並べるようになり、燕寝の制はなくなつた。礼に、天子は建国すると、廟を左に社を右に設け、

楊・『周礼』(一四)に、「小宗伯の職は国の神位を建てることを掌り、社稷を右にし宗廟を左にする」とある。

石で主(位牌)を作り、社を祭るには希冕(一五)をかぶつた、とある。今は王公が代わりに祭祀を執り行うことが多く、王者自身は拝さない。咸寧元(二七五)年、

朱は「寧」を誤って「陵」に作る。全・趙・戴は改める。《楊・大典本・残宋本は「寧」と作る。》

洛陽に大風が吹き、帝社の樹が折れて、青い気が天まで連なつた。(その後)元王(元

帝)は江東に渡り、魏(北魏)の社が代わって盛んになった。

『箋』…「王」は「皇」に作るものもあり、「魏」もまた「晋」に作る。王隱『晋書』二六に「武帝の咸寧元年八月(二七)、大風が吹いて太社の樹を折り、そこから青い気が出てきた。占ったところ、東莞とうかんから帝者が出現するだろう(二八)とのことであった。その翌年、元帝が生まれた。これは晋王朝が中興するきざしだったのである」という。

趙(二九)…考えるに誤りである。酈道元は拓跋(北魏)王朝に生まれたが、この時北魏は洛陽を都としていた。ここではまさに晋が衰え北魏が興る前兆が表れたことを記しているのである。どうして「晋の社が代わって盛んになった」ということができようか。(元帝を示す)「元王」の字もまた「皇」字を用いていない。(酈道元が)劉裕のことを(皇帝を示す語を用いず)劉武王と称している例(三〇)からもそのことがわかる。

楊・酈氏は帝社のことを述べるのに(三一)、王隱『晋書』に基づいてはいるが、王隱とは意図を異にしている。王隱は晋人なので、晋の中興のこととして説明しており、一方酈氏は(北魏)の興ることを指して述べている。趙はその主旨がわかっていたのである。

渠水は、

熊…この渠水は閭闔門から枝分した水を指す(三二)。

銅駝街から東に向かい、司馬門の南を過ぎる。

熊…『統漢書』百官志の注に引く伏侯の『古今注』(三三)に、「永平二(五九)年、初めて北宮の朱爵南司馬門を造つた」とある。『三輔黄圖』(二四)に、「およそ司馬というのは、宮を囲む壁の内側にあつて、兵衛が存在する。司馬は武事を主ることから、宮の外門(二五)のことを司馬門というのである」とある。『史記』の索隱(二六)に、「天子の門のうち兵欄(兵器掛け)があるもの(二七)を司馬門という」とある。そのため東京と西京にはみな司馬門がある。ここでは宮城の南門のことである。

魏の明帝が始めて門闕を築いたところ、崩れて数百人を圧殺したので、ついに再び築かなかった。そのため門闕はない。門の南の屏(二八)の中に、かつて銅の翁仲が置いてあつた。

熊…『魏志』明帝紀・景初元(二三七)年の注に引く『魏略』(二九)に、「この歳、大いに銅を徵発して、銅人二基を鑄造した。翁仲(三〇)と名づけ、司馬門の外に並べて置いた」とある。

銅人(三一)は既に失われ、置いてあつた場所も荒廢し、ただ壊れた石が残っているだけである。

熊…『晋書』石勒載記(三三)に、「石勒は洛陽の銅馬と翁仲二基を襄國(三三)に徙し、これを永豊門に置いた」とある。

ここから南に行くと宣陽門にあたる。

宣陽門については後文（四〇八頁）に詳しい。

南北東西（三四）に通っている道は、

王先謙の校本（『合校本経注』）は、「経」を朱は誤って「逕」に作っている、という。

楊・朱自らは「経」に作っていて、ただ鍾・譚本が「逕」に作っているだけである。これは王先謙が朱本を見ずに、鍾・譚本の文を朱本の文としてしまったのである。

みな馳道が列なっており、往来が禁止されていることは、兩漢と同じである。

熊・『魏書』世宗（宣武帝）紀（三五）に、「正始四（五〇七）年、禁令を出し大司馬門に車馬が出入することをできないようにした」とある。

曹植（子建）（三六）はかつて御街を通行したときに、門禁を犯し、そのために（曹操に）疎んぜられるようになった。

熊・『魏志』陳思王植伝（三七）に、「曹植は）かつて車に乗って馳道中を通行し、司馬門を開いて外に出たため、太祖（曹操）が大いに怒った」とある。

渠水はまた東に向かい、杜預（元凱）がいうところの翟泉（三八）の北を過ぎる。今、水はない。坎（三九）は九丈六尺四方で、深さは二丈余り。人が掘ったもののようにであり、自然の泉陂のようではない。これは（杜預がここを翟泉とすることの）誤りを示す第一の証拠で

ある。また皇甫謐の『帝王世紀』は、「王室が定まると、遂に居所を成周に徙したが、城が小さくて王都として受け容れることができなかつた。^①そのため翟泉を壊して城を広げた」という。^②

①朱は「城」の字を脱している。《三家は同じである。》今、増す。

②楊…『御覽』卷一五五に引く『帝王世紀』(三九)に、「王室が定まると、遂に都を成周に徙した。その後、晋がまた諸侯の徒を率いてその城を修繕したが、成周の城が小さく、王都として受け容れることができなかつたため、翟泉を壊して城を広げた」という。酈氏はその言葉を鈔略しているのである。

泉源は(そうして拈げた結果)既に塞がれてしまっているので、もとの場所が残っていないのは明らかである。

熊…上文(二四六頁)で明らかに「洛陽県の南池は、もとの狄泉である」といい、ここでまた「もとの場所が残っていない」というのは、自ら矛盾しているといわざるを得ない。これは酈氏の不注意である。

これは(杜預の)誤りを示す第二の証拠である。杜預は「翟泉は太倉の西南にある」という。

楊…『春秋』僖公二九(前六三一)年の杜預の注(四〇)に、「翟泉は今の洛陽城内の太倉の西南の池である」とある。昭公二三(前五一九)年の注(四二)に、「狄泉云々」とあるのも同じである。

すでに西南というからには、(二四八頁で述べているように)洛陽の東北にあることとはできない(四三)。これは(杜預の)誤りを示す第三の証拠である。これを地理に関する記述から考えれば、事情はほとんど明らかであり、翟泉とすることはできない。

楊・『伽藍記』卷一城内(四三)には、「昭儀寺は東陽門内一里の御道の南にあった。御道の北には太倉署と導官署(四四)の二つの官庁があり、その東南の治粟里には、倉司の官属がその中に住んでいた。昭儀寺には池があり、京師の学徒たちはこれを翟泉と呼んでいた。(わたくし)楊銜之が考えるに、杜預の『春秋』の注をみるに、翟泉は晋の太倉の西南にある」といっている。考えるに晋の太倉は建春門の内であり、今(北魏)の太倉は東陽門の内にある。(問題にしている)この場所は今の太倉の西南にあるので、翟泉でないことは明らかである。後に隱士の趙逸(四五)は「この場所は晋の侍中の石崇の家にあった池であり、池の南には緑珠楼(四六)があった」と言った。そこで学徒たちは初めて気づき、ここを通り過ぎる者は緑珠の容貌を想像したものであった」とある。この『注』では、「渠水は東に向かい、杜預(元凱)がいうところの翟泉の北を過ぎ、東陽門の石橋の下に出る」といっているので、その場所は東陽門の内側にある。楊氏(四七)が昭義寺の池は東陽門内の御道の南にあるといっているのは、『注』と同じ池を指しているのであり、そしてそれが翟泉ではないとするのも、『注』と同じである。但し杜預の狄泉についての説は(同じ西晋の人である)京相璠の(『春秋土地名』)の説と同じであり「前文(二五〇頁)にみえる」、池は石崇のときに始めて作られたのではない。趙逸の説もまた依拠すべきではない。おそらく元々この

池があつたのを石崇が利用したのであろう。楊氏はまた晋の太倉は建春門の内側にあり、(北)魏の太倉は東陽門の内側にあるといっているが、その説の通りならば、杜預の説は誤りではなく、酈氏の反駁はまちがっている。しかし『寰宇記』に引く『帝王世紀』をみるに、「今、東陽門の内側には大街があり、大街の北には太倉がある」とあり、晋の太倉は北魏と同じように東陽門内にあつた。おそらくすぐ下の文で「渠水は太倉の南を過ぎる」といっているところのものであろう。杜預の説はまことに誤りであり、楊氏の説もまたまちがっている(四八)。

渠水は司空府の前を経て、太倉の南を過ぎ、東陽門の石橋の下に出て、

東陽門については後文(四九五頁)に詳しい。

陽渠に注ぐ。

熊・『注』の閭闔門から最初に枝分する水について叙べた文章はここで終わる。陽渠とは下文の穀水が城の東南隅から枝分して北に向かつて注ぐ水のことである(四九)。

(一)『魏志』齊王芳紀の裴松之注に、「搜神記曰、(中略)及明帝立、詔三公曰、先帝昔著典論、不朽之格言、其刊石於廟門之外及太学、与石經並、以永示来世。(中略)臣松之昔從征西至洛陽、觀旧物、見典論石在太学者尚存、而廟門外無之、問諸長老、云晋初受禪、即用魏廟、移此石于太学、非兩処立也。窃謂此言為不然」とある。

(二)『宋書』礼志三に、「武帝泰始元年十二月丙寅、受禪。(中略)二年正月、有司奏天子七廟、宜如礼宮建。帝重其

役、詔宜權立一廟。於是群臣奏議、上古清廟一宮、尊遠神祇、逮至周室、制為七廟、以弁宗祧、聖旨深弘、遠跡上世、敦崇唐・虞。舍七廟之繁華、遵一宮之尊遠。昔舜承堯禪、受終文祖、遂陟帝位、蓋三十載、月正元日、又格于文祖。此則虞氏不改唐廟、因仍旧宮。可依有虞氏故事、即用魏廟。奏可」とある。

(三) 『尚書』舜典に、「正月上日、受終于文祖」とある。

(四) 金子修一「魏晋南朝における郊祀・宗廟の運用」〔中国古代皇帝祭祀の研究〕岩波書店、二〇〇六、第五章）によれば、西晋の宗廟については、武帝の即位当初は魏廟を用いていたが、泰始二（二六六）年に晋の宗廟（太廟）を創った。その後太康五（二八四）年以後、宣帝（司馬懿）廟の梁が折れるなど太廟の破損が続いたため、太康八年九月に太廟を改築することとし、一〇年四月に完成した、とされる。

(五) 三五七頁の「渠水」にも熊のほほ同じ疏文がみえる。同じ渠水である。

(六) 『伽藍記』卷一城内・永寧寺に、「司徒府南有国子学、堂内有孔丘像。顔淵問仁、子路問政在側。国子南有宗正寺、寺南有太廟、廟南有護軍府、府南有衣冠里。御道西有右衛府、府南有太尉府、府南有将作曹、曹南有九級府、府南有太社」とある。

(七) 国子学は貴族の子弟を教育する学校。宗正寺は皇族の身分のことを掌る官庁。太尉府は三公の一つ太尉の役所。将作曹は宮室の營繕や園地の土木工事などを掌る将作大匠の官庁。九級府については未詳。『洛陽伽藍記校箋』（中華書局、二〇〇六、一九頁）において楊勇は「叙官の府」としている。

(八) 底本は「司徒坊」を「太徒坊」に作る。

(九) 底本と江蘇本は「廟社」を「廟色」に作る。

(一〇) 原文は「物色」、犠牲の色のこと。『周礼』春官・鷄人に「鷄人、掌共鷄牲弁其物」とあり、鄭玄注に「物謂毛色也。弁之者陽祀用騂、陰祀用黝」とある。

(一一) 『周礼』夏官・隸僕に「隸僕、掌五寢之掃除糞洒之事」とあり、鄭玄注に「五寢、五廟之寢也。周天子七廟、惟祧無寢」とある。

(一二) 路寢は天子・諸侯の正殿、正寢ともいう。明堂は周代に天子が政教を行い、諸侯を朝見した殿堂。燕寢は休息するための部屋、小寢ともいう。

(一三) 祧廟は祖先の廟主を遷して蔵する廟。

(一四) 『周礼』春官・小宗伯に「小宗伯之職、掌建国之神位、右社稷左宗廟」とある。

(一五) 希冕は希衣を着た時に被る冠。希衣は古、天子が社稷・五祀を祭るために着る服で、三章(三つの模様)があり、ぬいとりがほとんどこしてある。

(一六) 『御覽』卷一五に引く王隱『晋書』には、「武帝咸寧元年、洛陽太祖廟中有青氣、占者云、以為東莞王後当有天子。後改封瑯琊、江東之応也」とあり、『箋』の引用と若干異なっている。

(一七) 前掲注(一六)の『御覽』に引く王隱『晋書』には「咸寧元年」としかなく「八月」が何に基づくかは不明。

(一八) 東莞郡は現在の山東省沂水県の東北。司馬懿の息子の一人である司馬^{ちゆう}佃は、武帝司馬炎が皇帝に即位すると、東莞郡王に封じられ、その後琅邪王に封じられた。司馬佃の死後、琅邪王の位は息子の司馬^{きえん}覲、そして司馬覲の長子の司馬睿へと引き継がれ、司馬睿は西晋滅亡後、江南で即位して東晋の元帝となり、晋王朝を中興した。

(一九) 『刊誤』卷六には「箋曰、王一作皇、魏一作晋、一清按非也。道元生于拓跋朝、是時魏都洛陽、記此正以表晋哀魏興之兆、安得云晋社代昌乎。元王字亦不作皇、例以称劉裕為劉武王知之、所謂烏夷索虜南比競長也」とある。台湾本・江蘇本は「趙云」から「守敬按」までの疏文を「魏亦作晋」と「酈氏言帝社事」の間に移す。

(二〇) 例としては、卷一五『洛水注』に「戴延之西征記曰、塢在川南、因原為塢、高一十余丈、劉武王西入長安、舟師所保也」とある。

(二一) 台湾本・江蘇本は「言帝社事」の四字を削る。

(二二) 閩闔門の南で枝分して南流する渠水の記事が終わり、ここから閩闔門前をそのまま東流する渠水の記事となる。

(二三) 『統漢書』百官志「衛尉に「北宮朱爵司馬、主南掖門」とあり、その劉昭注に「古今注曰、永平二年十一月、初作北宮朱爵南司馬門」とある。

(二四) 『三輔黄図』卷二漢宮に「司馬門、凡言司馬者、宮垣之内、兵衛所在、司馬主武事、故謂宮之外門為司馬門」とある。

(二五) 底本は「外門」を「門外」に作る。

(二六) 『史記』項羽本紀に「秦軍數却、二世使人讓章邯。章邯恐、使長史欣請事。至咸陽、留司馬門」とあり、その索隱に「天子門有兵闌、曰司馬門也」とある。

(二七) 底本・台湾本・江蘇本はいずれも「天子有兵欄」に作るが、楊守敬集に従って『史記』の原文のとおり「天子門有兵欄」に改める。

(二八) 屏は門の内または外に立てた囲いのこと。『礼記』郊特性に「台門而旅樹反坫、繡黼丹朱中衣、大夫之僎礼也」とあり、鄭玄の注に「言此皆諸侯之礼也。旅道也。屏謂之樹。樹所以蔽行道。管氏樹塞門。塞猶蔽也。礼天子外屏、諸侯内屏、大夫以簾、士以帷（後略）」とある。

(二九) 『魏志』明帝紀・景初元年の裴松之注に、「魏略曰、是歲、徙長安諸鐘簾・駱駝・銅人・承露盤。盤折、銅人重不可致、留于霸城。大発銅鑄作銅人二、号曰翁仲、列坐于司馬門外」とある。

(三〇) 翁仲は秦の始皇帝に仕えた巨人阮翁仲のこと。死後銅像が作られ、咸陽宮の司馬門の前に置かれた。

(三一) 原文は「金狄」。本来は始皇帝が作らせた金人（銅人）のこと。『三輔黄圖』卷一に、「銷鋒鏑以為金人、以弱天下之人、立於宮門。三輔旧事云、鑄金狄人、立阿房殿前」とあり、卷四『河水注』に、「按秦始皇二十六年、長狄十二見于臨洮、長五丈余、以為善祥、鑄金人十二以象之、各重二十四万斤、坐之宮門之前、謂之金狄」とある。ここでは銅の翁仲を指すため「銅人」と訳した。

(三二) 『晋書』卷一〇五石勒載記下に、「(石) 勒徙洛陽銅馬・翁仲二于襄国、列之永豊門」とある。

(三三) 襄国は現在の河北省邢台市。五胡十六国時代、後趙の石勒が都を置いた。

(三四) 原文では「経緯」。

(三五) 『魏書』世宗紀に「(正始四年)閏月甲午、禁大司馬門不得車馬出入」とある。

(三六) 曹植(一九二〜二三三)字は子建、三国魏の人で曹操の第三子。魏の陳王。幼いころから文才に優れ曹操に愛されたが、曹操の死後兄の曹丕(文帝)との後継者争いに敗れ、以後は文帝に疎まれて迫害を受け、憂悶の中に早世した。三国時代を代表する詩人でもあり、著名な「洛神賦」等の作品がある。宋代にその詩賦雜文を集めて『曹子建集』が編まれた。『魏志』卷一九に陳思王植伝がある。

(三七) 『魏志』卷一九陳思王植伝に、「(曹)植嘗乘車行馳道中、開司馬門出。太祖大怒、公車令坐死。由是重諸侯科禁、而植寵日衰」とある。

(三八) 台湾本は「翟泉」を「狄泉」に作る。

(三九) 『御覽』卷一五五叙京都上に引く『帝王世紀』に、「王室定、遂徙都成周。是後晋又率諸侯之徒修繕其城、以成周城小、不受王都、故壞翟泉而広焉」とある。

(四〇) 『左伝』僖公二九年に「夏六月、会王人晋人宋人齊人陳人蔡人秦人盟于翟泉」とあり、杜預の注に「翟泉、今洛陽城内太倉西南池水也」とある。

(四一) 『左伝』昭公二三年に「天王居于狄泉、敬王辟子朝也」とあり、杜預の注に「狄泉、今洛陽城内太倉西南池水

也」とある。

(四二) 二四八頁で酈道元は皇甫謐の『帝王世紀』等を引いて、翟泉が洛陽の東北にあったことを論じている。

(四三) 『伽藍記』卷一城内に、「昭儀尼寺、闍官等所立也。在東陽門内一里御道南。東陽門内道北有太倉・導官二署。東南治粟里、倉司官属住其内。(中略)昭儀寺有池、京師学徒謂之翟泉也。街之按杜預注春秋云、翟泉在晋太倉西南。按晋太倉在建春門内、今太倉在東陽門内、此地今在太倉西南、明非翟泉也。後隱士趙逸云、此地是晋侍中石崇家池、池南有緑珠楼。於是学徒始寤、經過者想見緑珠之容也」とある。

(四四) 太倉署と導官署はともに糧米とそれの貯蔵庫とを管理する官庁。

(四五) 趙逸は『伽藍記』にしばしば登場する隱士で、西晋武帝時代から二〇〇年以上生きてきたと称するが、恐らく架空の人物である。『伽藍記』では、遷都後の洛陽城の各地において、西晋時代には何があったかを指摘する役割を帯びる。田中一輝「代北と中原―北朝の史学と正統観」(『東洋史研究』七五―三、二〇一六)参照。

(四六) 緑珠は晋の石崇の愛妾の名。中書令の孫秀が欲して石崇に求めたが断られた。後にそれを怨みに思った孫秀が、詔と偽って石崇を逮捕した時に、楼から身を投げて死んだ。

(四七) 原文は「羊氏」。楊銜之については「羊銜之」と記す書物もあり、楊守敬は疏文で「羊氏」と記述するが、記では全て「楊氏」に改めた。

(四八) ここでの翟泉と太倉の位置関係に関する『注』と楊疏の議論をごく簡単にまとめると以下のようになる。杜

預は渠水の南にあつて後に石崇の家の池となつた坎（以下石崇池）を翟泉に比定する。それに対して酈道元は二五〇頁にあるように翟泉を洛陽城東北の南池に比定するのであるが、①この池が小さすぎること②成周を拡張したときに翟泉は破壊されてしまったこと、③杜預の翟泉は太倉の西南にあるとする記述は、翟泉が洛陽の東北にあるとする前述（二四八頁）の記述と合わない、という三点の理由で杜預の説を否定する。楊守敬は、楊銜之『伽藍記』の説は、杜預説を否定している点で『注』と同じであるとしつつも、楊銜之をも批判する。それは、石崇池がもともとあつた池を利用したものである点、及び晋の太倉も北魏のそれと同じく東陽門内にあつたから、晋の太倉は建春門内にあつたとする楊銜之説は誤りであるという点においてである。

（四九）四九四頁参照。

穀水は閭闔門（二）から南に向かい、土山の東を過ぎる。

朱は「自」を誤つて「逕」に作り、「閭闔」の下の「門」の字を脱し、「南」の下の「逕」の字を脱す。趙は黄本に抛り改め増した（二二）。戴は、この閭闔門は上西門のことである、という。

水の西三里に坂があり、坂の上に土山がある。（後）漢の大將軍梁冀（三）が造つたもので、土を積みあげて山を造り、木を植えて林苑となした。

戴は「林」を改めて「木」に作る。

楊…『伽藍記』(四)に、「西陽門の外に出ること四里の御道の南に洛陽大市があり、周囲の広さは八里であった。市の西北には土山と魚池があるが、漢の梁冀が造ったものである」とある。

張璠の『漢記』に、①「山には険しい坂が多く、二崱^{こう}(五)を象っている。金玉を積み、鳥や獣を捕まえてきて、その中を充たしている。(かつて)苑の兔を殺した者がいたが、互いに追及しあつて、死刑となつた者が一三人にものぼつた」という。②

①楊…『隋志』(六)に「後漢紀」三〇卷、張璠撰」とある。

②楊…『類聚』卷七(七)に引く張璠『漢記』には、「梁冀は土を聚めて山を築いた、山は一〇里九坂あつて、二崱を象つており、細工は技巧を極め、金玉明珠を積んで、その中を充たしていた」とある。また『御覽』卷九〇七(八)に引く張璠『漢記』には、「梁冀は兔苑を河南に作り、各地にふれをまわして生きた兔を調発させ、その毛を剃つて目印とし、民に(苑の禁を)犯す者がいれば死刑にされた。かつて西域から胡人の商人がやって来て、禁(九)を知らずに、誤つて一羽の兔を殺してしまった。すると次々に告発し合つて、罰せられて死刑となつたものが一〇人余りにものぼつた」とある。

(渠水は)南に出て西陽門を過ぎる。もと漢代の西明門であり、また雍門ともいう。

楊…『続漢書』百官志(一〇)に、雒陽城に雍門(二)がある、とある。『伽藍記』(二三)には、「西面の南から二番目の門を西陽門という。漢代には雍門といい、魏・晋の時代には西明門といった。高祖(孝文帝)は西陽門と改め

た」という。『寰宇記』(二三)に、「漢代には雍門といい、西(西の方角)の位置にあった。晋は改めて西明門といった」とある。『河南志』(二四)に、「晋の西明門を北魏の孝文帝が西陽門と改めた」とある。この『注』が、もと漢代の西明門であるというのは、諸説と異なっている。「漢」は「晋」の誤りではないだろうか。

旧門は南にあったが、太和年間(四七七〜四七九)に^①もとの門は位置がずれていたの^②で、この門を移して東の東陽門に正対させた。

①沈炳異がいう、この太和は北魏の太和年間のことである(二五)。

熊・『河南志』に、「故の門は東南にあつてずれていたので、後魏(北魏)の孝文帝が移して東陽門に対させた」とある。

②《朱は「邪」を誤って「卯」に作る。趙・戴は改める。》

(一) この閶闔門は洛陽城の西側の城壁の門である。上西門から枝分かれた渠水(三一七頁)の記事が終わり、枝分かれたところから流れるもう一方の渠水の記述がここから始まる。

(二) 台湾本・江蘇本は「趙拋黄省曾本改増」を「戴・趙改増」に作る。

(三) 梁冀(？〜一五九)は後漢の安定の人で字は伯卓。妹が順帝の皇后となったため、外戚として順帝・冲帝・質帝・桓帝の四代の皇帝の下で専権を振るい、跋扈將軍と称されたが、梁太后が死ぬと桓帝の命を受けた宦官の单超

等によって邸を囲まれ、自殺させられた。『後漢書』卷六四に伝がある。

(四) 『伽藍記』卷四城西・法雲寺に「出西陽門外四里御道南、有洛陽大市、周廻八里。市南有皇女台、漢大將軍梁冀所造、猶高五丈余」とある。

(五) 二嶠は河南省洛寧県の西北にある嶠山を指す。二つの丘陵があることからそう呼ばれる。

(六) 張璠『後漢紀』については二九三頁注(三八)参照。

(七) 『類聚』卷七総載山に「張璠漢記曰、梁冀聚土築山、十里九坂、以象二嶠、窮極工巧、積金玉明珠、充牣其中」とある。これを引く底本には「其中」はないが、江蘇本によって補う。

(八) 『御覽』卷九〇七兎に「張璠漢記曰、梁冀起兎苑於河南、移檄在所、調發生兎、刻其毛以為識、民有犯之者、罪至死。西域嘗有賈胡來、不知禁、誤殺一兎。輒相告、坐死者十余人也」とある。

(九) 台湾本は「禁」を「竟」に作る。

(一〇) 『統漢書』百官志四に、「城門校尉一人、比二千石。(中略)城門每門候一人、六百石。本注曰、雒陽城十二門、其正南一門曰平城門、北宮門、属衛尉。其余上西門・雍門・広陽門・津門・小苑門・開陽門・耗門・中東門・上東門・穀門・夏門・凡十二門」とある。

(一一) 江蘇本はこの疏文の「雍門」を全て「壅門」に作る。

(一二) 『伽藍記』序に、「西面有四門、南頭第一門、曰西明門、漢曰広陽門。魏晋因而不改、高祖改為西明門。次北

曰西陽門、漢曰雍門、魏晉曰西明門、高祖改為西陽門」とある。

(一三) 『寰宇記』卷三河南府の条に、「次北、漢曰雍門、在西上、晉改曰西明門」とある。

(一四) 『河南志』後魏城闕遺跡に、「西有四門、南曰西明門、漢之広陽門孝文改。次北西陽門、晉之西明門、孝文改。旧門在東南、邪出、孝文徙対東陽門」とある。

(一五) 沈炳異は清の人、字は繹旃。『水経注集釈訂訛』を著した。段『校記』は、四庫全書珍本所収の『水経注集釈訂訛』にはこの語はなく、全氏の本にはある、とする。確認したところ、全五校本には「異曰是元魏之太和」とあり、全七校本には「沈炳異曰是拓跋魏之太和」と記されている。また四庫全書珍本所収の『水経注集釈訂訛』にはこの語はない。

穀水はまた南に向かい、白馬寺の東を過ぎる。昔、漢の明帝(二)は、

朱は「昔」を「是」に作る。趙は孫潜の校訂に依拠して改める。

夢に金色で項に白光を帯びた大人を見て、

楊…《残宋本、明抄本は「白」を「日」に作る。》『後漢紀』(二)では「白」を「日月」に作っている(三)。『繙訳名義集』一(四)に引く『訳経図紀』(五)は「項有日光」に作っている。この「白」は「日」の誤りである(六)。

そのことについて臣下たちに尋ねた。するとある者が答えて「西方に神があり、その名

を仏といい、その姿は陛下が夢にみた通りです。それに違いありません」と言った。そこで天竺^二に使者を遣わして、

楊…『後漢紀』にはこの「発使天竺」の四字がない。『後漢書』楚王英伝の注^(七)に引く『後漢紀』にはこの四字がある。『繙訳名義集』に引く『訳経図紀』には、「明」帝は、郎中の蔡愔^{さいいん}・中郎将の秦景^{せい}・博士の王遵等^(八)一人に勅して、西方に仏法を求めに行かせ、印度国^(九)にまで至らせた」とある。

経と像とを写して招来させた。

楊…「漢明帝」からここに至るまでの文は（袁宏）『後漢紀』に基づいているが、『後漢紀』では、ただその形像を描いたことと経が数万あったことだけをいい、経を写したとはいっていない。

始めは榆^{にれ}の木でできた櫛^{とつ}に経を入れて、

『箋』…櫛^しについてはよくわからない。これを『後漢紀』や『牟子^{ぼうし}』^(一〇)で見ると、ともにそのことについていない。ただ『呉越春秋』^(一一)に「甘密九櫛・文笏七枚」という文がある。「櫛」は「覚」と通じると説明する者がいる。そして『齊民要術』^(一二)では、「櫛は一五年すれば、中の部分は車の轂や蒲葡の筥を作ることができる」といっており、櫛の木で筥を作り、遠くまで蒲葡（酒）を運んだことがわかる。「覚」・「筥」・「櫛」の三字は互に通じるので、「櫛櫛」とは櫛の木で経を入れる函を作ったというだけのことである。

白馬が図書を背負って、これを中夏に奉ったので、寺の名を白馬としたのである。この

楡欏は、後に城内にある愍懷太子の浮図の中に移され、

愍懷太子については前文の狄泉の下にみえる(二五三頁)。

最近になってまたこの寺に遷された。

熊…『伽藍記』(二三)に、「白馬寺は、後漢の明帝によって建てられた。仏教が中国に入ってきた時、白馬が(經典を)背負って来たので(二四)、そう名づけられたのである。寺は西陽門外三里の御道の南にある」とある。『北齊書』韓賢伝(二五)には、「昔、後漢の明帝の時、西域は白馬に仏教の經典を背負わせて洛陽に送り、それによって白馬寺が建てられた。その經典を入れた函は白馬寺に伝わっており、その姿形は素朴で飾り気がなく、世の人々は古い品物であるとして、歴代宝物として蔵してきた」とある。

だから金光が流照し(仏光が遠くを照らし)、法輪が東転した(仏法が中国へ伝わった)のはここから始まったのである。

(一) 明帝(在位五七〇七五)は後漢の第二代皇帝劉莊。明帝が夢に金人を見て仏教を求める使節を派遣したという説話、いわゆる「永平求法伝説」は、以下の『注』文や疏文に引かれる『伽藍記』『後漢紀』『牟子理惑論』『古今記経図紀』といった文献以外にも、『四十二章経序』『高僧伝』巻一撰摩騰・竺法蘭伝、『魏書』釈老志、『後漢書』西域伝など多くの文献に様々なバリエーションを伴って語られているが、現在では歴史的事実ではないとみなされて

いる。

(二) 『後漢紀』は東晋の袁宏(三二八〜三七六)撰による後漢王朝の歴史を編年体で記した書。袁宏は陽夏の人で字は玄伯。若いころから文才があり、安西將軍謝尚の參軍や大司馬桓温の記室等を歴任した。著作としては他に『竹林名臣伝』等がある(『晋書』卷九二袁宏伝)。「後漢紀」卷一〇孝明皇帝紀下・永平一三(七〇)年条に「初、帝夢見金人長大、項有日月光、以問群臣。或曰、西方有神、其名曰仏、其形長大。而問其道術、遂於中国而図其形像焉。有經數千萬、以虚無為宗、苞羅精麤、無所不統、善為宏闊勝大之言」とある。

(三) 台湾本・江蘇本は『後漢紀』の後の「白」を削る。

(四) 『繙(翻) 訳名義集』は南宋の法雲の編纂。全七卷(或いは二〇卷)、六四篇で、仏典所出の梵語を類別し、その字義を解説する。宗翻訳主篇第一(疏文の「一」は誤り)に「訳経図紀云。惟孝明皇帝、永平三年歲次庚申、帝夢金人、項有日光、飛來殿庭。上問群臣。太史傳毅対曰、臣聞西域有神、号之為仏、陛下所夢、其必是乎。至七年歲次甲子、帝勅郎中蔡愔・中郎將秦景・博士王遵等一十八人、西尋仏法、至印度国。請迦葉摩騰・竺法蘭。用白馬馱經、并将画釈迦仏像。以永平十年歲次丁卯、至于洛陽。帝悦、造白馬寺。訳四十二章経」とある。

(五) 『訳経図紀』は唐の靖邁撰『古今訳経図紀』のこと。全四卷で後漢の迦葉摩騰から唐の玄奘に至る凡そ一一七人の訳経を列記し、その下に訳者の小伝を附載する。なお『大正新修大藏経』第五五卷目錄部所収の同書には「惟孝明皇帝、以永平三年歲次庚申、帝夢金人、項有日月光、飛來殿庭。上問群臣。太史傳毅対曰、臣聞西域有神、号之

為仏、陛下所夢、固其是乎。至七年歲次甲子、帝勅郎中蔡愔・中郎將秦景・博士王遵等一十八人、西尋佛法。愔等至印度国、請迦葉摩騰・竺法蘭共還。用白馬馱經、并将画釈迦仏像。以永平十年歲次丁卯、至于洛陽。帝悦造白馬寺」とあり、『翻訳名義集』引用のものとは字句に若干の違いがある。

(六) 台湾本は原文の「為日之誤」を「当日之誤」に作る。

(七) 楚王英は光武帝の第六子、明帝の異母弟で楚王に封じられた劉英（?〜七一）のこと。若いころには遊俠を好み、晩年には黄老の学を喜び、仏教の齋戒・祭祀をおこなった。後に謀反の疑いがあると密告され、自殺した。『後漢書』卷四二楚王英伝に、「英少時好游俠、交通賓客、晚節更喜黄老、学為浮屠齋戒祭祀」とあり、その李賢注に、「袁宏漢紀、浮屠、仏也、西域天竺国有仏道焉。（中略）初、明帝夢見金人長大、項有日月光、以問群臣。或曰、西方有神、其名曰仏。陛下所夢、得無是乎。於是遣使天竺、問其道術而図其形像焉」とある。

(八) 底本は「等」を「第」に作る。

(九) 底本は「国」を「図」に作る。

(一〇) 『牟子理惑論』は、『牟子』『理惑論』とも呼ばれ、仏教の流布を目的として、仏教に対する初歩的な疑義に答える問答体で著された書であり、道家や儒家の説も引用する。著者は後漢の蒼梧太守牟子博とも太尉牟融ともいわれるが、牟融については彼の死後のことにも記述が及んでいることから、明らかに別人である。梁の僧祐（四四五〜五一八）撰『弘明集』卷一所収の『牟子理惑論』に、「問曰、漢地始聞仏道、其所從出耶。牟子曰、昔孝明皇帝、

夢見神人、身有日光、飛在殿庭。欣然悅之。明日博問群臣、有通人傅毅曰、臣聞天竺有得道者、号曰仏、飛行虚空、身有日光、殆將其神為。於是上寤、遣中郎蔡愔・羽林郎中秦景・博士弟子王遵等十八人、於大月氏、写仏経四十二章、藏^し在蘭台石室第十四間」とある。

(一一) 『呉越春秋』 勾踐帰国外伝第八に、「勾踐七年、(中略) 越王乃使大夫種索葛布十万・甘蜜九櫛・文箭七枚・狐皮五双・晋竹十廔、以復封礼」とある。『呉越春秋』は後漢の趙煜^いによつて著された呉越の興亡について記した書で、呉は太伯から夫差まで、越は無余から勾踐までのことが記されている。元の徐天祐の注がある。疏文中の「説明する者」(原文では「解者」)については、『呉越春秋』徐天祐の注文にもこの語はない。

(一二) 『齊民要術』は北齊の賈思勰^{か しきょう}が著した中国古代の農業技術について記した書。『齊民要術』卷五種榆の条に、「三年春、可将莢・葉売之。五年之後、便堪作椽。不椽者、即可斫売。一根十文。椽者斲作独棗及蓋。一箇三文。十年之後、魁・椀・瓶・榼・器皿、無所不任。一椀七文、一魁二十、瓶・榼各直一百文也。十五年後、中為車轂及蒲桃甃。甃一口、直三百。車轂一具、直絹三匹」とある。

(一三) 『伽藍記』卷四城西に「白馬寺、漢明帝所立也。仏入中国之始。寺在西陽門外三里御道南。帝夢金神、長丈六、項背日月光明。胡人号曰仏、遣使向西域求之、乃得経像焉。時以白馬負経而来、因以為名。(中略) 寺上経函、至今猶存。常焼香供養之、経函時放光明、耀於堂宇。是以道俗礼敬之、如仰真容」とある。

(一四) 原文の「白馬負而来」を『伽藍記』は「白馬負経而来」に作る。

(一五)『北齊書』卷一九韓賢伝に、「昔漢明帝時、西域以白馬負仏經送洛、因立白馬寺。其經函伝在此寺、形制淳朴、世以為古物、歷代藏室。賢無故斫破之、未幾而死、論者或謂賢因此致禍」とある。

穀水はまた南に向かい、平楽観(二)の東を過ぎる。李尤(三)の①「平楽観賦」は、「そこで平楽という大きな宮観を設け、秘藏の珍奇な品々を公開した」という。②

①楊…『後漢書』文苑伝に、「李尤、字は伯仁、広漢雒陽の人である」とある。

②楊…『類聚』卷六三(三)でも「平楽観賦」を引いて、「偉」を「瑋」に作る。

華嶠(四)『後漢書』は、

朱は「後」の字を脱す。趙は増して、「隋書』經籍志(五)に、『後漢書』一七卷、もとは九七卷あったが、今は
残欠している。晋の少府卿の華嶠の撰である」とあるという。

「靈帝(六)は、平楽観のそばに大壇を築き、その上に一二重で五采に彩られた高さ一〇丈の華蓋を建てた。壇の東北には小壇を造り、また九重で高さ九丈の華蓋を建てた。そして奇兵・騎士数万人を整列させ、天子は大蓋の下にとどまった。儀礼が終わると、天子は自ら甲冑を身に着け、無上將軍(七)と称し、三度陣を巡って還った。また珍しい戯劇を行わせ、遠方の人々に見せた」という。

楊…「三度陣を巡つて」より上の文は、『後漢書』何進伝にもみえるが、ただ「奇兵」を「歩兵」に作っている（八）。袁宏『後漢紀』^(九)に、「中平五（一八八）年一〇月甲子、お上は平楽観において兵威を示し、親ら甲冑を身に着けた」といつているのは、このことである。

故に（張衡の）「東京賦」^(一〇)では、「その西は

朱は「其」を「苑」に作る。『箋』…古本は「其」^(一一)に作っている。全・趙・戴は改める。

《楊…大典本・残宋本は「其」と作る。》

平楽という人の集まる場所、遠方の人に見せるための観があり^(一二)、そこでは（風の神の）龍雀^(一三)がとぐるを巻き、天馬が勇んでいる^(一四)といつているのである。応劭^(一五)は「飛廉は神鳥で、風を起こすことができ、古の人は良金でその形^(一六)を鑄た」という。

全・趙・戴は「形」を「象」に改める。

楊…『漢書』武帝紀の顔師古の注に引く応劭の説には最後の句がない^(一七)。

（後漢）明帝の永平五（六二）年、長安から飛廉と銅馬を運んで来させ、上西門外の平楽観に置いた。

楊…『漢書』の顔師古注^(一八)は、「長安」の上に「至」の字がある。『文選』の「東京賦」の注に引く華嶠『後漢書』^(一九)も同じである。『後漢書』董卓伝の注に引く『漢書音義』^(二〇)はここと同様に「至」の字を脱している。

考えるに、「自」の字に作るのが最も適当である。

今、上西門外に他の觀の基壇はなく、ただ西明門外にこの台だけがあり、高く壯麗である。おそらくこれが平樂觀であろう。また、皇女が若死にして、^①台の側に埋葬したので、これを皇女台と名づけた、ともいう。^②

①『箋』..(「皇女雅塲」の)「雅」は「稚」に作るべきである。全・趙・戴は「稚」に改める。

楊..「塲」とは、成人に達しないで死ぬことである(だから「雅」を無理に「稚」に改める必要はない)。「雅」はあるいは皇女の名かも知れず、「稚」の字に改めるのは、余計なことである。

②楊..『御覽』卷一七七に引く『述征記』(二二)に、「広陽門の北にある魏の明帝が杯を流した池の西は、平原懿公主(二三)の邸であり、皇女台がある」とある。『伽藍記』(二三)には、「西陽門の外に出ること四里、御道の南に洛陽大市があり、周圍八里(二四)の広さであった。市の東南(二五)には皇女台がある。漢の大將軍梁冀が造ったもので、まだ五尺余りの高さがある」とある。

晋灼(二六)は「飛廉は、体は鹿、頭は雀のようであり、角があつて尾は蛇のようで、豹のよ様な模様がある」という。

楊..ここは『漢書』武帝紀の顔師古注に引く晋灼の説をやや変えている(二七)。

董卓はこれを溶かして錢の鑄造に用い、銅馬は建始殿の東の階きざはしの下に徙した。

熊・『漢書』武帝紀の顔師古注に引く応劭の説(二八)には、「飛廉・銅馬の記事に続けて）董卓は尽く溶かして錢とした」とある。『後漢書』董卓伝(二九)もまた「五銖錢を壊して、あらためて小錢を鑄造した。銅人・鍾虜・飛廉・銅馬の類いを取り、それを鑄造に充てた」という。酈氏がただ飛廉だけを溶かし、銅馬は建始殿の東の階の下に徙したといっているのは、別に依拠するところがあつたのだろうか。『類聚』卷六二に引く『洛陽宮殿簿』(三〇)に建始殿がある。

(三) 胡族の軍が起こした争乱(三三)によって、この像はとうとう失われてしまった。

(一) 平樂觀は、前漢時代に長安の上林苑の中に設けられた施設で、角抵等の雑技を催して京師の人々に見物させた。後漢時代に明帝が洛陽城の西の西明門の外に宮觀を造営し、長安から飛廉と銅馬を移してそこに置かせ、また平樂觀と名づけた。

(二) 李尤は後漢の広漢郡雒陽の人、字は伯仁。『後漢書』卷八〇文苑伝上に伝があり、「少以文章顯。和帝時、侍中賈逵薦尤有相如・揚雄之風、召詣東觀、受詔作賦、拜蘭台令史」とある。その後諫議大夫、樂安相を経て八三歳で卒した。著に詩・賦・銘・誄・頌・七歎・哀典等凡そ二八篇がある。

(三) 『類聚』卷六三觀に、「後漢李尤平樂觀賦曰、乃設平樂之顯觀、章秘瑋之奇珍。習禁武以講捷、圧不羈之遐鄰(下略)」とある。

(四) 華嶠は晋の平原郡高唐県の人で、字は叔駿。博聞多識で、散騎常侍・秘書監となり、『後漢書』を撰した。二九三年に卒し、少府卿を追贈された。『晋書』卷四四に伝がある。

(五) 『隋書』経籍志二に、同文がある。清の汪文台輯の『七家後漢書』所収の華嶠『後漢書』に、この『注』文が引かれている。

(六) 靈帝は後漢の第一二代皇帝劉宏（在位一六八～一八九）。在位中に黄巾の乱が起こり、乱が平定された後には、州牧制を創始したり、新たな親衛軍である西園八校尉を設置するなどして中央政府の権力の回復に努めた（石井仁「無上將軍と西園軍―後漢靈帝時代の“軍制改革”」『集刊東洋学』七六、一九九六）参照。

(七) 無上將軍は親衛軍の最高司令官として靈帝が自称した称号である。これ以前皇帝自らが將軍号を称したことはなかった。

(八) 『後漢書』卷六九何進伝に「(中平)五年、天下滋乱、望氣者以為京師当有大兵、兩宮流血。大將軍司馬許涼・仮司馬伍宥説進曰、太公六韜有天子將兵事、可以威压四方。進以為然、入言之於帝。於是乃詔進大發四方兵、講武於平樂觀下。起大壇、上建十二重五采華蓋、高十丈、壇東北為小壇、復建九重華蓋、高九丈、列歩兵・騎士數万人、結營為陳。天子親出臨軍、駐大華蓋下、進駐小華蓋下。礼畢、帝躬擐甲介馬、称無上將軍、行陳三匝而還」とある。

(九) 『後漢紀』靈皇帝紀下・中平五年一〇月甲子の条に「上觀耀兵於平樂觀。先是望氣者以為京師当有大兵、流血兩宮。或説何進曰、太公六韜、有天子將兵事、以示四方。進以為然、乃言於上、大發兵、講武於平樂觀下。天子親擐

甲冑、臨軍三匝、既罷、以兵属大将軍進」とある。

(一〇) 『文選』卷三張衡の「東京賦」に、「其西則有平樂都場、示遠之觀、龍雀蟠蜿、天馬半漢。瑰異譎詭、燦爛炳煥。奢未及侈、儉而不陋。規遵王度、動中得趣」とある。

(一一) 底本は「其」を「甚」に作る。

(一二) 原文「則有平樂都場、示遠之觀」の「有」を底本は「其」に作る。

(一三) 龍雀は飛廉のことであり、『文選』「東京賦」の薛綜注に「龍雀、飛廉也」とある。

(一四) 原文は「天馬半漢」。底本は「漢」の字がない。

(一五) 『漢書』武帝紀元封二年条に「作甘泉通天台・長安飛廉館」とあり、その注に「応劭曰、飛廉、神禽能致風氣者也。明帝永平五年、至長安迎取飛廉并銅馬、置上西門外、名平樂館。董卓悉銷以為錢」とあり、「古の人は良金でその形を鑄た」の文はない。しかし『注』の文の構成からすれば、これも応劭の説に含まれると考えられる。

(一六) 台湾本・江蘇本は「形」を「象」に作る。

(一七) 台湾本・江蘇本はこの疏文を「朱象作形、戴・趙作象。守敬按、大典本・残宋本作象」に改める。

(一八) 台湾本・江蘇本は「漢書顔注」を「漢書武帝紀顔注引応説稍略（漢書武帝紀の顔注に引く応劭の説はやや略している）」に改める。

(一九) 『文選』の「東京賦」のこの部分の李善注に「華嶠後漢書曰、明帝至長安、迎取飛廉并銅馬、置上西門平樂觀

也」とある。

(二〇) 『後漢書』卷七二董卓伝に「又壞五銖錢、更鑄小錢、悉取洛陽及長安銅人・鍾虜・飛廉・銅馬之属、以充鑄焉」とあり、その李賢注に、『漢書音義』には「飛廉、神禽、身似鹿、頭如爵、有角、蛇尾、文如豹文」とある」といふ。李賢注はさらに「明帝永平五年、長安迎取飛廉及銅馬置上西門外、名平樂觀館」と続くのであるが、これを楊は『漢書音義』の続きの文と理解したのである。

(二一) 『御覽』卷一七七台に「述征記曰、広陽門北、魏明帝流杯池猶有処所。池西、平原懿公主第、有皇女台」とある。『述征記』については一〇〇頁注(一二)参照。

(二二) 平原懿公主は魏の明帝の娘曹淑のこと。太和六(二三二)年に生まれ、生後一年を経ずして亡くなり、平原懿公主と追封諡された(『魏志』卷五后妃伝)。

(二三) 『伽藍記』卷四城西・法雲寺に「出西陽門外四里御道南、有洛陽大市、周回八里。市南有皇女台、漢大將軍梁冀所造、猶高五丈余。景明中、比丘道恒立靈仙寺於其上。台西有河陽県、台東有侍中侯剛宅」とある。

(二四) 台湾本は「周迴八里」を削る。

(二五) 『伽藍記』では「市の南」とする。

(二六) 晋灼は晋代の河南の人。官は尚書郎。『漢書集注』を撰した。前注(一五)で引いた『漢書』武帝紀元封二年条の顔師古注には、応劭の説に続いて「晋灼曰、身似鹿、頭如爵、有角而蛇尾、文如豹文」とある。

(二七) 台湾本はここから下の疏文を「漢書武帝紀顔注引晋説、略蛇尾」に作り、江蘇本は「注晋説」の後に「略蛇尾」を加えるが、『漢書』武帝紀の顔師古注には「蛇尾」と記されており、誤りである。

(二八) 前注(一五) 参照。

(二九) 前注(二〇) 参照。

(三〇) 『類聚』卷六二殿に「洛陽宮殿簿曰、明光・徽音・式乾・暉章・含章・建始・仁寿・宣光・嘉福・百福・芙蓉・九華・流圃・華光・崇光」とある。

(三一) ここより以下、四〇三頁の楊疏文中の「宣陽門の箇所」の上までで、注と疏が底本・江蘇本には欠けている。台湾本には欄外に「二九行が欠落しているので、補う」との書き込みがあり、これによって補う。欠葉部分は以下の如くである。

胡軍喪亂、此象遂淪。

穀水又南、逕西明門、

朱明詛作門。全趙戴改。

故廣陽門也。

會貞按、續漢書百官志、雒陽城有廣陽門。洛陽伽藍記云、西面南頭第一門曰西明門。漢曰廣陽門、魏晉

因而不改。高祖改為西明門。竇字記廣陽門在申上、是也。

門左、

枝渠東派入城、

會貞按、此城西之穀水、自西明門左再枝分入城者。

逕太社前、

朱太作木、箋

曰、一作太。

又東逕太廟南、

守敬按、太社太廟、詳前渠水西歷廟社之間句。

又東于青陽門右、

守敬按、青陽門詳後。

下注陽渠。

穀水又南、東屈、

會貞按、城西穀水正流、自此屈逕城南。

逕津陽門南、故津門也。

朱津下衍陽字。全趙戴刪。續漢書百官志、雒陽城有津門。守敬按、下宣

陽門在東、此津陽門在西、截然門。
今本洛陽伽藍記、脱此門、而

(三二) 西晋の永嘉五(三一)年六月、匈奴の劉聰が洛陽を陥落させ、懷帝を捕え、宮殿・宗廟を焼き払い、三万人以上を虐殺した、永嘉の乱と呼ばれる事件を指す。

穀水はまた南に向かい、西明門を過ぎる。

朱は「明」を誤って「門」に作る。全・趙(一)・戴は改める。

もとの広陽門である。

熊・『続漢書』百官志(二)によれば、雒陽城に広陽門がある。『伽藍記』(三)は「西面の最も南側の門を西明門という。漢代には広陽門といい、魏・晋はそのまま改めなかったが、高祖(孝文帝)は西明門と改めた」という。

『寰宇記』(四)に「広陽門は、申(五)の方角(西南西)にある」とあるのはこれのことである。

門の左で、枝渠が東に分かれて城に入り、

熊・これは城西の穀水(陽渠)が、西明門の左から再び東に分かれて城内に入るものである。

太社の前を過ぎて、

朱は「太」を「木」に作る。『箋』…「太」に作るものもある。

全・趙・戴は「太」に改める。

また東に向かい太廟の南を過ぎて、

楊・太社・太廟については前文の「渠水はまた西に向かい廟と社の間を経て」の句に詳しい(三六九頁)。

また東に向かい青陽門の右で、

楊・青陽門については後文(四九五頁)に詳しい。

下って陽渠に注ぎ込む^(六)。

- (一) 『刊誤』卷六に「方輿紀要、其南一門曰広陽門、亦曰西陽門、後魏主宏改曰西明門。上門字誤當作明」とある。
- (二) 『統漢書』百官志四・城門校尉に「雒陽城十二門、其正南一門曰平城門。北宮門、属衛尉。其余上西門・雍門・広陽門・津門・小苑門・開陽門・秬門・中東門・上東門・穀門・夏門、凡十二門」とある。
- (三) 『伽藍記』原序に、「西面有四門。南頭第一門、曰西明門。漢曰広陽門、魏晋因而不改、高祖改為西明門」とある。
- (四) 『寰宇記』卷三河南府に「広陽門、西面有三門、在申上。述征記云、広陽門西南有劉曜壘・試弩棚、西北有鬪鷄台・射雉觀。又按河南十二県境簿云、繭觀在広陽門」とある。
- (五) 楊守敬集は「申上」を「甲上」に作る。

(六) 西明門で枝分かれしたもう一方の陽渠は、城南をめぐったあと北上する。それに合流するのである。

穀水（陽渠）はまた南に向かい、東に屈曲して（二）、

熊・城西の穀水（陽渠）の正流は、ここから屈曲して城南を過ぎる。

津陽門の南を過ぎる。これはもとの津門である。

朱は「津」の下に余計な「陽」の字を加える。全・趙・戴は削る。『続漢書』百官志に、「雒陽城に津門がある」とある（一）。

楊：下文の宣陽門は東にあり、この津陽門は西にあることは明らかである。今本の『伽藍記』（三）はこの門のことを記さず、宣陽門（四）の箇所で、「漢代には津陽門といった」といい、遂に津陽門を宣陽門に混入してしまい、その上誤って津陽門を漢代の門であるとしてしまっている。この『注』に依拠して訂補し、「南面の（東から救えて）次の西の門を津陽門という。漢代には津門といい（五）、魏・晋では津陽門といい、高祖はそのまま改めなかった」と作るべきである。『寰宇記』（六）には、「漢代には津門といった。未の方角（南西）にあつて、洛水浮橋の下にあたる」とある。『河南志』（七）には、「津門は『津城門』に作るものもあり、また『津陽門』に作るものもある」とある。

昔、洛水があふれ、流されて害に遭う者が多かつた。

朱は「漂」の下に余計な「落」の字を増し、趙は何焯の校訂に依拠して削る（八）。
津陽城門校尉は（九）、

朱は「尉」の字を脱し、趙は何焯の校訂に依拠し増す。

楊・「陽」の字は衍字である（一〇）。謝承『後漢書』は、ただ「津城門」とだけいう。

門の前に水をとどめる（設備を）設けようとした。諫議大夫の陳宣（二）がそれを止めて、
「王尊（三）は臣下（にすぎません）でしたが、

朱は「宣」を誤って「宜」に作り（二三）、「尊」を誤って「遵」に作る。趙は改める。全・戴も同様に改める。

水はその足下で止まりました。（まして）漢の朝廷は中興したばかりです。水は絶対に入つてこないでしょう」と言った。はたして水は門に至って退いた。

楊・『続漢書』五行志三の注に引く謝承『後漢書』（二四）に（次のようにある）。陳宣は光武が即位すると、徴されて諫議大夫（二五）を拜した。建武一〇（三四）年、洛水が氾濫し、水が津城門にまで到ったため、校尉が（二六）門を塞ぐように上奏しようとした。陳宣は「昔、東郡の金堤が大規模に決壊し、郡城が水没しそうになったため、県令や官吏や庶民は散り散りになって逃げ出しました。しかし太守の王尊が身を正し、自らに言い聞かせてその場に止まり、立ち続けて動かずにいると、水はすぐに自然に退いて行きました。王尊は人臣でありながら災害を修め止める（二七）ことができました。（陛下は）ましてや漢の朝廷を中興させた聖主であり、天に抜きんでられて

即位されたので、水は絶対に門内に入ってこないでしょう」と言った。その言葉が終わらないうちに、水は引いて行った。

(一) 西明門で枝分かれしたもう一方の陽渠である。

(二) 四〇一頁注(二) 参照。

(三) 『伽藍記』原序は「次西曰宣陽門。漢曰津門。魏晉曰津陽門、高祖因而不改」に作る。周祖謨『洛陽伽藍記校釈』は『注』のこの文や『寰宇記』『河南志』によって補い、「次西曰宣陽門。漢曰小苑門。魏晉曰宣陽門、高祖因而不改。次西曰津陽門。魏晉曰津陽門、高祖因而不改」と改める。

(四) 底本・江蘇本は前文の「有建始殿」からこの「於宣陽門」の前までの注文と疏文が欠落している(底本四六葉裏を参照)。また江蘇本は「於宣陽門」の前に「伽藍記」の三字を補う。

(五) 江蘇本は「当拠此注訂補」から「漢曰津門」までの一九字を脱す。

(六) 『寰宇記』卷三河南府一の文である。

(七) 『河南志』後漢城闕遺跡に「次西曰津門。一作津城門、又作津陽門。李尤銘曰、名自定位、惟月在未。温風鬱暑、鷹鳥習鷺」とある。

(八) 台湾本・江蘇本は「何焯校刪」を「何焯校改。戴同」に作る。

(九) 城門校尉は官名、洛陽城の諸門の警備を掌る。秩禄は比二千石。『統漢書』百官志四に「城門校尉一人、比二千石。本注曰、掌雒陽城門十二所」とある。これによれば城門校尉は定員一人で洛陽城の一二門を掌る官職であり、「津陽城門校尉」という官職は存在しなかった。後の疏文に引く謝承『後漢書』によれば、該当箇所は「雒水出津に造り、城門校尉は云々」と訓むべきで、この『注』文が「津陽城門校尉」としているのは誤りであろうと思われる。

(一〇) 台湾本・江蘇本は疏文の「守敬按、陽字衍文」を、「戴同。守敬按、大典本・黄本無陽字、則陽字当衍(戴は同じ。楊・大典本・黄本には「陽」字がない。「陽」は衍字であろう)」に改める。

(一一) 陳宣は後漢の人で、字は子興。沛国蕭の人。剛猛性毅で博学、魯詩に明かった。王莽の篡奪期には隠遁して仕官せず、光武帝が即位すると、徴されて諫議大夫に任じられた。

(一二) 王尊は前漢の人で、字は子贛。涿郡高陽県の人。幼い時に孤児となったが、苦学して少吏となり、その後昇進を重ね、成帝のときに徐州刺史・東郡太守にまで至った。その在任中に黄河が氾濫し堤防が決潰しかけたが、河伯に祈祷を行い、水が引くまで堤上に止まって逃げなかったため、成帝に賞された。『漢書』卷四六に伝がある。

(一三) 台湾本・江蘇本は「朱宣訛作宜」から下の疏文を「戴作宣、趙掇實字記引後漢書改。又遵並作尊。守敬按、大典本・残宋本作宣、惟大典本作尊、残宋本作遵錯出、蓋因二字通用也。説見河水篇五(戴は「宣」に作り、趙も『實字記』に引く『後漢書』によって改める。また共に「遵」を「尊」に作る。楊・大典本・残宋本は「宣」に作る。

ただ大典本は「尊」に作り、残宋本は「遵」に作って交錯しているが、これはおそらくこの二字が通用していたためであろう。これについての説明は巻五『河水注』にみえる」と改める。

(一四) 謝承は三国呉の人で字は偉平。会稽山陰の人。呉主孫権の謝夫人の弟。官は長沙東武都尉・武陵太守に至り、『後漢書』百余巻を撰した(『呉志』巻五妃嬪伝)。「隋書」経籍志二には「後漢書一百三十巻、無帝紀、呉武陵太守謝承撰」とある。現在は散佚したが、『七家後漢書』『八家後漢書輯注』・周天游『後漢紀校注』等で輯佚がなされている。『続漢書』五行志三・大水の劉昭注には「謝承書曰、陳宣子興、沛国蕭人也。剛猛性毅、博学、明魯詩。遭王莽篡位、陰処不仕。光武即位、微拜諫議大夫。建武十年、雒水出造津、城門校尉欲奏塞之、宣曰、昔周公卜雒以安宗廟、為万世基、水不当入城門。如為災異、人主過而不可辞、塞之無益。昔東郡金堤大決、水欲没郡、令・吏・民散走。太守王尊亡身勅以住立不動、水応時自消。尊人臣、尚修正弭災、豈況朝廷中興聖主、天所挺授、水必不入。言未絶、水去。上善其言」とある。

(一五) 諫議大夫は光祿勳に属し、天子の下問への回答や郡国への使者などの任にあたる。定員はなく、官秩は六百石。

(一六) 傍線部が前注(九)で問題にした箇所である。

(一七) 江蘇本は原文の「修弭災」を『後漢書』の原文と同様に「修正弭災」に作る。

穀水はまた東に向かい、宣陽門の南を過ぎる。故の小苑門である。

朱は「小」の字を脱す。

楊…『統漢書』百官志(二)に「雒陽城に小苑門がある」とある。『伽藍記』(三)に「南面の(平昌門の)次の西側の門を宣陽門という。漢代には津陽門といい、晋(三)代には宣陽門といい、高祖(孝文帝)はそのまま改めなかつた」とあるが、「津陽」の字は誤りであり、『統漢書』百官志に依拠して「小苑」と作るべきである。『寰宇記』(四)に「漢の小苑門は午の方角(南)にあり、晋代には改めて宣陽門といった」とある。

(北魏の) 皇都が洛陽に遷ったとき、移してここに置いたものであり、

旧門については下文(四〇九頁)にみえる。

閭闔門に対していて、

閭闔門は北にある。下文に詳しい(五)。

南は洛水の浮桁(浮橋)にあたっている。

楊…『通鑑』の魏の嘉平元(二四九)年の注はこの部分を引いて、「桁」を「橋」に作る(六)。『文選』の「間居賦」(七)の注に引く『河南郡県境界簿』には、「城南五里、洛水浮橋がある」とある。『伽藍記』(八)には、「宣陽門の外四里、洛水のほとりに至ると、浮橋が造られている、いわゆる永橋である。北魏の神龜年間(五一八〜五二〇)に、常景(九)が勒銘を作り、その辞に云々とある。(中略)南北両岸には華表があり、その上には鳳凰が作られていて、

天を衝かんばかりの勢いであった」とある。

だから（張衡の）「東京賦」（二〇）では「洛水に向かい黄河を背にし、伊水を左にし瀍水を右にする」といつているのである。そもそも洛陽は中原に王城の地を求めたときに、亀トが洛陽を吉としたという（二二）、まことに神都である。

朱は「都」の字がない。《都》字がないことは三家も同じである。戴は「この語には誤りがある」という。楊・「神」の下に「都」の字を加えるべきである。

門の左は即ち洛陽池がある場所である。池の東は、旧平城門のあつた所である。

楊・『続漢書』百官志（二二）に、「雒陽城の正南の一門を平城門という」とある。すなわち下文の平門のことである。『古今注』（二三）には、「建武一四（三八）年九月、平城門を開く」とある。

今は塞がっている。北の洛陽南宮に対しており、

朱は「洛」を誤って「南」に作り、趙は「洛」に改め、『括地志』（二四）によれば洛陽故城内に南宮・北宮がある」という。

そのため蔡邕は、「平城門は、正陽の門であり、宮と相連なっていて、郊祀の法駕がここから出ていく所であり、門の中でも最も尊いものである」という（二五）。

楊・蔡邕の説は『続漢書』五行志一にみえる（二六）。

『洛陽諸宮名』(二七)は、「南宮に諺台と臨照台がある」という。「東京賦」(二八)は、「その南には諺門と曲榭(しや)〔屈曲して連なっている高殿〕があり、城漚(じょうきよく)に邪(みなめ)に阻(よ)っている」という。(2)注(二九)に「諺門は、氷室の門である。漚(はら)は、依るという意味であり、城の濠に沿って延びている」という。そのため『説文』(三〇)では「隍(こう)は、城池のことである。水があるものを池」といい、水がないものを隍」という。諺門はすなわち宣陽門のことである。(4)

①趙…『説文』(三二)をみるに、「周の景王が諺台を造った。(諺の音は)尺氏の切である」という。

熊…『御覽』卷八五に引く『帝王世紀』(三三)には、「(周の)赧(な)王は民から多額の借金をしておきながらそれを返済せず、台に上ってこれを避けた。そのため周の人々はその台を名づけて逃債の台と呼んだ。洛陽南宮の諺台がこれにあたる」とある。

②朱は「邪」を誤って「依」に作る。『箋』…「東京賦」は「邪」に作る。

全・趙・戴は改める。

③朱は「邪」を「耶」に作る(三三)。『箋』…「也」の字を脱している。

④楊…これは昔(孝文帝が移動させる前)の宣陽門のことである。

(宣陽) 門内に宣陽氷室がある。

楊…『御覽』卷六八に引く陸機の『洛陽記』(二四)に、「氷室は宣陽門内にある。常に氷があり、天子が王公・衆官に賜る」とある。『伽藍記』(二五)に、「太社の南に凌陰里がある。ここは中朝(西晋)(二六)の時に氷を蔵していた所である」とある。

『周礼』に氷人の条がある。

楊…『周礼』天官(二七)に、「凌人は氷を掌る」とある。

太陽が北陸(北方の七宿の虚宿・危宿の位置)にある時(旧曆一二月)に氷を氷室に貯蔵し、西陸(西方の七宿の昴宿・畢宿)が早朝に東方に現れる時(四月)に氷室より搬出する。

楊…この二語は『左伝』昭公四年(二八)にみえる。

氷室はもと宣陽門内にあつたので、この名がついたのである。門は塞がれたので、

氷室もまた廃止された。

楊…(宣陽門が移されたのは)上文(四〇八頁)に拠れば北魏の太和年間(四七七〜四九九)のことである。

(一)『統漢書』百官志四城門校尉に、「雒陽城十二門、其正南一門曰平城門、北宮門、属衛尉。其余上西門、雍門、

広陽門、津門、小苑門、開陽門、秣門、中東門、上東門、穀門、夏門、凡十二門」とある。

(二) 『伽藍記』原序に「次西曰宣陽門。漢曰小苑門。魏晉曰宣陽門、高祖因而不改」とある。

(三) 楊守敬集は「晋」の上に「魏」を補う。

(四) 『寰宇記』卷三には、「次西、漢有小苑門、在午上、晋改曰宣陽門」とある。

(五) 下文に直接に該当する文はない。閭闔門は南の宣陽門に正対して洛陽城の中軸線を構成するのだから、「南」は「北」の誤りであろう。

(六) 段『校記』ではこの疏は誤りであり、『通鑑』は「橋」に作っており、胡三省注に引く『注』は「桁」に作る、という。楊守敬集も注で同様の指摘をする。中華書局標点本の『通鑑』卷七五魏紀嘉平元年の条には、「春、正月、甲午、帝謁高平陵。大將軍爽弟中領軍羲・武衛將軍訓・散騎常侍彥皆從。太傅懿以皇太后令、閉諸城門、勒兵拋武庫、授兵出屯洛水浮橋」とあり、その胡三省注に「水経註、洛城南出西頭第二門曰宣陽門、漢之小苑門也、對閭闔、南直洛水浮桁」とある。

(七) 『文選』卷一六潘岳の「閑居賦」に、「於是退而閑居、于洛之浹。身齊逸民、名綴下士。陪京泝伊、面郊後市。浮梁黜以徑度、靈台傑其高峙」とあり、その李善注に「河南郡界境界簿曰、城南五里、洛水浮橋」とある。『河南郡界境界簿』については『訳注 洛水・伊水篇』三七八頁注(一六)参照。

(八) 『伽藍記』卷三城南・竜華寺には「宣陽門外四里、至洛水上作浮橋、所謂永橋也。神龜中常景為訥頌、其辞曰、

(中略) 南北兩岸有華表、挙高二十丈、華表上作鳳凰、似欲冲天勢」とある。

(九) 常景は北魏の河内温県の人で、字は永昌。延昌の初め、勅を受けて門下詔書凡そ四〇巻を撰し、また太和の後
の朝儀のすでに施行されたもの凡そ五〇余巻を撰した。著述數百篇があつたがほとんど残っていない。『魏書』卷八
二に伝がある。

(一〇) 『文選』卷三張衡の「東京賦」に「総風雨之所交、然後建王城。審曲面勢、泝洛背河、左伊右澗」とある。

(一一) 原文は「卜惟洛食」で、亀卜で占ったところ、洛邑が吉とされたということ。卜するには先ず墨で亀甲に画
いてから焼き、焼いた割れ目が墨に及べば吉であり、これを「墨を食む」という。『尚書』洛誥に「我乃卜澗水東・
澗水西、惟洛食。我又卜澗水東、亦惟洛食」とあり、その孔安国の伝に「卜必先墨画亀、然後灼之、兆順食墨」と
ある。

(一二) 『統漢書』百官志四城門校尉条に「雒陽城十二門、其正南一門曰平城門」とある。

(一三) 前注(一二)の百官志の文に付された劉昭注に引く伏侯(無忌)『古今注』に「建武十四年九月、開平城門」
とある。この『古今注』については、三五九頁注(三)参照。

(一四) 『史記』高祖本紀の五年条に引く正義に「括地志云、南宮在雒州雒陽東北二十六里洛陽故城中。輿地志云秦
時已有南北宮」とある。

(一五) 佐川英治氏は平城門(魏晋の宣陽門)の移設と中軸線の移動について以下のように述べる。平城門は後漢時

代には郊祀の法駕が出ていく「正陽の門」であったが、魏晋の時に宣陽門と改名され、南宮に作られた司馬門と正対させられたことにより、司馬門―宣陽門を結ぶ線が魏晋時代の洛陽城の中軸線となった。その後北魏の孝文帝が洛陽に遷都した際に、太極殿と閭闔門を結ぶ線の延長上に位置し宣陽門の東にあった小苑門の位置に宣陽門が移築され、それまでの宣陽門が廃されたことにより、以前の中軸線の西を並行して走る太極殿―閭闔門―宣陽門―銅駝街―洛水浮橋―円丘を結ぶ線が新たな中軸線となった。これにより中軸線は城外まで伸長され、景明二（五〇一）年に築かれた外郭城はこの中軸線から左右対称に築かれた可能性が高い。すなわち北魏の洛陽城は明確な中軸線を持ちそれを設計の基礎に据えた最初の都市であった。佐川英治『中国古代都城の設計と思想―円丘祭祀の歴史的展開』（勉誠出版、二〇一六、第四章「曹魏太極殿の所在について」、第六章「北魏洛陽城の形成と空間配置―外郭と中軸線を中心に」）参照。

（一六）『続漢書』五行志一・屋自壞の条に「靈帝光和元年、南宮平城門内屋・武庫屋及外東垣屋前後頓壞。蔡邕対曰、平城門、正陽之門、与宮連、郊祀法駕所由従出、門之最尊者也」とある。

（一七）『洛陽諸宮名』については不明。三二四頁注（二五）の『洛陽故宮名』と同書か。

（一八）『文選』卷三張衡「東京賦」に、「於南則前殿靈台、飀驪安福。諺門曲榭、邪阻城洫。奇樹珍果、鉤盾所職」とある。

（一九）「東京賦」の「諺門曲榭、邪阻城洫」の薛綜注に「諺門、冰室門也。台有木曰榭。阻、依也。洫、城下池。冰

室門及榭皆屈曲邪行、依城池為道也」とある。

(二〇) 『説文』 卷一四下に「隍、城池也。有水曰池。無水曰隍。从以皇聲。易曰。城復于隍。乎光切」とある。

(二一) 『説文』 卷三上に「諺、離別也。从言。多聲。讀若論語跖予之足。周景王作洛陽諺台。尺氏切」とある。

(二二) 『御覽』 卷八五赧王の条に「帝王世紀曰、(中略) 王雖居天子之位、為諸侯之所侵逼、与家人無異、多貴於民、無以婦之、乃上台以避之。故周人因名其台曰、逃債之台、洛陽南宮諺台、諺音夷、又音戶移切、是也」とある。

(二三) 楊守敬集は注で、「朱邪作耶」の四字は後の『注』文の「皆屈曲邪行」の下にあるべきだとする。

(二四) 『御覽』 卷六八冰の条に、「陸機洛陽記曰、冰室在宣陽門内、恒有冰、天子用賜王公衆官」とある。

(二五) 『伽藍記』 卷一城内・永寧寺に「(太) 社南有凌陰里、即四朝時藏冰処也」とある。

(二六) 『伽藍記』の原文は「中朝」を「四朝」に作る。江蘇本は『伽藍記』の原文と同じく「四朝」に作る。周祖謨『洛陽伽藍記校釈』は、「四朝」とは「中朝」であり晋の武帝・惠帝・懷帝・愍帝の四代を指すとする。楊勇『洛陽伽藍記校箋』も同じ。一方、范祥雍『洛陽伽藍記校注』は、「四朝」の方は後漢・魏・晋・北魏のことを指すとする。また周一良『洛陽伽藍記』的幾条補注(『魏晋南北朝史論集』北京大學出版社、一九九七)は、「四朝」は東晋南北朝で西晋を示すときに使われた「西朝」を字形が似ているため誤記したものであるとする。

(二七) 『周礼』 天官に「凌人、掌冰正。歲十有二月」とある。

(二八) 『左伝』 昭公四年に「古者日在北陸而藏冰、西陸朝覲而出之」とある。

穀水（陽渠）はまた靈台（一）の北を過ぎる。（靈台は）天文や氣象を觀測する場所である（二）。

楊…『初学記』卷二四の引く劉向『洪範五行伝』（三）は、「天子は靈台といい、天文の変化を觀測する場所である」とする（四）。

後漢の光武帝が築いたもので、高さは六丈（約一四・五メートル）、四方は各々二〇歩（約二九メートル）である（五）。

楊…『後漢書』光武帝紀に「中元元（五六）年、靈台を起こす」とある。その注に引く『漢宮閣疏』に「靈台は高さ三丈で、一二の門がある」とある（六）（七）。『伽藍記』に「景明寺（八）は宣陽門の外側一里の御道の東にある。景明寺の南側一里に秦太上公寺（九）の二つの寺があり、寺の東に靈台という場所があり、基壇が壊れているといえ（一〇）、それでも高さは五丈（北魏尺で約一三メートル）余りある。これが後漢の光武帝が建築した靈台である」とある（一一）。つまり、（靈台の）高さ六丈とするのは正しいのである。

世祖（光武帝）はかつてこの靈台で宴を催し、鼯鼠を台上で捕えた。

朱は「鼯」を「走」と作る。『箋』…「走鼠」は「鼯鼠」とすべきである。『寶氏家伝』（一二）に「寶攸（一三）は『爾雅』を習得し、孝廉（一四）に挙げられて郎官となった。世祖は百官とともに靈台で遊興し、鼠を捕えたが、そ

の鼠の身体は豹柄文様のようで、ひかりかがやいていた。群臣にその鼠について知る者はいなかったが、ただ竇攸はその鼠の名称は鼯鼠、典拠は『爾雅』にみえる」と答えた。そこで光武帝は竇攸に絹一〇〇匹を賜与した」とある。

楊・『爾雅』積獸に「鼯鼠しゅうそとは豹柄文様の鼯鼠」とある。郭璞注には、「鼯鼠は未詳である」といい、「鼯鼠は鼠の文様が豹のようになっていゝものである」といふ(二五)。漢の武帝の時にこの鼠を捕え、孝廉郎の終軍(二六)がこれを知っていたことで絹一〇〇匹を賜与された。『説文』に「鼯は豹柄文様の鼠である」(二七)といふ。おそらく郭璞は『爾雅』の「豹文」の二字を下の「鼯鼠」に続けている。許慎は「豹文」の二字を上(二八)の「鼯鼠」につけていゝ。『新唐書』盧藏用伝には「その弟の若虚が『説文』を証拠とした」といふ(二八)。王楙まう『野客叢書』に「鼯鼠を見分けたのは、本来竇攸のことなのだが、しかし郭璞(景純)が誤つて終軍のこととした」といふ(二九)。『竇氏家伝』は『御覽』卷九一一に引用され(三〇)、また『文選』任昉(彦昇)「蕭揚州のために士を薦むるの表」の注に引用する『三輔決録』の注の内容もほぼ同じである(三一)。

また諫議大夫(三二)の第五けつ頡(三三)(子陵)(三四)の居所があつたところである。(第五頡は、第五)倫の少子であり、清廉公正であつたことで讃えられた。

各本とも「称」字を脱している。『箋』…この下にはおそらく「為郡功曹」(三四)の四字が脱している。『三輔決録』に「第五頡、字は子陵といい、清廉公正なことで郡の功曹となつた」とある(三五)。

全・趙は朱が「為郡功曹」の四字を増したことに従った。

楊・誤りである。『後漢書』第五倫伝に「少子（第五）頡が嗣ぎ、桂楊・廬江・南陽の三郡の太守を歴任し、それぞれの任地で讃えられた」とある。章懷太子注が引く『三輔決録』に「頡、字は子陵といい、郡の功曹そして州の從事となり、三公府で辟召されて成績がよく（二六）、侍御史（二七）、南頓県令、桂陽・南陽・廬江の三郡の太守、諫議大夫となった。云々」とある（二八）。これによれば、きつと「清正」の下には「称」字が脱しており、だからこそ（第五頡の）本伝で「任地で讃えられた」というのである。ここに〔注〕文を訂正する。『箋』が「清正」の下に「為郡功曹」を補うのは、その後文と互いに繋がらず、かつ頡は京兆尹南陵（長陵の誤り）の出身であり、そこで郡の功曹となっているのであれば、どうして洛陽に居ることができようか。この『注』文が明らかに「また諫議大夫第五頡（子陵）の居たところである」と述べているのは、まさに第五頡が（中央政府の官僚である）（第五頡は）洛陽に泊めてくれる人もなく、（二九）郷里に耕作地や家もなく、身を寄せて霊台に留まっていたが、一〇日も炊事しないことがあった。司隸校尉（三〇）で南陽出身の左雄（三一）、太史令（三二）の張衡（三三）、尚書（三四）で廬江出身の朱建（三五）や孟興（三六）らは、かつて第五頡に推挙されて孝廉や功曹となったので、それぞれが礼をもって食物を贈ろうとしたが、みな辞退して受けなかった。永建年間（一二六―一二二）に卒した^③。

①各本は「左雄」の下に「太史令張衡」を脱し、「朱」の下に「建」を脱している。いま『三輔決録』に依拠して補う。

②各本には「頡所拳」の三字がない。考えるに、『三輔決録』は、「みな第五頡と旧知である」といつていて、「もとの孝廉功曹」といういい方はしておらず、これはきっと他家の『後漢書』の文に基づいているのであろう(三七)。左雄・張衡・朱建・孟興らはみな第五頡が南陽および廬江太守であった時にその郡に属していた人々であり、彼らが第五頡によって孝廉・功曹に推挙されたことは疑いなく、第五頡の父第五倫との関わりはない。全が「皆倫所拳」という四字を補ったのは(三八)、誤りである。まさに「頡所拳」の三字を補うべきである。

③楊…これもまた他家の『後漢書』の文章である(三九)。(『後漢書』卷四一第五頡の)本伝を調べると「順帝(四〇)は太子であつて、廃された。頡は中大夫(四一)であつたが、太僕(四二)の来歴(四三)らと、ともに門閥を準備して断固として争い、順帝が即位すると(四四)将作大匠に拔擢され(四五)、在任中に死去した」という(四六)。「三輔決録」はまた第五頡の死去した年を記していない(四七)。

(一) 霊台は、光武帝が洛陽城南郊に建設した天文を観測するための建築物である。現在の河南省偃師市西南の洛河南岸の崗上村・大郊寨一带に位置する。中国社会科学院考古研究所洛陽工作队「漢魏洛陽城南郊的霊台遺址」(『礼制建築遺址』)によれば、霊台建築群は二〇〇メートル四方の範囲にあり、中央部に建設された現存する建築基壇は

南北約四一メートル、東西約三二メートル、高さ約八メートルとなっている。

(二)『毛詩』大雅・靈台に「經始靈台、經之營之、庶民攻之、不日成之。經始勿亟。庶民子來。王在靈囿、麀鹿攸伏。麀鹿濯濯、白鳥嚶嚶。王在靈沼、於仞魚躍。虛業維縱、賁鼓維鏞、於論鼓鍾、於樂辟雍。於論鼓鍾、於樂辟雍、鼗鼓逢逢、矇瞍奏公」とある。

(三)『洪範五行伝』は『隋書』経籍志一に「尚書洪範五行伝論十一卷、漢光祿大夫劉向注」とある。平沢歩「『漢書』五行志と劉向『洪範五行伝論』」(東京大学中国哲学研究会編『中国哲学研究』二五、二〇一一)参照。

(四)『初学記』卷四觀天望月に、「劉向洪範五行伝曰、天子曰靈台。諸侯曰時台。所以觀天文之變」とある。『後漢書』明帝紀永平二年正月の条に引く李賢注に「周礼保章氏、以五雲之色、弁吉凶・水旱・豊荒之祲象。鄭司農注云、以二至二分觀雲色、青為喪、白為喪、赤為兵荒、黒為水、黄為豊」とあり、五色の雲気によって吉凶を占った。

(五)底本では「二十四歩」とするが、諸本では「二十歩」とし、江蘇本もまた「二十歩」とする。台湾本は欄外に「刻本作方二十歩」と記しており、楊守敬集は各本には「四」がないとして「四」を削る。底本の誤りは明らかであるため、諸本に従い「四」を削除する。

(六)『後漢書』光武帝紀中元元年十一月の条に「是歲、初起明堂、靈台、辟雍、及北郊兆域」とあり、李賢注引『漢宮閣疏』に「靈台高三丈、十二門。天子曰靈台、諸侯曰觀台」とある。『漢宮閣疏』は『隋書』経籍志に掲載されていないが、漢代の宮殿に関する注釈でしばしば引用される。『漢宮閣疏』『漢宮闕名』『漢宮殿疏』『漢宮閣名』ほか

類似する名称の書籍もあり、中華書局本『後漢書』の校勘記は一つの書籍であったとする。『漢宮闕疏』の書名に關して、『後漢書』卷四〇上・班彪伝附班固伝の「西都賦」の「閭閻且千」に付した李賢注には「漢宮闕疏」とあり、『文選』卷一「西都賦」李善注には「漢宮闕疏」とあり、『御覽』卷一九一市条には「宮闕記」とある。また、『芸文類聚』卷六二所引「漢宮闕名」に「長安有長樂宮」とあり、『御覽』卷一七三宮条にみえる同文の引用では「漢宮闕名」となっている。

(七) 台湾本および江蘇本は「十二門」の下に「文選閑居賦注引陸機洛陽記、靈台在洛陽南、去城三里」(『文選』の「閑居賦」の李善注の引く陸機『洛陽記』に「靈台は洛陽南にあり、洛陽城より離れること三里の位置にある」とある)の二二字を追加する。『文選』卷一六潘岳「閑居賦」の「浮梁黜以徑度、靈台傑其高峙」李善注に、「陸機洛陽記曰、靈台在洛陽南、去城三里」とある。

(八) 景明寺は北魏の宣武帝が景明年間(五〇〇〜五〇三)に宣陽門外一里の御道の東部に建立した寺院である。寺の境内は五〇〇歩(約八一〇メートル)四方で、南方に高山・少室山を望み、三つの池と風情ある景観で、伽藍の妙味は当時最上であったという。

(九) 秦太上公二寺とは、『伽藍記』卷三城南・大統寺の条に「(大統寺)東有秦太上公二寺、在景明寺南一里。西寺、(靈)太后所立。東寺、皇姨所建。並為父追福、因以名之。時人号为双女寺」とあり、秦太上公寺の西寺と東寺を指す。秦太上公とは北魏の孝明帝(在位五一五〜五二八)の生母靈太後の父胡国珍の追号である。

(一〇) 底本では「壞(壞)」とあるが、江蘇本のみ「頽」としている。

(一一) 『伽藍記』卷三城南に「景明寺、宣武皇帝所立也。景明年中立、因以為名。在宣陽門外一里御道東。其寺東西南北、方五百步」とあり、大統寺の条に「大統寺在景明寺西、即所謂利民里。(中略)東有秦太上公二寺、在景明南一里。西寺、太后所立、東寺皇姨所建。並為父追福、因以名之。時人号为双女寺」とあり、さらに後文に「寺東有靈台一所、基址雖頽、猶高五丈余、即是漢光武帝所立者」とあり、楊は『伽藍記』各所の記載を抜粋して一文とする。

(一二) 底本の『箋』には『寶氏家伝』の後に「云」字があり、江蘇本・楊守敬集には「云」字はない。『寶氏家伝』は『芸文類聚』や『御覧』で引用されるが、詳細は不明。

段『校記』に「『寶氏家伝』は周嬰の『扈林』の考証に依拠するが、疏文が『扈林』に言及しないのは、どうしてか」と疑問を提示する。明の周嬰撰『扈林』卷一鼯鼠に「析曰、寶氏家伝曰、寶攸治爾雅、拳孝廉、為郎。世祖遊于靈台、得鼠身如豹文、熒熒有輝。群臣莫知者。惟攸曰此名鼯鼠、事見爾雅。乃賜絹百匹。考爾雅、豹文鼯鼠、郭氏注曰、鼠文彩如豹者、漢武帝時得此鼠。孝廉郎終軍知之、賜絹百匹。然則弁鼯賜絹蓋兩也」とある。

(一三) 寶攸については後注(二二)の『三輔決録』等の諸書にこのエピソードがみえる以外には知られない。

(一四) 孝廉は、前漢の武帝元光元(前一三四)年に董仲舒の献策によって官吏登用の選擧科目のひとつとなつたという。各郡国から孝悌廉潔のものを推擧する察擧制度である。

(一五) 『爾雅』卷一〇 獸の「鼯鼠、鼯鼠」に付した郭璞注に「皆未詳。鼯音問。鼯音終」とあり、それに続く「豹文鼯鼠」に付した郭璞注に「鼠文彩如豹者。漢武帝時得此鼠。孝廉郎終軍知之、賜絹百匹。鼯音廷」とある。

(一六) 終軍は字を子雲といい、済南の出身である。学問を好み、一八歳で博士弟子となり、武帝に文才を認められて謁者給事中を拝した。のちに南越が帰順した際に使者として派遣されたが、帰順を良しとしない南越の宰相呂嘉の反乱に巻き込まれ、二〇歳あまりで死去した。『漢書』卷六四下に伝がある。

(一七) 『説文』卷一〇上・鼠部鼯鼠条に「鼯、豹文鼠也」とある。

(一八) 『新唐書』卷一五〇盧藏用伝に、「弟若虚、多才博物。隴西辛怡諫為職方、有獲異鼠者、豹首虎臆、大如拳。怡諫謂之鼯鼠而賦之。若虚曰、非也、此許慎所謂鼯鼠、豹文而形小。一坐驚服。終起居郎、集賢院學士」とある。

(一九) 王楙『野客叢書』卷七豹文鼯鼠に「郭璞注、爾雅謂豹文鼯鼠。漢武帝時得此。孝廉郎終軍知之、賜絹百匹、其後如崔嵬、劉士玄之徒、皆知其説。唐芸文類聚亦云、終軍知豹文鼯鼠。武帝賜絹百匹。僕考、前漢諸書不聞終軍有此事。説後漢竇攸家伝、光武宴百僚於雲台、得豹文之鼠。問群臣、莫知之。惟竇攸曰、此鼯鼠也。詔問所出、曰見爾雅。驗之、果然。賜絹百匹。詔公卿子弟就攸学爾雅。是以徐陵謝啓曰、雖賈逵之頌神爵、竇攸之對鼯鼠、方其寵錫。独攸光前得非。即此事而誤以為終軍乎。摯虞三輔決録亦謂竇攸」とある。

(二〇) 『御覽』卷九一 鼠条に引く『爾雅』に「鼯鼠鼯鼠豹文鼯鼠、音廷、文彩如豹」とある。楊守敬集は『御覽』卷九一に『竇氏家伝』の引用はみえず、楊守敬が誤記したと指摘するが、同卷に「竇氏家伝云、竇攸治爾雅、拳

孝廉、為郎。世祖与百寮大会於靈台、得鼠身如豹文、熒熒有光輝。問群臣、莫有知者。唯攸対曰、此名鼯鼠。詔何以知之、攸曰、見爾雅曰。詔案視書、果如攸言。賜帛百匹。詔諸臣子弟皆從受爾雅」とある。

(二一) 『文選』卷三八任昉「蕭揚州の為に士を薦むるの表」の「豈直鼯鼠有必対之弁。竹書無落簡之謬」に付した李善注が引く『三輔決録』摯虞の注に「竇攸拳孝廉、為郎。世祖大会靈台、得鼠如豹文。熒熒光沢。世祖異之、以問群臣、莫能知者。攸対曰、鼯鼠也。詔問何以知之。攸対曰、見爾雅。詔案秘書、如攸言。賜帛百匹」とある。『三輔決録』は後漢の趙岐の撰による、後漢時代の長安近辺の人物に関する伝記逸事等を記した書。西晋の摯虞が注解を加える。『隋書』経籍志二に「三輔決録、七卷、漢太僕趙岐撰、摯虞注」とある。趙岐は後漢末の人である。

(二二) 諫議大夫は郎中令（のちの光祿勳）の属官で論議を掌り、前漢武帝の元狩五（前一八）年に設置された。無員官で秩禄は八〇〇石。後漢は無員官あるいは定員三〇名で秩禄が六〇〇石。また、『漢官』には定員三〇名という。

(二三) 第五頡は、字は子陵、京兆尹長陵県の出身で、清廉公正であったことから郡の功曹に挙げられて州從事となり、公府に辟召されて高第に挙げられ、侍御史、郡太守、諫議大夫等を歴任した。安帝の延光三（二二四）年九月、外戚閹頭らの謀略によって太子劉保が廢位されて濟陰王となった際、太中大夫として光祿勳祝諷らとともに太子は冤罪であると上書した。閹頭が失脚すると、将作大匠となった。『後漢書』卷四一第五倫伝に附伝される。後注（二五）参照。

(二四) 郡功曹は、各郡内で任用される郡吏の任免賞罰を司る。本籍地任用が回避されていた郡太守に対して、功曹は現地任用であったために強大な権限を有した。仲山茂「両漢功曹考」(『名古屋大学東洋史研究報告』二七、二〇〇三) 参照。

(二五) 『後漢書』第五韻伝の李賢注引『三輔決録』は「韻字子陵、為郡功曹、州從事、公府辟奉高第、為侍御史、南頓令、桂陽・南陽・廬江三郡太守、諫議大夫。洛陽無主人、鄉里無田宅、客止靈台中、或十日不炊。司隸校尉南陽左雄、太史令張衡、尚書廬江朱建、孟興皆与韻故旧、各致礼餉、韻終不受」とある。

(二六) 辟とは、辟召、漢代の官吏任用制度である。前漢の宣帝頃から行われた辟召は、各役所の長官が統治領域内で名望のある優秀な人材を選任し、後漢に入つてはじめて確立して普及するようになった人材登用制度である。

(二七) 侍御史は御史大夫の属官である御史中丞に属し、定員一五名。公卿の上奏を受けて、弾劾文書の精査を行った。秩は六〇〇石。

(二八) この疏文について、底本では「三輔注録注」、「公從事」となっているが、「三輔決録注」、「州從事」の誤りであり、江蘇本は訂正している。それに従う。なお、『後漢書』卷四一第五倫伝に「少子韻嗣、歷桂陽、廬江、南陽太守、所在見称。順帝之為太子廢也、韻為太中大夫、与太僕來歴等共守闕固争。帝即位、擢為将作大匠、卒官」とある。

(二九) 底本には「郷里無主人」とあるが、諸版本及び台湾本・江蘇本にはみえず、楊守敬集も指摘していない。こ

れらに従う。

(三〇) 司隸校尉は武帝の征和四(前八九)年に設置され、犯罪者を摘発した。のちに軍事統率権を廃され、三輔(京兆尹・右扶風・左馮翊)・三河(河南郡・河東郡・河内郡)・弘農郡の監察を行った。秩は比二〇〇石。

(三一) 左雄は字は伯豪。南陽涅陽の出身で、安帝の時に孝廉に推挙されて冀州刺史となった。順帝の時に公車に召されて議郎を拜した。太学の修繕を上奏して受諾されて陽嘉元(一三二)年に太学が完成するに至った。そのほかしばしば上奏諫言を行い、司隸校尉となった。『後漢書』卷六一に伝がある。

(三二) 太史令は太常の属官で、天時・星曆といった天文曆数を掌る。定員一名で、秩は六〇〇石。

(三三) 張衡は字は平子。南陽鄂陽の出身。若くして三輔に遊学し、五経に通じ、天文、陰陽、歴算にも明るく、永元年間には孝廉に推挙され、公府に辟召されたが応じなかった。安帝時期に公車の特別推挙で太史令に抜擢され、順帝時期には一時転出したが再び太史令となった。渾天儀、地動儀を作成し、『靈憲』や『算罔論』を著した。『後漢書』卷五九に伝がある。

(三四) 後漢における尚書台の機能については、政策決定に関わったとする考えがある一方で、皇帝と諸官が政策を形成する過程で文書伝達を担当し、その故に皇帝による統治を補翼する重要機関であったとする考えなど、多様なとらえ方がある。渡辺将智「政策形成と文書伝達―後漢尚書台の機能をめぐって」(同『後漢政治制度の研究』早稲田大学出版部、二〇一四、第五章)参照。組織としては、尚書令・尚書僕射のもと、六〇〇石の尚書六名が職務を

分担した。

(三五) 朱建は『三輔決録』により廬江の出身で尚書であったことがわかるのみである。

(三六) 孟興は『三輔決録』の記載以外みられず、詳細は不詳。

(三七) この疏文で楊守敬が他家『後漢書』の文からの引用とするのは、前注(二五)に掲げた『三輔決録』のみならず『後漢書』の伝にもないからである。

(三八) 楊がいう全氏が補足したとする「皆倫所拏」は五校本にはない。

(三九) 前注(三七)参照。しかし現行の他家の『後漢書』にも第五頡卒年の記載はみえない。

(四〇) 順帝(在位一二五〜一四四)は諱を保といい、安帝の永寧元(一二〇)年に皇太子となるも、閭皇后と対立し、讒言によって延光三(一二四)年に廃されて済陰王となり、このとき光祿勳^{たむ}祓諷、侍中閭丘弘、符節令張敬、太中大夫第五頡らによって冤罪であるとの訴えがなされた。延光四(一二五)年、安帝が天下巡幸中に死去すると、閭皇后や外戚閭頡らは北郷侯劉懿を擁立した。しかし劉懿は急死したため諸王の擁立をはかったが、一月に発生した地震を契機として中黄門の孫程らが叛乱を起こし、閭頡らは失脚し、かつて皇太子であった済陰王劉保が擁立された(『後漢書』順帝紀)。

(四一) 「中大夫」について、江蘇本は「太中大夫」とする。『後漢書』の伝では「太中大夫」となっている。

(四二) 太僕は輿馬を掌る官で、九卿の一。秩は中二〇〇〇石。

(四三) 来歴は字は伯珍で南陽新野の出身。曾祖父来歙きやう以来の征羌侯の爵位を継承し、侍中、射声校尉、執金吾を経て、延光二(一二三)年に太僕となった。太子劉保廢位の際に免官されるが、のち順帝時期に廷尉に復職し、車騎將軍、大鴻臚を歴任した。『後漢書』卷一五来歙伝に附伝される。

(四四) 底本の「共守闕因争即」について、台湾本は底本と同じであるが、江蘇本は「共守闕固争帝即位」と訂正する。楊守敬集は江蘇本と同じく訂正し、注釈で底本と台湾本の誤りを指摘して『後漢書』卷四一に依拠して改めた、という。楊守敬集と江蘇本に従う。

(四五) 将作大匠は、秦では将作小府と称していたが、前漢景帝が将作大匠と称した。宗廟・路寝・宮室・陵園の修築にかかわる土木工事や桐・梓等を道路に植樹することを掌った。秩は二〇〇〇石。

(四六) 前注(二八)の所掲の『後漢書』参照。

(四七) 前注(二五)所掲の『三輔決録』参照。

穀水(陽渠)はまた東に向かつて平昌門(二)の南を過ぎる。もとの平門である。

楊・『伽藍記』に「(洛陽城の)南面の次の西は平昌門といい、漢代は平門といい、魏晋時代は平昌門といい、高祖(孝文帝)はそれに依拠して改めなかった」とある(三)。『寰宇記』に「漢は平城門といい、丙(南)の方角にある。晋は改めて平昌門という」とある(三)。『河南志』に「漢の平門は、平城門と作るものもある」とある(四)。

『通鑑』に、「曹魏の嘉平元（二四九）年、桓範（五）は（城外に出ようとして）平昌城門に至った」とある（六）。すなわち「曹魏は平昌門に改称した」との（『伽藍記』の）記載は正しい。

（陽渠水は）また明堂（七）の北を過ぎる。（明堂は）漢の光武帝中元元（五六）年に建てられた。

熊…この『注』文は袁宏『後漢紀』および范曄『後漢書』に基づいているが（八）、『統漢書』郊祀志に従って「建武中元元年」とすべきである（九）。『資治通鑑考異』卷二（一〇）および（『通鑑』の）胡三省注（一一）の考証は非常に詳細である。そして、『宋書』符瑞志もまた「建武中元元年」としており（一二）、袁宏『後漢紀』と范曄『後漢書』の記載に脱誤があることは疑いのないことがわかる。

明堂の基本構造を調べると、上部は円形で下部は方形となっており、九つの部屋が隅を重ねあって、一二の堂がある。

楊…『後漢書』光武帝紀の注に引く『礼図』は「建武三一年に明堂を建設した」と作り（一三）、「上部は円形で下部は方形となっており（一四）、一二の堂があり、（堂の数は）一日の時間を象徴している。九つの部屋があり、（中国全土を示す）九州を象っている。九つの部屋はそれぞれ八つの窓があり、八かける九で七十二を表し、一時の王を象徴している（一五）。部屋には一二の出入口があり、陰陽の数に則っている（一六）」という（一七）。また『漢官儀』を引用して「明堂の四方は地面を掘り起こして壕を作り、その上に橋を造って、堀には水を入れず空濠とした。

その明堂は平城門から離れること二里の場所にあった」とある（二八）。

蔡邕（二九）の『月令章句』もこれと同じ内容である。

楊…『隋書』経籍志一に「月令章句一二卷、漢の左中郎将（三〇）蔡邕が著述した」とある。

もとは水をその下に引き込んで辟雍（^{へきよう}）とした。

楊…『後漢書』卷一光武帝紀の「中元元（五六）年、辟雍を造った」の注に引く『漢官儀』に、「辟雍は明堂から離れること三〇〇歩（約四三六メートル）であり、車駕（皇帝）が辟雍に臨む時には（三一）、水をその外に巡らせ、（郷射礼を）観る者を制限する」とある（三二）。また『文選』「閑居賦」の注に引く陸機の『洛陽記』に「辟雍は霊台の東にあつて、互いに離れること一里の距離であり、（辟雍・霊台）ともに魏の武帝（曹操）がここに移した」とある（三四）。『伽藍記』に「霊台の東にある辟雍は、魏の武帝が建設したものである。（北魏の）正光年間（五二〇〜五二五）に至つて、明堂を辟雍の西南に造営し、（その）上部は円形、下部は方形で、八つの窓と四つの門がある」とある（三五）。このように霊台・明堂・辟雍は、漢の後に歴代の王朝で改め移したのである。

（二）洛陽の南の城壁の門は、最も東が開陽門で、その西に平昌門がある。後漢の洛陽城では平門あるいは平城門という。曹魏の嘉平元年には平昌門と称していることから、それ以前に改称したのであろう。それ以後は改称せず平昌門と称し、郊祀に行く際に用いる。北魏では閉じられる。

(二) 『伽藍記』原序に「南面有三。(中略)次西曰平昌門、漢曰平門、魏晉曰平昌門、高祖因而不改」とある。

(三) 『寰宇記』卷三洛陽県条に「次西、漢曰平城門。在丙上、晉改曰平昌門。郊祀法駕由此門」とある。

(四) 『河南志』後漢城闕古蹟に「南面四門、正南曰平門。一作平城門。古今注曰、建武十三年開。蔡邕曰、平城門、正陽之門也。与宮連、郊祀法駕所從出、門之最尊者。漢官秩曰、平城門為宮門、不置候。按、靈帝紀曰、南宮平城門是宮在門之内、所以連言也。李尤曰、平門督司、午位処中。外臨僚侍、内達帝宮。正陽南面、炎暑赫融」とある。

(五) 桓範は字は元則。沛郡の出身で、曹魏では高官を歴任した。齊王曹芳が即位すると大司農を拜したが、司馬懿と曹爽との対立から正始一〇(二四九)年に起こった政変の際に、詔書と偽って平昌城門より出で、曹爽に皇帝曹芳を奉じて許昌へ行くことを提言するが受け入れられなかった。曹爽が失脚して司馬懿が実権を掌握すると、桓範は先に詔書を偽ったことで廷尉に送致された。『魏志』卷九曹爽伝注引『魏略』参照。

(六) 『通鑑』卷七五魏嘉平元年正月の条に「初、(曹)爽以桓範郷里老宿、於九卿中特礼之、然不甚親也。及(司馬懿)起兵、以太后令召範、欲使行中領軍。範欲応命、其子止之曰、車駕在外、不如南出。範乃出。至平昌城門、城門已閉。門候司蕃、故範拳吏也、範拳手中版示之(下略)」とある。

(七) 明堂は儒家の經典によると、政教を行う重要な建築物を指す。かつては上帝を祀り、先祖を祭り、諸侯を朝見させて高齢者を扶養し、賢者を尊ぶといった国家の大典礼に該当するものは総じて明堂で行ったという。その構造

については『大戴礼』や『周礼』考工記ほか諸説ある。洛陽の明堂は、辟雍や靈台とともに光武帝の時に建設された。なお漢魏洛陽城の南郊には西側から靈台・明堂・辟雍・太学といった礼制建築遺址があり、一九七二―一九八一年にそれぞれ発掘された（詳細は『礼制建築遺址』参照）。明堂遺址は、南北四〇メートル、東西三八六メートルであつて、中央に円形の壇があり、その中心部に方形の建築物が建てられ、周囲を円形の回廊が取り巻く構造であつた。『記注 洛水・伊水篇』二三頁、参照。

(八) 袁宏『後漢紀』に「中元元年春正月」とあり、建武三十二年を年頭より「中元元年」とし、范曄『後漢書』光武帝紀も同じく「中元元年」とする。

(九) 司馬彪『続漢書』祭祀志上に「(建武三十二年) 四月己卯、大赦天下、以建武三十二年為建武中元元年、復博・奉高、嬴勿出元年租芻稟」とある。

(一〇) 『資治通鑑考異』卷二「中元元年四月改元」の条に「統漢志云、以建武三十二年為建武中元元年。紀年通譜云、摠紀・志俱出范氏而所載不同。此必伝写脱誤。今官書累經校定、學者失於精審。但見改元復有建武二字、輒以意刪去。斯為謬矣。梁武帝大同大通之号、俱有中字。是亦憲章於此。今從袁紀范書」とある。

(一一) 『通鑑』卷四四光武帝中元元年条の胡三省注に「洪氏隸釈曰、成都有漢蜀郡太守何君造尊榿閣碑、其末云、建武中元二年六月。按范氏本紀、建武止三十一年、次年改為中元、直書為中元元年、觀此所刻、乃是雖別為中元、猶冠以建武、如文・景中元・後元之類也。又祭祀志載封禪後赦天下詔、明言云、改建武三十二年為建武中元元年。東

夷倭国伝、建武中元二年、來奉貢、証拠甚明。宋宮公紀元通譜云、紀・志俱出范史、必伝写脱誤、学者失於精審、以意刪去。梁武帝大同・大通俱有中字、是亦憲章於此。司馬公作通鑑、不取其說。余按考異、温公非不取宋說也、從袁・范書中元者、從簡易耳」とある。

(一二) 『宋書』符瑞志中・甘露条に「漢光武建武中元元年五月、郡国上甘露降」とある。

(一三) 江蘇本は「云」字がない。

(一四) 底本および『後漢書』光武帝紀では「上員下方」となっているが、「員」と「圓(円)」は互に通じる。

(一五) 後漢の章帝元和二(八五)年に用いられた、一年の長さを三六五日四分の一と認めて制定した四分曆に基づくもので、木火金水が四方の王それぞれ七二日を表し、土も一八日かける四方で七二日を表しており、季節の王であることを示す。

(一六) 陰と陽でそれぞれ六であることを示す。

(一七) 『後漢書』卷一光武帝紀中元元年条に「是歳、初起明堂、靈台、辟雍及北郊兆域」とあり、李賢注に「礼図又曰、建武三十一年、作明堂、上員下方。十二堂法日辰。九室法九州。室八窓、八九七十二、法一時之王。室有十二戸、法陰陽之数」とある。

(一八) 前注の李賢注は続けて『漢官儀』を引用し、それには「明堂四面起土作壘、上作橋、壘中無水。明堂去平城門二里所、天子出、從平城門、先歷明堂、乃至郊祀」とある。

(一九) 蔡邕は字は伯喈。陳留圉県の出身で、若くして博學で辞章、數術、天文を好んで学び巧みに音律を操ったという。久しく経籍の誤謬が多いことから、熹平四(一七五)年、五官中郎將の堂谿典らと六經の文字を正しく定めることを靈帝に上奏し、許可されて五經の文字を刻んだ、のちに熹平石經と称される石碑を建てた。中平六(一八九)年に靈帝が死去して董卓が司空の位に就くと、その下で尽力し、高陽郷侯に封じられた。董卓が誅殺されると投獄され、獄中で死去した。『後漢書』卷六〇下に伝がある。

(二〇) 左中郎將は光祿勳の属官で、中郎、侍郎、郎中をつかさどる。秩祿は比二〇〇〇石。

(二一) 辟雍は『周礼』によれば太學をいい、五學の中央に建てられていたという。大射礼を行う場であり、円形の水沢が辟雍の周圍に造られていたという。

(二二) 台湾本および楊守敬集は疏文の「車駕臨辟雍」の後に、次注に引く光武帝紀に従って「從北門入、三月、九月皆於中行郷射礼、辟雍(北門から入って、三月・九月はどちらも中で郷射礼を行った。辟雍は)」の一七字を挿入する。江蘇本は底本と同じくこの一七字を加えていない。

(二三) 『後漢書』光武帝紀中元元年条に「是歲、初起明堂・靈台・辟雍及北郊兆域」とあり、李賢注引『漢官儀』に「又曰、辟雍去明堂三百步。車駕臨辟雍、從北門入。三月、九月、皆於中行郷射礼。辟雍以水周其外、以節觀者。諸侯曰泮宮。東西南有水、北無、下天子也」とある。郷射礼とは、周のときに郷大夫が三年に一度、賢能の者を王に献ずる際、士を選定するために行う射礼に由来する。

(二四)『文選』卷一六の潘岳「閑居賦」に「其東則有明堂辟雍、清穆儉散」とあり、李善注が引く陸機『洛陽記』に「辟雍在靈台東、相去一里。俱魏武所徙」とある。

(二五)『伽藍記』卷三城南・大統寺に「靈台東辟雍、是魏武所立者。至我正光中、造明堂於辟雍之西南、上円下方、八窓四闕」とある。

穀水はまた東に向かって開陽門(二)の南を過ぎる。『晋宮閣名』に「もとの建陽門である」という(一)。

楊・『続漢書』百官志に「雒陽城には開陽門がある」とある(三)。『伽藍記』(四)に「南に面する城壁の東側から第一門を開陽門といい、曹魏から西晋に至るまで改称せず、高祖(孝文帝)もまた名称をそのようにした」という(五)。『晋宮閣名』(六)に依拠すれば、かつて(開陽門を)改めて建陽門としたが、(建陽門と称した)時は長くはなく、それゆえに『伽藍記』では(建陽門の記載を)省略している。『寰宇記』に「(開陽門は)巳(南南東)の方角上にある」という(七)。

『漢官』(八)①に、「開陽門が完成してまだ名はなかった時、一夜のうちに一本の柱がやって来て門楼上にあった。琅琊郡ろうやの開陽県から、県の南の城の②一本の柱が飛び去って行きました」と上書してきた。光武帝は(開陽県の官吏に洛陽まで来て)識別させると、本当

に開陽県の柱であった。そこで柱を堅く縛り、そして年月日を柱に刻んで記し、(この門を開陽門と)名づけた^③とある。

①『箋』…『漢官』の下に宋本は「儀」一字がある。

趙・何焯は、「儀」字はあるべきではない」という。陳振孫『直齋書錄解題』を調べると『漢官儀』一卷は、後漢の軍謀校尉で汝南の応劭、(字は)仲遠が著した。『新唐書』芸文志を調べると(九)、『漢官』五卷、『漢官儀』一〇巻がある。今はこの一巻のみが存在し、三公の官名および姓名・州里を掲載しているだけである。その完本は失われたのである」とある(一〇)。酈道元は旧籍を目にして誤ちはしないはずで、(朱は)みだりに宋本を取り上げていて、これは、閻若璩(百詩)(二)や馮班(定遠)(二二)の責めを受けることを免れられないところである(一一)。

楊・《残宋本では、この行は四字が欠けているが、上下の文から推測すれば「儀」字はない。》『続漢書』百官志の劉昭注に引用する応劭の『漢官』はこの文章と同じである(一四)。『御覽』卷一八七の引用もまた『漢官』とする(一五)。しかし『後漢書』卷七六秦彭伝の注(二六)、『文選』『懷旧賦』の注(二七)、『寰宇記』(二八)、『河南志』(二九)の引用はみな『漢官儀』とする。つまり、『官儀』と『漢官儀』とが入り乱れているのはすでに古くからのことである。《朱(三〇)が見た宋本が異なっていたのかも知れず、「儀」字があるというのも(三二)必ずしも誤りとはできない》(一一)。

②戴は「南」の上に「鼎」字を増す。

楊…『統漢書』百官志四の劉昭注の引用（する応劭『漢官』に）は「鼎」字がある。

③ 朱は上の句の「縛」を「傳（伝）」とし、下の句の「因」字がない。『箋』…「堅」は「豎」とすべきである。

趙…何焯は「堅」字は誤っていない、傳（伝）は「縛」とすべきである」という。「刻記」の上に「因」字が落ちていて、『後漢書』（『統漢書』）の注、『文選』の注を参照して校正した（三三〇）。

何湯、字は仲弓は^①、かつて門候^{二三四}となっていた。皇帝はお忍びで城下に出かけ、夜になつて宮城に戻つたが、何湯は門を閉じて迎え入れなかつた。朝廷は職務を全うしたことを賞賛した^②。

①朱は「何字」の二字を脱している。『箋』…謝承『後漢書』（二二五）に、「何湯、字は仲弓は、学問を桓榮（二二六）から受けて高弟であつた。建武年間（二五〜五六）に郎中（二二七）を拜し、（師である）桓榮を推薦して太子の師傅とした」とある（二二八）。

②楊…これは恐らくは鄧擘の故事（二二九）と同じであつて、伝聞が異なっているのであろう。

（陽渠水）はまた東に向かつて国子学・太学（三〇〇）の石経の北を過ぎる。『周礼』に「国学があつて、成均の法を教える」とある（三三二）。

楊…『周礼』春官・宗伯下に「大司楽は成均の法をつかさどる」とある（三三三）。

〔『礼記』の〕学記^①に「古には、家に塾があり、党に庠しやうがあり、遂に序があり^②、国に学があった」という^(三三三)。また、有虞氏の上庠と下庠、夏后氏の東序と西序、殷人の右学と左学^③、周人の東膠とうこうと虞庠がある。〔『礼記』の〕王制^④に「国老を上庠で養い、庶老を下庠で養う」という^⑤^(三三四)。

① 『礼記』(の編目)である。

② 楊…〔『礼記』〕学記は「遂」を「術」と作る。その鄭玄注では「術」は「遂」とすべきであり、音の誤りとす
る。

③ 朱は「右学」の二字を脱する。趙は『礼記』王制に基づいて(右学の)二字を「左学」の下に校正して補う。

楊…〔『礼記』〕王制では先に「右学」を述べ、その後で「左学」を述べる。いま「左学」の上に(「右学」を)補
う^(三五)。

④ 趙は「云」を「曰」とする。

⑤ 楊…前文の「夏后氏」以下の三句もまた、〔『礼記』〕王制の文に基づいており、この一文は『礼記』王制を引用
していることを明示しているが、ただ有虞氏の国老と庶老を養うという制度を述べているのは、一つの事例を挙
げてそのほかの事例に通じさせているのである。

それで太学と小学があつて、国の子弟を教化しており、これ(教化を受ける子弟を)を

国子という。漢魏以来太学は（晋の）国子学堂^{（三六）}の東に置かれていた。

楊…『後漢書』光武帝紀に「建武五（二九）年冬一〇月、初めて太学を建てた」とある。その注に引用する陸機『洛陽記』に「太学は洛陽城のほととの開陽門外にあり、宮城から離れること八里の距離で、その講堂は長さが一〇丈（晋尺で約二四・二メートル）、広さが三丈（約七・二メートル）である」とある^{（三七）}。『文選』「閑居賦」の注に引く郭縁生『述征記』に「国子学は辟雍の東北五里にあり、太学は国子学の東二〇〇歩にある」とある^{（三八）}。『伽藍記』に「報徳寺は開陽門外三里の御道の東にある。開陽門には後漢の国子学堂がある」とある^{（三九）}。

後漢の靈帝光和六（一八三）年、石を刻んで碑を彫り、『五経』（の文言）を載せて、太学講堂の前^{（四〇）}に立て、（それらの碑は）すべて（太学講堂の）東側にある。

熊…『後漢書』靈帝紀に「熹平四（一七五）年、儒生^{（四一）}に詔して五経の文字を正しく整えさせ、その文字を石に刻んで太学の門の外に立てた」という^{（四二）}。（碑を建立させた年は）蔡邕伝がいう「熹平四年」と同じである。光和は熹平の後であり、この『注』文で光和六年に石に刻したと述べているのは、刻石が完成した時のことを述べているのである。そのことは後（の疏）文（四五七頁）の『隸釈』にみえる。『後漢書』儒林伝の注が引く謝承『後漢書』に「碑は太学の門の外に立てられ、瓦葺きの屋根で碑を覆い、四面は囲いをめぐらせて、門を南側に開き、河南郡が吏卒を配備して見張らせた」とある^{（四三）}。

蔡邕は熹平四（一七五）年^①に、五官中郎将^{（四四）}の堂（棠）谿典^{（四五）}、光禄大夫^{（四六）}の楊

賜（四七）、諫議大夫の馬日碑（四八）、議郎（四九）の張馴（五〇）、（同じく議郎の）韓説（五一）、太史令（五二）の单颺（五三）ら②とともに上奏して、六経（五四）の文字を正しく定めるべきことを求め、靈帝は許可した。蔡邕はそこでみずから丹を用いて碑に文字を記し、職人にその文字を彫り込ませ、太学の門外に立てさせた。碑が立つことにより、後進の儒学者らはみな正しい文字をこの碑から取ったのである。碑が初めて立てられるに及んで、その碑を参観する者や筆写する者は③、馬車で毎日千余台も訪れ④、街路を埋め塞いだ⑤。いま、碑面には全てに蔡邕らの名が彫り込まれている⑥。

①朱は「熹」を誤って「嘉」と作る。全・趙・戴は「熹」に改めた。

楊・『後漢書』蔡邕伝は「熹」と作る。

②朱は「楊賜諫議大夫馬日」の八字を脱する。また「碑」を誤って「彈」と作り、「馴」を誤って「訓」と作る。

趙は蔡邕伝に依拠して（「楊賜諫議大夫馬日」の八字を）加え、「彈」を「碑」、「訓」を「馴」に改めた（五五）。

楊・『後漢書』卷六〇下蔡邕伝は「堂谿典」と作る（五六）。「堂」と「棠」は通じる。章懷太子（李賢）注に引用する『先賢行状』にはただ西鄂県令とするだけで、五官中郎將をいわないのは疎略である。楊賜は、楊震の孫である。『後漢書』に伝があり、かつて少府・光祿勳の官に遷ったという（五七）。馬日碑は、馬融の族孫である。『後漢書』馬融伝に附伝されているが、諫議大夫であったことは省略されている。張馴は、『後漢書』に伝があり、か

つて議郎を拝したという。韓説は『後漢書』方術列伝にみえるが、議郎であったことは省略されている。単颺もまた『後漢書』方術列伝にみえ、かつて太史令に遷るといふ。

③楊・蔡邕伝は「筆」を「摹」と作る。

④戴・「輻」と作る。

楊・蔡邕伝は「画」と作る。

⑤楊・「蔡邕」の句からここまでは、みな『後漢書』蔡邕伝の文章である（五八）。

⑥楊・蔡邕伝の注に引く『洛陽記』には、「礼記碑面上には諫議大夫馬日磾、議郎蔡邕の名がある」とある（五九）。

(一) 開陽門は漢魏洛陽城の南城壁の東端の門である。

(二) 『晋宮閣名』については一九四頁注（一八）参照。

(三) 『統漢書』百官志四城門校尉条に「本注曰、雒陽城十二門、其正南一門曰平城門、北宮門、属衛尉。其余上西門、雍門、広陽門、津門、小苑門、開陽門、耗門、中東門、上東門、穀門、夏門、凡十二門」とある。

(四) 江蘇本は「伽藍記」の後に「序」字を加える。

(五) 『伽藍記』原序に「東頭第一門曰開陽門。初漢光武遷都洛陽、作此門始成、而未有名。忽夜中有柱自来在楼上。

後琅琊郡開陽県言、南門一柱飛去、使來視之、則是也。遂以開陽為名。自魏及晋、因而不改、高祖亦然」とある。

(六) 底本は『晋宮廨名』とするが、『晋宮閣名』の誤りである。

(七) 『寰宇記』卷三洛陽県条に「開陽門、南面有門曰開陽、在巳上」とある。なお漢魏洛陽城の城門と位相の關係について、『統漢書』律曆志下に「四時推移、故置十二中以定月位」とあり、「十二中」とは雨水・春分・穀雨・小満・夏至・大暑・処暑・秋分・霜降・小雪・冬至・大寒を指し、漢魏洛陽城の一二の門に配当された。『類聚』卷六三居処部・門の条に詳しい。

(八) 『隋書』經籍志二に「漢官五卷、応劭注」とあるが、楊疏が述べるように『漢官』と『漢官儀』はしばしば混同される。

(九) 『旧唐書』經籍志上に「漢官儀十卷、応劭志」とあり、『新唐書』芸文志二に「応劭漢官五卷」、「漢官儀十卷」とある。

(一〇) 宋の陳振孫撰『直齋書録解題』卷六に「漢官儀一卷、統補一卷。後漢軍謀校尉汝南応劭遠撰。按唐志有漢官五卷、漢官儀十卷。今惟存此一巻。載三公官名及名姓州里而已。其全書亡矣」とある。

(一一) 閻若璩は字は百詩。太原の出身で『古文尚書疏証』など儒家經典にたいする客観的科學的研究を行つて清朝考証学の先驅をなした。博學鴻詞科には及第しなかつたが、北京に留まって徐乾学らと交わり、のちに雍正帝に招かれて厚遇された。『清史稿』卷四八一儒林伝に載せられる。

(一二) 馮班は字は定遠。江蘇省常熟の出身で、号は鈍吟老人。明の諸生で錢謙益に詩を学んだという。『清史稿』卷四八四文苑伝に載せられる。

(一三) 趙『刊誤』卷六にみえる。

(一四) 『続漢書』百官志四城門校尉条の劉昭注には「応劭漢官曰、開陽門始成未有名、宿昔有一柱來在樓上、琅邪開陽県上言、県南城門一柱飛去。光武皇帝使來識視、悵然、遂緊縛之、刻記其年月、因以名焉。銘曰、開陽在孟、位月惟巳」とある。

(一五) 『御覽』卷一八七柱の条に「応劭漢官曰、開陽門始成、(下略)」とある。

(一六) 『後漢書』卷七六循吏・秦彭伝に「永平七年、以彭貴人兄、随四姓小侯擢為開陽城門候」とあり、その李賢注に「漢官儀云、開陽門始成、(下略)」とある。

(一七) 『文選』卷一六潘岳「懷旧賦」に「啓開陽而朝邁、濟清洛以徑度」とあり、李善注には「応劭漢官儀、開陽始成(下略)」とある。

(一八) 『寰宇記』卷三洛陽県開陽門条注には、「応劭漢官儀曰、此門始成未名、(下略)」とある。

(一九) 『河南志』後漢城闕古蹟に「東曰開陽門」とあり、注に「応劭漢官儀曰、開陽門始成、(下略)」とある。

(二〇) 台湾本および江蘇本は「朱」の上に「或」字を加える。

(二一) 台湾本および江蘇本は「亦」の上に「異、謂」の二字を加える。

(二二) 楊守敬集は、この疏文の「守敬按」の下に、台湾本では「殘宋本此行欠四字、以上下文推之無儀字（殘宋本はこの行は四字が欠落しているが、前後の文章から推測するに、「儀」字はない）」の一七字を加えている。

(二三) 趙『刊誤』卷六にみえる。台湾本は「趙云」の二字を削除し、疏文の最後に「全趙戴改増」の五字を加える。江蘇本は「趙云」の二字は削除せず、最後に「全趙戴改増」の五字を加える。

(二四) 『統漢書』百官志四城門校尉条によれば、漢魏洛陽城の一二箇所にある城門ごとに門候一人が置かれ、秩祿は六〇〇石であった。

(二五) 疏文では『漢書』とあるが、『後漢書』が正しく、訂正する。

(二六) 桓榮、字は春卿。沛郡龍亢の出身で、若くして長安で『歐陽尚書』を学び、王莽の篡奪で帰郷して教授にとめた。六〇歳を過ぎて官途に就き、太子に講授し、建武二八（五二）年に太子少傅となり、のちに太常を拝した。関内侯に封ぜられたが、ほどなくして病で死去した。『後漢書』卷三七に伝がある。

(二七) 郎中は郎官の一である。

(二八) 『後漢書』卷三七桓榮伝の李賢注に引く謝承『後漢書』に、「何湯字仲弓、予章南昌人也。榮門徒常四百余人、湯為高第、以才明知名。榮年四十、無子、湯乃去榮妻、為更娶、生三子、榮甚重之。後拜郎中、守開陽門候。上徹行夜還、湯閉門不納、更從中東門入。明旦、召詣太官賜食、諸門候皆奪俸。建武十八年夏旱、公卿皆暴露請雨。洛陽令著車蓋出門、湯將衛士鉤令車収案。有詔免令官、拜湯虎賁中郎將。（中略）湯以明經、嘗授太子、推薦榮。榮拜

五更、封閔内侯」とある。

(二九) 鄧擘については、二九二頁注(三三) 参照。

(三〇) 太学は前漢武帝の際に董仲舒の献策によって建てられた全国の举人・貢生・監生等を集めて教授した教育機関であるという。『漢書』の記載には五行博士設置に関して疑義があるとされているが、太学が存在していたことは確かである。後漢では建武五年一〇月に設置された。国子学は晋の咸寧二年にはじめて置かれ、天子や太子・五品以上の人才が入学する、いわば身分の貴賤によって入学資格が区別された教育機関である。晋以後は国子学と太学が並立し、北魏でも孝文帝の遷都後には国子学・太学そして四門小学の三学が並立した。なお、はじめ国子学は太学に属していたが、次第に太学に対して優位に立つようになる。

(三一) 成均(成均)は周王朝が建てた五学のうち(成均)の南学であり、大司楽が五学の教えを統轄し、楽徳・楽語・楽舞を教える場所であるという。『注』では経書のさまざまな部分が引用されており、ここで太学について簡単な説明をしておく。古より天子の立てた最高の学府を太学と称したが、時代により呼び名が異なっていた。周はそれ以前の歴代の大学の制を取り入れて五学とし、中央の学は辟雍とし、東学は夏の制度をとって東序、西学は殷の制度をとって瞽宗、北学は有虞氏の制をとって上庠、南学は周の制である成均としたという。公卿や大夫の子弟はまず小学に入ってから芸と小節を学び、のち大学に入ってから大芸と大節を学んだとされる。

(三二) 『周礼』春官宗伯下に「大司楽掌成均之法、以治建国之学政、而合国之子弟焉。凡有道者、有德者、使教焉。

死則以為樂祖、祭於瞽宗。以樂德教国子、中、和、祗、庸、孝、友。以樂語教国子、興、道、諷、誦、言、語。以樂舞教国子、舞雲門、大卷、大咸、大磬、大夏、大濩、大武」とある。

(三三) 『礼記』学記に「古之教者、家有塾、党有庠、術有序、国有学」とある。

(三四) 『礼記』王制に「有虞氏養国老於上庠、養庶老於下庠。夏后氏養国老於東序、養庶老於西序。殷人養国老於右学、養庶老於左学。周人養国老於東膠、養庶老於虞庠。虞庠在国之西郊」とある。国老および庶老について、『礼記』王制の孔穎達疏に「熊氏云、国老、謂卿大夫致仕者。庶老謂士也、皇氏云、庶老兼庶人在官者、其致仕之老大夫以上、当養從国老之法、士養從庶老之法」とあるように、国老は卿大夫で致仕した後も卿大夫の待遇を受ける者であり、庶老は士及び庶人で官にあるものが年老いて致仕した者をいう。

(三五) 趙『刊誤』卷六に「殷人左学、一清按、左学下落右学二字。以礼記王制校補」とある。

(三六) 『晋書』武帝紀によれば、咸寧二(二七六)年に国子学を建てたとあり、『晋書』職官志によれば、咸寧四年に国子学を建てて国子祭酒、博士をそれぞれ一人、助教一五人を置いて官僚の子弟に教学したという。国子堂は国子学の建築物を指す。太学の学生は全国から官僚によって推薦されるが、国子学は家門の上下の差が厳しくなる中で入学資格が五品以上の人才に限られた。故に太学と国子学が併置されたのである。

(三七) 『後漢書』光武帝紀建武五年一〇月条に「初起太学。車駕還宮、幸太学、賜博士弟子各有差」とあり、李賢注に引く陸機『洛陽記』に「太学在洛陽城故開陽門外、去宮八里、講堂長十丈、広三丈」とある。

(三八) 『文選』卷一六の潘岳「閑居賦」に「両学斉列、双字如一。右延国胃、左納良逸」とあり、その李善注の引く郭縁生『述征記』に「国学在辟離東北五里。太学在国学東二百歩」とある。

(三九) 『伽藍記』卷三城南・報徳寺の条に「高祖孝文皇帝所立也。為馮太后追福、在開陽門外三里。開陽門御道東有漢国子学堂」とある。

(四〇) 楊守敬集は、底本では「講堂前」の「前」字がないが、いま補う、とある。

(四一) 底本は「諸生」だが、江蘇本は「諸儒」とする。

(四二) 『後漢書』靈帝紀に「熹平」四年春三月、詔諸儒生五經文字、刻石立于太学門外」とある。

(四三) 『後漢書』卷七九上儒林伝上に、「熹平四年、靈帝乃詔諸儒生定五經、刊於石碑、為古文・篆・隸三体書法以相參檢、樹之学門、使天下咸取則焉」とあり、李賢注が引く謝承『後漢書』に「碑立太学門外、瓦屋覆之、四面欄障、開門於南、河南郡設吏卒視之」とある。

(四四) 五官中郎将是『統漢書』百官志二によれば、光祿勲に属し、秩は比二〇〇〇石。五官中郎・五官侍郎・五官郎中の五官郎を掌る。

(四五) 棠谿典は棠谿典のことである。『後漢書』卷六四延篤伝に「延篤」少從潁川唐溪典受左氏伝」とあり、李賢注に「先賢行状曰、(棠谿) 典字季度、為西鄂長。風俗通曰、呉夫槩王奔楚、封棠谿。因以為氏。典為五官中郎將」とある。

(四六) 光祿大夫は『統漢書』百官志二によれば、光祿勳に属し秩祿は比二〇〇〇石。顧問應對を掌り、常の任務があるわけではなく、詔令が出されてはじめて任務にあたるとされる。

(四七) 楊賜は字は伯猷。弘農華陰の出身で、楊震の孫にあたる。熹平二(一七三)年、司空となり、天災によって罷免されたが光祿大夫を拜し、熹平五(一七六)年に司徒となるまで光祿大夫を勤めた。『後漢書』卷五四楊震伝に附伝される。

(四八) 馬日磾、字は翁叔。扶風茂陵の出身で馬融の族子である。若くして馬融に学を伝えられ、蔡邕らとともに中書の典校となった。『後漢書』卷八靈帝紀によれば、中平五(一八八)年に射声校尉より太尉に任じられ、猷帝時期に太傅を拜しているが、諫議大夫であった正確な時期は不明である。『魏志』卷六袁術伝裴駰注引『三輔決録注』および同『猷帝春秋』にみえるが、伝はない。

(四九) 議郎は郎官の一で、秩は比六〇〇石である。

(五〇) 張馴は字は子儁。濟陰定陶の出身で、若くして太学に遊学して『左伝』をそらんずることができたという。公府の辟召を受けて最高評価を得て議郎を拜し、蔡邕らとともに上奏して六経の文字を定めた。のち拔擢されて侍中となり、丹陽太守、尚書、大司農を歴任して初平年間(一九〇〜一九三)に死去した。『後漢書』卷七九上儒林伝上に載せられている。

(五一) 韓説は字は叔儒。会稽山陰の出身で、五経に通じ、孝廉に推挙された。議郎であった蔡邕と友好な関係であ

り、のちに侍中となった。『後漢書』卷八二下・方術伝下に載せられている。

(五二) 太史令は四二六頁注(三三) 参照。

(五三) 単颺は字は武宣。山陽湖陸の出身で、天官、数術に明るく、孝廉に推挙されて太史令、侍中、太守を歴任した。『後漢書』方術伝下に載せられている。

(五四) 六経は「詩経」「書経」「易経」「楽経」「礼記」「春秋」を指す。

(五五) 趙『刊誤』卷六に「箋曰、漢書光禄大夫馬日磾。一清按後漢書蔡邕伝云、光禄大夫楊賜諫大夫馬日磾。朱氏所引何踈繆也」とある。

(五六) 底本は誤って「堂谿典」を重ねている。

(五七) 段『校記』に次のようにいう…考えるに、楊賜伝によれば、熹平二年に光禄大夫を拜し、熹平五年に司徒となつている。酈道元の『注』は「光禄大夫楊賜」といつており、まさに熹平二年から五年の間の、熹平四年時に楊賜が就いていた官職である。疏の文は光禄大夫の引用を漏らしており、疎略である。

(五八) 『後漢書』蔡邕伝本文と同じであるが、疏文の「于」字は『後漢書』では「於」字に、「筆写」は「摹写」となっている。

(五九) 後文(四五六頁)の熊疏に引く蔡邕伝注引陸機『洛陽記』は「論語三碑、二碑毀」の下の「礼記碑上有諫議大夫馬日磾、議郎蔡邕名」一文を省略している。蔡邕伝の李賢注引の撰者を記さぬ『洛陽記』は「論語三碑」以下

「議郎蔡邕名」を明記している。ここの『洛陽記』は陸機撰である。

魏の正始年間（二四〇～二四九）に、古文・篆書・隸書による三字石経（一）を立てた。

楊・『晋書』衛恒伝に『四体書勢』を載せて、正始年間に三字石経を立てたというが、古文・篆書・隸書の三体とは明言していない（二）。

古文は黄帝の世より出て、倉頡が鳥の足跡をもとに字を作りだし（三）、それからさまざまの字が増えて、六義（六書）の文字ができた（四）。秦が篆書を用い、その前にできていた書を焼いたので古文が絶えた。魯の恭王のとき、孔子旧宅から書物がみつかったが（五）、古文だと知らず、科斗書（六）といったのは、おそらくその形にならって科斗と名づけただけであろう。大篆は周の宣王の時に太史の籀（ちゆう）がはじめて作ったものであるといわれる（七）。周の平王が東（の洛陽）へ遷都し、（諸侯が独自の支配をするようになったため）文字は国によって異なっていた（八）。秦の李斯と胡毋敬が籀文（大篆）を改め（九）^①、これを小篆といたので、大篆と小篆がある。

①朱は「有」に作る。『箋』…「又」に作るべきである。

全・趙・戴は改める。

しかるに、許慎の『説文』は篆の解釈ばかりで、古文に基づいたものではない。

孫星衍は「許慎が古文に基づいていないという見解は酈道元が言い始めたものであり、(彼は)六書をよく理解していないというべきである」という(一〇)。

楊・孫星衍『問字堂集』所収の「段太令若膺に与うるの書」に「私(孫)は若い時に『水経注』を読んだが、同書が許慎『説文』はもっぱら篆について解釈し古文に基づいていないというのは、酈道元の読書がいい加減であり、『説文』叙に『今篆文を述べて、合わせて古籀を付す』とあるのを全く見ていないからではないかと怪しむ」とある(一一)。今、ここ(上掲)にも孫氏の批判があるから、孫氏の批正は、偽託であるとはいえない。『説文』は古籀を小篆の下に載せることがきわめて多いから、酈道元がこれを見ていないはずはない。おそらく古文は漢代にはすでに多くが伝わっていなかったため、『説文』は古文を篆の上におかず、説明を篆の下に置いたのであって、これは時代がそうさせたのであり、許慎が篆書を重んじて古文を重んじなかったのではない。

古隸の書は、秦代より始まり、篆書の文字は筆画が多く、劇務での使用に合わなくなつたので^①、獄中の人が簡略化した字を用い、これを隸書というようになったといわれている(一二)。

①朱は「無会激務」を誤って「蕪会劇者」に作る。『箋』…宋本は「劇務」に作る。

趙はそれによって改め、また黄本(二三)により「蕪」を改めて「無」に作り、劇務には合わないことをいつている

(二四)、という。《戴は「無」「務」に作る。

楊・大典本・明抄本は「無」「務」に作る。》

また、程邈はくが雲陽で字画の多いものは少なくし、少ないものは多くし作ったものだといい(二五)、これは、隸書が篆書を簡略化したことをいっている。

楊・「黄帝の世」の句からこゝまでは、すべて衛恒の『四体書勢』に基づくが、その文言を変えている。

孫暢之は①かつて青州刺史の傅宏仁に会って(二六)②、次のように言った。「臨淄りんしの人が古墓を暴き、その中で桐棺(二七)を見つけたが③、棺の前の端の外側に陰刻があり④、それは隸書で、齊の太公の六世の孫(二八)⑤胡公の棺である(二九)と記されていた。ただ三文字のみが古の文字であり、その他の字は今の書体(隸書)と同じであった」⑥。

①楊・孫暢之『画記』は『隋志』にみえ(三〇)、これはその記載の文であろう。孫暢之には『述書』があり、『漸江水注』にみえる(三一)。

②朱は「仁」を「仕」に作る。『箋』・『初学記』はこれ引いて「傅宏仁」に作る(三二)。

楊・『初学記』はこの句を引いていない。『淄水注』(三三)は孫暢之の説を引き、「傅宏仁」に作る(三四)。

③楊・『淄水注』はこのことを引いて「銅棺」に作るが(三五)、それが正しい。桐棺が長い間腐らないままでいるものだろうか。

④朱は「起」字がない。『箋』…「起」字を脱している。
全・趙は増す（二六）。

楊…『初学記』卷三一（二七）、『御覧』卷七四九はこれを引き、いずれも「起」字がある（二八）。

⑤朱は「六」字がない。『箋』…「六」字を脱している。
全・趙・戴は増す。

楊…『初学記』『御覧』はこれを引き（二九）、いずれも「六」字がある。

⑥朱は「余」を「隸」に作る。『箋』…『初学記』は「余」に作る。
全・趙・戴は改める。

楊…『御覧』は引いて「余」に作る（三〇）。

（このことから）隸書は昔からあって①、秦から始まったものではないことが明らかである②。

①『箋』…「自」は「字」に作るものもある。

楊…『初学記』卷三一（三一）、『御覧』卷七四九（三二）はこれを引き、いずれも「字」に作る。

②孫星衍は、「これは必ずや正しくない。好事家の作り話である。酈道元は小学にはきわめて疎かったため、この巷の説を取ったのである」とする（三三）。

楊…最近安陽から出土した亀甲を、私が数十枚実見したところ、まさしく三代の古文であって、決して偽物ではなかった。孫星衍がこれを見なかったのが惜しまれる。

魏の初め、古文を伝えたのは邯鄲淳^(三四)からであったが、石経の古文はややもすると淳の(伝えた)書体とは異なった。

楊…(これは)衛恒『四体書勢』の文に基づいている。邯鄲淳は『魏志』の王粲伝に附伝されている。この碑を書いた者について『魏書』江式伝ははっきりと邯鄲淳だといっているが^(三五)、『晋書』衛恒伝は淳の法を失っていると考えている^(三六)。『通鑑』の注に「魏碑は正始年間(二四〇～二四九)に立てられた。『後漢書』によると元嘉元(一五一)年、度尚が邯鄲淳に命じて曹娥碑を作らせた。その時淳は弱冠(二〇歳)であって、元嘉より正始まで九〇余年たっているため、(魏碑は)決して淳の書ではない」とあるが^(三七)、(胡三省は)結局実際に書した人の姓名を指し示すことができていない。私は、衛恒伝に「魏初に古文を伝えたのは邯鄲淳からであり、(恒の)祖父の衛敬侯^(三八)、^(三九)が淳の『尚書』を模写し、後に淳に示すと淳は自分が書いたものと区別ができなかった。正始年間になって三字石経を立てたが、これはややもすると淳の書法とは異なっており、その形によって科斗と名づけた」^(四〇)とあるのは、明らかに衛敬侯が最初古文を邯鄲淳に学んだが、石経を書く時にはややもすれば淳の書体と違うものになったことをいって、師の書法に従わなかったのを怪しんでいるのである。この石経は衛敬侯が書いたものであることは疑いない^(四一)。そうでなければ^(四二)、石経が淳の書法を失ったことと衛敬侯

との間に何の関係があつて、それを衛恒伝に載せるのだろうか。このことはまだ誰も言ったことがない。

この碑を堂の西側に立てた。碑石は長さ八尺、幅は四尺であり、石を堂の下側に立てた。

熊…「この碑を堂の西側に立て」以下の四句は上の魏のことに続き(四三)魏の石経について述べる(四三三)。その前の文(四三九頁)に、漢は石碑を太学講堂の東側に立てたとあるから、この堂の西にある石碑は魏の石碑である。『御覽』卷五八九に引く『西征記』に「国子学堂の前に碑が並んでいる。南北の行に三五枚あり、表裏に刻字されている。『春秋経』『尚書』二部を書いているのは、大篆・隸書・科斗の三つの字体である。碑は長さ八尺、今一八枚残っており、他はすべて崩れている」とある(四四)。これは魏の碑を指している。国子学堂が太学堂の西にあつて、また「三つの字体」といい、「長さ八尺」というのは、いずれもこの『注』と符合する。「三五枚」というのは、この『注』の欠落を補うことができる。『北史』江式伝にまた「魏は三字石経を漢碑の西(四五)に立てた」とある(四六)。ただ、これを邢昺の書とみなすのは誤りである。『伽藍記』は「二五碑」に作つて『西征記』と異なる。そして、蔡邕筆の遺蹟だと考えて漢碑を魏碑と混淆して認識しているのは、大きな誤りである(四七)。

碑石は四八枚^①、幅は三〇丈ある^②。

①王『校本』は、朱は「十」を誤つて「千」に作るとする。

熊…朱は「十」に作る。誤つて「千」に作ったのは、鍾本と譚本である。項綱本と黄晟本も誤つている。

②熊…この二句は漢の石経を補足説明するものであり、「碑」の上に「漢」の字があればはつきりする(四八)。『後

漢書』蔡邕伝の注に陸機『洛陽記』を引いて「大^(四九) 学堂の前に石経四部があり、もともと碑は全部で四六枚ある。西に向かう^(五〇)」のは『尚書』『周易』『公羊伝』であり、一六碑現存して、一二碑壊れている。南に向かう『礼記』は一五碑あり、全部壊れている。東に向かう『論語』は三碑あり、二碑壊れている」とある^(五一)。「四六枚」はこの『注』に従って「四八枚」に作るべきである。おそらく「論語は三碑」の下に「存」字を脱しているため、後世の人が『論語』は全部で三碑のみだと考え、「四八枚」を改め、「四六枚」に作ったのだろう。その上の「一六碑現存して、一二碑壊れている」という書き方の例に倣い、この「論語は三碑」の句は「論語は三碑現存して、二碑壊れている」に作るべきである。したがって、『論語』碑はもともと五碑あったのであって、合計すると碑は四八枚である^(五二)。『御覽』卷五八九に引く『西征記』に「太学堂の前に石碑四〇枚あり」とあるが^(五三)、これは「八」字を脱している。『伽藍記』、『後漢書補注』卷四に引く『羊頭山記』『統博物志』卷六にはいずれも「四八枚」とあり^(五四)、これが証拠である。「幅は三〇丈」の句には誤りがある。『後漢書』儒林伝の注に楊龍驤の『洛陽記』を引いて、それに朱超石「兄に与うるの書」を載せているが、「石経の文はすべて碑に似ていて、高さ一丈ほど、幅は四尺、びっしりと並んで連なる」とあるのを考えたと^(五五)、碑はそれぞれ幅が四尺で、合計すると一九丈二尺^(五六)になるから、概数をとって(三〇丈ではなく)二〇丈にすべきである。

魏の明帝は^①また『典論』六碑を刻させ^(五七)、その隣に並べた^②。

①朱は誤って「文帝」に作る。全・戴は改める^(五八)。趙の見解は下に書かれている。

②趙・『隸釈』石経残碑に(五九)、『水経注』には(六〇)光和六(一八三)年、石を太学に立て、その上に全て蔡邕の名を刻した。魏の正始年間に、また古文・篆書・隸書による三字石経を刻したとある。おそらく諸儒が詔を受けたのは熹平(一七二―一七八)年間であったが、碑ができあがったのは光和(一七八―一八四)年間であろう。『隋書』経籍志に一字石経七種、三字石経三種があり、その論に漢に七経を刻し、全て蔡邕の書であるとしながら、魏は一字石経を立てたとする(六一)。これは矛盾している。『新唐書』『旧唐書』の志には今字石経七種があるとし、『論語』に注して蔡邕が作ったとしている(六二)。また三字石経には古篆の二種(『左伝』と『尚書』)があるとしている。おそらく『新唐書』『旧唐書』は隸書を今文としているのであろう。現存する石経の字画のすばらしさを見ると、蔡中郎(蔡邕)クラスでなければ書けるものではない。黄初以後の碑刻と比べてみると天地の差があり、どうして魏人に書ける能力があるうか。『水経注』をもってよりどころとすべきである。三體は魏人が刻したものである。(『後漢書』)儒林伝が(熹平石経)古文・篆書・隸書の三體を用いてとする(六三)のはまちがいであるとある。また、『隸統』三體石経左伝遺字によると(六四)、『石経は范曄(はんは)後漢書』靈帝紀と儒林列伝・宦者列伝(六五)にみられ、いずれも『五経』とあるが、蔡邕伝と張馴伝には『六経』とし、ただ儒林伝のみが『古文・篆書・隸書の三體の書法を用いた』としている(六六)。酈道元の『水経注』では漢は石経を太学に立て、魏の正始中に、また古文・篆書・隸書による三字石経を刻したとされている。『新唐書』『旧唐書』の志に三字石経には古篆の二種あり、それらは『尚書』と『左伝』である(六七)。ただ『隋書』経籍志の記載のみに異

同があり、その書目に「一字石経七種」「三字石経三種」とみえ、七経を蔡邕の書としている(六八)。また、(同志に)魏が一字石経を立てたというが、それは誤りである(六九)。范曄(蔚宗)の時には、三体石経と熹平年間に彫られた経書がいずれも太学の学宮に配されたので、歴史家が誤ってそのことを書いた。後世の人がその誤りを継承し、あるいは石刻を实見せず、考証しなかつたのである。趙明誠は一字石経を蔡中郎の書したものとしているが、三体石経を見ていない(七〇)。欧陽棐は三体を漢碑とするが、一字石経を見ていない(七一)。近年の方勺の著作である『泊宅編』は、弟方甸の跋した石経を載せたが、それでも范曄の『後漢書』や『隋書』経籍志に惑わされて三体を漢の字とした(七二)。「公羊伝」碑に馬日磾等(七三)の名があつて「魏の時代に彼が正定したテキストを用いたため、その名を残した」としているに至つては、謬論とすべきである」とある。私(趙一清)が思うに、洪适(景伯)は『水経注』の事実に基づいて(七四)『後漢書』や『隋書』経籍志の(事実との)食い違いを述べ、一字石経を漢刻とし、三字石経を魏碑としたが、その見解は簡潔で核(七五)心をついている。他の説は曖昧で採用するに及ばない。我が杭州出身の杭世駿編修は、『石経考異』を著したが、多くの書籍を集めて顧炎武(亭林)の欠けたところを補足するに足る(七六)。四明出身の全祖望庶常は、更にこれを増補し、除き益すこと遺漏はない(七七)。石経の陳べることは一一〇〇年の後になってにわかに明らかになった(七八)。また思うに、酈道元の説にも誤りがある。陳寿の『魏志』明帝紀によると、太和四(二三〇)年春二月戊子の日に、「太傅三公に詔し、文帝の『典論』を石に刻させ、廟門の外に立てた(七九)」とあり、太学とはいっていない。『搜神記』に「(明帝は)詔して石を廟

門の外及び太学に刻させた」(八〇)とある。裴松之(世期)は「昔西征に従って洛陽に至り、遍く旧物を見たが、『典論』と石経が太学になお残っていて、廟門の外にはなかった。長老たちに問うと、晋は受禪すると魏廟を使い、この石を太学に移したのであって、二箇所を立てたのではないという。この『搜神記』の記載はまちがっている」とひそかに思う」と注している(八二)。おそらく『搜神記』の記載は誤りであろう。石経は太学に立てられ、『典論』は廟門の外にあったのであり、酈道元は晋が移したものを魏が立てたとみならず、裴松之(世期)が自ら見聞したことの方がおそらく確かである。また『魏志』三少帝紀の裴注に引く『搜神記』には、『典論』(の刻石)は魏明帝が立てたとし、「(明帝が即位すると)三公に、先帝(文帝)は昔『典論』を著した。不朽の格言であるから、石を廟門の外と太学に置き、石経と並べて永く後(八三)世に示せよ」と詔した。斉王芳が位を継いだ初めになって、西域が火浣布かえふを献上してきた。子桓(八三)(文帝)が(火浣布は)ありえないといった(ことがまちがっていたので)、この論文を削って消して天下に笑われたとある。文帝(八四)が碑を立てたというのも、また誤りである(八五)。

熊・『御覽』卷五八九が引く『西征記』には「魏の文帝の『典論』は六碑あったが、今は四碑残存して二碑が壊れている」とある(八六)。「伽藍記」も『典論』は六碑あったが、太和一七(四九三)年にはなお四碑存在していた」とある(八七)(八八)。

(一) 三字石経は魏の正始石経(三体石経)のことで、經典の標準テキストを正しく伝えるために太学の前に立てられた。石経は漢から清まで七例ある。三体石経は魏の正始年間(二四〇～二四九)に『書経』『春秋』『左氏伝』の三経を刻んで、熹平石経と相對して太学の西側に立てられた。経の一字につき古文・篆書・隸書の三体で刻まれたものである。現在、断片は洛陽博物館、西安碑林博物館、東京書道博物館等に所蔵されている。古文は秦の小篆以前に使われていた文字で、今文は漢代において用いられた文字(隸書)である。

(二) 『晋書』卷三六衛恒伝に「恒善草隸書、為四体書勢曰、(中略)至正始中、立三字石経」とあるが、三体については記されていない。『隋書』經籍志一に『四体書勢』一卷が載せられている。清・顧藹吉撰の『隸弁』卷八隸八分考に「晋書衛恒伝四体書勢云、秦既用篆、奏事繁多、篆字難成、即令隸人佐書曰隸字(後略)」と『四体書勢』を用し、続けて「按四体書勢者、古文・篆・隸・草也」とある。『類聚』卷七四書の「勢」の項目には後漢の蔡邕の『篆書勢』、晋の衛恒の『四体書勢』、晋の索靖の『書勢』、晋の劉邵しやうの『飛白書勢』からの引用が列記されている。杜繡琳「論『四体書勢』中勢的生命意蘊」(『鞍山師範學院學報』二〇〇二—二)によると、「書勢」は書体の造形的な特徴のことであり、『四体書勢』は書法理論の著作である。

(三) 倉頡は蒼頡のことで、伝説上では四つ目のある人物で、黄帝に仕えた史官であるという。それまで中国では繩の結び目を記録に用いていたが、蒼頡が鳥や獣の足跡の形から文字を創出したとされている。

(四) 六書は、漢字の造字および運用の原理を象形・指事・形声・会意・転注・仮借の六種類に分類したものである。

『晋書』卷三六衛恒伝に「恒善草隸書、為四体書勢曰、昔在黃帝、創制造物。有沮誦・倉頡者、始作書契、以代結繩、蓋觀鳥跡以興思也。因而遂滋、則謂之字、有六義焉。一曰指事、上・下是也。二曰象形、日・月是也。三曰形声、江・河是也。四曰会意、武・信是也。五曰轉注、老・考是也。六曰假借、令・長是也。夫指事者、在上為上、在下為下。象形者、日滿月欠、効其形也。形声者、以類為形、配以声也。会意者、止戈為武、人言為信也。轉注者、以老壽考也。假借者、數言同字、其声雖異、文意一也」とある。

(五) 前漢のとき、孔子旧宅の壁から焚書を逃れた秦以前の儒家の經書がみつかった。古文で書かれている。『晋書』卷三六衛恒伝に「自黃帝至三代、其文不改。及秦用篆書、焚燒先典、而古文絶矣」とある。

(六) 底本は「科斗」、江蘇本・台湾本・楊守敬集は「科斗書」に作る。台湾本は欄外に「初稿正文有書字」と記す。これにより「書」を補う。科斗書は科斗文のことで、蝌蚪文ともいう。科斗はオタマジャクシのことである。伝説によると墨が発明される前は漆で文字を書いたが、その文字は線頭が大きく、線尾が小さくなってオタマジャクシに似ていることから科斗といわれるようになった。『晋書』卷三六衛恒伝に「漢武時、魯恭王壞孔子宅、得尚書・春秋・論語・孝經。時人以不復知有古文、謂之科斗書」とある。

(七) 周の宣王（在位・前八二七〜前七八二）の太史である籀が科斗文を変えて大篆をつくり、それを籀文といったとされる（『史籀篇』の冒頭に「太史籀書」とある）。『晋書』卷三六衛恒伝に「昔周宣王時、史籀始著大篆十五篇、或与古同、或与古異、世謂之籀書者也」とある。

(八) 周の平王（在位・前七七〇～前七二〇）が洛陽へ遷都したことをもって春秋時代が始まるとされる。『晋書』卷三六衛恒伝に「及平王東遷、諸侯力政、家殊国異、而文字乖形」とある。

(九) 始皇帝が文字を統一するにあたり、李斯が『蒼頡篇』を、趙高が『爰歴篇』を、胡母敬が『博学篇』を著し、簡略化した字体である小篆を使うようになったと、『晋書』卷三六衛恒伝にある（秦始皇帝初兼天下、丞相李斯乃奏益之、罷不合秦文者。斯作倉頡篇、中車府令趙高作爰歴篇、太史令胡母敬作博学篇、皆取史籀大篆、或頗省改、所謂小篆者）。

(一〇) 孫星衍（一七五三～一八一八）は、字は淵如、清の官僚、学者。『問字堂集』等の著作があり、『水経注』の校正を行っている。楊が記した孫の見解の典拠は不明であるが、日比野丈夫「孫星衍の水経注研究」（中田勇次郎先生頌寿記念論集刊行会編『東洋芸林論叢』平凡社、一九八五）によると手校原本があり、広州の中山図書館に保管されているとある。

(一一) 孫星衍『問字堂集』卷四与段太令若膺書に「僕少讀水経注、称許氏字説、專積于篆、而不本古文、怪酈道元読書函莽、並説文叙中所云、今叙篆文、合以古籀之言、都未寓目」とある。引用の『説文』については、その序に「許叔重不妄作其九千三百五十三字、即史籀大篆九千字、故云叙篆文、合以古籀」とある。段玉裁（一七三五～一八一五）は、字は若膺、『説文解字注』を著した。

(一二) 『晋書』卷三六衛恒伝に載せる『四体書勢』に「秦既用篆、奏事繁多、篆字難成、即令隸人佐書、曰隸字」と

ある。

(一三) 底本・楊守敬集は「黃省曾本」に作るが、ここでは凡例に従い「黃本」とする。
(一四) 『箋』は「蕪会劇者〔宋本作激務〕」に作り、欄外に「黃本無作無」とある。
(一五) 『説文』第一五篇上に六書の一つとして「三曰篆書、即小篆。秦始皇帝使下杜人程邈所作也」とある。『晋書』卷三六衛恒伝に載せる『四体書勢』にも「或曰下土人程邈為衙獄吏、得罪始皇、幽繫雲陽十年、從獄中作大篆、少者增益、多者損減、方者使員、員者使方、奏之始皇。始皇善之、出以為御史、使定書。或曰邈所定乃隸字也」とあり、程邈はくという下級役人が獄中で隸書を發明し、始皇帝に献上して採用されたとしている。雲陽は陝西省淳化県の西北にあった秦の県である。

(一六) 青州は後漢が置き、山東省臨淄に治所があつた。傅宏仁は正史に伝がない。

(一七) 江蘇本は「桐棺」を「銅棺」に作る。

(一八) 齊太公とは呂尚を指す。太公望として知られ、後に齊の始祖となる。

(一九) 胡公は齊の第六代君主（在位・前八六二〜前八六〇）である。

(二〇) 六朝時代の孫暢之『述画記』のことで、前近代の絵画に関する議論（画論）の一つである。『隋書』経籍志一には劉宋の孫暢之の著作として、『毛詩引弁』一卷、『毛詩序義』七卷、『五經雜義』六卷の三種、及び同経籍志三に『術芸略序』五卷が記されているが、『画記』なる著作はみえない。唐の張彦遠『歴代名画記』巻四に「孫暢之述画

〔記〕が二箇所て記され、宋の郭若虚の『図画見聞誌』巻一に「述画記、後、魏孫暢之撰」とある。

〔二一〕巻四〇『漸江水注』に「秦始皇登（会）稽山、刻石紀功、尚存山側。孫暢之述書云、丞相李斯所篆也」とある。

〔二二〕楊守敬集は「宏」を「弘」に作る。同書の『箋』は「宏仁」を「弘什」に作り、楊疏には「初学記引此作傅弘仁」とある。『初学記』に当該記載はない。『御覧』巻七四九にこの記載があるが、人名はない。管見の限り、人名を記す史料は『注』のみであり、その典拠は不明である。

〔二三〕底本は「水注」に作るが、江蘇本・台湾本・楊守敬集は「溜水注」に作る。楊守敬集の校勘記はもともと「溜」の字が欠けているとして、「溜」字を補っている。ここではこれに従い「溜」を補う。

〔二四〕巻二六『溜水注』に「孫暢之所云、青州刺史傅宏仁言、得銅棺隸書処」とある。

〔二五〕前注〔二四〕参照。『刊誤』は「桐棺」を「銅棺」に作る。

〔二六〕台湾本は趙の下に「戴」を加える。楊守敬集の校勘記は「全趙増」は正しくなく、全祖望本は「起」字を加えていない。台湾本がこれを改めて「趙戴増」に作るが、確かではなく、殿本が「起」字を加えていなかったのだから」とする。

〔二七〕江蘇本・楊守敬集は「三十一」を「二十一」に作る。台湾本は「三十一」を削る。「二十一」が正しい。

〔二八〕『初学記』巻二文字・銅隱金錯の注に「酈善長水経注曰、臨溜人發古冢、得銅棺、前秘外隱起、為隸字、云

齊太公六代孫、胡公之棺也。唯三字是古、余同今書、証知隸字出古、非始於秦」とある。『御覽』卷七四九隸書に「酈善長水經注曰、臨淄人發古墓、得（桐字なし）棺、前和外隱起、為隸字、言齊太公六代孫、胡公之棺也。唯三字是古、余同今書、証知隸字出古、非始於秦也」とある。なお、前近代の中国では木棺あるいは石棺が主流であり、原形をとどめたまま発見された木棺も多い。

(二九) 前注(二八) 参照。

(三〇) 江蘇本・台湾本は「御覽引作余」を「明抄本作余、御覽同」に作る。前注(二八) 参照。

(三一) 江蘇本・楊守敬集は「三十一」を「二十一」に作る。台湾本は「三十一」を「二十一」に改める。前注(二八) 参照。

(三二) 前注(二八) 参照。

(三三) 前注(一〇) で触れた手校原本にある内容か。

(三四) 邯鄲淳(生没年不詳)は、字は子礼、予州潁川郡の出身、後漢末期の儒学者・書家。著書に『笑林』『芸経』がある。『魏略』卷一六儒宗伝に伝が立てられており、『魏志』卷二一王粲伝の裴松之注に『魏略』を引いた邯鄲淳伝がある。

(三五) 『魏書』卷九一術芸・江式伝に「陳留邯鄲淳亦与(張)揖同時、博古開芸、特善(埤)倉・(広)雅、許氏字指、八体六書、精究閑理、有名於揖、以書教諸皇子。又建三字石經於漢碑之西、其文蔚炳、三体復宣。校之說文、

篆隸大同、而古字少異」とある。

(三六) 『晋書』卷三六衛恒伝に載せる『四体書勢』に「魏初伝古文者、出於邯鄲淳。(衛)恒祖敬侯写淳尚書、後以示淳、而淳不別。至正始中、立三字石經、軫失淳法、因科斗之名、遂効其形」とある。

(三七) 『通鑑』卷五七漢靈帝熹平四年三月条に「詔諸儒正五經文字、命議郎蔡邕為古文・篆・隸三体書之、刻石、立于太学門外」とあり、その胡三省注に「(前略) 按此碑以正始年中立。漢書云、元嘉元年、度尚命邯鄲淳作曹娥碑。

時淳已弱冠、自元嘉至正始亦九十余年。(江)式以三字為魏碑則是、謂之邯鄲淳所書、非也」とある。なお、曹娥碑については『後漢書』卷八四孝女・曹娥伝に「至元嘉元年、県長度尚改葬娥於江南道傍、為立碑焉」とあり、その李賢注に「会稽典録曰、上虞長度尚弟子邯鄲淳、字子礼。時甫弱冠、而有異才。尚先使魏朗作曹娥碑、文成未出、(中略)因試使子礼為之。操筆而成、無所点定。朗嗟歎不暇、遂毀其草」とある。

度尚(一一七〜一六六)は、字は博平、山陽郡湖陸の人で、後漢末の政治家。党錮の禁で弾劾追放された清流派の名士の八厨の一人である。元嘉元(一四五)年上虞長に任じられたとき、孝女曹娥のために曹娥碑を立てた。碑文に「上虞県令度尚字博平、弟子邯鄲淳字子礼撰」とみえる。『後漢書』卷三八に伝がある。

(三八) 江蘇本・台湾本・楊守敬集は「侯」を「侯」に作る。それに従う。

(三九) 衛敬侯とは衛恒の祖父である衛覬を指す。『魏志』卷二一に伝があり、官職は尚書に至り、閔郷侯がに封ぜられて敬侯の諡号を得た。

(四〇) 前注 (三六) 参照。

(四一) 段『校記』は楊の「この石経は衛敬侯(衛覬)が書いたものであることは疑いない」について、まちがいだとする。その理由は以下の通りである。『晋書』衛瓘伝によると、衛覬が死亡した時、子の瓘は一〇歳であった。永平元年すなわち元康元(二九一)年六月に瓘は七二歳で死亡しているから(訳者註…『通鑑』卷八二晋惠帝元康元年六月条にみえる)、瓘が一〇歳のときは黄初元(二二〇)年であり(訳者註…これは瓘の生年にあたり、一〇歳のときは建興七(二二九)年が正しい)、正始元(二四〇)年より二〇年前である(訳者註…建興七年であれば一十年前である)。三体石経は正始年間に立てられ(この時には衛覬はすでに死去している)だから、(それより先に没している)敬侯はどうしてこの書を得る(書く)ことができようか。楊の考察はまちがっている。衛恒が淳法を失ったというのは、正始年間に碑を書いた者を指していつているのであって、どうして(それが)敬侯だといえようか。楊が「このことはまだ誰も言ったことがない」としたのは、衛恒伝の語意を誤解したからである。同伝で敬侯が邯鄲淳の『尚書』を写書した後に淳にそれを示すと、淳の書と見分けがつかなかったというのは、敬侯がいれば碑を書いたのはまさに敬侯であったはずだという意味であり、すでに死んでいたのだからこのことを深く悲しんだのである。そして「正始年間になって三字石経を立てたが、淳の書法とは異なっている」というのは、正始年間に碑を書いて淳の法を失ったことを責めたものである。楊が「明らかに衛敬侯が最初古文を邯鄲淳に学んだが、石経を書く時にはややもすれば淳の書体と違うものになっていたことをいついて、師の書法に従わなかったのを怪しんでいるの

である」というのは、敬侯を侮辱し自説を都合のいいようにこじつけたものである。残念である。章太炎『新出三体石経考』は淳が黄初元年に八九歳であったと考定しているから、正始の碑の書は絶対に淳のものではなく、淳から学んだ者の行為であり、当時淳の弟子で存命だったのは曹霖・韋誕である。魏の弟子には江統兄弟がいる。

(四二) 江蘇本・台湾本・楊守敬集は「按」を「接」に作る。ここでは「接」にとる。

(四三) 段『校記』は、この疏について以下の通り記している・熊が「上の魏のことに続き魏の石経について述べる」というのは、「堂の西側に立てた」等の語句が前出の「魏の正始年間に、古文・篆書・隸書による三字石経を立てた」(四五〇頁)に繋がっているからである。前出の「古文は黄帝の世より出て」から「石経の古文はややもすると淳の(伝えた)書体とは異なった」までの文は、古文・篆書・隸書をそれぞれ解釈し、また『注』の中の注(の形)となっている。

(四四) 『御覽』卷五八九碑は戴延之の『西征記』を引いて「国子堂前有列碑、南北行三十五枚。刻之表裏、書春秋経・尚書二部、大篆・隸・科斗三種字。碑長八尺、今有十八枚存、余皆崩」とある。

(四五) 底本は「而」に作るが、江蘇本・台湾本・楊守敬集は「而」を「西」に作る。ここでは「西」に従う。

(四六) 『北史』卷三四江式伝に「魏初、博士清河・張揖著埤倉・広雅・古今字詁。究諸埤・広、綴拾遺漏、増長事類、抑亦於文為益者。然其字詁、方之許篇、古今体用、或得或失。陳留郡鄆淳亦与揖同時、博開古芸、特善倉・雅、許氏字指・八体・六書、精究閑理、有名於揖。以書教諸皇子。又建三字石経於漢碑西、其文蔚煥、三体復宣。校之説

文、篆・隸大同、而古字少異。又有京兆韋誕・河東衛覬二家、並号能篆。当時台觀勝題、宝器之銘、悉是誕書。咸伝之子孫、世称其妙」とある。

(四七) 『伽藍記』卷三城南・報徳寺に「開陽門、御道東有漢国子学堂。堂前有三種字石経二十五碑、表裏刻之、写春秋・尚書二部、作篆・科斗・隸三種字、漢右中郎将蔡邕筆之遺跡也。猶有十八碑、余皆殘毀」とある。周祖謨校釈は魏石経と漢石経を混淆しているとし、范祥雍校注は、もともと「漢右中郎将蔡邕筆之遺跡也」の句は同書の後述の「写周易・尚書・公羊・礼記四部」の後にあつたとする(後掲注(五四)参照)。つまり疏文の「そして」以下は、その錯簡に気づかない故の発言である。

(四八) 段『校記』は、熊のこの疏がまちがいであるとして以下の通り記している…洪适の『隸釈』『隸統』が考定するところによると、一字の石経は漢の石経で、三字の石経は魏の石経であるとしており、これは最近の王国維も考証を重ねてすでに定説となつている。酈道元の『注』文「碑石は四八枚、幅は三〇丈ある」は上の文の「堂の西側に立てた」の下にあるが、実は誤つて漢石経の石数を魏石経の石数としてしまった。疏はただその誤りを説明すべきであつて、必ずしも曲げて擁護する必要はない。熊がいうように碑に「漢」の字が加えられたのなら、誤りをそのまま踏襲し、余計に混乱してしまう。また、上の文に「魏の正始年間に、古文・篆書・隸書による三字石経を立てた。(中略) この碑を堂の西側に立てた。碑石は長さ八尺、幅は四尺であり」といつて、後ろの文の「また、魏の明帝は『典論』六碑を刻させ、その隣に並べた」に続け、その間にほしいまに「漢の」碑石は四八枚、幅は三〇

丈ある」を挿入すると、文章の筋が通らなくなる。『御覽』卷五八九に引く『西征記』は、国子堂の前の碑三五枚は三字石経で、太学堂前の碑四〇枚は一字石経だとしている。酈道元の『注』は明らかに漢の石経の碑は太学講堂の東側に立ち、魏の石経の碑は堂の西側に立つといつているのであるから、(漢のものだとする) 碑石四八枚はどうして堂の西側に並ぶことができようか。

(四九) 江蘇本は「大」を「太」に作る。

(五〇) 西「行」は西側の意味にもとりうるが、次注に引く議論に従い、「向かう」と解しておく。

(五一) 『後漢書』卷六〇下蔡邕伝の李賢注に「洛陽記曰、太学在洛城南開陽門外、講堂長十丈、広二丈。堂前石経四部。本碑凡四十六枚、西行、尚書・周易・公羊伝十六碑存、十二碑毀。南行、礼記十五碑悉崩壊。東行、論語三碑、二碑毀。礼記碑上有諫議大夫馬日碑・議郎蔡邕名」とある。この石碑の並び方について、馬衡(一八八―一九五五、金石学の学者)『漢石経集存』一概述に、以下の通り考証がある。六経の順番は二説あり、前漢以前は『詩経』『書経』『礼記』『楽経』『易経』『春秋』とする今文学家による順と、『易経』『書経』『詩経』『礼記』『楽経』『春秋』とする劉歆『七略』の説に基づく古文学家による順がある。『後漢書』の蔡邕伝の注に引かれている『洛陽記』によると「西行尚書・周易・公羊伝、(中略)南行礼記、(中略)東行論語」となっており、諸経の中に『詩経』と『春秋』が抜けている。王国維『魏石経考』一は諸経について考察し、この二経は西行二八碑の中にあるはずだとする。そうであれば、西行碑は『詩経』『書経』『易経』『春秋』『公羊伝』、南行碑は『礼記』、東行碑は『論語』である。太学

講堂の東側の北・西・南の三面に碑が並び、西行を最初とし、各経は数碑でまとまって置かれているはずである。

「駢羅相接」とは壁のように連なっていることであるから、(石経の)経文は最初の碑の碑陽から始まって最後の碑の碑陽で終わり、最後の碑の碑陰から始まって(裏に続いて)最初の碑の碑陰で終わる。西行二八碑には五種の経文があることから、五つの壁ができています。壁は南北を表裏とし、(南側の)表の面は西へ向かい、(北側の)裏の面は東へ向かうようになっています。『儀礼』(『礼記』)の文は多いため、西行五壁から南に曲がって一五碑で別の壁を作る。これは東西を表裏とする。『論語』三碑(『注』の疏では「五碑」とする)は『儀礼』の碑の南側にあるが、東に向かい、北南を表裏とする。碑は接続して並んでいるので、一つの壁の碑側部分だけ見ることができ、それ以外の碑側は隠れている。(出土した)残石の字を見ると、経文でない刻字は碑側にあるか、あるいは隠れた部分に刻まれた刻工による試し字が多い。このような残石は魏の石経に多くみられるが、漢の石経には多くない。

(五二)段『校記』は、熊の「四八枚となる」「西征記」は「八」字を脱している」という疏を卓見であるとし、王国維『魏石経考』一の石経数が『洛陽記』(の四六枚)より確かなものはないと考えるのは、少し考えが及ばないとする。『伽藍記』には、「『周易』『尚書』『公羊伝』『礼記』を刻した」石碑が四八枚あり、碑の表裏は隸書で書かれている(つまり漢碑)とあるが、これと酈道元の『注』と数は同じであり、これが正しい数であるとする。

(五三)『御覽』卷五八九碑は「西征記」を引いて「太学堂前石碑四十枚、亦表裏隸書、尚書・周易・公羊伝・礼記四部、本石墻相連、多崩敗」とある。

(五四) 『伽藍記』 卷三城南・報德寺に「開陽門、(中略) 復有石碑四十八枚、亦表裏隸書、写周易・尚書・公羊・礼記四部」とある。『御覽』 卷一七六堂に引く『羊頭山記』に「太学堂洛陽南開陽門外、長十丈、広三丈、堂前石經四部、本碑凡四十八枚。西尚書・周易・公羊十六碑、南礼記五碑、東論語三碑、有諫議大夫馬日碑碑、議郎蔡邕銘」とある。『羊頭山記』は『宋史』 藝文志六類事類にみえ、徐叔陽の撰で一〇卷ある。また宋の李石の撰による『続博物志』 卷六に「魏初伝古文出邯鄲淳、石經古文転失淳法。石長八尺、広四尺、碑石四十八枚、広三十丈」とある。ただし、これは三体石経を指している。

(五五) 『後漢書』 卷七九儒林伝上に「熹平四年、靈帝乃詔諸儒正定五經、刊於石碑、為古文・篆・隸三体書法以相參檢、樹之學門、使天下咸取則焉」とあり、その李賢注に「古文謂孔子壁中書。篆書、秦始皇使程邈所作也。隸書亦程邈所獻也、主於徒隸、從簡易也。謝承書曰、碑立太學門外、瓦屋覆之、四面欄障、開門於南、河南郡設吏卒視之。楊龍驤洛陽記載朱超石与兄書云、石経文都似碑、高一丈許、広四尺、駢羅相接」とある。

(五六) 台湾本は「四十八枚」を加える。幅〇・四丈の碑が四八枚あるので、一九・二丈になる。

(五七) 『典論』は魏の文帝の文学書である。全五巻とされるが、現在は『文選』 卷五二に魏文帝「典論論文一首」をみることができのみである。魏の明帝の代に刊石され、全部で六枚あったが、後に石本も写本も散逸した。

(五八) 楊守敬集の校勘記は、「全・戴は改める」は正しくないとする。全本は「文帝」に作り、戴本は「明帝」に作るから、「全は同じ、戴は改める」に作るべきであるとする。

(五九) 宋の洪适『隸釈』卷一四石經論語殘碑に「水經云光和六年、立石於太学、其上悉刻蔡邕名。魏正始中、又刻古・篆・隸三字石經。蓋諸儒受詔在熹平而碑成、則光和年也。隋志有一字石經七種、三字石經三種、其論云、漢鑄七經、皆蔡邕書。又云、魏立一字石經。其說自相矛盾。新旧唐志有今字石經七種、而注論語云、蔡邕作。又有三字石經古・篆兩種。蓋唐史以隸為今字也。觀遺經字画之妙、非蔡中郎輩不能為。以黃初後來碑刻比之、相去不啻霄壤、豈魏人筆力可到。当以水經為拠。三者、乃魏人所刻。儒林伝云、為古文・篆・隸三者、非也」とある。

(六〇) 江蘇本は「水經」を「水經云」に作る。

(六一) 『隋書』經籍志一には一字石經として『周易』一卷、『尚書』六卷、『魯詩』六卷、『儀礼』九卷、『春秋』一卷、『公羊伝』九卷、『論語』一卷の七種と『典論』一卷、三字石經として『尚書』九卷、『尚書』五卷、『春秋』三卷の三種を記し、その後に論じて「又後漢鑄刻七經、著於石碑、皆蔡邕所書。魏正始中、又立一字石經、相承以為七經正字」とある。ただし、中華書局標点本は「一」を『晋書』衛恒伝によって「三」に改めている。洪适がみた『隋書』は「一」となっていたので、「矛盾する」といったのである。

(六二) 『旧唐書』經籍志上および『新唐書』芸文志一には今字石經として『易篆』三卷、『尚書』五卷、『鄭玄尚書』八卷、『毛詩』三卷、『儀礼』四卷、『左伝経』一〇卷、『公羊伝』九卷の七種と、蔡邕注の『論語』二卷がある。また両書には三字石經として『尚書古篆』三卷と『左伝古篆書』一三卷（『新唐書』は一二卷）の二種がある。

(六三) 前掲注（五五）参照。

(六四) 宋の洪适『隸統』卷四魏三体石経左伝遺字に「石経見于范史帝紀及儒林宦者伝、皆曰五経、蔡邕・張馴伝則曰六経。惟儒林伝云、為古文・篆・隸三体書法。酈氏水経云、漢立石経於太学、魏正始中、又刻古文・篆・隸三字石経。唐志有三字石経古・篆・隸三種、曰尚書、曰左伝。独隋志所書異同、其目有一字石経七種、三字石経三種。既以七経為蔡邕書矣。又云、魏立一字石経、乃其誤也。范蔚宗時、三体石経与熹平所鑄、並列於学宮、故史筆誤書其事。後人襲其譌錯、或不見石刻、無以考正。趙氏雖以一字為中郎所書、而未嘗見三体者。歐陽氏以三体為漢碑、而未嘗見一字者。近世方勺作泊宅編、載其弟甸所跋石経、亦為范史・隋志所惑、指三体為漢字。至公羊碑、有馬日碑等名、乃云魏世用其所正定之本、因存其名、可謂謬論」とある。

(六五) 底本は「帝紀」「官」に作るが、江蘇本は「靈帝紀」、江蘇本・台湾本・楊守敬集は「宦」に作る。ここでは江蘇本に従う。

(六六) 『後漢書』卷八孝靈帝紀熹平四年三月条に「詔諸儒正五経文字、刻石立于太学門外」、卷七八宦者伝に「巡以為諸博士試甲乙科、争弟高下、更相告言、至有行賂定蘭台漆書経字、以合其私文者、乃白帝、与諸儒共刻五経文於石、於是詔蔡邕等正其文字。自後五経一定、争者用息。趙祐博学多覽、著作校書、諸儒称之」、卷七九儒林伝に「熹平四年、靈帝乃詔諸儒正定五経、刊於石碑、為古文・篆・隸三体書法以相參檢、樹之学門、使天下咸取則焉」とある。なお、卷六〇蔡邕伝に「邕以経籍去聖久遠、文字多謬、俗儒穿鑿、疑誤後学、熹平四年、乃与五官中郎將堂谿典・光祿大夫楊賜・諫議大夫馬日磾・議郎張馴・韓説・太史令单颺等、奏求正定六経文字。靈帝許之、邕乃自書於

碑、使工鐫刻立於太学門外」とある。

(六七) 前注(六二) 参照。

(六八) 前注(六一) 参照。

(六九) 前注(六一) 参照。

(七〇) 趙明誠『金石錄』卷一六所収の「漢石經遺字」に「石漢石經遺字者、咸洛陽及長安人家。蓋靈帝熹平四年所立、其字則蔡邕小字八分書也。其後屢經遷徙、故散落不存。今所有者、才数千字、皆土壤埋没之余、摩滅而僅存者爾。按後漢書儒林伝叙云、為古文・篆・隸三体者非也。蓋邕所書乃八分、而三体石經乃魏時所建也」とある。

(七一) 『隸釈』卷二三所収の歐陽棐『集古録目』石經遺字に「石古文篆隸三体、凡八百二十九字。後漢熹平中校定五經、使蔡邕以三体書。今其石亡失皆尽」とある。なお、この記事は歐陽棐『集古録目』にはみえない。

(七二) 方勺(一〇六六)没年不詳)、字は仁声、婺州金華すゐの人。正史に伝はない。北宋晚期に『泊宅編』を著し、三卷本と一〇卷本の二種類が現存する。『宋史』芸文志によると一〇卷あるが、『四庫全書』には三卷本として編集され、明の秦汝立が所蔵する宋刻本翻印より成る一〇卷本とは異同が多い。一〇卷本『泊宅編』卷二に「石經跋尾云、(中略)前史所謂三字石經者、即邕所書。然當時一字石經存者猶数十卷、而三字石經止数卷而已。由是知漢石經之亡久矣、不能若此之多也。(中略)又有公羊碑一段在長安、其上有馬日磾等名号者、魏世用日磾等所正定之本、因存其名耳。案洛陽記、日磾等題名、本在礼記碑、而此乃在公羊碑上、益知非邕所為也」とあり、本文はこの部分を指す。

同書によると、弟の方甸は字が仁宅である。

(七三) 江蘇本は「等」の下に「名」字を増す。馬日碑は四四〇頁参照。

(七四) 洪适(一一一七〜一一八四)、原名は造だが、後に适と改め、字は景伯・温伯・景温、号は盤州という。饒州鄱陽県の人。宋の宰相を務め、金石学方面で造形が深い。『宋史』卷三七三に伝がある。

(七五) 楊守敬集は「核」を「賅」に作る。

(七六) 杭世駿(一六九六〜一七七三)は、字は大宗、号は蕘浦、浙江仁和县の人、清の文学者。乾隆年間、武英殿で『十三經』『二十四史』の校勘をし、『三礼義疏』を纂修した。『清史列伝』卷七一に伝がある。編修は翰林院の役職名。『石経考異』は二卷あり、顧炎武『石経考』を補足したものである。顧炎武(一六一三〜一六八二)は元の名を絳、字を忠清といい、清代になって炎武という名に改め、字は寧人、号は亭林とした。南直隸崑山県の人で、考証学正統派の始祖とされる。陽明学を批判し、実証学的な研究を行い経世致用の学を追究した。著作に『日知録』等がある。『清史稿』卷四八一儒林伝および『清史列伝』卷六八に伝がある。

(七七) 四明は浙江省鄞県の西南、余姚の南にある山名である。庶常は庶吉士のことで、清の翰林院内に設置された職位である。

(七八) 全七校本に王梓材が「梓材案、趙积有云吾杭編修撰石経考異、薈萃群籍、足補亭林顧氏之欠。四明全庶常、更増広之、搜剔益、無遺漏。石経之陳迹、一旦顯于千百年之後也。是全氏甚清功于石経、附識于此」と補足してい

る。王梓材（一七九二—一八五二）は、字は楚材、浙江鄞県の人で、清の学者で、全七校本に関わった。

（七九）『魏志』卷三明帝紀太和四年二月戊子条に「詔太傅三公、以文帝典論刻石、立于廟門之外」とある。

（八〇）『搜神記』は東晋の干宝が著した志怪小説集であり、『隋書』経籍志によると、もともと三〇卷あったが、散佚して二〇卷現存する。『搜神記』卷一三に「及明帝立詔三公曰、先帝昔著典論、不朽之格言、其刊石于廟門之外及太学、与石經並、以永示来世」とある。

（八一）『魏志』卷四齐王芳紀景初三年二月条に「西域重訳猷火浣布、詔大將軍・太尉臨試以示百寮」とあり、その裴松之注に『搜神記』の「崑崙之墟、有炎火之山、山上有鳥獸草木、皆生於炎火之中、故有火浣布、非此山草木之皮、則其鳥獸之毛也。漢世西域旧献此布、中間久絶。至魏初、時人疑其無有。文帝以為火性酷烈、無含生之氣、著之典論、明其不然之事、絶智者之聽。及明帝立、詔三公曰、先帝昔著典論、不朽之格言、其刊石於廟門之外及太学、与石經並、以永示来世。至是西域使至而猷火浣布焉、於是刊滅此論、而天下笑之」を引いた後、「臣松之昔從征西至洛陽、歴觀旧物、見典論石在太学者尚存、而廟門外無之。問諸長老、云晋初受禪、即用魏廟、移此石于太学、非兩处立也。窃謂此言為不然」と自らの考えを述べている。明帝に子がなかったため齐王芳が即位する。

（八二）江蘇本は「後」を「来」に作る。楊守敬集は「後」を「万」に作り、校勘記は「疏は誤って『後』に作るが、『水経注釈』により『万』に改めた。『魏志』齐王芳紀は『搜神記』を引いて原文を『来』に作るが、趙は誤って『万』に作る」とする。

(八三) 底本は「子桓叔」に作る。台湾本は「叔」を改め「夙」に作る。江蘇本は「叔」の字を脱している。江蘇本に従う。

(八四) 段『校記』は「ここである、文帝」は前の『注』(三五八頁)にある「魏明帝」を指し、『箋』は誤って「文帝」に作る」とする。段『校記』のいうのは正しいが、諸本がすべて「文帝」としているのです、そのままにしておく。

(八五) 「隸釈」石経残碑」から「また誤りである」までは、趙一清『水経注釈』巻一六にみえる。

(八六) 『御覽』巻五八九碑は『西征記』を引いて、「有魏文典論立碑、今四存二敗」とある。

(八七) 『伽藍記』巻三城南・報德寺に「魏文帝作典論六碑、至太和十七年、猶有四存」とある。

(八八) 本段落の碑の所在に関する議論は煩雑であるので、簡単にまとめておこう。『注』はまず(イ)漢の一字石経が太学講堂の前に立てられたと記す。次いで(ロ)魏は三字石経を堂の西に立てたとし、碑の寸法を記す。次いで(ハ)碑石は四八枚あり、碑全体で三〇丈に及んだとし、(ニ)魏は三体碑に続けて『典論』碑を並べたと記す。素直に読めば(ハ)は魏の碑のこととなる。これが段『校記』の主張である。しかし、熊は漢の碑を指すと理解する。その根拠は『洛陽記』に四六枚とすること、その四六枚は『論語』の数の表記の仕方からして四八枚が正しく、それであれば漢碑と明示する『伽藍記』等の四八枚と数字が一致することである。ただ、それでも段が指摘するように、(ハ)が漢のことであれば、魏について述べる(ロ)(ニ)の間に置かれると、論旨の上でつながりが悪いと

いう問題が残るのは確かである。

陸機は、「太学賛は（石経とは）別に一碑をなしており、講堂の西に位置する^①。碑の下に石造りの亀を置き（二）、碑には蔡邕・韓説・堂谿典等の名を記している。太学弟子賛はまた一碑をなしており、（太学の）外側の門内にある」という。今、（太学賛と太学弟子賛の）二つの碑はともになくなっていく。（漢・魏の）石経の東に一つの碑がある。これは、漢の順帝の陽嘉元（一三二）年に立てられた^②。

①楊…『御覧』卷五八九に引用される『西征記』に、「太学讚碑一基。漢の建武年間（二五〜五六）に立てられた」とある（三）。まさしく陸機のいうところの碑である。

②朱は「陽嘉元年」の「元」を誤って「八」に作る。

趙…「八」を「元」に改めて次のようにいつている。閻若璩は、「陽嘉は四年で終わっている。（故に）[〃]八[〃]は[〃]元[〃]年（三）の誤りである（四）。思うに（太学を）造り終えて直ちに（太学東の）碑を立てたのであろう」という（五）。下文の[〃]九年[〃]もまた[〃]元年[〃]であらう（六）（七）。

（その）碑の文章に次のようにいう。「建武二七（五一）年に太学を建造したが、年数を経て壊れてしまった。永建六（一三二）年九月、詔書をもって太学を改修した。そこで、

石に刻んで年を紀す^①。作業には人夫^② 一万二〇〇〇人を用い、陽嘉元（二三二）年八月に作り終えた^③。

①全・戴は、「工作」の二字が転倒している（一〇）。

楊…『魏書』 釈老志に、世宗（宣武帝）が詔を下して洛陽の南の伊闕山に石窟を造営し、景明元（五〇〇）年から正光四（五二三）年六月にかけて工人（二二）一〇万二三千六百人分の費用がかかったとある（二二）。それゆえ「工作」とする。原文は、おのずから意味が通るのである（二三）。

②朱は「陽嘉元年」の「元」を誤って「九」に作る。全・趙・戴は「九」を「元」に改めている。

楊…『後漢書』 順帝紀はまさに「元年」としている（二四）。

碑の南面には頌辞を刻している。碑の表と裏の両面に文字を鏤んでおり、碑は今なお壊れずに残っている。

楊…『後漢書』 順帝紀に、永建六（一三一）年に太学の修築を始め、陽嘉元（二三二）年七月に落成したとあり（二五）、碑文の「（陽嘉元年）八月に作り終えた」と異なる。『御覽』卷五三四に引用される『述征記』には、次のようにある。「太学の学堂（二六）の裏に太学讚碑がある。その文に、建武二七（五一）年に太学の堂屋を建て、永建六年に制（天子の命令）を官衙に下して修治し、合わせて諸学生の宿舍（二七）を一〇〇〇室余り建設した（二八）。陽嘉元年に（造作が）終わったので、そのことを碑に刻す。太尉の龐參（二九）・司徒の劉崎（三〇）・太常の孔扶（三一）・

将作大匠の胡広(二三)が制に答えた(二四)。『注』で言及される石経の東の碑は、別名を太学讚碑
といい、『伽藍記』に「讚学碑一基、堂の前に位置する」といわれるものである(二五)。陸機のいう太学讚碑では
ない(二六)。

漢の石経の北に、晋の辟雝行礼碑があり、これは太始(三七)二(二六六)年に立てられた。
その碑は中ほど折れている。

《楊・『晋書』武帝紀によれば、泰始六(二七〇)年一月に(武帝が)辟雍に行幸し、郷飲酒礼を行ったとい
う(二八)。しかし、『注』が辟雝行礼碑の建立年とする)同二(二六六)年に辟雍行礼のことは記されていない。

近ごろ洛陽で出土した晋辟雍碑があり(二九)、その文に、「泰始三(二六七)年一〇月、はじめて郷飲酒・郷射礼
を行った」、「六年正月、(劉熹・段溥らが)さらに奏上して大射礼を行い、その年の一〇月、郷飲酒礼を行った」
という(三〇)。また、皇太子(司馬衷、すなわち後の恵帝)が咸寧三(二七七)年一二月に「郷飲酒礼を行った」、

「四年二月に大射礼を行った」といい(三一)、碑は咸寧四年一〇月に立てられたという(三二)。碑にいう泰始三年一
〇月の(郷飲酒・郷射礼挙行の)ことは、取りも直さずこの(太始二年に立てられたという)『注』文の指すところ
で、『注』の「二年」を「三年」の誤りとする証拠となりうる。(また、碑にいう)泰始六年一〇月の(郷飲
酒礼挙行の)ことは『晋書』に載せられており、その「十一月」について、「一」を衍字とする証拠となりうる(三三)。

最近出土した碑と酈氏の見た碑はそれぞれ別のものです、泰始三年に石に刻んで出来事を記し、後に泰始・咸寧年

間の諸事を別の碑にまとめて記したのであろう(三四)。

時代というものはひたすら移り変わり、物はもとのありさまを停めないものである。

楊…『瀑水注』に「物不停固」の文がある(三五)。したがって、この箇所「(物不停)故(物はもとのありさまを停めないものである)」の「故」は「固」に作るべきである。

石経も欠けて足りなくなっており、半ばを残しているが、壊れたものもそれに近い。

『箋』…「(存半毀幾(半ばを残しているが、壊れたものもそれに近い))は「存毀幾半」に作るべきである。

趙…考えるに、「存半毀幾」とは、残存する石経はかような数で、破損している石経は残るもの数に近い、ということをいっているのである。朱氏は意をもって妄りに改めたので、おさまりが良くない。

楊…「石経が欠けて足りなくなつた数は上の疏文に詳しい(三六)。朱が「存毀幾半」に作るべきだというのは、毀損した数を概算(三七)したのである。趙説のようなものは、かえって朱の明快さには及ばないのである。『魏書』外戚伝に、「洛陽は破壊され、混乱したけれども、もとの三字石経は、なおそのまま存在していた。しかし、馮熙(三八)と常伯夫(三九)が相い継いで洛州刺史に就くと、廃棄または分散・転用し(四〇)、甚だ荒廃した」とある(四一)。ただ、『御覽』巻五八九に引用される『西征記』には、三字石経について「今、一八枚が残り、その他はすべて崩れ去っている」とある(四二)。そして『伽藍記』の「依然として一八の碑があり、他はすべて損壊している」の記述(四三)は、『西征記』の所説と同じである。それゆえ、馮熙・常伯夫による石経の破壊はなかったよ

うである。

石に刻んだ言葉は永久であることを思えば、まことに残念である^(四四)。往古を考究すると(書物に)「三雝」の語があるが、

楊…『漢書』河間献王伝に、武帝の時に(河間献王劉徳が)来朝し、三雍宮についての下問に答えたとある。応劭は、「(三雍宮とは)辟雍・明堂・靈台である」という^(四五)。

今は靈台・太学ともに辟雝の所はない。

《楊…古人のある者は明堂・辟雍を同じ場所と考え、ある者は靈台・辟雍を、名称を異にして実質を同じくするものと考え、ある者は太学を辟雍と考える。酈氏は応劭の説を採用しないようであるが、上文に述べるところでは、明堂に辟雍があるとする記事がみえる(四三〇頁)が、靈台・太学に関わる言及はない。》

晋の永嘉年間(三〇七〜三一三)に王弥・劉曜が洛陽に攻め入り、二学を焚いて破毀したが、

楊…『晋書』懷帝紀によれば、王弥・劉曜が洛^(四六)に入ったのは、永嘉五(三一二)年の条にある^(四七)。(同書)劉聡載記は、(王)弥たちが「東陽門・宣^(四八)陽門及び諸官署を焼いた」といつている^(四九)。「二学」は焼かれた中に含まれるのである。

今なお以前の基址を髣髴させるものが残っている。

熊・『魏書』劉芳^(五〇)伝掲載の芳の上表に、「洛陽記」^(五一)に、太学は開陽門の外に位置するとある。今、太学の基址の所がはっきりと残っているから、旧址を踏襲して造営すべきである」とある。さらに(芳は)、「現在、往時の太学^(五二)の区画には、その基址が広がっている」という^(五三)。

(一)「下列石龜」とは、石碑の龜形の台座石、すなわち龜趺であろう。

(二)『御覽』卷五八九碑に、「西征記曰、(中略)太学堂前石碑四十枚、亦表裏隸書尚書・周易・公羊伝・礼記四部、本石墀相連、多崩敗。又太学讚碑一所、漢建武中立。時草創未備、永建六年、詔下三府繕治」とある。

(三)台湾本・楊守敬集は、「元年」ではなく「元字」に作る。『刊誤』は「元字」に作る。

(四)趙が朱の「八年」を誤りとし、「元年」とすべきというのは、次の『注』文に引用される石経東の碑に刻まれる太学の完成年が「陽嘉元年」とみられることによる。

(五)宋・王応麟撰『困学紀聞』卷一六考史・両漢崇儒考に「水経注 十六、漢置太学於国子堂東。石経東有一碑、陽嘉八年立」とあり、清・閻若璩の注に「陽嘉止四年、八当作元、作畢、即立碑也」とある。なお、閻若璩は元・泰定二(一三二五)年刊行の慶元路儒学刻本を校訂して注を加えた。閻若璩による校訂本は当時最善のテキストとされ、清の翁元圻はこれを底本として自ら注を施し、さらに閻若璩をはじめ、何焯・全祖望等諸家の注を集大成した。清・翁元圻等注『全校本困学紀聞』(上海古籍出版社、二〇〇八)の「校点説明」を参照。

(六) 次の『注』文の疏②参照。

(七) 発掘調査によれば、後漢時代の石経残石と讚碑残石は、太学の囲牆外東南部に建設された魏晋から北魏時代の建物の下から出土している。これについて発掘報告は、建物を作る際、残石がもとの場所から移されてその下に敷かれたとしている。なお、発掘された讚碑残石は三個で、そのうちの一つには「□□大夫劉……以錢百万募工」と刻されている(『礼制建築遺址』三二一、三四五頁)。

(八) 台湾本・江蘇本は「刻石紀年」を「刻石記年」に作る。

(九) 底本の「工作徒」を、台湾本・江蘇本は「作工徒」に作る。

(一〇) 全の五校本は「工作」に作り、七校本は「作工」に作る。

(一一) 楊守敬集は『魏書』積老志に拠ってここに「八」を補う。積老志の文章は次注を参照。

(一二) 『魏書』卷一一四積老志に、「景明(五〇〇〜五〇三)初、世宗詔大長秋卿白整準代京靈巖寺石窟、於洛南伊闕山、為高祖・文昭皇太后宮石窟二所。(中略)從景明元年至正光四年六月已前、用功八十万二千三百六十六」とある。なお、この時開鑿された石窟寺は、現在の龍門石窟の賓陽洞にあたる。

(一三) この疏文は、底本の「用工作徒十一万二千人(作業には人夫一万二〇〇〇人を用い)」に「用工」とある一方、前注に掲げた『魏書』積老志に「用功」とあり、「工」と「功」が互に通じることから、底本の「用工」の語順のまま意味が通ることを述べている。ただし、前注(九)でふれたように、台湾本・江蘇本は語順を転倒して

「作工」に作る。なお、台湾本・江蘇本はこの疏の全文を改め、以下のように述べる。「朱作字在工字下。趙同。戴作作工。守敬按、大典本・明抄本作作工（朱の「作」字は「工」字の下にある。趙も同様である。戴は「作工」に作る。楊・大典本・明抄本は「作工」に作る）。楊が述べるように、『大典』卷一一一三三・八賄・水・水経七は「作工」に作る。ただし、前注（八）でふれた「刻石紀年」を「刻石記年」に作る。また、『注』文の「陽嘉元年」を「陽嘉九年」に作る。

（一四）『後漢書』卷六順帝紀に、「陽嘉元年七月）丙辰、以太学新成、試明经下第者補弟子、增甲・乙科員各十人」とある。ただし、次『注』の疏文で指摘されるように、右の『注』に引用される碑文には「陽嘉元年八月作畢」とある。

（一五）『後漢書』卷六順帝紀に「（永建六年）秋九月辛巳、繕起太学」とある。陽嘉元年七月の落成記事は、前注を参照。

（一六）台湾本は「太学学堂」を「太学堂」に改める。『御覽』卷五三四学校には、「述征記曰、太学在国子学東二百步。学堂裏有太学讚碑、記曰、（後略）」とあり、「学堂」に作る。なお、前注（二）に掲げた『御覽』所引『西征記』には、「太学堂」の表記がみられる。

（一七）底本・台湾本・楊守敬集は「府舎」に作る。江蘇本は「房舎」に作る。後注（二四）に掲げる『御覽』所引『述征記』は、「房舎」に作る。ここでは「宿舎」と訳出した。

(一八) 底本は「並云、諸生府舎千余間」に作るが、台湾本は「云」を「立」に作る。楊守敬集は「云」を誤りとし、後注(二四)に掲げる『御覽』所引『述征記』に拠って「立」に改める。江蘇本も「立」に改める。これに従い、「立」に改める。

(一九) 龐參(？〜一三六)は河南^{ほうし}緱氏の人。字は仲達である。元初元(一一四)年に護羌校尉に就任し、現在の青海省東部にいた燒当羌の一部を服属させた。順帝の永建四(一二九)年に太尉・録尚書事に昇り、永和元(一三六)年に病没した。『後漢書』卷五二に伝がある。

(二〇) 劉崎(？〜?)は弘農華陰の人。字は叔峻である。永建四(一二九)年に司徒となったが、陽嘉三(一三四)年発生の旱魃の責任を問われ、同年免職された(『後漢書』卷六順帝紀及び李賢注、同書卷六一周拳伝)。

(二一) 孔扶(？〜?)は魯国の人。字は仲淵である。陽嘉二(一三三)年に太常から司空に昇ったが、翌年に免官された(『後漢書』卷六順帝紀及び李賢注)。

(二二) 胡広(九一〜一七二)は南郡華容の人。字は伯始である。安帝・順帝・沖帝・質帝・桓帝・靈帝の六帝に仕えて諸官を歴任し、司徒を経て太尉に至った。『後漢書』卷四四に伝がある。なお、疏文に引かれる『御覽』所引『述征記』(注(二四)後掲)は、陽嘉元(一三三)年の太学完成時の胡広の官を將作大匠とする。ただし、『後漢書』本伝ならびに謝承撰『後漢書』卷二本伝、司馬彪撰『統漢書』卷三本伝に、胡広が將作大匠に就任したとする記述はみられない。

(二三) 江蘇本は、「胡広答制」の末尾に「記」を増して「胡広答制記」に作る。次注に掲げる『御覧』所引『述征記』は、「胡広答制」とする。

(二四) 前注(一六)に一部を掲げた『御覧』卷五三四学校に、「述征記曰、太学在国子学東二百步。学堂裏有太学讚碑、記曰、建武三十七年立太学堂、永建六年制下府繕治、并立諸生房舍千余間。陽嘉元年畢刊子碑。有太尉龐參、司徒劉崎、太常孔扶、将作大匠胡広答制」とある。なお、建武の元号は三二年までで、三七年は存在しない。

(二五) 『伽藍記』卷三城南・報徳寺条に、「復有石碑四十八枚、亦表裏隸書、写周易・尚書・公羊・礼記四部。又讚学碑一所、並在(漢国子学)堂前」とある。

(二六) 『水経注碑録』は、『注』の中で陸機のいう講堂西の「太学賛碑」と前注(二四)前掲『御覧』所引郭縁生『述征記』で述べられる学堂裏の「太学讚碑」とは別々のものとする。また、陸機が「太学賛は別に一碑をなす」と述べることから、太学賛碑は二つ存在し、それぞれ、陸機の見た碑と頌辞を刻む石経東の碑と推測する。さらに、石経東の碑と『述征記』記載の「太学讚碑」が同一である可能性を指摘している。前注の『伽藍記』にみえる「讚学碑」については、陸機・郭縁生のいずれが見たものか不明とする。これらの碑文は、『注』より後の史料に著録されていないことから、唐以前に亡失したとする。

(二七) 「太始」の「太」字は、「泰」字に通じる。晋の元号の「泰始」を表したものである。

(二八) 『晋書』卷三武帝紀に、「(泰始六年)冬十一月、辛辟雍、行郷飲酒之礼、賜太常博士・学生帛牛酒各有差」と

ある。ただし、同書卷二一礼志下には「武帝泰始六年十二月、帝臨辟雍、行郷飲酒之礼。詔曰、礼儀之廢久矣、乃今復講肄旧典。賜太常絹百匹、丞・博士及学生牛酒」とあり、泰始六年一二月に武帝が辟雍に行幸し、郷飲酒礼を挙行したと記されている。

(二九) 台湾本・江蘇本に加えられる疏文で言及される「近洛陽出土有晋辟雍碑」は、民国二〇(一九三一)年に漢魏洛陽城遺址南郊の東大郊村北で出土した「大晋龍興皇帝三臨辟雍皇太子又再莅之盛德隆熙之頌」(以下「晋辟雍碑」)を指す。出土地は辟雍遺址に近く、碑高は三メートル余に及ぶ。碑文の内容は、辟雍における学礼への西晋武帝の三たびの親臨と、皇太子(司馬衷、すなわち後の恵帝)の二度の親臨を顕彰するものである。晋辟雍碑の内容及び积文については、福原啓郎「晋辟雍碑に関する考察」(同著『魏晋政治社会史研究』京都大学学術出版会、二〇一二、初出一九九八、二〇〇九)を参照。拓本写真については、三国時代の出土文字資料班編『魏晋石刻資料選注』(京都大学人文科学研究所、二〇〇五)等を参照。

(三〇) 晋辟雍碑に「泰始三年十月、始行郷飲酒・郷射礼、馬鄭王三家之義、並時而施」、「(泰始)六年正月、(劉)熹・(段)溥等、又奏行大射礼、乃抗大侯設泮渠、夏歌籬虞、邦君之制、於是而顕。其年十月、行郷飲酒礼」とある。

(三一) 晋辟雍碑に「(咸寧三年)冬十一月、行郷飲酒礼、四年二月、行大射礼于辟雍。皇太子聖德光茂、敦悦墳素、斟酌道德之原、探隲仁義之藪、遊心遠覽、研精好古、務崇国典、以協時雍。乃与大保侍中大尉魯公充・大傅侍中司

空齊王攸・僭事給事中光祿大夫関内侯瑛、及百辟卿士、同升辟雍、親臨礼楽、降儲尊之貴、敦齒讓之制（後略）」とある。楊は、碑文に基づいて皇太子の司馬衷が咸寧三年一二月に郷飲酒礼を行ったと述べるが、碑の拓本写真は「十一月」になっている。注（二九）所掲福原啓郎氏前掲論文も「十一月」に釈文する。なお、『晋書』卷二一礼志下には、「咸寧三年、惠帝元康九年、復行其礼（郷飲酒礼）」とある。

（三二）晋辟雍碑末尾記載の建碑年月日は、「咸寧四年十月廿日立」である。

（三三）前注（二八）の『晋書』武帝紀を参照。ただし、前注（二八）で述べたように、『晋書』礼志は武帝による泰始六年の郷飲酒礼挙行を一二月のこととする。

（三四）楊は、晋辟雍行礼碑の建碑の年を『晋書』卷三武帝紀及び晋辟雍碑の文章によって検討し、『注』にいう泰始二（二六六）年は誤りで同三（二六七）年が正しいとする。また、晋辟雍碑の建碑年については、碑文に基づいて咸寧四（二七八）年とし、晋辟雍行礼碑と異なる別の碑としている。『水経注碑録』も晋辟雍行礼碑を泰始三年建碑、晋辟雍碑を咸寧四年建碑とし、晋辟雍碑が大型にも拘わらず『注』に記録されなかった理由として、該碑が既に地中に埋没していた可能性を指摘する。注（二九）福原啓郎氏前掲論文は、建碑年の違いのほか、『注』に晋辟雍行礼碑が中ほどで断裂していると記されるのに対し、晋辟雍碑が完整である点を指摘し、両者をそれぞれ別の碑とする。

（三五）卷一三『漂水注』に、「大道）壇（廟）之東北、旧有静輪宮、魏神麈四年造、抑亦栢梁之流也。台榭高広、超出雲間、欲令上延霄客、下絶鬻浮。太平真君十一年、又毀之。物不停固、白登亦繼褫矣」とある。

(三六) 四五六頁の疏文を参照。

(三七) 台湾本は底本の「約略計之」を「約略記之」に作る。

(三八) 馮熙(四三八〜四九五)については、『魏書』卷八三上・外戚伝上に伝があり、それによれば長樂信都の人で、字は晋国である。文成帝・献文帝・孝文帝に仕え、昌黎王に封じられた。献文帝期及び孝文帝期の前半には、妹の文明太皇太后が臨朝称制しており、侍中・太師・中書監となり、後に洛州刺史の任に就いた。厚く仏教を信仰し、各地に数多くの仏寺を建立した。洛陽では、『伽藍記』卷一城内・永寧寺条記載の「芒山馮王寺」、同書卷五城北卷尾の「北邙山」の「馮王寺」が馮熙の建立と考えられている。近年その墓誌が出土している。馮熙墓誌については、劉連香「北魏馮熙馮誕墓誌与遷洛之初陵墓区規画」(『中原文物』二〇一六―三)、窪添慶文「長樂馮氏に関する諸問題」(同著『墓誌を用いた北魏史研究』汲古書院、二〇一七、初出二〇一二)、同「遷都後の北魏墓誌に関する補考」(同前、初出二〇一三)を参照。

(三九) 常伯夫(???)は、文成帝の乳母から皇太后に昇った常氏の一族であったことから重用され、太安年間(四五五〜四五九)の初めに散騎常侍・選部尚書となり、献文帝の天安年間(四六六〜四六七)には范陽公に進爵した。後に洛州刺史に就任したが、不正に財物を得た罪で都の平城に召還されて斬られた。『魏書』卷八三上・常英伝に付伝される。

(四〇) 底本・台湾本は「廢毀分明」に作る。楊守敬集は、次注の『魏書』馮熙伝に依拠して「廢毀分用」に改める。

江蘇本も「廢毀分用」に改める。「分明」では意味が通らないので、楊守敬集・江蘇本に従い、「廢毀分用」に改める。

(四一)『魏書』卷八三上・馮熙伝に、「洛陽雖經破乱、而旧三字石経宛然猶在、至熙与常伯夫相繼為州、廢毀分用、大至頽落」とある。なお、『通鑑』卷一四八梁天監一七年条には、「初、洛陽有漢所立三字石経、雖屢經喪乱而初無損失。及魏、馮熙・常伯夫相繼為洛州刺史、毀取以建浮図精舍、遂大致頽落、所存者委於榛莽、道俗随意取之」とあり、石経が仏寺の建設資材に転用されたとしている。

(四二)『御覽』卷五八九碑に、「西征記曰、国子堂前有列碑、南北行三十五枚。刻之表裏、書春秋経、尚書二部、大篆・隸・科斗三種字、碑長八尺。今有十八枚存、余皆崩」とある。

(四三)『伽藍記』卷三城南・報徳寺条に、「開陽門御道東有漢国子学堂、堂前三種字。石経二十五碑、表裏刻之、写春秋尚書二部、作篆・科斗・隸三種字、漢右中郎将蔡邕筆之遺跡也。猶有十八碑、余皆残毀」とある。

(四四)底本・楊守敬集は「撫」に作るが、台湾本・江蘇本は「撫」に作る。「撫」では意味が通らないので、後者に従って「撫」に改める。

(四五)『漢書』卷五三河間献王徳伝に、「武帝時、献王来朝、献雅楽、对三雍宮及詔策所問三十余事」とあり、「三雍宮」に対する顔師古注に、「応劭曰、辟雍・明堂・靈台也。雍、和也、言天地君臣人民皆和也」とある。応劭の言の典故は、『隋書』経籍志二に、「漢書集解音義二十四卷応劭撰」と記される『漢書集解音義』か。ただし、『水経注引

『書考』は、『漢書集解音義』を応劭の著作とすることに否定的である。すなわち、顔師古による『漢書』の叙例に、西晋の臣瓚が諸家の『漢書』の音義を集成して自らの解釈を施した二四卷の書があったが、後人に応劭の『漢書』の注釈書と誤解されたと記されることを指摘する。それゆえ、『隋書』経籍志記載の『漢書集解音義二十四卷応劭撰』は、臣瓚の書とすべきところを誤って応劭の書としたものであろうと述べる。

(四六) 台湾本・江蘇本は底本の「洛」を「京師」に作る。

(四七) 『晋書』懷帝紀に、「永嘉五年六月）丁酉、劉曜・王弥入京師」とある。なお、台湾本はここ以下の疏文を「劉、弥、与劉聰、以万騎至京師、焚二学」に改める。楊守敬集は校勘記で、台湾本が「劉、弥、与劉聰、以万騎至京師、焚二学」に作るとしており、「伝」を衍字と考えているようである。ただし、『晋書』卷七〇王弥伝には「(王)弥・(劉)聰以万騎至京城、焚二学」とあり、「二学」を焼いたのは劉弥なる人物ではなく、王弥としている。

(四八) 底本は「宜」に作る。楊守敬集・江蘇本は「宣」に作る。次注に掲げるように、『晋書』劉聰載記は「東陽・宣陽諸門」に作る。東陽門は漢魏洛陽城遺址の大城東牆中央の門で、宣陽門は同南牆東から三番目の門である。そこで、「宣」に改める。

(四九) 『晋書』卷一〇二劉聰載記に、「(王)弥等未至、(呼延)晏留輜重于張方故壘、遂寇洛陽、攻陷平昌門、焚東陽・宣陽諸門及諸府寺」とある。

(五〇) 劉芳(四五三〜五一三)は、彭城の人で字は伯文である。北魏が皇興二(四六八)年に劉宋の青州・齊州を

攻撃した際に捕らえられ、平斉民として平城に移された。後に北魏の中書侍郎、次いで太子庶子となった。太和一八（四九四）年の孝文帝による洛陽遷都後には、太学に設置されていた石経の文字の誤りを指摘したため、これらの石経は当時の人々に「劉石経」と呼ばれた。このように経学に造詣が深く、国子祭酒に就任した。疏文に掲げられる劉芳の上表は、芳の国子祭酒在任時のものである。宣武帝の時には中書令として朝儀を改正し、律令を制定した。『魏書』卷五五に伝がある。

（五一）『魏書』劉芳伝所引『洛陽記』が西晋の陸機撰であることは、『通鑑』卷四一漢建武五年条の胡三省注に、「陸機洛陽記曰、太学在洛陽城故開陽門外、去宮八里、講堂長十丈、広三丈」とあることから判明する。

（五二）底本は「大学」に作る。他の本は全て「太学」に作る。「太学」に改める。

（五三）『魏書』卷五五劉芳伝掲載の劉芳の上表に、以下のようにある（傍線部が関係箇所）。「（前略）洛陽記、国子学宮与天子宮对、太学在開陽門外。（中略）臣愚謂、今既徙居松瀍、皇居伊洛、宮闕府寺、僉復故趾、至於国学、豈可舛替。校量旧事、应在宮門之左。至如太学、基所炳在、仍旧营構。（中略）漢魏已降、無復四郊。謹尋先旨、宜在四門。案王肅注云、天子四郊有学、去王都五十里。考之鄭氏、不云遠近。今太学故坊、基趾寬曠、四郊別置、相去遼闊、檢督難周。（後略）」。

穀水は（洛陽）城の東南隅で枝分かれて北に注ぎこみ、

熊…この流れは、城西より城南にかけて流れ過ぎる穀水が、(洛陽城の) 東南隅で三度目の枝分かれをし(一)、そのうちの北に流れて城東を過ぎるものである。

青陽門の東を過ぎる。もとの清明門である。

楊…『伽藍記』に、「(洛陽城) 東面の次の南の門を青陽門という。魏・晋は清明門といい、高祖(孝文帝)はこれを改めて青陽門とした(二)」とある(三)。

また税門といい、

朱は「門」の下(四)に「也」字がある。戴は「也」を削る。

楊…『続漢書』百官志は、(税門を)「耗門」に作る(五)。

芒門ぼうともいう。

楊…『伽藍記』に、「(青陽門を) 漢は望京門という」とある(六)。「河南志」は望門(七)に作り、また宣平門に作る(八)。

さらに北に向かって東陽門の東を過ぎる。もとの中東門である。

楊…『続漢書』百官志に、雒陽城中東門があるという(九)。「伽藍記」には、「(洛陽城) 東面の次の南の門を東陽門という。漢は東中門(一〇)といい、魏・晋は東陽門といった。高祖(孝文帝)はこの名を踏襲して改めなかった」とある(一一)。

さらに北に向かつてもとの太倉の西を過ぎる(二二)。『洛陽地記』に①、「大城(二三)の東に太倉がある。この倉の下の運搬船は、常に千をもつて数えるほどである」といつているのは②、まさしくここである(二四)。さらに北に向かつて洛陽溝に入る③。

①「地」は衍字ではなからうか(二五)。

②楊…『御覽』卷一九〇に引用される『洛陽記』に、常滿倉があるといひ(二六)、その記事は漢の倉について述べている。『晋書』食貨志、顯宗(後漢明帝)の永平五(六二)年条の「常滿倉を作り、粟市を城東に立てた」(二七)というのが漢の常滿倉で、建春門外に位置した(二八)。『注』にいう太倉は晋の倉について述べており、『晋書』武帝紀、咸寧二(二七六)年九月条の「太倉を城東に建てた」(二九)がこれにあたる。この太倉は東陽門外に位置した(三〇)。

③熊…(洛陽)城の東南隅で枝分かれして北上する水について述べる『注』文は、ここまでである。洛陽溝とは、上文(二八五頁)で述べた、城北を流れる穀水が南に曲がって建春門の樂里道を過ぎる溝渠を指す(三二)。これまでに述べた水は、城西から城南を過ぎてきたものである(三三)。

(二)「三度目の枝分かれ」とは、南流する穀水が大城西の閭闔門附近で宮城に向かつて東に分流すること(三二七頁)、閭闔門を過ぎた穀水がそのまま南下し、西明門附近で東に支流を派生すること(四〇一頁)、大城西南隅で東に向き

を変えた穀水が大城東南隅に至り、東流する穀水本流と北に分かれる支流とを生じることを合わせ、このように表現しているとみられる。なお、大城東南隅で穀水支流が北流する点については、後注(二二)をも参照。

(二) 台湾本は、「為青陽門」の「為」を「曰」に作る。

(三) 『伽藍記』原序に、「東面有三門。(中略)次南曰青陽門。漢曰望京門。魏晉曰清明門、高祖改為青陽門」とある。

(四) 江蘇本は「下」を「外」に作る。

(五) 『統漢書』百官志四・城門校尉条に、「本注曰、雒陽城十二門、其正南一門曰平城門、北宮門、屬衛尉。其余上西門、雍門、広陽門、津門、小苑門、開陽門、耗門、中東門、上東門、穀門、夏門、凡十二門。右属城門校尉」とみえる。なお、耗は耗の異体字である。中華書局標点本の校勘記は、『御覽』卷一八三門下に引く後漢・李尤撰「旄城門銘」に「李尤旄城門銘曰、旄門值季、位月在辰。順陽布惠、貧乏是振」とあることから、「旄」が正しいとする。

(六) 前注(三) 参照。

(七) 江蘇本は「望門」を「望京門」に作る。

(八) 『河南志』後漢城闕古蹟に、「東面三門、南曰耗門」とあり、「一作宣平門、又曰望門」と注記される。

(九) 前注(五) 参照。

(一〇) 段『校記』は、『伽藍記』に記される後漢雒陽城の「東中門」について、周祖謨校釈『洛陽伽藍記校釈』が「中東門」に改めていることを指摘し、これを適切とする。

(一一) 『伽藍記』原序に、「東面有三門。北頭第一門、曰建春門。(中略)次南曰東陽門。漢曰中東門。魏晉曰東陽門、高祖因而不改」とある。

(一二) 太倉については既に三七四頁の『注』で言及されている。当該箇所の疏文で楊は、太倉が大城内にあったとしつつ、その位置をめぐる建春門内説と東陽門内説の二説を紹介している。その上で、楊自身は後者の立場を取り、東陽門内に西晋及び北魏の太倉があったとしている。一方、本『注』では、東陽門外すなわち大城外東に位置する太倉について述べている。

(一三) ここにいう大城とは、漢魏洛陽城の宮城外側の城壁を指す。

(一四) この『注』では、「もとの太倉(疏文②では晋代のものとする)」附近の運搬船の多さを述べる。周辺を通る運河を『注』の記述に求めれば、建春門外の楽里道から東に向かう穀水の流路(二八五頁)が考えられる。この流れとみられる遺構が考古調査によって確認されており、それによれば、後出の鴻池陂(五〇六頁)に至るまでの長さが一二六〇メートル、鴻池陂以東の長さが五八〇〇メートルで、その先の流路は洛河の氾濫によって破壊されている。幅は鴻池陂西側部分の外郭内で三〇〇メートルあり、外郭の東では六〇〇メートル、最も広い部分で一〇〇メートル前後に達する。調査報告は、鴻池陂西側部分と東側部分とはつながって一本の流れを形成しており、西側部分を『注』にいう楽里道から東に向かう穀水とする。また、東側部分は漢魏時期の掘削とする(偃師市文物管理局「漢魏洛陽城東陽渠・鴻池陂考古勘察簡報」『華夏考古』二〇一一―一)。

(一五)『洛陽地記』について『水経注引書考』は、『旧唐書』経籍志上、『新唐書』芸文志二に戴延之撰『洛陽記』の名がみえることを指摘し、あるいはこの書かと述べるが、証拠がなく不明としている。

(一六)『御覽』卷一九〇倉に「洛陽記曰、有常滿倉」とある。

(一七)『晋書』食貨志に、「永平五年作常滿倉、立粟市於城東、粟斛直錢二十」とある。ここにみえる「常滿倉」は、中嶋敏編、西嶋定生訳註、窪添慶文補註『晋書食貨志訳注』(東洋文庫、二〇〇七)で検討されている。それによれば、永平五(六二)年に常滿倉を設置した記事は『後漢書』になく、同年に「常平倉」を設置した記事が『通典』卷一二輕重、『玉海』卷一八四漢常平倉にあり、両者は上掲の『晋書』食貨志に基づく記事であろうとする。常平倉については、『後漢書』卷三九劉般伝に、明帝がこれを設置しようとしたが劉般の反対に遭って断念したと記されているが、このエピソードは永平一一(六八)年条の次に挿入されており、時期が合わないとしている。また、次注に引く『伽藍記』卷二城東・明懸尼寺条に西晋時代の常滿倉がみえることを指摘している。なお陳連慶氏は、「粟市」の語は『晋書』食貨志のみにみえ、諸書に記されていないとする(陳連慶『晋書・食貨志』校注『魏書・食貨志』校注)東北師範大学出版社、一九九九)。

(一八)『伽藍記』卷二城東・明懸尼寺条には、「明懸尼寺、彭城武宣王總所立也。在建春門外石橋南。(中略)寺東有中朝時常滿倉、高祖令為租場、天下貢賦所聚蓄也」とあり、建春門外の常滿倉の使用時期を西晋時代とする。

(一九)『晋書』卷三武帝紀に、「咸寧二年九月)丁未、起太倉於城東、常平倉於東西市」とある。ただし、中華書局

標点本の校勘記は、この年の九月は戊申朔で丁未の干支は存在しないとす。また、『晋書』卷二六食貨志及び『御覽』卷一九〇倉所引『晋陽秋』に、泰始四（二六八）年七月に常平倉を起こしたとあることを指摘する。『晋書』食貨志、『御覽』の原文は以下の通り。『晋書』食貨志…「是歲（泰始四年）、乃立常平倉、豐則糴、儉則糶、以利百姓。『御覽』卷一九〇倉…「晋陽秋曰、泰始四年七月、立常平倉、豐則糴、儉則糶、以利民也」。

(二〇) 本『注』とその疏にみえるように、大城東の建春門外及び東陽門外には、後漢の粟市、西晋の太倉が設置されていた。これらのほか、二八六頁の『注』には、建春門外を東流する穀水の南に西晋の馬市があったと記されている。このように、大城外の建春門・東陽門一帯は、穀水に近く漕運の便に恵まれていたことから、市や倉の集まる場所となっていたとみられる。

(二一) 熊は洛陽溝について、大城北を東流して南に折れ、建春門外の樂里道を過ぎる穀水の流れとする。孔祥勇・駱子昕両氏は、『注』にみえる「穀水」「陽渠」「洛陽溝」をすべて護城河とし、名称に混乱があるとしている（孔祥勇・駱子昕「北魏洛陽的城市水利」〈『中原文物』一九八八—四〉）。塩沢裕仁氏ならびに洛陽市文物考古研究院は、建春門外から東流する穀水（陽渠）を洛陽溝としている（塩沢裕仁「漢魏洛陽城穀水水文考」〈『東洋史研究』七一—二、二〇一二〉、洛陽市文物考古研究院「洛陽漢唐漕運水系考古調査」〈『洛陽考古』二〇一六—四〉）。なお、『太平広記』卷四六二鵝に、「義熙中、羌主姚略壞洛陽溝、取磚、得一双雄鵝並金色、交頸長鳴。声聞九阜。養之此溝。出幽明録」とある。

(二二) 大城東牆外側の穀水は、流れの方向について議論がある。段鵬琦氏は『注』の記述に従い、大城東南角でこから東に向かう流れ(次『注』以下参照)と大城東牆に沿って北に向かう流れとに分かれ、北流する穀水は建春門外で大城の北から南流してきた穀水とぶつかり、東出する穀水を生じるとする(段鵬琦「漢魏洛陽与自然河流の開発和利用」《『遺址研究』》、同「漢魏洛陽故城」文物出版社、二〇〇九、一六三〜一六四頁)。呉慶洲氏及び賈璞氏も同様の見解を示す(呉慶洲「漢魏洛陽城市防洪的歴史經驗幾措施」《『中国名城』二〇二二―一》、賈璞「漢魏洛陽城陽渠遺址与古代都城的生態水利建設」《『中州学刊』二〇一七―七》)。一方、塩沢裕仁氏は、漢魏洛陽城遺址の北側が南側に比して一七メートル高いこと、大城の東牆と西牆それぞれの護城河(穀水)の幅が、北側が狭く南側が広いことから、大城東牆外側の穀水は南流していたと主張し、『注』の記述を誤りとする(前注(二二)所掲塩沢裕仁「漢魏洛陽城穀水水文考」)。しかし、『御覽』卷一九〇倉所引『述征記』に、「東城二石橋、旧於王城之東北、開渠引洛水、名曰陽渠、東流經洛陽、於城之東南、然後北廻、通運至建春門、以輸常滿倉」とあり、陽渠(穀水)が洛陽城の東南で「北廻」した後、建春門に至るとしている。『述征記』については、『隋書』經籍志二に「述征記二卷 郭縁生撰」とあり、また「武昌先賢志二卷 宋天門太守郭縁生撰」とあることから、撰者の郭縁生は劉宋の人とみられる。『寰宇記』卷三河南府条所引陳・顧野王撰『輿地志』にも「洛陽城外四面有陽渠水、即周公所制。池上源注函谷、東流注城西北角、仍分流、繞城至建春門外合流、又折而東流注于池」とあり、洛陽城西北角で分流した陽渠が大城を環流して建春門外で合流すると記されている。

近年の考古調査では、大城東牆南端から建春門南に至る穀水の河底が海拔約一一三メートルでほぼ同一であることが明らかとなり、この区間の穀水が漕運に使用されていたとする見解が示されている（前注（二一）所掲洛陽市文物考古研究院「洛陽漢唐漕運水系考古調査」）。また、この考古調査では、大城南を東流する洛水の南岸に堰を設け、北岸に渠を開鑿して洛水を引き込み、大城南牆の津陽門外東で東流する穀水に合流させていたことが判明している。この工事の行われた時期は考古学的には不明であるが、調査報告は後漢の張純の治水事業によるものとしている。張純については、『後漢書』卷三五張純伝に「明（建武二四）年、上穿陽渠、引洛水為漕、百姓得其利」とあり、『注』（三〇一頁）にも「後張純堰洛以通漕、洛中公私獲贍。是渠今引穀水蓋純之創也」とある。張純が洛水は大城南の穀水に引き入れたことで水量が増し、そのまま東流して大城東南角で次『注』以下で述べられる東方向の本流を出す一方、大城東南角から建春門南まで海拔のほとんど変わらない溝渠を北流する可能性はあるといえよう。

以上の点を踏まえ、ここでは大城東牆外側の穀水は北流して建春門外に至り、当該地で大城北から南流する穀水と合流し、東に向かう流れを出していたと考えておく。なお、建春門・東陽門附近に位置する太倉及び諸市に物資を運び入れる船は、建春門外から東に向かう穀水が急流であったため、大城東南角を東出する穀水本流を遡り、大城東牆外側の流れに乗って北進し、太倉・諸市に至った（前注（二一）所掲洛陽市文物考古研究院「洛陽漢唐漕運水系考古調査」とする見解が示されている）。

穀水はさらに東に向かい、

熊…これは城南の穀水（陽渠）が東へ流れ出る本流である（二）。

左の方に斜めに進んで（三）池となる（三三）。

熊…池はもとの洛陽城の東に位置する。

さらに東に向かい、右に出て方湖となる。方湖は東西一九〇歩、南北七〇歩で、

熊…方湖はもとの洛陽城の東に位置する。

以前水衡署のあったところである。

熊…『続漢書』百官志三に（次のようにいう。）「（前漢の）武帝は初めて水衡都尉の官を設けた。（水衡都尉は、少府とは）別に上林苑や休息施設のある離宮をつかさどった。世祖（光武帝）は水衡都尉の官職を少府に統合した。立秋の獮劉（ちりゅう）の日（四）のたびに、一時的に水衡都尉を設け、行事が終われば官を廃した」（五）。

（一）熊は、大城東南隅で穀水（陽渠）が北流する溝渠と東流する溝渠とに枝分かれすること（四九四頁）を踏まえ、以下の『注』が東流する本流について述べているとしている。

（二）原文の「逶（い）」は、斜めに進む意である。

（三）偃師市の洛河北、二里頭遺址西で漢魏時期の池の跡が発掘されている。調査報告は、現在の洛河が旧穀水の河

道にあたるとし、この池を当該『注』記載の池としている（五〇〇頁の注（二一）所掲洛陽市文物考古研究院「洛陽漢唐漕運水系考古調査」）。

（四）『魏略』は祭祀の名で、立秋の日に天子が鹿、麋（かのこ）を射て犠牲とし、宗廟を祭るものである。西岡市祐「後漢時代獮劉管窺」（『国学院雑誌』八〇―一二、一九七九）を参照。

（五）『統漢書』百官志三・少府に、「本注曰、（中略）孝武帝初置水衡都尉、秩比二千石、別主上林苑、有離宮燕休之處、世祖省之、并其職於少府。每立秋獮劉之日、輒暫置水衡都尉、事訖乃罷之」とある。水衡都尉については、『通典』卷二七都水使者に「漢武帝元鼎二年、初置水衡都尉、掌上林苑、蓋主上林離宮燕休之處。後漢光武省之、并其職於少府。每立秋獮劉之日、輒暫置水衡都尉、事訖省。（中略）漢之水衡都尉、本主上林苑、魏世主天下水軍舟船器械。晋武帝省水衡、置都水台、有使者一人、掌舟航及運部、而河隄為都水官屬。元康中、復有水衡都尉。元康百官名及晋起居注曰、陳慎・戴熊俱以都水使者領水衡都尉」とある。これによれば、水衡都尉は前漢武帝の元鼎二（前一一五）年に設置された官で、上林苑の離宮及び安息のための施設を管理し、後漢では少府に統合された。曹魏では水衡都尉が復活し、西晋では都水使者の領職となった。その職掌が魏晋を通じて船の運用であったことから、方湖に「水衡署」が設置されたのも船を管掌するためであろうか。なお、漢代の水衡都尉については、加藤繁「漢代に於ける国家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑」（同著『支那經濟史考証』上卷、東洋文庫、一九五二（初出一九一八、一九一九）を参照）。

穀水はさらに東に向かい、南に方向を変え、屈曲して東に注ぐ。これを阮曲げんきよくと呼ぶのは、阮籍（嗣宗）の旧居があったからという（二）。

熊…もとの洛陽城の東に位置する（三）。

（一）阮籍については二八九頁注（一三）を参照。

（二）洛陽市文物考古研究院による漢魏洛陽城遺址周辺の水運路の復元では、東流する現在の洛河をもとの穀水とみなし、この流路が偃師市古城村附近で東南方向に弧を描くように曲がる部分を阮曲としている（五〇〇頁の注（二）一）所掲洛陽市文物考古研究院「洛陽漢唐漕運水系考古調査」。

（三）台湾本はこの疏文を以下のように改める。「会貞按、渭水注叙成国故渠東流、又東南、謂之周氏曲、与此略同。晋書阮籍伝、字嗣宗、陳留尉氏人。此其入官所居也。在故洛陽城東（熊…「渭水注」〈下〉は成国故渠が東に流れ、さらに東南に流れ、これを周氏曲と呼ぶと述べており、この『注』の内容とほぼ同じである。『晋書』阮籍伝に、字は嗣宗、陳留尉氏の人とある。ここは、阮籍が官僚となつて住んだ場所である。もとの洛陽城の東に位置する）。江蘇本も疏文を改めているが、文章を二分割のうえ、それぞれ別の箇所『注』に配置している。すなわち、「会貞按（中略）与此略同」の成国故渠についての疏文を「穀水又東、南転、屈而東注、謂之阮曲」の『注』の直後に置

き、「晋書阮籍伝（中略）在故洛陽城東」を「云阮嗣宗之故居也」の『注』の直後に置く。また江蘇本は、台湾本の阮嗣宗についての疏文に「晋書阮籍伝、字嗣宗」とあるくだりを「晋書阮籍伝、阮字嗣宗」に作る。

穀水はさらに東に向かい、鴻池陂こうちひに注ぎ込む。『百官志』^①に「鴻池とは、池の名である。洛陽の東二〇里にある」^②。（鴻池）丞一人（を置き）、二〇〇石である」という^③。

①『統漢書』である。

②熊…今の偃師県の西に位置する（二〇）。

③熊…『後漢書』安帝紀の注に司馬彪の『統漢書』を引用し、「永初二（一〇八）年に詔を下して鴻池を貧民に貸して利用させた」とある（三）。それがこの池である。

鴻池は東西一〇〇〇歩、南北一^④一〇〇歩で四周につつみがある。鴻池にはさらに東西方向のつつみがあり、水流^⑤が通じている^⑥。

戴は（「水流逕通（水流が通じている）」の）「逕」を改めて「徑」に作る。

ゆえに李尤りゆうの鴻池陂の銘に、「鴻沢の陂は、聖王が規画したものである。水源を開鑿して東へ注いだのであるが、そのもとの水は城池から出ている」という^⑦。

朱は（「開源東注」の）「源」を「水」に作る。『箋』…旧本は（「開水東注」の）「水」を「又」に作っている。

『玉海』はここを引用し、ここでも「又」に作っている(八)。「又」とする誤りは長期に亘るのである。『類聚』の張載「鴻池陂銘」をみると、『開源東注』(九)、出自城池」とある。おそらく李尤の語に依拠したのであろう。

楊・『箋』がいう張載「鴻池陂銘」は、引用されて『類聚』巻九にみえる。その文中には、「開源東注、出自城池」のほかに「漸台中起、列館參差」の二語がある。『文選』の謝朓(玄暉)の「晚れに三山に登りて京邑を還望す」詩の注は、この二語を引用し、「李尤洪池銘」に作る(一〇)。(朱のように)張載と李尤の文章が全く同じとすべきでなく、『注』の「鴻池陂銘」は、李尤の「銘」であることが知られる。それを『類聚』は誤って「張載」に作っているのである。

(一) 『統漢書』百官志三・少府に、「鉤盾令一人、六百石。(中略)苑中丞・果丞・鴻池丞・南園丞各一人、二百石。本注曰、苑中丞主苑中離宮。果丞主果園。鴻池、池名、在雒陽東二十里。南園在雒水南」とある。

(二) 台湾本・江蘇本は、疏文②の前に疏文③を移して一つの疏文とする。

(三) 『後漢書』安帝紀に、「(永初三年三月)癸巳、詔以鴻池假与貧民」とあり、その李賢注に「統漢書曰、鴻池在洛陽東二十里。假、借也。令得漁采其中」とあるように、鴻池を貧民に開放したのは永初二(一〇八)年ではなく、同三(一〇九)年である。また、このことを記すのは『後漢書』安帝紀李賢注所引『統漢書』ではなく、『後漢書』の本文である。

(四) 底本は「十」に作る。台湾本・楊守敬集・江蘇本は「千」に作る。「千」に改める。

(五) 台湾本・江蘇本は、「水流」を「水溜」に作る。

(六) 『注』の原文「四周有塘、池中又有東西横塘、水流逕通」から、鴻池陂の構造は次の二通りが考えられる。A 鴻池陂の外周を「塘」、すなわちつつみ、がめぐり、なおかつ池の中に東西方向のつつみがあり、南北方向に水流が通じる。B 鴻池陂の東西南北の各面に「塘」、すなわち鴻池陂につながる小池があり、鴻池陂内の東西にそれぞれつつみ、があつて水流が通じる。『水経注図』はBのような形で図示する。このように、「塘」を堤防と考えるか、池と考えるかによつて本『注』の理解が変わってくるが、ここではひとまずAの堤防と考へて訳出した。

鴻池陂及びこれに関わる溝渠に対しては、考古調査がなされている。調査報告によると、漢魏洛陽城遺址から東流して鴻池陂に至る流路は、大城東牆北側の建春門址以東で断続的に検出されており、全体で一二六〇〇メートルと推定されている。また、鴻池陂の北側から東に向かう流路が五八〇〇メートル確認されている(四九八頁注(一四)をも参照)。鴻池陂は偃師商城遺址の東南に位置し、規模は東西一四八〇メートルで、南北は北半部のみ約八〇メートルが確認されている。鴻池陂の東からは、陂と同時期の池が発見されている。この池全体の規模は不明であるが、東西三〇〇メートル、南北一五〇メートルの部分の確認されている。調査報告は『注』の「四周有塘」の記述により、この池を鴻池陂の東西南北各面の池の東のそれと推定している(先に述べたB説にあたる。四九八頁注(一四)所掲偃師市文物管理局「漢魏洛陽城東陽渠・鴻池陂考古勘察簡報」)。

(七)『類聚』卷九陟・銘に「晋張載洪池陂銘曰、開源東注、出自城池。魚鼈熾殖、水鳥盈涯。菱藕狎獮、杭稻連畦。漸台中起、列館參差。惟水決決、厥大難訾」とある。なお、以下の疏文でふられるように、『類聚』は銘の撰者を李尤ではなく晋の張載とする。

『後漢書』文苑伝上によれば、李尤(？？)は広漢雒の人で字は伯仁である。文章に優れ、後漢の和帝・殤帝・安帝・順帝に仕えて蘭台令史・諫議大夫等を歴任し、劉珍らと共に『東觀漢記』の編纂に参与した。詩・賦・銘など二八篇を著した。張載(？？)は『晋書』卷五五に伝があり、安平の人で字は孟陽である。西晋の肥郷令・著作郎・弘農太守・中書侍郎等を歴任した。博学にして文才があり、弟の協・亢と共に「三張」と称された。著作には「劍閣銘」「權論」「濛汜賦」があり、文集にまとめられたが散逸した。現在、明の張溥による輯本の『張子孟陽集』(『漢魏六朝百三名家集』所収)があり、ここに「洪池陂銘」が収められている。

(八)『玉海』卷一七一池沼・漢鴻池に、「水経注、穀水又東、注鴻池陂。(中略)池東西千步、南北千一百步、四周有塘、池中又有東西横塘、水溜逕通。故李尤鴻池陂銘曰、鴻沢之陂、聖王所規。開又東注、出自城池。其水又東、注合七里澗」とある。

(九)疏文の引用する『箋』は「開源東注」に作るが、『箋』の原文は「開原(「原」の古字)東注」に作る。ただし、『類聚』所引張載撰「鴻池陂銘」は、前注(七)に掲げたように「開源東注」に作る。

(一〇)『文選』卷二七所収謝朓「晚登三山還望京邑」詩に、「灞溪望長安、河陽視京臯。白日麗飛臺、參差皆可見」

とあり、李善注に、「呉都賦曰、飛甍舛互。李尤洪池銘曰、漸台中起、列館參差」とある。なお、謝朓（四六四～四九九）は陳郡陽夏の人で、字は玄暉である。中書郎・宣城太守・尚書吏部郎等を歴任した。南斉の永明年間（四八三～四九三）に竟陵王蕭子良を中心とする文人のグループ（竟陵八友）に属し、沈約らとともに永明体の詩風を確立した。謝靈運とは同族で、「二謝」と称された。『謝宣城集』五巻が残り、『南齊書』巻四七に伝がある。

その水（穀水）はまた東に向かい、左方で七里澗（二）と合流する。

熊…『注』は七里澗がどこから出てくるかを述べていない。『伽藍記』の称するところによれば、七里橋は建春門外にある「下記に詳述」。すなわち、七里澗とは建春門（外の）樂里道（三）から屈曲して東に出る陽渠水のことである。洛陽城の南で東に出る穀水はここで七里澗に合流するので、（それまで二手に分かれていた）穀水の下流はこの地点に至ってまた合流し、ひとつの流れとなるのである。七里澗は故洛陽城の東に位置する。（城南で東に出た）穀水が七里澗に合流する地点は偃師県との境界にある。おそらく、鴻池は洛陽の東二〇里にあるので、穀水が七里澗に合流する地点は、鴻池よりさらに東にあるのだろう（三三）。

『晋後略』（四）①に、「成都王穎（五）②は呉の人である陸機を前鋒都督（六）に任じ、洛陽を討伐させた（七）が、（陸機の指揮する軍隊は）軽率に進んだため、洛陽軍につけこまれてしま（八）い、（九）鹿苑（一〇）で大敗した。（陸機側の）兵士たちは互いによじ登り踏みつけあい、堀の中

や七里澗で死んでいった。澗はこのために（遺体で）満ち溢れた^④というのは、すなわちこの七里澗のことである。澗には石の橋があり、これがすなわち旅人橋である^⑤。

①楊…『隋志』に、「晋後略記五卷、晋下邳太守荀綽撰」とある。『晋書』本伝は「荀綽は『晋後書』一五卷を撰した」と称しているが、この「十」は衍字である。『旧唐書』経籍志上・『新唐書』芸文志二とも「五卷」に作っており、証拠となる。

②朱には「穎」字がない。『箋』…宋本には「穎」字がある。
全・趙・戴は「穎」字を増す。

③朱は（「為洛軍所乘」を）誤って「為治軍所処」に作る。趙は『名勝志』^⑨に引かれる『穀水注』に基づいて改め、全・戴も同様に改める。

④楊…『晋書』陸機伝の内容はほぼ同じである（二〇）。

⑤楊…『寰宇記』が引用する陸機『洛陽記』によれば、（洛陽）城の東には七里澗に架かる石橋がある（二二）。『伽藍記』によれば、建春門外を出て一里余りすると、東石橋に至り、橋の北にある大道の東には綏民里^{すいみん}があり、（橋の）東には崇義里があり、崇義里の東には七里橋があり、この橋は石で造られている。西晋の杜預が（都督）荊州（諸軍事）の任に就いたとき、洛陽城外に出て（軍隊を一時的に）留めた場所である（二三）。七里橋を東に一里行くと、郭門（外郭に設けられた門）には三道が穿たれており、三門と呼ばれている。別離する人々の多くは

「三門の外まで送って行く」という。洛陽の士人が去る人を送り出したり帰ってくる人を迎えたりするのは、常にこの地点である（二三）。

むかし孫登（二四）は（惠帝の外戚楊駿に召し出されたもの）洛陽に長居することを望まず、楊氏の榮華は終わりを全うしないことを知り、山里に隱遁することを心に願ひ、身をくらし死を偽装した。

【箋】…宋本は「忘死」に作る。

趙…考えるに、宋本は正しくない。「妄死」とは単に死を装うことであるから、「妄死」のまま（まちがいで）ない。

楊…（二五）『神仙伝』は「卒死」に作る（二六）。「卒死」とは急に死ぬことである。後続の文「孫登をこの橋（の東）に埋めた」をみれば、すなわち詐って死んだと解するのは正しくない。

楊駿（二七）は孫登の遺体をこの橋の東に埋葬した（二八）。

楊…『神仙伝』が「楊駿は（孫登のために）棺を与え振（二九）橋に埋葬した」（三〇）に作るのは、「旅橋」の誤りである。

『搜神記』は、「太康年間（二八〇～二九〇）の末ごろから、洛陽で『折楊』の歌が聞かれるようになった。その歌には『戦争が起こって苦しむ』という辞があった。楊駿はの

ちに誅殺され、楊太后 (三三) は幽閉死したが、『折楊』の歌はその予兆として現れたのである」という。

戴は「為」字を削除する (三三)。

熊・今本『搜神記』は本条を脱している (三三)。「御覽」卷五七三が本条を引いているのをみると、「始為折楊」の下に「柳」字があり、「革」を「車」に作っているのは、誤りである。また、『御覽』の方は) 末句に「為」字がない (三四)。

これらいくつかの橋はみな、いずれも石を重ねて (三五) 造られたものであり、高々として立派なものである。建造がきわめてしっかりしている。時の流れにともない橋としての機能は摩耗したけれども、往来に支障をきたさない。朱超石の「兄に与うるの書」には次のようにある。

楊・朱超石は朱齡石の弟である。『宋書』『南史』はいずれも(朱齡石伝に) 超石の伝を附している (三六)。

〔(旅人) 橋は洛陽の宮城から六、七里ほど離れており^①、(建材には) ことごとく大きな石を用い、下はアーチ状にして水を通すようにしており、大型の船の通過を可能にしている。すぐれた造りである^②。〕

①楊・(旅人) 橋は故洛陽城の東にある。

②『箋』…「奇制作」は未詳である。『玉海』はこの『注』二七を引いているが、この三字は載せていない。

趙…「奇二八制作」とは橋の造りがきわめてすぐれていることを述べており、すなわち前出の「制作甚佳」の意に同じである。『玉海』に引かれる記事にこの三字がないからといって、どうして（その真であることを）疑っていいものだろうか。

戴はこの三字を衍文とみなし削っている。

その（橋の）上には、太康三（二八二）年一二月の初めに着工し、毎日七万五〇〇〇人を動員し、四月末に至って終了した」と記してある」。

楊…『晋書』武帝紀、泰始一〇（二七四）年一二月の条に「城東の七里澗に石橋を建造した」とある二九。これ（朱超石の書簡）が「太康三年」に作るの、おそらく誤りであろう。この箇所の「四月末に至って終了した」にもまた誤りがある。疑うらくは、「四」は「是」に作るべきである。（すなわち石橋は）一月初に着工し、同月末に完工したのである。

この橋はかつて損傷してしまい、改めて補修を受けたので、いまは碑題の文字は復元されてはいない。

楊…この箇所を読むと、前出の「太康三年十一月初…至四月末止」という一文は古い拓本に依拠したものであるとわかる。（朱超石は）自分の目で碑題をみたわけではないのである。武帝紀に従うべきである。

陽渠水（穀水）はまた東へ流れ、漢の広野君酈食其廟（三〇）の南を過ぎる。

『箋』…「逕」は「経」に作るべきである。

趙…本箇所の前後の『注』文はいずれも「逕」に作っており（三二）、これら（『箋』の指摘）は実に無駄な言辞である。

戴…「穀水は閭闔門から南に向かい」（三八三頁）以下の箇所では、（いずれも）陽渠水であるが（穀水の語を用いている。しかるに）原本及び近年の刻本（三三）の『注』文は、本箇所および後出の「臺殷（の南）を過ぎる」の箇所（五一七頁）のみ、唐突に「陽渠（水）」と二回称し、後の箇所ではまた穀水と称している。調べ考察してみらるに、当該の地（「酈食其廟南」の地と「臺殷南」の地）の記される箇所は順よく並んでおり、交錯して入り乱れているというわけではない。それでいながら（穀水・陽渠水という）呼称が入り混じり統一されていないのは、ことによると後代の方が勝手に推し量ってそのようにしたのである。今は暫定的にそのままとする。

熊…戴は穀水・陽渠の呼称は通用（互用）されることを知らないのである。前出の「渠水はまた東（三三）に向かい、本流から枝分かれた流れは南に向かつて華林園に入り」（二二三頁）において、（戴が「渠水」を）改めて「穀水」としたのは、おそらくもっぱら東方に流れて行く水を穀水とみなしたのであろう。しかし（戴の読み方では、北回りの）この水（穀水）は建春門樂里道に至り、「屈曲して東に向かい、陽渠に出て行く」（三四）という『注』の記述を理解できない。これはただ「閭闔門より南」の水のみを陽渠としている（三八三頁）のであって、

酈道元は故意に（陽渠と穀水を）互い違いに分けて書き、読者に陽渠すなわち穀水であることを知らせようとしたのである。戴が、『注』における「穀水」「陽渠」の混用を）後代の人が改竄した箇所ではないかと疑うのは、ないことをあることのようにいうものである。全・趙もまた、正しい解釈ができていない。彼らの説は後出の文で詳しく論じる（五二四～五二五頁）。酈食其が広野君と号されたのは、『史記』本伝にみえる（三五）。

廟は北山の上であり、成公綏が^{せいこうすい}述べるところの偃師西山である^②。

①楊…『晋書』によれば、成公綏は字は子安、詩賦雜筆數十卷を著したとある（三六）。

②楊…『隋志』に「偃師県に酈山がある（三七）」という。すなわちこの山のことである。おそらく山上に酈食其の廟があるために、後代の人が彼の姓を取って山に名づけたのであろう。すなわち（三八）今の偃師県の西部である。山上の古い基壇がなお残っており、廟の建物は東を向いている。

戴は「面」を改めて「向」に作る（三九）。

門には二体の石人があり、向かい合って立っている。北側に立つ石人の胸の前に彫られた銘には「門亭長」とある（四〇）。

全…（本箇所には）誤った（四一）文章がある（四二）。

楊…思うにこれは、孔子廟に置かれる石人が、胸の前に「邸の門を守る卒」と記されているようなものであり、誤った文章はない。

石人の西には二つの石闕があり、崩れ落ち損壊してはいるが、それでもなお一丈余りの高さを保っている。闕の西はすなわち廟のもとの基壇であり、基壇の前には碑があるが、文字は剥落して欠損し、もはや見分けることができない。成公綏（子安）の「万古不變の令名を仰ぎ、高潔の廟像を讃える」という一文は彼の文集に収められている。

朱は「存」を「字」に作り、戴も同様である。『箋』…（「文字厥集矣」の）「文」字の下に脱誤があり、それは「載」字であろう。『成公子安集』中に酈生廟の碑文が収められていることをいつている（四三）。

全はこの見解に拠って「載」一字を増す（四四）。

楊・孫詒（四五）讓『札遂』に、「字」は「存」に作るべきであり、（両字は互いに）形が似ているので誤ったのだ、とある（四六）。この意見が正しいので、ここに訂正する。

陽渠水はまた東に向かい、亳殷の南を過ぎる。ここはむかし盤庚ばんこう（四七）が（都を）遷したところであり、国号の商を改めて殷と称するようになったのは、ここから始まるのである。

朱には「自」字がなく、全・趙・戴も同様である（四八）。

楊…「自」字はあるべきであり、いま加える。『尚書』の序には、盤庚が亳殷に都を遷そうとしたという記述がある。その箇所の孔穎達疏が鄭玄の説を引いて述べることに、（盤庚は）亳の殷地に都を置いたのである。商王室

はこの地に遷つてから、称号を殷と改めた、と(四九)。「御覽」卷八三に引く『帝王世紀』によれば、帝盤庚は都を殷に徙し、商という呼称を初めて改め殷とした(五〇)。「洹水注」をみるに、盤庚が遷都した殷は鄴の南にあるとして(五一)。それでいながら、本箇所では「河南にある」と述べているのは、おそらく旧説に依拠して、(相互に矛盾する)両説とも残したのであろう。

班固は、^①尸郷とは殷の湯王がかつて都を置いた地であると述べる(五二)②。

①『漢志』偃師県の条の記述をいう。

②楊…『統漢志』注に引く『帝王世紀』によれば、尸郷は偃師県の西二〇里にあるという(五三)。「括地志」によれば、亳邑の故城は偃師県の西一四里にあり、商の湯王の都であるという(五四)。「偃師県志」によれば、今の偃師県の西一〇里にある新塞舗が、すなわち古の尸郷であるという(五五)。

故に、湯亭ともいう。

楊…『尚書』の小序の孔穎達疏に引かれる鄭玄の説に、「亳は今の河南の偃師県であり、湯亭がある」とある(五六)。「統漢志」注に引かれる『皇覽』もまた、「(偃師県に)湯亭がある」と述べる(五七)。

『漢書』薛瓚注(臣瓚注)および皇甫謚の『帝王世紀』はいずれも、(殷の湯王が亳に都を置いたというのは)まちがいであるとしており、帝嚳こそが(亳に)都を置いたと考えている。

楊…『漢志』偃師県条の顔師古注に引かれる臣瓚注に、「湯王は亳にいたが、今の濟陰薄（五八）県がこれである」とある（五九）。ところが、（酈道元が臣瓚注の説として挙げている）湯王の都がここにあつたことに反駁する説は（現行の『漢書』注には）なく、また帝嚳が都を置いたとも述べていない。おそらくはみな顔師古がこれらを削除したのであろう。皇甫謐の「湯都」に反駁する説は、『獲水注』に詳しい（六〇）。皇甫謐が「帝嚳が都を置いた」ことを述べているのは、下文（五四三頁）にみえる。

『晋太康記』『地道記』は（六〇）①いずれも、「田横はこの亭で没した」②。よつて（従来の地名を）改めて「戸郷」としたのだ」と述べるが、誤りである。私が考えるに、司馬彪の『郡国志（統漢志）』に③、「春秋」にみえる「戸氏」である」とする④。

①朱は誤つて「晋太康地理記」に作る。趙は（『晋太康記』『地道記』として二つの書名に）増し改めていうことには、（朱の意図では）この両書を併せて引いているので、「いずれも述べる」といっているのである（六二）。

②楊…『史記』田儋伝に、田横は駅伝を用いて洛陽を目指そうとしたが、洛陽の手前で三〇里以上の距離を残して、戸郷の廢置（駅伝用の廢）に至ると自ら首をはねた、とある（六三）。

③偃師県の条にある（六四）。

④楊…（「戸氏」は）『左伝』昭公二六年条にみえる（六五）。

その沼沢原野が原（高地）を背にしており、（湯亭の）郭を挟むようにたくさんの墓があ

る^(六六)。ここがすなわち、陸機（士衡）が王弼（輔嗣）に出会ったところである。袁氏の『王陸詩叙』に（は以下のように述べる。）

楊…『隋書』経籍志は著録しない^(六七)。

陸機が初めて洛陽に入ろうとしたとき、河南の偃師まで至った。そのときにわかになり、道の左側を眺めやると、民居があるようであった。

朱は「若」を「右」に作る。『箋』…『異苑』は「左右に民家があるようであった」に作り、「者」字はない^(六八)。
全・趙は「若」に改め、「有」字を増す。戴は「若」に改める。

楊…『類聚』卷七九・『御覽』卷八八四・『広記』卷三一八は『異苑』を引き、いずれも「道の左に民家があるようであった」に作る^(六九)（七〇）。

そこで（その民家へ）赴いて宿泊した。

朱は「逗」を「退」に作る。『箋』…宋本は「逗」に作る。『異苑』は「投」に作る。

全・趙・戴は「逗」に改める。

楊…『類聚』『広記』は『異苑』を引いて「投」に作り、『御覽』は（同じく『異苑』を）引いて「逗」に作る^(七一)（七二）。

一人の若者に出会ったが、彼は容貌が端正で精神も深遠で測りがたく、陸機と玄学につ

いて語り合ったところ、陸機は彼の能力に感服し、(その内容に対し) 反駁することをせず^①、進み出てひとくさり弁論を行った^②。

①『箋』…『異苑』は「折」を「抗」に作る。

②朱は「前致一弁」を「前至一弁文」に作る。

楊…今本『異苑』はこの句および後出の「機」字を脱し(七三、全・戴は「至」を改めて「致」に作り、「文」字(七四)を削除する(七五)。

陸機は古今のあらゆる事物を列举し、

『箋』…『異苑』は「機」の下に「乃」字がある。

楊…『類聚』『御覽』『広記』は『異苑』を引いているが、いずれも「乃」字はない。(これら三書は)「題」を「提」に作る。

「名」と「実」の関係についてくまなく検討し(て論じ)たが、

楊…『類聚』『御覽』『広記』は、「檢」字をいずれも「驗」に作る。

この若者はそれほど喜んで理解し(たようでは)なかった。明け方が近づいてきたので(陸機は)立ち去り、旅館で馬を休ませたところ、

朱には「逆旅」二字がなく、趙は黄(七六)本に依拠して「逆旅」を増す(七七)。

楊…『類聚』『御覽』『広記』は『異苑』を引いているが(七八)、いずれも「逆旅」二字がある(七九)。

(旅館の)老女が言った。「あなたはどこに宿泊してからいらしたのですか。ここから東のかた数十里には村落がなく、わずかに山陽の王氏の墓があるのみです」。

朱は「止」を誤って「上」に作り、趙は孫潜の校訂に依拠して改める(八〇)。

楊…『類聚』『御覽』は『異苑』を引いて「止」に作る(八二)(八三)。王弼は『魏志』鍾会伝に附伝され、山陽の人と称されている(八三)。「寰宇記」によれば、王弼の墓は偃師県の南三里にある(八四)。元の陳思忠は「弼墓碑記」を撰し、(偃師)県の東三里に(王弼の墓が)あるという(八五)。「清一統志」はその説に従っている(八六)。

陸機はそこで不思議に思つて茫然とし、昨日来た道を振り返り目を細めてみると、空も原野も暗く土煙に覆われ^①、雲が群がって太陽を覆い^②、昨日会つた若者は、明らかに王弼であることを知つた^③。

①『箋』…『異苑』は「昏」を衍字とする。趙は同じく(八七)「昏」字があり、全・戴は削除する(八八)。

②『箋』…『異苑』は「攢^{さん}」の下に「木」字がある。

全・戴は増す(八九)。

楊…もとをたずねると、この二句は、上に「空野昏霾^{ばい}」に作り、下に「雲攢蔽日」に作る。朱が目にした『異苑』には「昏」字があ(つたはずであり、それでいながらそれは衍字であると考えているのは、当を失したもので

ある。また〔箋〕は『異苑』は「攢」の下に「木」字があるという。現行の『類聚』『御覧』『広記』が引く『異苑』は、上句にはいずれも「昏」字がなく、「雲」字を句の区切りとしている。下句には「木」字があり、「攢」を「拱」^{きよう}に作る（九〇）。おそらくいずれも後人がほしのままに削ったり増やしたりして内容を改めたのであろう。その「攢」を「拱」に作っているのは、きつと「雲攢（雲が群がる）」という語句はあまりみかけないものだと思いい、故に〔攢〕を改めて「拱」に作ったのであろう。しかし、「拱木（両手で抱きかかえるほどの大きさの樹木）」がどうして太陽を覆うことができようか。『漢書』と「上林賦」を調べてみるに、「攢立叢倚」という語句の『注』（九二）には「攢は聚である」とある（九三）。すなわち、おそらくは「雲攢（雲が集まって）」は〔攢雲（集まった雲）〕として、転倒して読むべきではないか。

③熊…『晋書』陸雲伝は、（このエピソードを）陸雲の身に起こったこととする（九三）。

この山^{（九四）}はすなわち祝雞翁の故居である。『搜神記』によれば①、祝雞翁は②、洛陽の人である。戸郷北山の下に住まい、一〇〇年以上も鶏を飼育していたが③、鶏の数は千余羽にもものぼり、みな名前があった。（祝雞翁がそのうちのどれかを）取ろうと思つて、その名を呼べば、群れから離れてやってくるのだつた④。のちに呉山^{（九五）}に赴いたが、その行先を知る者はいなかつた、という⑤。

①楊…今本『搜神記』は祝雞翁の記事を載せていない。ただ『列仙伝』だけが、そのことを詳しく掲載してい

る（九六）。また『類聚』巻九一・『御覽』巻九一八・『広記』巻四六一・『事類賦』巻八は、いずれも（祝雞翁の記事を）引用して、（引用元を）『列仙伝』に作る（九七）。

②朱は「祝」字を脱し、全・趙・戴は増す。

③楊・『列仙伝』及び『類聚』『御覽』『広記』『事類賦』が（本記事を）引いているが、いずれも「百余年」に作る（九八）。『寰宇記』は劉澄之の『永初山川記』（九九）を引用して同じ語順（「百余年」）なので、すなわちこの「年余」二字は転倒させるべきである。

④楊・『広記』に引用されている『列仙伝』（の本箇所）には「之」字がない。

⑤全・以下の『注』文では、陽渠水が穀水に入る地点について述べておらず、脱文があるかと疑われる。なおかつ原流の分合（についての記述）は、その多くに錯誤があるが、調べて正すための手立てがない（一〇〇）。

趙・巻一五『洛水注』を調べてみるに、『経』文は、「また東に向かい偃師城南に至る」という。『注』文は、「洛水はまた北に向かい、そこに流れこむ」という。すなわち陽渠水は偃師城南において、穀水から洛水に入るのである（一〇一）。

熊・『注』文は城内外の水について述べるが、本流・支流の別や、分かれたり合流したりする記述は順序だっており、それぞれについて詳しく解き明かし、図を調べてみれば求め（て理解する）ことができる。分流して東出・南出する水と称する場合、穀水・渠水の語が双方用いられ、城東に至って合流し、ともに一つの川となっても陽

渠と称するかと思えば、穀水とも称している。恐らく穀水は陽渠という名を兼有していて、ただ穀水といえば陽渠の意味を失い、ただ陽渠といえれば穀水の意味を失うためであり、故に（それらの称を）交えて用い、一つの川に二つの名前があるのを示したのであろう。この篇の末尾をみると、ただ「穀水は洛水に入る」とのみ述べており（五四三頁）、卷一五『洛水注』はただ「陽渠水がそこ（洛水）に流れこむ」とのみ述べており（二〇二、一水二名の意は明らかである。全は酈道元のいわんとすることを察しておらず、故に脱落や誤記があると考えたのである。趙が「陽渠水は穀水から洛水に入る」と述べているのは、それに似ており、（陽渠水と穀水と）別物だとする考え方を免れていない。

(一) 七里澗は九曲瀆の別称。九曲瀆は三〇四頁に前出。大城東側の穀水水系に関しては塩沢裕仁「漢魏洛陽城穀水水文考」（『東洋史研究』七一―二、二〇一二）参照。

(二) 樂里道は二八五頁に前出。

(三) 鴻池陂については五〇六頁に前出。それに関わる五〇八頁の注（六）を参照。

(四) 『晋後略』は、『隋書』經籍志二には「晋後略記五卷、晋下邳太守荀綽撰」とある。『晋書』卷三九荀綽伝には「撰晋後書十五篇」とある。『旧唐書』經籍志上には「晋後略記五卷、荀綽撰」とあり、『新唐書』藝文志二には「荀綽晋後略五卷」とある。荀綽は字彦舒、潁川潁陰えいざいの人。西晋武帝の治世に尚書令に昇った荀勗きよくの嫡子荀輯の子。博

学で才能があった。永嘉年間（三〇七～三一三）の末、司空從事中郎となるが、石勒に没し、石勒の參軍となる。『晋書』卷三九荀勗伝に附伝される。

(五) 以下、成都王穎の命により陸機が洛陽攻略の指揮を委ねられた故事が続くが、二八五頁の「昔陸機為成都王穎入洛、敗北而返」の「入洛、敗北」の具体的な経緯を述べるものである。

(六) 前鋒都督は軍隊編成上の前鋒を指揮する都督（指揮官）。『晋書』卷五四陸機伝には「穎与河間王顥起兵討長沙王义、仮機後將軍・河北大都督、督北中郎将王粹・冠軍牽秀等諸軍二十余万人」とあり、正規の呼称は「河北大都督」であった。

(七) 八王の乱終盤の太安二（三〇三）年、鄴に出鎮していた成都王穎が、長沙王义がを中央から除くため、羊皇后の父羊玄之らの討伐を名目に挙兵したことをいう。

(八) 注（一〇）に引くように、「鹿苑」は『晋書』卷五四陸機伝にも現れるが、『晋書』ではその箇所にかみえず、西晋洛陽城の鹿苑については未詳。なお、『通鑑』卷八五晋・太安二年一〇月条「太尉父奉帝与機戰于建春門」の胡三省注に「水経註、建春門、漢雒城之上東門也。穀水逕其前、水上有石橋。考異曰、陸機伝云、戰于鹿苑、今從帝紀」とある。『晋書』卷四惠帝紀太安二年一〇月戊申の条は「破陸機于建春門」とする。

(九) 趙の『水経注釈』で『名勝志』が初出する箇所は卷四河水四の「曹学佺名勝志引注云（下略）」であり、以後『水経注釈』で『名勝志』を挙げる際にはとくに撰者名を付さないで、本箇所の『名勝志』も明の曹学佺せんが撰した

『大明一統名勝志』を指すとみられる。四庫全書存目叢書所収『大明一統名勝志』卷八河南府志勝・洛陽県の条には「為治軍所乘」とあり、「治」は朱本と同様である。

(一〇) 前注(六)に掲げた『晋書』陸機伝に続けて、「列軍自朝歌至於河橋、鼓声聞數百里、漢魏以来、出師之盛未嘗有也。長沙王又奉天子与機戰於鹿苑、機軍大敗、赴七里澗而死者如積焉、水為之不流、將軍賈稜皆死之」とある。

(一一) 『寰宇記』卷三河南府・洛陽県の条に「七里澗。陸機洛陽記云、城東有石橋、以跨七里澗」とある。

(一二) 『晋書』卷三四杜預伝に「時帝密有滅吳之計、而朝議多違、唯預・羊祜・張華与帝意合。(中略)及祜卒、拜鎮南大將軍・都督荊州諸軍事、給追鋒車・第二駙馬」とある。また、『世説』方正篇に「杜預之荊州、頓七里橋、朝士悉祖」とある。「頓」は「屯」に通じる。

(一三) 「出建春門外」から「常在此処也」までは『伽藍記』からの引用(一部略)。『伽藍記』卷二城東、崇真寺条に「出建春門外一里余、至東石橋。南北而行、晋太康元年造。橋南有魏朝時馬市、刑嵇康之所也。橋北大道西有建陽里、大道東有綏民里(後略)」、続く景興尼寺条に「(前略)綏民里東、[有]崇義里。(中略)崇義里東有七里橋、以石為之。中朝[時]杜預之荊州、出頓之所也。七里橋東一里、郭門開三道、時人号為三門。離別者多云、相送三門外。京師士子、送去迎帰、常在此処」とある。「」内は周祖謨校釈により補う。

(一四) 孫登は字公和、汲郡共県(きやう)の人。魏晋期の隱士。『晋書』と『神仙伝』に伝があるが、ここの『注』はおおむね『神仙伝』本伝および『晋書』楊駿伝中の関連記事に対応している。まず、『晋書』卷九四隱逸伝では、曹魏最末

期、阮籍げんききや嵇康けいこうと孫登との交流は描かれるものの、楊駿はじめ晋朝成立以後に活躍した人物は登場しない。次に、『晋書』卷四〇楊駿伝中には、「初、駿徵高士孫登、遣以布被。登截被於門、大呼曰、斫斫刺刺。旬日託疾詐死、及是、其言果驗」とある。最後に、『神仙伝』卷六孫登伝は、孫登が楊駿に召し出されてから失踪するまでの記事を含む。「時楊駿為太傅、使伝迎之問訊、不答。駿遣以一布袍、亦受之出門、就人借刀断袍、上下異処置於駿門下、又復斫碎之。時人謂為狂、後乃知駿当誅斬、故為其象也。駿録之不放去。登乃卒死。駿給棺埋之於振橋、後数日有人見登在董馬坡」。ただし版本によつてはこの記事を含まず、『晋書』孫登伝とほぼ同内容のものがある(後述)。

(一五) 江蘇本・台湾本は「大典本、明抄本作妄」八字を増す。

(一六) 『漢魏叢書』所収『神仙伝』卷六孫登伝に「駿録之不放去。登乃卒死。駿給棺埋之於振橋」とある。他方、四庫全書所収『神仙伝』孫登伝のように、『晋書』孫登伝とほぼ同じ内容載せるのみで、楊駿が登場せず孫登が「卒死」したとする記述もない版本もある。『神仙伝』は『隋書』経籍志二によれば全一〇卷、晋の葛洪かこう(抱朴子)撰。現行本(四庫全書所収の汲古閣系統本と清の王謨わうもが校正した『漢魏叢書』別史本に大別される)も全一〇卷だが、いずれの系統も明末以降に現れた輯佚本である。

(一七) 楊駿は字文長、弘農華陰の人。『晋書』卷四〇に伝あり。武帝の武悼楊皇后ぶたうようこうごうの父として武帝期から重用され、惠帝即位後は太傅・大都督など別格の地位を与えられ、外戚専制の状況を現出した。賈后けうごの勢力伸長を抑えようとしたが、逆に賈后の意向を受けた惠帝の詔書によつて誅すべき反逆者とされ、楚王瑋すゐんに攻められ敗死した。

(一八) 江蘇本・楊守敬集・台湾本は『注』として「駿後尋亡矣（楊駿はのちに続いて滅んだ）」五字を増す。楊守敬集・台湾本はさらに、『疏』として「守敬按、自昔孫登以下至此、鈔變神仙伝文（楊…「昔孫登」からここまでの記述は、書写される過程で『神仙伝』の文章が変じたものである）」一七字を増す。

(一九) 台湾本は「振」を「張」に作る。

(二〇) 前注（一六）参照。

(二一) 太后（皇太后）は楊駿のむすめ、武悼皇后楊芷ようし。『晋書』卷三二后妃伝にみえる。惠帝の生母である從姉（武元楊皇后）の臨終時の指名によって武帝の二番目の皇后となる。楊駿が敗死したあとは庶人身分に貶されたうえで永寧宮（皇太后の居所）に幽閉され、絶食死させられた。

(二二) 戴は「折楊之応也」に作る。

(二三) 『搜神記』は『隋書』経籍志二によれば三〇卷本だが、現行の『搜神記』は輯佚本であり、明代に刊行された八卷本と二〇卷本の系統に大別される。『稗海全書』『漢魏叢書』等に収められる八卷本（唐以降の作とされる）には「折楊柳」条がなく、千宝の原著を比較的よく伝えるとされる『秘冊彙函』本に基づく二〇卷本には「折楊柳」条があるため、熊の（および注（九六）でみる楊の）参照した「今本『搜神記』」は前者であった可能性がある。なお、近年の輯佚本である李劍国輯校『古体小説叢刊 新輯搜神記・新輯搜神後記』（中華書局、二〇〇七）所収の『新輯搜神記』卷一四には「折楊柳」条が収められている。

(二四) 『御覽』卷五七三歌四に「搜神記(中略)、又曰、太康末、京洛始為折楊柳之歌、有兵車辛苦之辭。後楊駿被誅、太后幽死。折楊之応也」とある。西晋期のこれとは別に、「折楊柳」は『樂府詩集』では漢横吹曲(卷二一)に分類され、「漢横吹曲、二十八解、李延年造。魏晋已来、唯伝十曲」とあり、「折楊柳」はそのうちの一曲とされる。

(二五) 江蘇本は「守敬按、殘宋本・大典本並作累」一二字を増す。台湾本は「守敬按、殘宋・黄本並作累」一〇字を増す。

(二六) 朱齡石・朱超石兄弟は沛郡沛県はの人。代々武将を出す家柄であったが、兄弟とも文書行政に習熟していた。『宋書』卷四八・『南史』卷一六に伝あり。義熙一二(四一六)年の劉裕の北伐には齡石は左將軍として従い、劉裕の子劉義真が長安から建康へ呼び戻されると齡石は関中を守ったが、赫連夏かくれんかの侵攻により長安を離れ、敗北し長安に送られて処刑された。超石も義熙一二年の劉裕の北伐に従った。劉裕の建康帰還後に関中が動乱をきたすと超石は人心の慰勞のために河・洛地域に遣わされたが、長安から撤退する齡石と合流し、最後は兄とともに長安で処刑された。朱超石の「兄に与うるの書」は一六二頁注(二六)参照。

(二七) 底本・楊守敬集・台湾本は「注」一字がない。江蘇本に従う。『玉海』卷一七二漢石橋の条に「水経注穀水(中略)、朱超石与兄書云、橋去洛陽宮六七里、悉用大石、下員以通水、可受大舫過。題其上云、太康三年十一月初就功、日用七万五千人、至四月末止」とある。

(二八) 底本・台湾本は「奇」一字を脱する。江蘇本・楊守敬集に従う。

(二九)『晋書』武帝紀泰始一〇年条に「冬十一月、立城東七里澗石橋」とある。

(三〇)酈食其は秦末漢初、陳留高陽の人。楚漢戰爭期に劉邦せいかくの説客として各地の諸侯に使いし、漢の勢力拡大に貢献した。陳留の県令を説得し無血で陳留を下した功績によって広野君に封じられる。のち斉王田広を説得して漢に帰順させるが、その直後に韓信が斉に侵攻し、怒った田広によって煮殺された。『史記』卷九七および『漢書』卷四三に伝あり。『水経注』では他に、卷二四『睢水注』の冒頭に「睢水出陳留県西、(中略)又東逕高陽故亭北、(中略)有漢広野君廟碑」とあり、偃師だけでなく酈食其の出身地にも廟碑があったと記される(『水経注碑録』は、陳留の方の「広野君碑」は墓碑であるとする)。

(三一)趙が『水経注釈附録』巻上で指摘する通り、「(河川が)すぎる」という意味の文字を、『経』は原則として「過」に作り、「注」は「逕」に作る。

(三二)殿本『水経注』目録に付された戴震らの「序」によれば、「原本」は永樂大典本が依拠した宋本、「近刻」は朱謀埠本を指す。

(三三)底本・江蘇本は「東」を「有」に作る。楊守敬集・台湾本に従う。

(三四)二八〇頁に「穀水又東、屈南、逕建春門石橋下。即上東門也」とあり、二八五頁に「自樂里道屈而東、出陽渠」とある。それを併せてこの疏文となっている。

(三五)『史記』卷九七酈食其伝に「於是遣酈生行、沛公引兵随之、遂下陳留。号酈食其為広野君」とある。広野は県

名としては『史記』『漢書』等にみえない。『紀要』卷三三きんや鉅野県・咸亭の条に「広野亭、在県東北。韋昭曰、山陽有広野亭。沛公以酈食其為広野君、即此」とある。

(三六) 成公綏は字子安、西晋の東郡白馬の人。『晋書』卷九二文苑伝に伝あり。同伝に「所著詩賦雜筆十余卷行於世」とある。文才によつて張華に重んじられ、博士・秘書郎・秘書丞・中書郎などを歴任した。張華とともに武帝の詔を受けて詩賦を作り、また賈充らとともに法律の制定に参与した。泰始九(二七三)年に四三歳で没した。

(三七) 『隋志』中・偃師県の条に「旧廢、開皇十六年置。(中略)有首陽山・酈山・乾脯山」とある。王景森ほか主編『偃師県志』(生活・読書・新知三聯書店、一九九二)卷四地貌・山脈には「酈山」もしくは「(偃師)西山」は立項されていないが、首陽山と同じくほうざん邙山系(現在の県城の西北方面)の山峰であろうと考えられる。

(三八) 江蘇本は「即」を「在」に作る。

(三九) 戴は微波榭しや叢書本では「面」を「嚮」に作る。

(四〇) 『水経注碑録』は、列侯は郡守に並ぶ地位なので、広野君廟(酈食其廟)の前には石人の「亭長」が置かれたのだとする。ただし、『漢書』百官公卿表上・県令長の条には「列侯所食県曰国」とあり、列侯の封地が相当する行政単位は県である。

(四一) 江蘇本は「訛」を「脱」に作る。

(四二) 五校本にはない。

(四三) 『隋書』 經籍志四に「晋著作郎成公綏集九卷。殘欠。梁十卷」とある。

(四四) 五校本では「文字」と「厥集矣」の間に「中尉曰、有脱語。当是載字」と注する。

(四五) 底本・楊守敬集・台湾本は「貽」に作る。江蘇本に従う。

(四六) 孫詒讓『札迻』卷三・水經鄆道元注、穀水注の条に「案、文字厥集、義難通。字当作存、形近而誤」とある。『水經注碑録』は朱の意見に賛同しつつも、ただ「載」を「字」と誤って作つたとするのはあたらず、「存」もしくは「在」の誤りであろうとする。

(四七) その経緯は『史記』殷本紀によれば次のようにある。盤庚は殷の第一九代の王。都を徙来置かれていた河北(黄河の北)から河南(黄河の南)に遷し、さらに初代成湯の故居に遷り、五回も遷居して定住しなかつた。殷の人々はこれを恨み遷居を望まなかつたので、盤庚は諸侯大臣らに告諭し、ついに河南に遷つて亳の地に都を置いた。

(四八) 戴は微波榭叢書本では「自」を脱せず、「自此始也」に作る。

(四九) 『尚書』盤庚上冒頭の小序に「盤庚五遷將治亳殷、民咨胥怨、作盤庚三篇」とあり、その孔穎達疏に「鄭玄云、商家自徙此而号曰殷。鄭以此前未有殷名也」とある。

(五〇) 『御覽』卷八三帝の条に「帝王世紀曰、帝盤庚徙都殷、始改商曰殷」とある。

(五一) 卷九『洹水注』に「洹水出山、東逕殷墟北。竹書紀年曰、盤庚即位、自奄遷于北蒙曰殷」とあり、これに対する楊の疏文に「汲冢古文曰、盤庚遷于北蒙、曰殷虛、南去鄴三十里」とある。

(五二) 『漢志』上・偃師県の条に「尸郷、殷湯所都」とある。また、「河南偃師商城Ⅳ区一九九六年発掘簡報」(『考古』一九九九年一二)に、偃師商城遺址において「尸郷溝」に比定される遺跡(幅六〇〜七〇メートル)の発見に関する報告がある。

(五三) 『統漢志』一 偃師県の条に「有尸郷、春秋時曰尸氏」とあり、前の句に付された劉昭注に「帝王世記曰、尸郷在県西二十里」とある。

(五四) 『括地志』卷三 偃師県の条に「亳邑故城在洛州偃師県西十四里、本帝嚳之墟、商湯之都也」とある。

(五五) 『清一統志』全三種(乾隆九年勅撰本〈全三五六卷〉)卷一三三・乾隆二九年勅撰本〈全四二四卷〉)卷一六三・嘉慶重修本〈全五六〇卷〉)卷二〇六)いずれにも、亳城の条に「在偃師県西。亦曰尸郷。(中略) 県志、今県西十里新塞鋪、即故尸郷」とある。ここでいう『県志』が楊のいう『偃師県志』にあたりとみられるが、乾隆九年以前のどの時期の『偃師県志』を指すのか未詳。

(五六) 『尚書』胤征冒頭の経文「湯始居亳」に対する孔穎達疏に「鄭玄云、亳今河南偃師県、有湯亭」とある。

(五七) 前注(五三)所掲の『統漢志』一 偃師県の条の「偃師」に付された劉昭注に「皇覽曰、北有寧繇祠。又曰、有湯亭、有湯祠」とある。『皇覽』は早期の類書、三国魏の繆襲等撰。『魏志』文帝紀・黄初七年条に「初、帝好文学、以著述為務、自所勒成垂百篇。又使諸儒撰集経伝、随類相従、凡千余篇、号曰皇覽」とある。

(五八) 江蘇本・楊守敬集は「薄」一字を脱する。薄は亳に通じる。

(五九) 前掲の『漢志』上・偃師県の条に「偃師、尸郷、殷湯所都。莽曰師成」とあり、これに対する顔師古注に引かれる臣瓚注には「湯居亳、今濟陰縣是也」とある。一方、『史記集解』封禪書および『漢書』郊祀志上に引かれる「亳」の地に関する臣瓚注には、「濟陰薄県是(也)」とある。歴代の「濟陰」は基本的に郡名であるので、本来は「県」の前に「薄」があったとみられる。

(六〇) 卷二三『獲水注』ではなく同卷『汜水注』に、「椒拳云、商湯有景亳之命者也。闕駟曰、湯都也。(中略)皇甫謐以為考之事実、学者失之。如孟子之言湯居亳、(中略)即孟子之言是也」とあり、これに対する楊の疏文に「以上帝王世紀文、引見御覽一百五十五。自皇甫士安立此說、而故書雅記皆可疑」とある。『史記』殷本紀によれば、湯王は亳から出て夏王朝を伐ち、また亳に帰還したとされ、前出の『漢志』および顔師古注によれば、湯王は偃師の尸郷に殷王朝最初の都である亳を置いたことになるが、西晋の皇甫謐『帝王世紀』によれば、殷王朝の亳には北亳・南亳・西亳があり、偃師は西亳であるとされる。なお、一九八五年に偃師市西部の尸郷溝から発見された古代城址は、湯王の都(偃師西亳)と主に考えられてきたが、松丸道雄「関于偃師商城和伊尹關係的仮説」(『三代考古』三、二〇〇九)は、伊尹の城址ではないかとする見解を提示した。『訳注 洛水・伊水篇』二六一頁参照。

(六一) 『晋太康記』はおそらく『太康地志』をいう。『太康地志』は『太康地記』とも称され、『旧唐書』経籍志上には「地志五卷、太康三年撰」とある。佚文となり、清の畢沅ひげんによる輯本一卷がある。『地道記』はおそらく『晋書地道記』をいう。『晋書地道記』は晋の王隱の撰。佚書であるが、清の王謨の輯によるものが『漢唐地理書鈔』に、畢

沉の輯によるものが『経訓堂叢書』さらには『叢書集成初編』に収められている。

(六二) 趙は朱の記す「晋太康地理記」について、『刊誤』において「一清按、晋太康下落記字、地理記当作地道記。兼引二書、故曰並言也」と指摘する。

(六三) 田横は戦国斉の王族田氏の末裔。楚漢抗争期に斉を治めて称王した田儋の従弟。田儋の死後数代を経て田横も斉王の地位に就くが、項羽を滅ぼした劉邦による誅殺を恐れて海中の島に逃れる。劉邦に招聘されて洛陽へ向かう途上で自害した。『史記』卷九四田儋伝に「田横迺与其客二人乘伝詣雒陽。未至三十里、至戸郷既置。横謝使者曰、(中略)遂自剄、令客奉其頭」とある。

(六四) 『続漢志』一 醫師県の条に「有戸郷、春秋時曰戸氏」とある。

(六五) 『左伝』昭公二六年五月条に「劉人敗王城之師于戸氏」とあり、杜預注に「劉人、劉彘之属。王城、子朝之徒。戸氏が鞏県西南偃師城」とある。

(六六) 国家文物局主編『中国文物地図集 河南分冊』(中国地図出版社、一九九一)に洛陽・偃師における古墓群の分布が示されている(王弼墓の位置は載せられていない)。また、洛陽市地方史志編纂委員会編『洛陽市志』第一四卷文物志(中州古籍出版社、一九九五)には洛陽・偃師における漢魏晋北朝期の墓葬の特徴が解説される。

(六七) 袁氏『王陸詩叙』については、『水経注引書考』も「袁氏未詳其人」とする。

(六八) 朱は「左若有民居者」を「左右民居者」に作り、『箋』に「異苑作左右若有民居、無者字」とある。中華書局

本『異苑』（范寧ほか校点『古小説叢刊 異苑・談藪』、一九九六）巻六「晋清河陸機初入洛」の条には「左若有民居」とある。劉敬叔『異苑』は現在一〇巻本のテキストが伝わり、明の万曆一六年に発見された北宋代の抄本に基づくとされるが、現行本のうち六〇条あまりは明末出版時の増補だと考えられている。博物的な話題、人々の死の予兆に関する話、民間信仰に関する記述が多いが、劉宋の志怪小説としては仏教に関する話が非常に少ない。劉敬叔は晋宋期の人。劉宋の給事黄門郎などを歴任し、明帝の泰始年間に卒したとみられる（参考・佐野誠子『搜神記・幽明録・異苑他（中国古典小説選二巻 六朝）』（明治書院、二〇〇六）所載「六朝志怪について」）。

（六九）台湾本は「今摠訂」三字を増す。

（七〇）『類聚』巻七九神・『御覽』巻八八四鬼下・『広記』巻三一八陸機の条（以下、これら三書の出所は同じ）はいずれも「道左若有民居」に作る。

（七一）江蘇本・台湾本は「類聚・広記引異苑作投、御覽引作逗」一四字を「大典本・残宋本作逗」八字に作る。段『校記』は、「『類聚』の汪紹楹校本では『逗』に作る。この句は楊の按語であるが、今は台湾本に依拠して削除し、『大典本・残宋本は『逗』に作る』に改めた」としている。

（七二）『類聚』・『御覽』は「逗」に作り、『広記』は「投」に作る。

（七三）（前注（六八）で示した）中華書局本『異苑』は「前致一弁」に相当する句がない。

（七四）底本はここに「機」一字があるが、消している。

(七五) 五校本は「前至一弁文」に作る。

(七六) 江蘇本は「省會」二字を脱し、台湾本は「省會」二字を削除する。

(七七) 江蘇本・台湾本は「戴有」二字を増す。

(七八) 江蘇本・台湾本は「類聚・御覧・広記引異苑」九字を「大典本・残宋本」六字に作る。

(七九) 『類聚』『御覧』『広記』はいずれも「逆旅」二字がある。なお、この三書はいずれも「税駕逆旅」を「税驂逆旅」に作る。

(八〇) 江蘇本・台湾本は「戴作止」三字を増す。

(八一) 江蘇本・台湾本は「類聚・御覧引異苑」を「大典本・残宋本並作止」に作る。段『校記』は「『御覧』は『異苑』を引いて『止』に作る」について、「影宋本では『正』に作る。(老女は) 晋の時代の人であるから『正』に作っても意味があった」とし、次いで「台湾本に依拠して(『類聚御覧引』以下を) 改める」としている。

(八二) 『類聚』は「止」に作り、『御覧』は「正」に作る(『広記』には相当する字がない)。

(八三) 『魏志』卷二八鍾会伝の末尾に「初、会弱冠与山陽王弼並知名。弼好論儒道、辞才逸弁、注易及老子、為尚書郎、年二十余卒」とある(これに対する裴松之注に、西晋の何劭しやうによる詳細な王弼伝が引かれる)。

(八四) 『寰宇記』卷五偃師県の条に「王弼墓在具南三里」とある。

(八五) 明の弘治年間に編纂された『偃師県志』に陳思忠という撰者による「故奉訓大夫秘書監丞陳公墓碣」という

文章が収められており、その内容および名前からすると、元の至正六年に大都で没し偃師に埋葬された墓主「陳公（陳用忠）」と同世代の同族（本貫が偃師にある）ではないかと思われ、この人物が「弼墓碑記」の撰者でもある可能性が高い。同じく弘治年間『偃師県志』の卷三に収められる陳思忠撰「偃師伯王輔嗣墓記」という文章に「惟邑城東距三里有塚」という記述があり、これが楊疏のいう「弼墓碑記」に相当すると思われる。なお、『桑原隲藏全集』（岩波書店、一九六八）第五卷所収「考史遊記」に、一九〇七年長安へ向かう旅行の際に王弼の墓を過ぎた旨の記述と図版がある。

（八六）前注（五五）の通り『清一統志』には三種あるが、嘉慶重修本卷二〇七陵墓・魏王弼墓の条には「在偃師東三里。按、弼墓所在伝聞不一。水経注謂在戸郷、今新寨即戸郷、故地在県之西。寰宇記又以為在県南、而元陳思忠撰弼墓碑記、則以為在偃師県治東三里許旧有祠。其説較為可拠」とある。王景森ほか主編『偃師県志』（生活・読書・新知三聯書店、一九九二）卷二八文物・古陵墓によれば、王弼墓は偃師老城の東一キロメートルにあったが、碑および墓はいずれも一九五八年に壊されたという。

（八七）江蘇本は「趙同」を「同趙」に作る。台湾本は「同」を脱する。

（八八）本箇所以降のテキスト理解のため、「空も原野も暗く土煙に覆われ、雲が群がって太陽を覆い」に相当する八字を各本ごと併記する。

『注』・全・趙・空野昏霾雲攢蔽日

朱 ……空野昏霾雲攢蔽日〔昏〕字の下の『箋』に「異苑衍昏字」、〔攢〕字の下の『箋』に「異苑有木字」とある。

戴 ……空野霾雲攢木蔽日

『異苑』 ……空野霾雲拱木蔽日（中華書局本による）

（八九）前注のとおり、全は五校本・七校本とも「攢」の下を「蔽」字に作る。

（九〇）「空野昏霾、雲攢蔽日」の二句について、『類聚』は「空野霾雲、拱木蔽日」に作り、『御覽』『広記』は「空野霾雲、拱木蔽日」に作る。

（九一）底本は「注」を「法」に作る。江蘇本・楊守敬集・台湾本に従う。

（九二）『漢書』卷五七上・司馬相如伝上に引く「子虚賦」の句「攢立叢倚、連卷櫛儷」に対する顔師古注に「攢立、聚立也。叢倚、相倚也」とある。「子虚賦」は『文選』卷八旼獵中・司馬長卿（相如）「上林賦」と共通する内容が多いが、「上林賦」本文中にも「攢立叢倚」の句があり、これに対する李善注には「蒼頡篇曰、攢、聚也」とある。

（九三）『晋書』卷五四陸雲伝に「初、雲嘗行、逗宿故人家、夜暗迷路、莫知所從。忽望草中有火光、於是趣之。至一家、便寄宿、見一年少、美風姿、共談老子、辞致深遠。向曉辞去、行十許里、至故人家、云此数十里中無人居、雲意始悟。却尋昨宿処、乃王弼家。雲本無女字、自此談老殊進」とある。

（九四）五一六頁に「偃師西山」とあるが、本条の直前の記事に「山」に関する記載はない。

(九五) 吳山は、『抱朴子・列仙伝・神仙伝・山海経』（平凡社、一九六九）所収の沢田瑞穂訳『列仙伝』「祝鷄翁」条の注が述べるところの、江蘇省呉県西南にある山か。

(九六) 『搜神記』版本および楊のいう「今本『搜神記』」については五二九頁注(二三)参照。『神海全書』『漢魏叢書』等に収められる『搜神記』八巻本および『秘冊彙函』本に基づく『搜神記』二〇巻本いずれも「祝鷄翁」条はない。前注(二三)所掲の『新輯搜神記』は巻一に「祝鷄翁」条を立て、解題に「本条水経注巻一六穀水引、出搜神記、摭輯。原出列仙伝巻上、視此較詳。案、旧本未輯。汪紹楹輯入搜神記佚文」とある。『列仙伝』巻上・祝鷄翁の条には「祝鷄翁者、洛人也。居戸郷北山下、養鷄百余年。鷄有千余頭、皆立名字。暮棲樹上、昼則散之。欲引呼名、即依呼而至、売鷄及子得千余万、輒置錢去、之呉作養魚池。後升呉山、白鶴孔雀数百、常止其傍云」とある(この後、八句の四言詩が付される)。「列仙伝」は劉向の撰とされる。上下二巻(『隋書』経籍志二では二巻本と三巻本がある)。約七〇人の仙人の伝記と論贊を収める。

(九七) 『類聚』巻九一鷄の条に「列仙伝曰、祝鷄公者(下略)」、『御覧』巻九一八鷄の条に「列仙伝曰、祝鷄翁者(下略)」、『広記』巻四六一、祝鷄公の条の末尾に「出列仙伝」とあり、『事類賦注』巻一八禽部一「戸郷之養」の注に「列仙伝曰、祝鷄翁者(下略)」とある。

(九八) 中華書局本『列仙伝』(王叔岷撰『列仙伝校箋』二〇〇七)巻上・祝鷄翁の条および『類聚』『広記』とも「百余年」に作る。『御覧』『事類賦』は当該箇所を脱する。

(九九)『寰宇記』卷五偃師県の条に「尸郷、劉澄之永初山川記云、尸郷有石室、有仇生者居焉。又云、祝雞翁者洛陽人、居尸郷山下、養雞百余年」とある。劉澄之は劉宋の宗室(劉裕の族弟の子)。「宋書」卷一〇順帝紀・卷五一劉遵考伝等に名前がみえる。驃騎長史・南子州刺史を歴任し、南斉の時、都官尚書に至った。『永初山川古今記』二〇卷・『司州山川古今記』三卷を著した(『隋書』經籍志二)。本箇所という『永初山川記』は『永初山川古今記』の別称であろう。「永初」は劉宋武帝の元号(四二〇～四二二)。劉澄之が撰した地理書の逸文は、清・王謨輯『漢唐地理書鈔』に収められている。

(一〇〇)「按、此下不言陽渠水入穀之處、有脱文」は七校本にはあるが、五校本にはない。「且原流分合、多有錯誤、無從考正」に相当する文章は五校本・七校本ともないが、疏文はこれを全の注釈として引いているため、訳文ではそれに従う。

(一〇一) 趙『水経注釈』に「全氏曰、此下不叙陽渠水入穀之處、疑有脱文。且原流分合、多有錯誤、無從攷正。一清按、洛水篇、經云、又東至偃師城南。注云、洛水又北、陽渠水注之、則陽渠水於偃師城南、由穀入洛」とある。これに鑑みれば、『疏』の「全云」から「無從考正」までの箇所は、全の校本に直接依ったのではなく、趙のこの注釈から孫引きされた可能性がある。傍線部について、卷一五『洛水注』の『經』に「又東過偃師県南」とあり、これに対する『注』に「洛水又北、陽渠水注之」とある。

(一〇二) 卷一五『洛水注』に「洛水又北、陽渠水注之」とある。

穀水はさらに東に向かい、偃師城の南を過ぎる。

楊・両漢・魏・晋「前出の袁氏『王陸詩叙』は、陸機が初めて洛陽に入った時、河南の偃師まで来たと称している。陸機の洛陽入りは太康年間（二八〇～二九〇）末であったことを考えると、西晋の初めには偃師県は置かれていたのである。『晋志』は（偃師県の条を）脱している。」においては、偃師県は河南郡に属していた（一）が、晋代には除かれた。すなわち、今の偃師県の治所である。

皇甫謐は、「帝嚳は都を亳に作ったが、偃師がそれである」という。

楊・『史記』五帝本紀の集解は皇甫謐の説を引く（二）。『御覧』巻一五五もまた引く（三）。

王莽の時のいわゆる師氏（県）である。

孫星衍は「現行の『漢志』は『師成』（四）に作るが（五）、錢坫は『師成』に作るの誤刻であるとする（六）。それが正しい」という（七）。

穀水はまた東に流れ、洛水に注ぐ。

熊・現在、穀水は澗水に合流し、洛陽県の西南において洛水に入る。これがすなわち、『禹貢』の「澗水」が洛水に入る道である（八）。このことは『洛水注』にもみえる（九）。

- (一) 偃師(偃師) 県は、『漢志』上では河南郡の条に、『統漢志』一では河南尹の条に属する。一方、『晋志』に偃師 県はみえない。だが同書惠帝紀の太安二(三〇四)年九月条に「甲申、帝軍于芒山。丁亥、幸偃師」とあり、少なくともこの時期は芒山(洛陽)に近接して偃師の地名があったとみられる。『寰宇記』卷五偃師県によれば同県は「晋併入洛陽」とあり、『紀要』卷四八偃師には「秦属三川郡。漢置県、属河南郡。晋並入洛陽。隋開皇十六年、復置」とある。すなわち、漢代以来の洛陽・偃師二県は、晋代に洛陽一県として統合されたという。
- (二) 『史記』卷一・五帝本紀「帝嚳高辛者、黄帝之曾孫也。(中略)至高辛即帝位」に対する集解に「皇甫謐曰、都亳、今河南偃師是」とある。
- (三) 『御覽』卷一五五叙京都上に「帝王世紀曰、(中略)帝嚳氏都宅(亳)、今河南偃師是也」とある。
- (四) 江蘇本は「成」を「城」に作る。
- (五) 『漢志』上・偃師県の条に「尸郷、殷湯所都。莽曰師成」とある。
- (六) 錢坫『新鞫注、地理志』卷四「偃師尸郷、殷湯所都。莽曰師氏」の条に「本或作師成、誤刻也」とある。錢坫(一七四四〜一八〇六)は錢大昕の甥。江蘇嘉定の人。字は猷之。知乾州となった。訓詁・地理学にすぐれ、その著作には『史記補注』『新鞫注地理志』『十經文字通正書』などがある。書家としても有名であった。
- (七) 「孫星衍曰……是也」の出所は未詳。王『校本』は孫星衍の手校本『水経注』を合校の一本として用いているが、孫校本は刊本としては世に出なかつたようである。日比野丈夫「孫星衍の水経注研究」(『東洋芸林論叢』平凡社、

一九八五）によれば、孫の手校原本は第二次世界大戦前までは存在していたとされ、また、同治年間に徐士怡しという人物が孫の手校原本を臨摹したものが広州の広東省立中山図書館に所蔵されているという。

(八) 『漢志』上・新安県の条に「禹貢澗水在東、南入雒」とある。胡渭『禹貢錐指』卷八にも「漢志弘農新安県下云、禹貢澗水在東、南入雒」とある。

(九) 卷一五『洛水注』に「地記曰、洛水東北過五零陪尾北、与澗・灋合」とあり、これに対する疏文に「洛誥称、我卜澗水東、灋水西、惟洛食。則澗水在王城西入洛、灋水在王城東入洛、至西漢猶然。班志新安下云、澗水在東、南入雒、澗水与穀水合流。(中略) 水経、澗水出新安県東南入洛、然謂穀水東過河南県北、東南入洛、澗・穀下流、必会灋水」とある。